

平成 21 年

第 2 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 21 年 2 月 24 日

閉会：平成 21 年 3 月 16 日

柳川市議会

第 2 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 24 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
2 月 25 日	水	考 案 日	
2 月 26 日	木	本 会 議	議案質疑
2 月 27 日	金	考 案 日	
2 月 28 日	土	休 会	
3 月 1 日	日	休 会	
3 月 2 日	月	本 会 議	一 般 質 問
3 月 3 日	火	本 会 議	一 般 質 問
3 月 4 日	水	本 会 議	一 般 質 問
3 月 5 日	木	委 員 会	
3 月 6 日	金	委 員 会	
3 月 7 日	土	休 会	
3 月 8 日	日	休 会	
3 月 9 日	月	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 10 日	火	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 11 日	水	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 12 日	木	事務整理日	
3 月 13 日	金	事務整理日	
3 月 14 日	土	休 会	
3 月 15 日	日	休 会	
3 月 16 日	月	本 会 議	採決・閉会

第 2 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

議 案	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 4 号	平成20年度柳川市一般会計補正予算（第 4 号）について	21.03.16	原案可決
議 案 第 5 号	平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	21.03.16	原案可決
議 案 第 6 号	平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	21.03.16	原案可決
議 案 第 7 号	平成20年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	21.03.16	原案可決
議 案 第 8 号	平成21年度柳川市一般会計予算について	21.03.16	原案可決
議 案 第 9 号	平成21年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	21.03.16	原案可決
議 案 第 10 号	平成21年度柳川市老人保健特別会計予算について	21.03.16	原案可決
議 案 第 11 号	平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	21.03.16	原案可決
議 案 第 12 号	平成21年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	21.03.16	原案可決
議 案 第 13 号	平成21年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	21.03.16	原案可決
議 案 第 14 号	平成21年度柳川市下水道事業特別会計予算について	21.03.16	原案可決
議 案 第 15 号	平成21年度柳川市水道事業会計予算について	21.03.16	原案可決
議 案 第 16 号	柳川市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について	21.02.26	原案可決

議案 第17号	市道路線の認定、変更認定及び廃止について	21.03.16	原案可決
議案 第18号	柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について	21.03.16	原案可決
議案 第19号	福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約の変更について	21.02.26	原案可決
議案 第20号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について	21.02.26	原案可決
議案 第21号	花宗太田土木組合の共同処理する事務の変更及び花宗太田土木組合規約の変更について	21.02.26	原案可決
議案 第22号	人権擁護委員候補者の推薦について	21.02.26	原案同意
議案 第23号	柳川市農業委員会委員の推薦について	21.02.26	同意
議案 第24号	柳川市農業委員会委員の推薦について	21.02.26	同意
議案 第25号	柳川市農業委員会委員の推薦について	21.02.26	同意
議案 第26号	柳川市農業委員会委員の推薦について	21.02.26	同意
議案 第27号	大橋恭三議員の議員辞職勧告決議について	21.02.24	原案可決
議案 第28号	介護保険料の徴収方法等に関する意見書について	21.03.16	原案可決

選 挙

	案 件	議 決 日	結 果
選挙 第2号	福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	21.02.24	当 選

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 18 号	古畳の焼却処分の合理化についての請願書	21.03.16	採 択
請 願 第 19 号	介護保険料の徴収方法等に関する請願書	21.03.16	採 択

そ の 他

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について	21.03.16	決 定
-------------------------------------	----------	-----

柳川市議会第2回定例会会議録

平成21年2月24日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
22番	藤 丸 正 勝	23番	木 下 芳二郎
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	龍 益 男		

2.欠席議員

21番	大 橋 恭 三
-----	---------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	恵	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	均
人	事	高	田		郎
総	務	櫻	木	重	厚
企	画	樽	見	孝	信
財	政	石	橋	真	則
税	務	武	藤	義	剛
健	康	川	口	敬	治
福	祉	木	下	正	司
学	校	成	清	一	巳
建	設	横	山	英	廣
農	政	成	清	博	眞
水	路	安	藤	和	茂
	課				彦

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(平成20年10月、11月、12月分)

(2) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議会運営委員会委員の選任について

追加日程(4) 議案第27号 大橋恭三議員の議員辞職勧告決議について

日程(5) 議案第4号 平成20年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について

議案第5号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第6号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議案第7号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程(6) 議案第8号 平成21年度柳川市一般会計予算について

議案第9号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第10号 平成21年度柳川市老人保健特別会計予算について

議案第11号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第12号 平成21年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第13号 平成21年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第14号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計予算について

議案第15号 平成21年度柳川市水道事業会計予算について

日程(7) 議案第16号 柳川市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

議案第18号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について

議案第19号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合同規約の変更について

議案第20号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

議案第21号 花宗太田土木組合の共同処理する事務の変更及び花宗太田土木組合同規約の変更について

議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程(8) 議案第23号 柳川市農業委員会委員の推薦について

日程(9) 議案第24号 柳川市農業委員会委員の推薦について

- 日程（10） 議案第25号 柳川市農業委員会委員の推薦について
日程（11） 議案第26号 柳川市農業委員会委員の推薦について
日程（12） 選挙第2号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程（13） 請願について
- 1 請願第18号 古畳の焼却処分の合理化についての請願書
 - 2 請願第19号 介護保険料の徴収方法等に関する請願書

午前10時1分 開会

議長（龍 益男君）

おはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから、平成21年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

会議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（石田宝藏君）（登壇）

皆さんおはようございます。

今日は、平成21年第2回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用のところ御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、12月定例会以降の重立った事柄について御報告をさせていただきます。

まず、議員の皆様御承知のように、本年1月20日、市内の西鉄柳川駅前の飲食店で暴力団員が銃撃されるという、あってはならないショッキングな事件が発生をいたしました。今回の事件は、周辺住民のみならず、全市民に与えた影響ははかり知れず、観光シーズンを前にした観光都市柳川のイメージダウンにもつながるものと心配をいたしました。

そこで、「一刻も早い対策を」という思いから、1月23日に市と柳川警察署並びに市民関係団体で構成する「安全・安心まちづくり推進協議会」を緊急に開催いたしました。会議では、市民の安全・安心を確保するために、暴力団等を追放する条例の制定や、市役所に警察官OBを相談員として配置する考えを述べるとともに、暴力団等を追放する総決起大会の開催や、同協議会会員が情報を共有するための携帯電話によるメール配信、見守り隊など、ボランティア団体への支援の5項目について決定をいたしました。

また、1月30日の第1回臨時会におきましては、議員各位の御理解のもと、暴力団及び暴

力団関係団体を根絶し、暴力団事務所等の進出を防止し、市民生活の安全と平穏を守ることを目的とする「柳川市暴力団等追放推進条例」を制定することができました。議員各位には、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げます。

さらに2月10日には、柳川市民会館において、市民と警察と行政が連携して、本市における暴力団等追放推進運動の活性化を図るために「柳川市暴力団等追放緊急総決起大会」を開催いたしました。大会は平日の昼間にもかかわらず、1,000人を超える市民の皆様にご参加をいただき、「暴力団のいない安全で安心できるまち 柳川市」の実現に向けて邁進することを決議していただきました。また、暴力団に対し「恐れない、お金を出さない、利用しない、根絶を目指して団結する」との大会宣言を採択し、大会終了後には西鉄柳川駅前では啓発チラシの配布や大会宣言の読み上げなどの街頭啓発を行いました。市民の皆様の暴力団等追放への強い思いをひしひしと感じる意義ある大会であったと考えております。安全で安心して暮らせる柳川市を取り戻すためには、こういった市を挙げての取り組みが大事であり、今後も議員各位を初め市民の皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

次に、災害時医療救護活動訓練について御報告をいたします。

柳川山門医師会との間に昨年11月28日、「柳川市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」の締結式を行いました。この協定書締結に基づきまして、2月4日に大規模災害に備えた初の災害時医療救護活動訓練を柳川山門医師会の御協力をいただき実施をいたしました。訓練では、バス転覆事故と有毒ガス流出事故で多数の負傷者が出た災害を想定し、負傷者の緊急度に応じた医療施設への搬送や治療の優先順位を決定するトリアージを実施いたしました。あってはならない大規模災害ですが、医師会を初め関係者の皆様とともに、医療救護活動に対する万全を今後とも尽くしてまいりたいと考えております。

次に、国等に対する要望活動について御報告をいたします。

まず、1月20日に総務省及び地元選出国会議員に対し、本市のクリークの維持管理や農漁業生産基盤の整備などの特殊事情に要する多額の経費を勘案した本年度の特別交付税について配慮いただくよう要望を行いました。また、翌日の1月21日には筑後川下流域農業開発事業促進協議会において、総務省に対し、市町負担金に係る普通交付税の算入率のアップについて要望活動を行いました。

最後に、私が会長を務めております福岡県土地改良事業団体連合会総会を初め、山門保健所運営協議会並びに柳川市水田農業推進協議会臨時総会、白秋生家保存会臨時理事会を開催いたしております。

以上、簡単ではございますが、これで行政報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

以上をもって諸般の報告を終了します。

日程に入ります前に、議席の一部変更を行います。

山田奉文議員の議席を会議規則第3条の規定により、14番から28番に変更したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、ただいま申し上げましたとおりの議席番号と決定いたします。

以上をもって議席の一部変更についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程1 議会運営委員長報告について。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成21年第2回柳川市議会定例会の会期日程等について、2月23日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日2月24日から3月16日までの21日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、25日は考案日、26日を議案質疑、27日は考案日、28日、3月1日は休日で休会、2日、3日、4日を一般質問、5、6日を委員会、7、8日は休日で休会、9、10、11日を予算審査特別委員会、12日、13日は事務整理日、14日、15日は休日で休会、16日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議会運営委員会委員の選任についてであります。

日程4が、議案第4号から議案第7号までの4議案の一括上程であります。

日程5が、議案第8号から議案第15号までの8議案の一括上程であります。

日程6が、議案第16号から議案第22号までの7議案の一括上程であります。

日程7が、議案第23号の上程であります。

日程8が、議案第24号の上程であります。

日程9が、議案第25号の上程であります。

日程10が、議案第26号の上程であります。

日程11が、福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてであります。

日程12が、請願についてであります。本定例会に請願2件が提出されております。請願第18号及び請願第19号の2件は、ともに教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

議案第4号から議案第7号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第4号は総務委員会に審査を付託、議案第5号及び議案第6号の2議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第7号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第8号から議案第15号までの8議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第8号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第9号から議案第12号までの4議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第13号は総務委員会に審査を付託、議案第14号及び議案第15号の2議案は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第16号から議案第22号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第16号は即決、議案第17号は建設委員会に審査を付託、議案第18号は教育民生委員会に審査を付託、議案第19号から議案第22号までの4議案は即決といたしております。

次に、議案第23号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

次に、議案第24号、議案第25号、議案第26号についても議案第23号と同様に即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げます、終わります。

議長（龍 益男君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（龍 益男君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、13番伊藤法博議員及び17番樽見哲也議員を指名いたします。

日程第3 議会運営委員会委員の選任について

議長（龍 益男君）

日程3．議会運営委員会委員の選任について。

大橋恭三議員より2月20日付をもって議会運営委員会委員の辞任願が提出され、議長において同日許可されております。したがって、補欠委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長において指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。佐々木創主議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐々木議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。（「議長」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございます。早とちりいたしまして申しわけありません。

ここでひとつ休憩をお願いいたしたいと思いますが、よろしく議長のほうでお取り計らいをお願いいたします。

以上でございます。

議長（龍 益男君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前11時1分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に続き、会議を行います。

ただいま矢ヶ部広巳議員外13名から、議案第27号 大橋恭三議員の議員辞職勧告決議についてが提出されました。所定の賛成者がありますので、成立いたしております。

この決議案の取り扱いについて議会運営委員会で協議されましたので、委員長より報告願います。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

本決議案の取り扱いについて協議をいたしましたので、御報告を申し上げます。

この決議案については、日程に追加し、追加日程4として日程の順序を変更して直ちに議題とすることを諮っていただくということで決定を見ましたので、御報告を申し上げます。

以上であります。

議長（龍 益男君）

お諮りいたします。この決議案につきまして、日程に追加し、追加日程4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、この決議案を日程に追加し、追加日程4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

追加日程第4 議案第27号

議長（龍 益男君）

追加日程4 議案第27号 大橋恭三議員の議員辞職勧告決議についてを上程いたします。

大橋恭三議員は欠席されていますことを、この際確認しておきます。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。11番矢ヶ部広巳でございます。

議長のお許しを得ましたので、大橋恭三議員の議員辞職勧告決議を提出させていただきます。議員の皆さんの御賛同、心からこいねがうものであります。

大橋恭三議員の議員辞職勧告決議

本市議会は、大橋恭三君の議員辞職を勧告する。

以上、決議する。

昭和（51ページで訂正）21年2月24日

柳川市議会

理由

大橋恭三議員の弟で、「株式会社杭のおおはし」社長大橋茂樹氏が本年度市発注工事を3件受注し、柳川市と工事契約を行い1件については工事が完了し、他の2件についても平成20年11月5日市と工事契約以降、工事を行いその殆どが完了間近である。

受注金額は計3件で、約1165万円である。同社は、当該議員の弟が社長で兄が取締役を務め、大橋市議も柳川市政治倫理条例制定の4月までは同社の監査役であった。

柳川市政治倫理条例では、条例第16条（市の工事等に関する遵守事項）及び17条（辞職届け（51ページで訂正）の提出など）が規定されており、議員及び市長などの地位利用等を厳しく規制している。

新聞報道などによると、大橋議員は「その事実を認めながら議員の辞職の考えはない」とコメントされているが、議員提案で全員賛成で議決している条例を遵守しないということは言語道断であり、市民に対し申し訳が立たない。

政治倫理条例の適正な執行こそが、柳川市政刷新の道筋である。

自らも賛成し、常に柳川市政刷新と発展を吹聴される議員であるならば、自らを処分する自浄作用があってしかるべきである。

ここに、社会的、道義的、更には議会制民主主義の原点に立ち返り、大橋恭三議員の議員辞職勧告決議案を提出するものである。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前11時9分 休憩

午前11時41分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

22番（藤丸正勝君）

22番藤丸でございます。これは確認のつもりでちょっと質疑をいたしますけれども、その前にこの質疑通告書というのは、事務局、どなたにこれは出すものでしょうか。

議会事務局長（北原 博君）

提案者です。

22番（藤丸正勝君）

提案者。それでは、柳川市議会の議長は今どなたでございますでしょうか。 どなたで
ございますでしょうか。

議会事務局長（北原 博君）

龍議長です。

22番（藤丸正勝君）

ちょっと大きい声で言ってくれんですか。

議会事務局長（北原 博君）

龍議長です。

22番（藤丸正勝君）

いや、これ龍議長名がないからですね、どなたに出すのかと思ひまして。提案者に質疑することはわかっておりますけれども、柳川市議会の議長名で出すのが本当じゃないかということでございますけれども、この質疑通告書は前議長の名前でなっておるからですね。どう

ということでこういうことがあっておるかということでございます、まず。(発言する者あり)
そこは、はっきり事務局お答え願います。

議会事務局長(北原 博君)

これは事務局のミスでございますので、今後注意いたします。

22番(藤丸正勝君)

ちょっとマイクば使って言ってください。

議会事務局長(北原 博君)

議長名がかわっておりますので、こちらのミスでございますので、訂正申し上げます。今後注意いたします。

22番(藤丸正勝君)

はい、わかりました。事務局のミスということでございますので、もう議長がかわられてから結構なりますから、そういうことがないようにしてください。

議会事務局長(北原 博君)

はい。

22番(藤丸正勝君)

先ほど言いましたように、確認の意味で、またこれは反対するものではありませんけれども、まずこの提案者の理由の中に「議員辞職の考えはない」というコメントをされたと言っておりますので、これは議長に対してされたのか、ちょっと私はそういうことを聞いておりませんので、1つは、だれにそういうコメントをされておられるのかお聞きしたい。

2点目に対して、この政治倫理条例18条、皆さんよく御存じだと思いますので、この審査委員会というのがありますので、その提案者に対してこの審査委員会からどういうふうな答申があったか、そういうところをお聞きしたいと。また第3点目には、この政治倫理違反が発覚した後には大橋恭三議員は何か監査役をやめたということで提案の理由には書いてありますけれども、その杭のおおはしというのは、市に対してどういうふうな申し入れをしてあるか、指名の辞退とかされてあるか、その3点を伺いたいと思います。

11番(矢ヶ部広巳君)

11番矢ヶ部広巳でございます。その前に訂正を2カ所お願いしたいんですが、大橋恭三議員の議員辞職勧告決議で理由等を述べましたが、その中で私が間違いまして、「平成」というところを「昭和」と言っておるようでございますので、その分の訂正をまずお願いをいたします。

それから、2つ目でございますが、条例第17条のところ、「辞退届」と言うべきところを「辞職届」と言ったそうでございますので、御訂正のほうをよろしく願いいたします。

それでは、今、藤丸正勝議員から質疑の通告がなされておりますので、その3点についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目でございますが、議員辞職の考えはないとどなたにコメントされたかということでございますが、私が知ったのは新聞紙上で知ったということでございます。

それから2つ目が、18条に対し、提案者 提案者の「提」は土へんになっておるようですが、手へんと思います。提案者にはどんな答申があったか。これは藤丸正勝議員も御存じと思いますが、これはあくまでも疑いがあるときに限って答申に出すということになっておりますし、これもですが、新聞紙上でも本人も認めておられるということでございますから、当然答申の必要はないと私は思ったところでございます。

それから、3番目の問題について、株式会社杭のおおはしは、今後指名の辞退をされていきますかというのは、これはあくまでも石田市長に聞いていただきたい問題でございますから、私のほうは何ともお答えようがございません。

以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

どなたにコメントされたかということでございますけど、新聞紙上でわかったということで、議会の議員、議長に対するコメントではなかったということで確認します。ちょっと私も辞退しないという新聞報道は見えておりませんでしたので、これは確認でございます。これはこういう提案をする場合は本人の確認をとってやるのがまず第一だろうと。新聞でやった、見たばんもじゃ、ちょっと納得はできないということで、また、この18条についてはもうその疑いがなかったということでございますので、これは疑いがなかったということは本人が認めたからこういう辞職勧告を出されたということで、私は納得をしておきます。そういうことで、事務局に対しては今後事務手続にはミスがないようにしっかりとお願いしておきます。

11番（矢ヶ部広巳君）

今のコメントの問題でございますが、先ほど私が申し上げましたとおり新聞紙上で見ました。この新聞紙上では、本人も認め、そして、わきが甘かったというのか、注意が足りなかったという大橋議員のコメントも大きく載っておりますし、それを信用するのは私は当然だろうということで信用したところでございます。

以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

新聞紙上で出たからということでございますので、やはり、それを信用すると。まず本人の確認をしっかりとやってもらいたいということでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

本人確認をするもしないも、あれは何日ぐらい前でございましたか、大橋恭三議員がまず来られまして、きのうの全員協議会の中でコメントを言わせてくれんかということで大橋議員が言われておったわけでございますが、私もその場におりましたけれども、だから、私は

当然きのう出席をされまして、そこで確認をする予定でございましたけれども、本人は来られませんし、どこかに入院されたという話もあるようですが、果たしてそれもどこに入院されたのか、あるいはまた、どういう病気で入院されたのか、あるいはまた、いつぐらいに復職ができるのか、そういうものも全くつかめることができなかつたわけでありまして。ということで、きょうここにこのような上程をしたところでございます。

以上でございます。

議長（龍 益男君）

ほかにございませんか。

13番（伊藤法博君）

13番伊藤です。前回、臨時議会での田中雅美議員の議員辞職勧告決議案については反対された方々、藤丸富男さんはこの提案者になっておられませんが、今回はその方々が議員提案者となっていることについて、どのような心境の変化があったのをお尋ねいたしたいと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございます。本当、小泉総理じゃないけれども、笑っちゃいます、今のことを聞きまして。なぜかといいますと、この議員提案者になっておるから、この人だけが賛成かというところじゃありません。これを出していない人でも賛成をされるはずであります。なぜならば、私が提案理由で説明したとおりに、私たちが全員で決めた法律を守らなかったわけですから。そういうこと自体、私は伊藤議員の心の中がちょっとおかしいと、私は論にまちませんということを言いたいわけでありまして。

地方自治法第101条(54ページで訂正)の規定に基づきまして臨時議会は招集されるものでありまして、付議される案件は、あらかじめ告示された案件に限るのが原則でございます。例外的に緊急を要する案件については審議可能ではありますが、この案件については緊急を要するものとは認めがたいと判断したところであります。12月定例会ではまだ結果が出ていませんでしたから、調査の段階でありましたので、上程否決の態度をとったところであります。また、地方自治法第132条では、他人の私生活にわたる言論をしてはならないと規定をされております。そういうところであります。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

13番伊藤でございます。さきの田中議員の刑事事案については不問にした方々が、政治倫理条例議案については提案者になっておられる。田中議員のときは本人がやめることだと新聞記事に載せていた方々じゃないかと私は思います。その辺の落差が余りにも大き過ぎると思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

11番（矢ヶ部広巳君）

今のことについては、私は別に回答する必要はないと思います。

先ほど言いましたが、地方自治法101条と言ったそうでございますが、102条の間違いでございましたので、その辺の訂正をお願いいたします。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

今、提案者の説明を聞いてみますと、本当に党利党略そのものではないかというような感じがします。まさしく党利党略そのものの見本じゃないかというような感じを受けますが、その点いかがですか。

11番（矢ヶ部広巳君）

党利党略というのは、あくまでも政党の皆さんが言うことございまして、私は無所属議員でございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（龍 益男君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

それでは、議案第27号 大橋恭三議員の議員辞職勧告決議について、討論を行います。まず初めに、原案に反対される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

1番（島添達也君）（登壇）

1番島添でございます。私は大橋恭三議員の議員辞職勧告決議に賛成する立場で討論を行います。

まず、この田中雅美前議長の取り扱いとの違いについて質疑の際にお尋ねもあっておったようでございます。また、提案者の矢ヶ部議員からそれに対する回答もあっておりましたけれども、私のほうからもその点を申し上げて、ぜひ市民の皆さんの御理解を得たいと思っております。

まず、地方自治法第102条、定例会、臨時会及び会期の項に、「臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。」、議題の限定があります。また、その第4項には「臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。」と。長の告示がなければ上程できないという規定もあります。また、第5項には「臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。」という規定もございまして、したがって、前議長の

場合、日程にも上げず否決したのは、そういう法の定めるところに従って否決したことでございます。

また、地方自治法第132条「品位の保持」という項に、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」という規定もございます。したがって、前議長の問題は、いずれも私生活での問題でありますので、この法の定めるところによって否決したことでございます。

一方、このたびの大橋恭三議員は柳川市政治倫理条例第16条に違反しておる事実は明々白々でございます。この政治倫理条例は我々一人一人がみずからを規律、律するというところで制定した我々の法律であります。したがって、このことに違反しておる事実が明白である以上、我々としてはこのような処置、辞職勧告をせざるを得ません。あとは御本人が自主的にどのように判断されるかは本人の意思、主体性に基いての判断、決断が行われることと思います。私は、議会の筋を通すためにもこの辞職勧告決議に賛同するものであります。

議長（龍 益男君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時1分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に続き、会議を開きます。

日程第5 議案第4号～議案第7号

議長（龍 益男君）

日程5．議案第4号から議案第7号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第4号から議案第7号までの補正予算関係4議案について、御説明を申し上げます。

まず、議案第4号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、国において、生活対策及び生活防衛のための緊急対策を盛り込んだ第2次補正予算が1月27日に成立したことによる定額給付金給付事業費、子育て応援特別手当事業費、地域活性化・生活対策臨時交付金活用事業費などの追加及び決算見込みや事業費の確定等に伴う予算調整が主なものでございます。

予算規模といたしましては、補正前の予算額26,777,330千円に、歳入歳出それぞれ1,291,034千円を追加し、補正後の予算総額を28,068,364千円とするものでございます。

それでは、予算の内容を歳出から御説明をいたします。

まず、第2款・総務費は、223,443千円を増額しております。ここでは、市議会議員補欠選挙費、財政調整基金への積立金、ピアス跡地に係る住民訴訟控訴審判決に対する弁護士委託料及び本市に交付される地域活性化・生活対策臨時交付金の3割をまちづくり振興基金へ造成するための積立金などを追加する一方、電子入札システム導入委託料、公的年金電算システム改修委託料、固定資産評価見直し業務委託料及び市税過年度還付金などを減額いたしております。

3款・民生費は、1,092,270千円を増額しております。ここでは、国民健康保険基盤安定制度負担金、後期高齢者医療療養給付費負担金、乳幼児医療費、定額給付金給付事業費、子育て応援特別手当事業費及び高等職業訓練促進給付事業費を追加する一方、福岡県介護保険広域連合負担金、生活機能評価健診委託料、保育所運営費及び国民健康保険特別会計繰出金などを減額しております。

なお、定額給付金の給付対象者につきましては、平成21年2月1日現在の住民基本台帳の記録及び外国人登録原票の登録人数を基本に7万3,800人、子育て応援特別手当の支給対象者も、同じく平成21年2月1日現在の住民基本台帳の記録及び外国人登録原票の登録人数を基本に、1,150人を見込んでおります。

4款・衛生費は、小型合併処理浄化槽設置事業補助金7,572千円を減額しております。

6款・農林水産業費は、86,036千円を減額しております。ここでは、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金、競争力ある土地利用型農業育成事業補助金、県営農村振興総合整備事業負担金、水路整備工事費などの農村環境整備事業費及び県営かんがい排水事業負担金などを減額しております。

7款・商工費は、三大つるし飾りサミット負担金500千円を増額しております。

8款・土木費は、70,047千円を減額しております。ここでは、地域活性化・生活対策臨時

交付金活用事業費として、道路新設改良工事費、高田町永松開線道路整備工事費及び観光・道路案内板整備のための設計委託料と工事費を追加する一方、中山地区まちづくり事業費、県道柳川筑後線道路建設工事負担金及び公共下水道事業繰出金を減額しております。

9款．消防費は、62,500千円を増額しておりますが、これは、地域活性化・生活対策臨時交付金活用事業費として、救急自動車・消防自動車購入費を追加したものでございます。

10款．教育費は、143,324千円を増額しております。ここでは、私立幼稚園就園奨励事業費、緒方財団からの寄附に伴う備品購入費や下百町公民館改築のための補助金、地域活性化・生活対策臨時交付金活用事業費として、小・中学校の校舎等の耐震診断委託料及び三橋中学校グラウンド改修のための設計監理委託料と工事費を追加する一方、リース料の確定に伴う大和地区6小学校及び大和中学校の教育用電算機器借り上げ料を減額しております。

11款．災害復旧費は、42,348千円を減額しておりますが、これは、事業費の確定に伴い、水路整備工事費などの農業用施設災害復旧費及び災害復旧工事費の道路施設災害復旧費を減額したものでございます。

12款．公債費は、市債償還利子25,000千円を減額しております。

次に、歳入について御説明をいたします。

まず、1款．市税は、現下の景気低迷を受けて、法人現年課税分55,000千円を減額しております。

4款．配当割交付金は、25,000千円を減額しております。

6款．地方消費税交付金は、30,000千円を減額しております。

13款．国庫支出金は、1,548,935千円を増額しております。ここでは、国の第1次補正における地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、国の第2次補正による定額給付金給付事業費、子育て応援特別手当事業費及び地域活性化・生活対策臨時交付金などを追加する一方、保育所運営費、被用者児童手当、まちづくり交付金、道路施設災害復旧費などを減額しております。

14款．県支出金は、6,022千円を減額しております。ここでは、国民健康保険基盤安定事業費、乳幼児医療費、過年発生農業用施設災害復旧費、個性ある地域づくり推進費を追加する一方、県税徴収費、非被用者児童手当、活力ある高収益型園芸産地育成事業費、競争力ある土地利用型農業育成事業費、農村環境整備事業費、現年発生農業用施設災害復旧費などを減額しております。

16款．寄附金は、830千円を増額しております。これは、教育費寄附金及びふるさと寄附金の追加でございます。

17款．繰入金は92,000千円を減額しております。これは、今回の議会に提案申し上げております柳川市高額療養費支払い資金貸付基金条例の一部改正に伴う基金の減額分を、繰入金として追加する一方、一般廃棄物処理施設建設及び整備基金繰入金を減額したものでござい

ます。

19款．諸収入は、40,891千円を増額しておりますが、これは、産炭地域活性化基金助成金を追加する一方、地域支援事業交付金を減額したものでございます。

20款．市債は、91,600千円を減額しておりますが、これは、事業費の確定等に伴い調整したものでございます。

このほか、第2表繰越明許費補正では、国の第2次補正における定額給付金給付事業など10件をそれぞれ翌年度へ繰り越すものでございます。また、柳川駅東部土地区画整理事業につきましては、物件移転交渉が難航し、工事着工が大幅におくれるため、工事費及び補償費等を翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正では、予算措置してありました庁用パソコン等機器借り上げ料など7件につきまして、事業費の確定に伴い限度額の変更を行っております。

第4表地方債補正では、県営かんがい排水事業負担金など6件につきまして、事業費の確定等に伴い、借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第5号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出について、予想を上回る一般被保険者分の増加、同じく退職被保険者分の減少及びインフルエンザ等の医療費の伸びを勘案した保険給付費の増額と、それに見合った国県支出金等の歳入での財源補正、さらに国民健康保険基盤安定事業費の申請額の確定に伴う一般会計繰入金の補正をするものでございます。予算規模といたしましては、補正前の予算総額9,872,628千円に、歳入歳出それぞれ18,137千円を追加し、補正後の予算総額を9,890,765千円とするものでございます。

次に、議案第6号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入について後期高齢者医療保険料の減額及び歳出において国の特別対策事業に伴う電算システム改修委託料の追加が主なものでございます。この委託料につきましては、国の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を財源に、繰越明許費として追加するものでございます。予算規模といたしましては、補正前の予算総額880,106千円から、歳入歳出それぞれ96,605千円を減額し、補正後の予算総額を783,501千円とするものでございます。

次に、議案第7号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、単独事業費の減額及び平成19年度決算繰越金の確定による一般会計繰入金の減額、市債、公債費のそれぞれの減額が主なものでございます。予算規模といたしましては、補正前の予算総額1,482,057千円から、歳入歳出それぞれ152,781千円を減額し、補正後の予算総額を1,329,276千円とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第6 議案第8号～議案第15号

議長（龍 益男君）

日程6 . 議案第8号から議案第15号までの8議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝蔵君）（登壇）

議案第8号から議案第15号までの予算関係8議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第8号 平成21年度柳川市一般会計予算について、御説明を申し上げます。

私は、平成17年4月に新市の市長として就任以来、「生きがいと活力に満ち、自然と共生する住みよいまち」を目指して、第1次柳川市総合計画を実行し、均衡のとれたまちづくりに邁進してまいりました。

この間、国においては、活力ある社会を目指し、構造改革が進められ、三位一体改革における税源移譲、交付税の削減、国庫補助金等の引き下げにより、地方分権への流れが大きく加速し、地方自治体には厳しい行財政運営が余儀なくされたところでございます。

こうした変革の時代における経済・社会情勢のもと、また、本市の厳しい財政状況の中で、行財政改革に取り組み、限られた財源を有効に活用し、市民の視点に立った市政の運営を行い、市民サービスの向上に努めてまいりました。

平成21年度予算につきましては、本年4月が市長の改選期に当たりますため、いわゆる骨格予算として編成させていただき、経常的経費の計上を基本に、新規の施策については、次期市長の政策的判断にゆだねることが望ましいと考え、予算計上を手控えることを原則といたしております。

骨格予算編成の具体的な方針を説明申し上げますと、1点目は、新規の事業は計上しないことといたしております。ただし、国県の指定統計、選挙関係及び緊急性が高く、当初から予算組みをしなければ市民生活等に影響が出ると判断するものは計上いたしております。2点目は、経常的経費及び債務負担行為に伴う予算については計上いたしております。3点目は、現在実施中の国県補助普通建設事業及び国県事業負担金については、計上しております。4点目は、施設の維持補修的な工事費及び営繕補修については、前年度の予算額を上回らない額で計上しております。5点目は、市政運営上、平成21年度4月から7月までの4カ月間の期間でなければ施行できない事業等は、その必要性及び継続性を判断して計上いたしてお

ります。6点目は、財源調整については、繰越金及び普通交付税で行っております。なお、骨格予算に計上していない新規事業予算等については、肉づけ予算として、今後、補正予算に計上されていくことになろうかと思えます。

それでは、この方針を基本に編成いたしました平成21年度予算の内容といたしましては、歳入の特徴的なところから御説明を申し上げます。

まずは、市税は前年度の収納見込みや地域経済状況を勘案し、前年度に比べまして3.4%減の6,432,891千円を計上しております。

地方譲与税は、前年度に比べまして7.7%減の334,000千円を計上しております。

なお、今回、新たに計上しております地方揮発油譲与税につきましては、道路特定財源制度の廃止により、道路特定財源が平成21年度から一般財源化されることに伴い、これまでの地方道路譲与税の名称が変更されるものでございます。

配当割交付金は、前年度に比べまして72.2%減の10,000千円を計上しておりますが、平成21年度は、株式市場の低迷を反映して大幅な減額となっております。

株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べまして76.7%減の3,500千円を計上しておりますが、これも株式市場の低迷を反映して大幅な減額となっております。

地方交付税は、前年度に比べまして2.1%減の7,884,600千円を計上しております。内訳としては、普通交付税6,884,600千円、特別交付税10億円を計上しております。なお、普通交付税については、骨格予算編成のため、前年度比較で65,400千円の減額となっております。

繰入金は、前年度に比べまして30.7%減の641,643千円を計上しております。内訳としては、大和地域振興基金繰入金、三橋地域振興基金繰入金、一般廃棄物処理施設建設及び整備基金繰入金、公的資金の繰り上げ償還の財源としての減債基金繰入金を計上しております。

繰越金は、前年度に比べまして93.3%減の10,000千円を計上しておりますが、平成21年度は、骨格予算としての編成のため大幅な減額となっております。

市債は、前年度に比べまして5.8%増の1,956,100千円を計上しております。これは、普通交付税の補てん措置として設けられている臨時財政対策債が、前年度比較で389,100千円の増額、率にして55.3%増加したためでございます。

なお、市債については、将来の公債負担を念頭に置くとともに、財政効率のよい市債の活用を基本に計上しており、今回の市債借入額のうち後年度の普通交付税に、約81%の1,585,000千円程度が算入されることとなっております。また、合併特例債については、道路整備事業など4事業に617,400千円を計上しております。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明をいたします。

総務費は、前年度に比べまして2.9%減の2,522,488千円を計上しておりますが、減額の主な理由は人件費等の削減でございます。

予算の主なものとしては、経常的な事務費や職員人件費などの一般管理費、柳川、大和、

三橋の庁舎管理などの財産管理費、電算推進費、市長選挙費、衆議院議員選挙費及び指定統計費などでございます。

なお、生活安全対策費については、柳川市暴力団等追放推進条例に基づき、市民からの相談等を受ける窓口を設置し、相談員を配置するための経費などを計上しております。

民生費は、前年度に比べまして1.7%増の8,624,752千円を計上しておりますが、これは、主に後期高齢者医療事業費によるものでございます。

民生費関係の予算は、市民の皆さんが一定の水準の生活や安定した社会生活を保障するために必要な経費でございます。

高齢者福祉関係予算の主なものとしては、在宅老人対策事業費、介護用品給付サービス事業費、老人クラブ育成事業費、はり・きゅう・マッサージ施設利用事業費及び敬老会事業費などでございます。

障害者福祉予算の主なものとしては、障害者の方々が安心して暮らしていただけるための在宅介護やデイサービスなどの介護給付費、自立支援給付事業費、地域生活支援事業費及び重度心身障害者医療費などでございます。

児童福祉関係予算の主なものとしては、こんにちは赤ちゃん事業費などの児童福祉総務費、特別保育補助事業費、児童手当給付費及び児童扶養手当給付費などの児童措置費及び乳幼児福祉費などでございます。

このほか、昨年から施行された後期高齢者医療事業費、生活保護費などを計上しております。

衛生費は、前年度に比べまして10.9%減の1,707,965千円を計上しておりますが、これは老人保健事業費の老人保健特別会計繰出金の減額が主なものでございます。

衛生費関係の予算は、市民の生活に欠かせない重要な環境対策や健康づくりなどの経費でございます。

予算の主なものとしては、予防接種事業費、健康診査がん検診事業費などの健康増進に関するもの、また、環境対策費及びクリーンセンターの管理運営のためのじんかい処理費などでございます。

農林水産業費は、前年度に比べまして17.4%減の1,800,593千円を計上しておりますが、これは、骨格予算編成のため、クリーク管理費の水路保全工事費について、4月から7月までの間の必要最小限の経費のみを計上していることや、農業関係の施設整備補助金などの計上を見送ったことによるものでございます。

予算の主なものとしては、農業の振興や農地・水・環境保全のための農業振興費、筑後川下流域農業開発促進費、圃場整備事業推進費及び湛水防除事業費、水産業基盤整備として両開漁港・皿垣開漁港内のしゅんせつの漁港建設費及び漁業団地整備費などでございます。

商工費は、前年度に比べまして22.2%増の606,120千円を計上しておりますが、これは、市

内中小企業の経営安定化のため、商工総務費の中小企業者等経営安定資金融資預託金を前年度から1億円増額したことによるものでございます。

予算の主なものとしては、商工振興費、プレミアム商品券事業補助金などの商店街活性化対策費、観光費及び観光情報センター運営費などがございます。

土木費は、前年度に比べまして12.0%減の2,942,561千円を計上しておりますが、これも骨格予算編成のため、道路及び橋梁の維持補修費及び新設改良費について、4月から7月までの間の必要最小限の経費のみを計上していることや、歴史を生かしたまちづくり事業が終了したことなどによるものでございます。

予算の主なものとしては、高橋中牟田線道路整備事業などの市町村道整備事業費、都市基盤整備として柳川駅東部土地地区画整理事業費、密集住宅市街地整備事業費及び中山地区まちづくり事業費、公共下水道事業繰出金などがございます。

消防費は、前年度に比べまして12.7%減の699,564千円を計上しておりますが、これは、人件費等の削減によるものでございます。

教育費は、前年度に比べまして9.0%減の2,035,387千円を計上しております。これも骨格予算編成のため、小・中学校の学校管理費の営繕工事費について、4月から7月までの間の必要最小限の経費のみを計上していることや、柳河小学校の耐震補強工事が完了したことなどによるものでございます。

学校教育関係の予算は、次代を担う子供たちが、心豊かにたくましく生きる力を身につけるための教育環境の充実のため、また、生涯学習関係の予算は、青少年の健全育成と市民の皆さんの生きがい活動を支援するなどの経費でございます。

予算の主なものとしては、小・中学校の学校管理費及び教育振興費、幼稚園の教育振興費、公民館費、図書館運営費、柳川古文書館費、保健体育関係のスポーツ振興費、体育施設費、学校の給食運営費などがございます。

このようにして編成した結果、予算規模といたしましては、予算総額を歳入歳出ともに24,930,000千円といたし、前年度と比較いたしますと、額にして938,000千円の減、率にして3.6%の減額予算となっております。

次に、議案第9号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計予算について、御説明を申し上げます。

柳川市国民健康保険の保険給付費は、年々増加をいたしております。また、昨年度の医療制度改革に伴う後期高齢者医療制度の創設により、被保険者数が減少したことによる保険税の減収など、事業運営については、さらに厳しさが増しているところでございます。

平成21年度につきましては、およそ過去2年の被保険者の増減、療養給付費の動向及び老人保健医療費拠出金の減少などを勘案し、前年度比0.08パーセント減となる予算を計上いたしております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに9,794,000千円といたしております。

次に、議案第10号 平成21年度柳川市老人保健特別会計予算について、御説明を申し上げます。

老人医療制度につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行しているところでございますが、平成20年3月までの診療分及び高額療養費など請求がおくれる分につきましては、これまでどおり老人保健特別会計で予算計上することとなっております。予算規模といたしましては、予算総額を歳入歳出ともに34,000千円といたしております。

次に、議案第11号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について、御説明を申し上げます。

本特別会計は、平成20年度に創設いたしましたものでございまして、歳出といたしましては、保険料の徴収に伴う事務経費、福岡県後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金と保険料負担金が主なものとなっております。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金と後期高齢者からの保険料で賄うようになっております。予算規模といたしましては、予算総額を歳入歳出ともに893,000千円といたしております。

次に、議案第12号 平成21年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算規模といたしましては、予算総額を歳入歳出ともに16,187千円といたしております。

歳入の主なものといたしましては、県補助金442千円、一般会計繰入金として13,378千円、貸付金元利収入1,952千円などを計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、公債費16,122千円を計上いたしておりますが、この公債費につきましては、平成19年8月、国からの通達による公的資金補償金免除の特別措置に基づく、繰り上げ一括償還額の10,378,276円を含んでおります。

なお、新築資金等の貸し付け事業は、平成8年度をもって終了しており、借り受け人からの元利収入及び公債費の償還事業が主な内容となっております。

次に、議案第13号 平成21年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について、御説明を申し上げます。

この特別会計は、事業の執行に当たって、用地を先行取得することにより、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したものでございます。

予算規模といたしましては、現時点において、この会計を活用し用地を先行取得する計画がございませんので、平成20年度と同様に、科目開設のため、予算総額を歳入歳出ともに5千円といたしております。

次に、議案第14号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

予算規模といたしましては、予算総額を歳入歳出ともに1,061,241千円といたしております。

歳入予算につきましては、国庫支出金149,000千円、県補助金4,100千円、市債236,700千円、繰入金546,672千円、受益者負担金27,000千円、下水道使用料94,500千円、手数料、繰越金、財産収入や諸収入など3,269千円を計上しております。

歳出予算につきましては、事業費及び維持管理費を含む下水道費572,064千円とともに、公債費468,706千円、積立金15,098千円、総務費及び予備費など5,373千円を計上して、公共下水道の整備及び普及を図っていく予定でございます。

次に、議案第15号 平成21年度柳川市水道事業会計予算について、御説明を申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,307,116千円、事業費用を1,260,763千円といたしております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入を328,841千円、支出を872,939千円としたし、資本的収入額が資本的支出額に不足する額544,098千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定といたしております。

なお、議案第8号から議案第15号までの平成21年度予算関連の8議案の詳細については、既に配付いたしております予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上、8議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第7 議案第16号～議案第22号

議長（龍 益男君）

日程7．議案第16号から議案第22号までの7議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝蔵君）（登壇）

議案第16号から議案第22号までの7議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第16号 柳川市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、平成18年12月の健康保険法施行令等の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。70歳以上で現物給付化されております入院等に係る高額療養費について、平成19年4月から70歳未満にも拡大されたことにより、高額療養費支払い資金貸付を受ける被保険者が減少したため、本年4月より基金の額を現行の12,000千円から4,000千円

に減額しようとするものでございます。

次に、議案第17号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について、御説明を申し上げます。

本案は、国道バイパス建設に伴う旧道の認定を初め、国営水路事業やクリーク防災事業の実施に伴う認定、道路新設改良、団地建設や開発行為などに伴う認定に加え、生活道路として使用されていることからの認定など、計17路線を市道路線として新たに認定しようとするものでございます。

また、認定路線のうち、道路新設改良による路線の延長、国営水路事業に伴う市道つけかえ、国の堤防占用区間の変更による延長や有明海沿岸道路建設による市道の延長減など、8路線の変更認定に加え、国道と重複に認定していた路線の市への移管、団地建設や市有地払い下げに伴い、3路線を廃止しようとするもので、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めらるものでございます。

次に、議案第18号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

本案は、柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるものでございます。

柳川市立歴史民俗資料館の管理につきましては、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しておりますが、平成21年3月31日で指定期間が満了いたしますので、新年度からの指定管理者の候補者を選定いたしましたものでございます。

指定管理者の候補の選定につきましては、前回と同様、柳川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1号の「公の施設の性格、規模及び機能により公募に適さないとき」を適用し、公募によらない選定方法といたしております。公募に適さない理由といたしましては、1つ、歴史民俗資料館は、白秋生家と一体的な建物であること、2つ目に、同資料館は、開館時より財団法人北原白秋生家保存会に管理運営を委託しており、同保存会の職員が白秋先生のことに関して専門的に精通をしていること、3つ目に、同資料館は、柳川地方の民俗資料や白秋先生に関する資料を展示していること、4つ目に、同資料館の敷地が保存会の所有であること、以上の理由によりまして、同資料館は公募によらず、財団法人北原白秋生家保存会を指定管理者の候補者として選定し、今回、提案するものでございます。

また、指定の期間は、平成21年4月1日より平成24年3月31日までの3年間といたしております。

次に、議案第19号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約の変更について、御説明を申し上げます。

本案は、福岡市、北九州市の両政令都市を除く県内全市町村と福岡県が共同して設置、運営する共同公文書館建設計画に伴い、公文書館法第4条第1項に規定する公文書館の設置及び管理運営に関する事務等を、福岡県自治振興組合において、新たに共同処理すること及び

これに伴い同組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第20号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、御説明を申し上げます。

本案は、平成21年3月31日限り、福岡県南広域消防組合及び老人ホーム八媛苑組合が解散されることにより、大野城太宰府環境施設組合が退職手当に関する事務を共同処理する必要がなくなったことにより、福岡県市町村職員退職手当組合を脱退し、また、平成21年4月1日から、久留米広域市町村圏事務組合が福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数が増減し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第21号 花宗太田土木組合の共同処理する事務の変更及び花宗太田土木組合同約の変更について、御説明を申し上げます。

本案は、国営筑後川下流土地改良事業及び県営土地改良事業が完了し、柳川市昭南町の区域まで用排水路が延長されたため、平成21年4月1日から花宗太田土木組合の共同処理する事務の区域に柳川市昭南町の区域を編入し、これに伴い、花宗太田土木組合同約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の山田茂委員が、平成21年6月30日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者に加藤君代氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第8 議案第23号

議長（龍 益男君）

日程8．議案第23号を上程いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、6番島添勝議員の除斥を求めます。

〔島添 勝議員退場〕

議長（龍 益男君）

議案を朗読させます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

お諮りいたします。提案理由の説明は、会議規則第36条第2項の規定により省略したいと

思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

ここで、島添勝議員の除斥を解きます。（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

〔島添 勝議員入場〕

議長（龍 益男君）

暫時休憩いたします。

午後 1 時52分 休憩

午後 1 時53分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9 議案第24号

議長（龍 益男君）

日程 9 . 議案第24号を上程いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、28番山田奉文議員の除斥を求めます。

〔山田奉文議員退場〕

議長（龍 益男君）

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

お諮りします。提案理由の説明は、会議規則第36条第 2 項の規定により省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

ここで、山田奉文議員の除斥を解きます。

〔山田奉文議員入場〕

日程第10 議案第25号

議長（龍 益男君）

日程10 . 議案第25号を上程いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、20番吉田勝也議員の除斥を求めます。

〔吉田勝也議員退場〕

議長（龍 益男君）

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

お諮りします。提案理由の説明は、会議規則第36条第2項の規定により省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

ここで、吉田勝也議員の除斥を解きます。

〔吉田勝也議員入場〕

日程第11 議案第26号

議長（龍 益男君）

日程11．議案第26号を上程いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、12番荒木憲議員の除斥を求めます。

〔荒木 憲議員退場〕

議長（龍 益男君）

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

お諮りいたします。提案理由の説明は、会議規則第36条第2項の規定により省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

ここで、荒木憲議員の除斥を解きます。

〔荒木 憲議員入場〕

日程第12 選挙第2号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（龍 益男君）

日程12．選挙第2号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

これより、選挙第2号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

では、福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、龍益男を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、指名いたしました龍益男を本選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました龍益男が本選挙に当選しました。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、本席から龍益男が福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しましたことを告知いたします。

日程第13 請願について

議長（龍 益男君）

日程13. 請願について。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付しておりますとおり、2件の請願を受理しております。

お諮りいたします。請願第18号 古畳の焼却処分の合理化についての請願書については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認め、本請願については、教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第19号 介護保険料の徴収方法等に関する請願書については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本請願については、教育民生委員会に審査を付託することに決定いた

しました。

以上をもって本日の日程をすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 3 分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成21年2月26日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
22番	藤 丸 正 勝	23番	木 下 芳二郎
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	龍 益 男		

2. 欠席議員

21番	大 橋 恭 三
-----	---------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	恵	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	均
人	事	高	田		郎
総	務	櫻	木	重	厚
企	画	樽	見	孝	信
財	政	石	橋	真	則
税	務	武	藤	義	剛
健	康	川	口	敬	治
福	祉	木	下	正	司
学	校	成	清	一	巳
建	設	横	山	英	廣
農	政	成	清	博	眞
水	路	安	藤	和	茂
	課				彦

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第4号 平成20年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について

- 2 議案第 5 号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 3 議案第 6 号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 4 議案第 7 号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 5 議案第 8 号 平成21年度柳川市一般会計予算について
- 6 議案第 9 号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 7 議案第10号 平成21年度柳川市老人保健特別会計予算について
- 8 議案第11号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 9 議案第12号 平成21年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 10 議案第13号 平成21年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 11 議案第14号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 12 議案第15号 平成21年度柳川市水道事業会計予算について
- 13 議案第16号 柳川市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第17号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
- 15 議案第18号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 16 議案第19号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約の変更について
- 17 議案第20号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 18 議案第21号 花宗太田土木組合の共同処理する事務の変更及び花宗太田土木組合規約の変更について
- 19 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 20 議案第23号 柳川市農業委員会委員の推薦について
- 21 議案第24号 柳川市農業委員会委員の推薦について
- 22 議案第25号 柳川市農業委員会委員の推薦について
- 23 議案第26号 柳川市農業委員会委員の推薦について

午前10時 1 分 開議

議長（龍 益男君）

おはようございます。本日の出席議員27名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（龍 益男君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのしないようお願いしておきます。

議案第4号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第5号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第6号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

及び議案第7号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案についての質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）

2点ほどお尋ねいたします。

まず1点目ですけれども、一般会計補正予算の9款です。これに消防費としまして62,500千円が組んであるわけでございます。これは地域活性化・生活対策臨時交付金、柳川市に352,421千円配分されているというふうに聞いております。この中から救急自動車とか消防自動車が購入されておりますけれども、この地域活性化とか生活対策としては、私としてはなじまないんじゃないかなと思いますけれども、ここら辺についての御説明をお願いいたします。

2点目は、19款の諸収入ですけれども、産炭地域活性化基金助成金とありますけれども、これはどういうものであり、どういうことに使われるのか。これはずっと今後も来るのかどうかですね。そこら辺を含めてお尋ねいたします。

以上です。

消防長（竹下敏郎君）

9款、消防費の62,500千円の補正の件でございますけれども、これは先ほど説明がありましたとおり、救急自動車や消防自動車の購入、整備については、地域活性化や生活対策としてなじまないのではないかという議員の御指摘でありますけれども、私たちといたしましては、新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策等閣僚会議合同会議の文書、また全国消防長会、事務総長からの通知文等を踏まえまして、今回、消防団車両の整備、救急自動

車等の整備についても100%の助成として交付されるということでございますので、今回、補正予算として提出いたしました。

また、現在使っておる高規格の救急自動車第1号車でございますけれども、15万キロ以上走っているということで、住民等に影響を及ぼすということで、今回、補正予算としてお願いいたしましたので、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

これは政府の2次補正予算は、生活、経済を守るということで緊急対策であったと思うわけでございます。確かに、今消防長の答弁のように、救急自動車とか消防車の購入も大事だと思っておりますけれども、いわゆる地域と経済を守るということでございますけれども、ほかの事業にもっと活用すべきではなかったかなと思っておりますけれども、こちら辺につきまして市長の見解をちょっとお尋ねいたしたいと思っております。

市長（石田宝蔵君）

今、竹下消防長からお答えをいたしましたけれども、確かに梅崎議員おっしゃっていらっしゃることは、私もよく理解をいたします。ただ、今回の場合は、いずれ喫緊の課題として消防車の購入ということは当然現実的にやらなきゃいけないということで、そういった点で、今回はそのような措置をさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

企画課長（樽見孝則君）

産炭地域活性化基金助成金についてお答えします。

このことにつきましては、産炭地域振興臨時措置法の失効に伴う激変緩和措置期間が平成18年度で終了するに当たりまして、基金を取り崩して産炭地域に残された課題を一掃するという方針が国において出されたことを受け、県では平成19年度に産炭地域活性化基金を取り崩し、平成23年度までの5年間で構成団体に割り振ることが決定されております。

本市の配分額は、総額で186,000千円になっております。この助成金は、産炭地の指定を受けておりました旧大和町の区域の振興に係るハード事業に限り充てられることになっておりまして、本市では平成20年度から平成23年度まで、内江越正芳線など旧大和町の市道の整備に充てることで採択されております。本年度の助成額が59,400千円でございます。

議長（龍 益男君）

ほかにございませんか。

24番（佐々木創主君）

それでは、私も議案第4号、一般会計の補正予算について質問したいと思っておりますが、先ほど梅崎和弘議員のほうからもございましたが、国の2次補正を受けての地域活性化・生活対策臨時交付金、これについては全員協議会のほうでも説明があったわけでございますが、この350,000千円、国から交付される、その活用の内容を改めてお聞きします。具体的に御説明

をお願いします。

財政課長（石橋真剛君）

今、佐々木議員のほうから、今3月議会に御提案申し上げております国の第2次補正の関連の地域活性化・生活対策臨時交付金の本市での活用内容をという御質問でございます。

まず、児童・生徒及び市民の安全・安心の確保の面から、小・中学校におきます校舎等の耐震診断の委託料、これに1億円を活用すると。また、三橋中学校のグラウンド改修事業に45,000千円。市道整備、3路線なんですけど、これに42,000千円。ただいま梅崎和弘議員からも御質問がありました救急車1台、消防自動車3台の購入事業に62,500千円。観光振興の一環としての観光道路系の案内板の設置事業に18,000千円、及び平成21年度の単独事業に活用するためのまちづくり振興基金への積立金、これが105,000千円となっております。

以上でございます。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

そこで、これは100%活用できると、市の負担が要らないということで、財政難の折の地方自治体にとってはありがたい話でございます。その中で、新市になって多額の事業費の必要なさまざまな懸案事項があると。そういうのは一般質問でもいろいろやり取りをさせていただいたんですが、その中で小・中学校の校舎の改修、改築、それ以前に喫緊の課題として耐震構造への変換と。耐力度調査をいろいろやられて、具体的に耐震診断をやらなきゃいけない学校というのが挙がっておる。それに活用するんだということでございますが、それ以外の根本的に改修、改築が必要な校舎、それがまだ幾つか残ってはおるわけでありましてけれども、その対応ですね。結局、その耐震診断が必要な校舎というのは昭和45年、52年以降に建てられた建物ですよ。改修が必要な校舎というのは昭和45年以前ですよ。そういった意味では、今回の耐震診断をする校舎よりも、より危険な校舎ということになるわけでございます。そういう中で、今回の補正に関連してそれをどう対応するのか。

今年度、城内小学校の耐力度調査をやって、具体的に改修の方向に行っておるという話は聞いておるわけでございますが、その辺の具体的な方向性が示されていないんですよ。そうすると、市民の皆さん、父兄の皆さん、子供たちにとって、そのより危険な校舎はどうなっていくのかなという非常に心配、知らないことは言う必要はないとおっしゃるかもしれませんが、しかし、現実としてそういう状況があるわけでございますので、その辺のところをひとつお聞かせいただきたい。

ということと、もう1つ、この活用内容を見てもみますと、今申し上げた校舎の耐震、消防自動車、それと道路新設改良事業、非常に危険である、緊急性が高い、そういう道路の改修をやっていく。我が市にとりまして、地方自治体にとって、この道路の改修、危険な箇所の改善、これはある意味、経常経費と言っても過言ではないと思いますが、同様に、我が市に

とって水路ですね。これをどうするのか、どう維持していくのか、これも恒常的な問題であり、経常経費、そちらのほうには活用されてないわけですが、その辺のところ、どういうふうに検討されて、こういう予算の配分といたしますか、事業計画をなされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

学校教育課長（成清一廣君）

ただいまの佐々木議員の質問に対しまして、学校教育課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、学校教育課といたしましては、今回、耐震診断をお願いしているという学校は合わせまして13校あるわけでございます。それ以前に建てられた学校、これが今のところ5校対象となっております。先ほど御指摘ございました城内小学校を含めまして、あと小学校が合わせまして4校、中学校が1校ということで計画をしているわけでございますが、より危険ではないかと質問がありました昭和46年以前の建物につきましては、改築を前提といたしまして耐力度調査を行って、4,500点以下の場合は改築をするということを原則として、順次改築をしていくという計画をいたしております。ただ、改築に際しましては多額の予算が必要となるわけでございますので、これにつきましては財政課のほうと十分協議を行いまして、財政の許す範囲といたしますか、予算をつけさせていただく範囲の中で順次改築をしていくということで考えております。

あと、今回の国の100%助成によります耐震診断につきましては、13校、合わせまして32棟になるわけでございますけど、これにつきまして診断を行いまして、補強が必要ということになれば、これも順次予算をお願いするということに予定をいたしております。

以上でございます。（「いや、水路課長が答えるべきことじゃないでしょう、これは」と呼ぶ者あり）

財政課長（石橋真剛君）

今、佐々木議員の御質問の水路にこの臨時交付金が活用されてないと。当然、柳川市にとって水路というのは非常に大事な施設であり、生活施設の一つでもあるということでございます。当然、水路と申しますのは柳川にとって大事な施設であり、整備も行政にとっての命題の一つであろうとは思っております。

ただし、今回の臨時交付金の額につきましては約352,000千円というところございまして、その中でやはり優先すべきものは、1つは小・中学校、生徒の安全・安心の確保をどう図っていくのか、緊急性があるということで、それらに145,000千円、中学校のグラウンドを含めまして活用すると。もう1つは、今回、骨格予算としての編成をなされているという中で、やはり改選後の21年度の単独事業にも使えるようにすべきじゃないかという中で、臨時交付金の上限の3割、これは国が示した分なんですけど、3割の上限の105,000千円の基金を積み立てたというところで、当然、今後とも水路整備事業につきましては、ただいま申しました

ように、行政の命題の一つとして、当然、議員おっしゃるように経常的にやっていくべき事業であろうとは思いますが、そういうふうな趣旨の中で、今回は計上していなかったということで御理解をお願いしたいと思います。

24番（佐々木創主君）

まさか財政課長がお答えになるとは思わなかったんですけども、私は市長か副市長ぐらいがお答えになるのかなと思っておったんですが、非常に答えにくいのかですね。骨格予算ということもございますので、それ以上申し上げませんが、まず、先ほどの小・中学校、今回13校と。インターネット中継もあっておりますので紹介しておったほうがいいと思いますが、小学校が旧柳川で言うならば、昭代第一、昭代第二、蒲池。旧大和が豊原小、大和小、中島小。旧三橋が矢ヶ部小、垂見小、二ツ河小、中山小学校。中学校が昭代、蒲池、三橋中と、この13校。ただし、今申し上げた中で、二ツ河、垂見、中山、ここは耐震診断をするだけでいいといいますか、昭和45年以降の建物と、以前の建物もあるわけですね。だから、これやると、ぱっと聞くと、市民の皆さん含めて、余り知らない方、勘違いされてはいけませんので、二ツ河、垂見、中山には、耐震診断をして耐震構造への変換だけでいい建物と、根本的に改築、改修をしないといけない建物もあるということは確認しておかなくてはならないわけでありまして。

そういう中で、先ほど学校教育課長のほうから、今後、財政当局と協議をしながらやっていくということですが、先ほども申し上げたんですが、根本的に危険度でいえば、城内、二ツ河、垂見、中山、それと大和中学校、この校舎は昭和45年以前に建てられたものであって、より危険度が高い、そして、より事業費もかかる。昨年度の2カ年でやられた藤吉小学校ですか、あれも6億数千万円かかった。そういうことから言うと、合併後、その10年間の国の優遇策を含めて、いち早く計画的にやらなくてはならないわけですから、そういったところでしっかり計画を立てていただきたい。

ということと、今回の350,000千円、緊急度に応じて、必要性に応じてやったんだと。国の2次補正の趣旨も、100年に一度と言われるこの経済危機、そういう中で生活関連、雇用を含めたところで、我が市には直接の関係はございませんが、そういった意味で生活、安全、そういったところで配分をします、経済も活性化させてください、前倒しをやってしっかりやってくださいという趣旨からいいますと、この350,000千円というのは、当然こういうのがなければ21年度なり22年度で市としてやらなければいけない事業であったわけでありまして。そういったことからいうと、これはもう新年度補正予算を含めた、新たに選ばれる新市長が判断をされることですが、これはプラスアルファなんですね。当然、こういうのがなくても21年度予算で適正な財政圧縮、行財政改革含めたところで、250、260、どのレベルになるかわかりませんが、それにプラスアルファして350,000千円というのがあるということをおそらくは確認しておかなくてはならないというふうに思うわけです。そうでないな

らば、国の趣旨、経済活性化、生活安全対策、それから逸脱することになりますので、それをここでしっかり私は申し上げておきたいというふうに思います。

と同時に、この350,000千円のうちの30%を基金に積み立てる。積み立てられるということで、105,000千円積み立てて、21年度で単独事業に活用するというのでございますから、緊急度に応じて学校とか、そういうものを優先して、水路は省いたんだと。ぜひこれは水路関係、優先的に活用していただきたいというふうに思います。市長、どのように思われますか。

市長（石田宝蔵君）

先ほど私ないし副市長が答弁をとということでしたけれども、御案内のとおり、私も任期間近でございますし、またここで変なことを申し上げて、また佐々木議員から御指摘、おしかりを受けるということになりますので、つい先般の私の提案理由説明の中でも申し上げましたように、骨格予算ということを組みなさいという議会からの御指導もいただきましたので、ここで云々ということは、新たなる市長に御推挙いただいたときに、その節に申し上げたいと思います。

議長（龍 益男君）

ほかにございませんか。

11番（矢ヶ部広巳君）

議案第4号 平成20年度柳川市一般会計補正予算、資料4ページのほうがわかりやすいと思いますので、そちらのほうからやっていきたいと思いますが、まず、3款・民生費、1項・社会福祉費、12目・定額給付金給付事業費で、柳川市は約12億円の金が来ておるわけですが、これは基準日が平成21年2月1日となっております。支給方法は原則口座振り込みということでありますし、申請者、支給先は世帯主となっておりますのでございますが、まず、柳川市では18歳以下の方がほぼ1万3,000人おられる、65歳以上の方が1万9,000人おられますと。合わせて3万2,000人の方が20千円ずつを受け取られることになるわけでございます。また、19歳から64歳までの方が柳川市には4万2,000人おられまして、その方は12千円を受け取られることになるわけでありまして、つまり、柳川市民7万3,800人の人が漏れなく対象の受給者であるわけでありまして、この場合、事務的にもやっぱり大変な労力が要するというわけでございます。これを見ますと、臨時職員賃金ということで3,346千円を出されておりますが、何名ぐらいの方を雇用されるのかというのが、まず1点目であります。

それから2点目であります。けさの新聞によりますと、柳川市の支給開始は4月と。つまり新年度になってからということで報道されておりますが、これは具体的に言いますと、もう4月1日からもらえるのかどうなのか。支給方法は原則口座振り込みとなっておりますのでございますが、その点、現金でいただきたいとか、そういう例外は認められるのかということでお尋ねをしたいと思います。それが2点目であります。

それから3点目でございますが、不幸にして別居中の方や、あるいは離婚された人、つま

り平成21年2月1日が基準日でございますので、2月1日以前に一緒になっとなって、その後離婚をして帰られてきた人なんかも出てくるわけでありまして。あるいはまた、今非常にこの日本というのは、家庭内がしっくりいってない家庭が結構多うございます。そういうことで、もらう方は原則世帯主ということになっておるわけでございますから、そこで親子、あるいは世帯主との醜い争いというのが生じないとも限らないわけでありまして、その辺どうなっているのかというのが3つ目。

4つ目が、3番目に言ったのに関連をいたしまして、そのような窓口、いわゆる相談窓口をつくっていただけるのかどうかというのが4番目でございます。

それから、次の資料7ページでございます。これは6款・農林水産費、1項・農業費、3目・農業振興費、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金19,018千円が減額になっております。これは具体的に言いますと、ナスの育苗施設、7件を申請されておったのに、半数を超える4件もの人が取り下げられた結果、このように減額をされておるわけでありまして。さらにまた、トマトの育苗施設については3件の方が申請をされておるのに、その3件すべてが事業内容が変更されておる。そういうことで、結果19,018千円の減額になっておるわけでありまして、その辺に申請の甘さがあったのではなかろうか。もう申請さえしておくとかよかばいと、あとはしたくなかったらせんでよかやっかいと、そのような安易な考え方でやっておるのではなかろうかということで危惧をしておるわけでございますから、その辺わかったらひとつ御答弁方をお願いしたいと思っております。

それから最後になりますが、資料9ページの8款・土木費、5項・住宅費、3目・中山地区まちづくり事業費73,146千円の減額になっております。これの理由として、ここに事業概要で書いてあるところによりますと、道路新設改良費は用地交渉が難行ということで書いてありますが、具体的に説明が欲しいわけでありまして、説明のできる範囲でよかったですら説明をお願いしたい。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

福祉課長（木下正巳君）

矢ヶ部議員のほうからの定額給付金についての御質問についてお答えをしたいと思います。まず、臨時職員についてでございますけれども、3人を雇い上げて事務を進めていきたいというふうに考えております。

それから、支給日でございますけれども、きょうの新聞に柳川市については4月ということで新聞報道がっております。これにつきまして、実は先週の17日に教育民生常任委員会の中で、5月下旬を支払い予定ということで説明をしておりましたけれども、その後に定額給付金の電算システム構築の話が具体的にあってまいりました。それで、この事務が当初私たちが予定しておりましたよりも早く進みそうだということで、支給日につきましては4月下旬、何とかゴールデンウィーク前には口座振り込みができるような形で事務を進めたいと、

そういうことで今鋭意事務を進めているというところでございます。

それから3点目の、別居中の人、あるいは離婚をした人への救済方法はないかということでございますけれども、これは議員も御承知のとおり、定額給付金の申請受給者といいますのは、住民基本台帳に記載されている者については、その者の属する世帯の世帯主ということになっております。これは事務負担軽減の観点から、できるだけシンプルな仕組みにするために、基準日における住民基本台帳の記録をベースに給付を行うということとしたものでございます。確かに基準日において、住民票は一緒だけれども、現実、世帯主と別居したり、あるいは離婚をされているというケースも出てくるのではないかと思いますし、また、ほかにも類似したケースで個別に相談をされるという方も出てくることは考えられます。ただ、それぞれに対応するということにつきましては、事務処理の停滞にもつながりかねませんし、申請件数が約2万5,000件ということになりますと、それが短期間に集中することを考えますと、個別対応することによって二重支払いのおそれも出てくると。そういったことも考えまして、規定されていますように、世帯の世帯主を対象に給付を行うことが基本ではないかというふうに考えています。

それから、4点目の相談窓口についてでございますけれども、これにつきましては定額給付金事業本部というのを設けるようにしております。そこで、相談については対応していくということで考えております。

以上です。

農政課長（成清博茂君）

2点目の活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金の減額についてお答えいたします。

この事業につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、特にナスとトマトの事業についてが減額になった主な要因でございます。

ナスの生産施設につきましては、当初7人の生産者の方の要望がありました。内容といたしまして、6の方が鉄骨の育苗ハウスと、それと1の方が省力栽培型のハウスということで整備要望がございました。事業実施に当たりまして、県の補助を半分いただくわけですが、残りは事業主の負担となると。それと生産資材の高騰、それから奨励負担等、検討された結果、事業実施の折、4の方が見送られたという結果になりました。育苗施設の3人の実施となりましたけれども、この3人の方々も、やはり生産資材の高騰等で面積の縮小、また見積もり等の入札等で、執行残等で出てきたところです。

それから、トマトの事業内容の変更につきましては、これにつきましても当初1の方が育苗施設と、それから2の方が省力栽培ハウスの整備を要望されて、3の方が要望されておりました。事業実施に当たりましては、これもやはり先ほど言いました理由で、生産資材の高騰等によりまして、3の方ともに育苗施設の施設整備ということで、面積の縮小とか、見積もり入札等による事業費の減ということで、今回19,000千円の減額になったという

ところです。

以上でございます。

建設課長（横山英眞君）

矢ヶ部議員の御質問の 8 款・土木費、5 項・住宅費、3 目・中山地区まちづくり事業費の 73,146 千円の減額について御説明を申し上げます。

まず、11 節の需用費、消耗品費 1,000 千円の減額、続きまして 13 節・委託料 7,565 千円の減額。内訳といたしましては、今度建てかえを行います仮称中山団地の設計業務委託料の入札残並びに地質調査業務委託料の入札残による減額でございます。

続きまして、15 節・工事請負費の 32,600 千円の減額でございますが、内訳といたしまして、先ほどの中山団地の敷地造成工事の入札残によるものが 4,600 千円、並びに御質問の道路新設改良費 28,000 千円の減額でございます。この道路新設改良費 28,000 千円の減額でございますけれども、今現在、用地交渉を進めております路線が 3 路線ございます。今建っております桜ノ木団地の周辺で桜ノ木団地北線、延長が 300 メートル、計画幅員が 6 メートル、それから桜ノ木団地西線、これが延長が 180 メートル、計画幅員が 9 メートルで、これにつきましては一部 90 メートルが完成をいたしております。あと、桜ノ木団地南線、延長が 65 メートルで、計画幅員が 6 メートル。この 3 路線のうち、桜ノ木団地北線の道路工事費でございますが、関係者の方 3 件のうち 2 件が代替地の申し入れがあり、そのうち 1 件が、まだ適当な土地が見つからず、用地交渉の承諾をいただいております。引き続き交渉を重ねていきたいというふうに考えております。なお、工事については 21 年度には完成させたいというふうに考えております。

最後にですけれども、17 節・公有財産購入費 31,981 千円の減額でございますけれども、内訳といたしましては、先ほど申し上げました 3 路線の用地購入費等でございます。桜ノ木団地北線は、先ほど御説明したとおりでございますけれども、西線、南線にかかわる用地について、平成 18 年 4 月より現在まで、職員はもとより地元区長さん方にもお願いをいたしまして、十数回の交渉を重ねてきておりますけれども、いまだに用地買収に応じてもらえないという状況でございます。したがって、今回の減額をいたしているところでございます。よろしくをお願いいたします。

以上です。

11 番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。2 回目の質問をさせていただきます。

まず、定額給付金の給付事業費の問題でございますが、3 名雇われるということでございましたが、フルタイムで雇われるのか、あるいはハーフといいますか、時間がこういった形でやられるのか。そして、その 3 名の方をどのくらいの雇用期間雇われるのかということをお尋ねしたいわけでございますが、これは国から柳川市の場合にはこれだけの対象者がおる

から3名の雇用対象になりますよということで提示をされているのか、あるいはこちらのほうで判断をして3名の臨時職員を雇えば間に合うということでやっているのか。これは重ねてお尋ねいたしますが、当然、後から申請すれば全額国から補助が来るわけでありますから、その辺もあわせて御回答をお願いしたいと思います。

それから、支給方法は原則口座振り込みということでございまして、先ほどの執行部の答弁によりますと、申請者、支給先はあくまでも世帯主となっております。したがって、例外はないということで確認をしていいのかどうかということでもあります。

それから、3つ目の再質問になりますが、先ほど言いましたように、不幸にして別居中の方云々ということではありますが、家庭内にいろんな問題ができた場合、あるいは夫婦間で問題ができた場合は、その苦情処理を、これは国からの求めに応じて支給されるわけですから、国も何も争いが生じることを好んでないわけであります。したがって、そのような問題ができた場合には、市に相談すべきなのか、あるいは、人権問題に係るわけですから、時には法務局に相談をすべきなのか、その辺わかったら御回答をお願いしたいと思います。

それから、大きな項目の農業振興費であります。これはトマトの育苗施設についても、県が2分の1の補助で、本人が2分の1なのかを教えてくださいたいと思います。

それから、3番目の例のまちづくり交付金については、これはひとつ一日も早い工事完成を願っておきたいと思います。したがって、この項については答弁は要りません。よろしくお願いたします。

福祉課長（木下正巳君）

まず、臨時雇用の関係でございまして、フルタイムということで一応9カ月、事前準備、それから事後処理等もありますので、当初予算として、今回補正を出した時点では9カ月を予定しておりました。ただ、具体的に事務を進める中で、ある程度職員で対応ができるというような状況になれば、その人数については考えていきたいというふうに考えております。この人数につきましては、国のほうからの提示があったわけではなくて、私たちが事務を進める上で、やっぱりこれぐらいの人数は必要じゃないだろうかということ判断いたしまして、3名ということで上げさせていただいております。

それから、口座振り込みについて、例外が考えられないかということでございましたけれども、これは実はまだ国のほうから最終的な事務取扱要綱というのが提示をされておられません。その内容がどういうふうになるかということも私たちとしては注意をして見ていきたいと。その提示に従いまして事務を進めたいというふうに考えております。

それから、家庭内のトラブルの相談ということでございまして、これにつきましては、給付金のことにつきましては当然私たちが対応しなければいけないと思いますが、家庭内のトラブルについてということになりますと、ちょっと市のほうで相談を受け付けるといふことにはならないんじゃないかというふうに思っております。

農政課長（成清博茂君）

事業費の負担割合ですけれども、この事業につきましては、県が2分の1、事業主が2分の1となっております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

最後になります。1点お伺いをしたいと思います。この給付金には、有効期間というのがあるわけですか。いつまでに申請しないともうだめですよというのがあるのかどうかということをお教えいただきたいと思ひます。

以上でございます。

福祉課長（木下正巳君）

申請の受付期間につきましては、受付開始から6カ月ということになっております。6カ月は自由に申請をしていただいて結構だということになります。

議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第4号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、総務委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第5号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第6号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第7号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、建設委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第 8 号 平成21年度柳川市一般会計予算について

議案第 9 号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第10号 平成21年度柳川市老人保健特別会計予算について

議案第11号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第12号 平成21年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第13号 平成21年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第14号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計予算について

及び議案第15号 平成21年度柳川市水道事業会計予算について

の以上 8 議案を一括議題といたします。

8 議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）

議案第 8 号の一般会計ですけれども、この件につきましては私の一般質問にも関連しておりますので、1 件だけ質問をさせていただきます。いわゆるこの中にあります生活保護の返還金8,914千円、これがどういうものか、お尋ねいたします。

また、ほかの項目につきましては、私も予算特別委員会委員になっておりますので、そのときに十分質疑をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

福祉課長（木下正巳君）

梅崎議員の質問についてお答えをさせていただきます。

生活保護費返還金というのはどういうものであるかということでの質問でございますけれども、これにつきましては、生活保護法第63条に伴うものと第78条に伴うものがございます。63条の関係につきましては、生活保護受給中に、例えば、交通事故に遭って補償金をもらったとか、また年金が遡及してもらえたとか、そういった収入があった場合、その費用について返還義務が生じるというものでございまして、78条関係につきましては、所得隠し、あるいは不正受給等が判明したときに、その費用を市が徴収するということで規定をされております。その分を生活保護費返還金として予算計上しております。

以上です。

議長（龍 益男君）

ほかにございませんか。

24番（佐々木創主君）

それでは、私も議案第 8 号 平成21年度柳川市一般会計予算について質問させていただきたいと思いますが、まず基本的なところから、先ほど市長のほうから来年度予算は骨格予算

であると、議会のほうからそういうふうにしるということで、そういう編成をしたということとございましたので、まず、骨格予算にされた理由と、骨格予算とはどういうものなのか、御説明をお願いします。

財政課長（石橋真剛君）

それでは、骨格予算の内容につきまして、私のほうから御説明を申し上げたいと思います。

骨格予算につきましては、暫定予算のような地方自治法の規定はございませんが、市長選挙等の関係で、当初予算に盛り込むべき新規事業等の政策的な予算の判断ができがたい場合に編成するものでありまして、予算の内容としましては、原則、新規の施策を見送りまして、人件費、扶助費、交際費等の義務的経費、施設の維持管理費、経常的な事務費、補助金及び継続事業を中心に計上するものであります。また、この骨格予算は当初予算としての位置づけとなりますことから、1年間分の予算を計上するということになります。なお、市長選挙後において、市長の政策的経費を盛り込んだ予算は、その後の補正予算に肉づけ予算として計上されるということになります。

以上でございます。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

市長選の関係、それで予算書を見ておりますと、その経常経費、いろんな市民の生活に与えるといったようなものは7月ぐらいまでの分をまず計上しておるといのが見受けられるわけでありましてけれども、市長選が終わって、その後の補正、経常経費、経常関係の事業費、4月から7月、3カ月、4カ月、この期間というのは非常に事業の執行上大きいわけですよ。それで、新規の判断ができがたいということとございましたが、私もまだ予算書を詳細には見ておりませんけど。その中で、先ほど20年度の一般会計の補正予算、そこで私は耐震診断、それ以上に危険なのが昭和45年以前に建てられた5つの校舎。この対応がもっと重要であるということをお願いしたと思います。その中で、今残っておるのが、城内小、二ツ河小、垂見小、中山小、それと大和中、5つですよ。昨年度やりました藤吉小、これは2カ年で680,000千円ですか、約7億円。大きな事業費が必要である。同時に合併特例債も活用した。非常に有利な制度でありますから。この合併特例債というのは、平成17年、合併した年から10年間、平成26年まで活用できると。137億円のうちのもう五十数億、残りが八十数億ですか。それで、城内小学校、先ほども申し上げましたが、基礎的な調査、耐力度調査は終わっておる。どういうふうに改築事業をやる。これは仮校舎も建てる必要がないとか、もうその辺の具体的な方向性は出ているわけですよ。

それで、今回の骨格とはいえ、もう新規の判断が必要と。これは新規の判断必要ないと思うんですよ。市長がかわろうが、同じ人であろうが、だれであろうが、これは継続してやらないといけない重要な課題。ましてや重要な大きな事業費が必要である。と同時に、柳河

小学校のプールの改修、これももう方向性は出ておる。そういうのを市長が新しく決まられてから、それを待つ必要があったのかなと私は思うんですよ。このずれが後々ずれずれになって、市の財政を含めた市の行政執行に私は大きな影響を与えるんじゃないかなと思うんですが、学校教育課長、これ例えば今、私、城内出身だから城内のことを言っているわけじゃないんですね。城内小学校、じゃ、骨格の後に補正予算を新市長が組まれる。そこで設計費含めて事業費、そうなった後の完成までのスケジュールはどうなりますか。

学校教育課長（成清一廣君）

議員お尋ねの城内小学校の校舎及びプールの改築につきましては、今回の骨格予算には含まれておりませんので、6月の補正をお願いして、22年度中の建設といえますか、23年の3月までには改修をしたいと、改築をしたいというふうに私どもは考えておるところでございます。

24番（佐々木創主君）

そうしますと、今の答弁によると、21年、22年、完成までに2カ年かかると。私は、これ当初聞いておったのは1カ年でできると、もう既に耐力度調査はやっておるから、21年でできるというふうに聞いておったわけでありまして。そうすると、今の答弁、今回の骨格には含めず補正でやると2カ年。1年ずれ込むわけですよ。そうしますと、先ほどの合併特例債じゃありませんが、非常に有利な制度、合併後10年間のいろんな優遇措置を活用して、いろんな事業をやらないといけない。残る二ツ河、垂見、中山、大和中。特に大和中というのは相当な事業費も必要。今までの例を見ると、平成17年に合併して、学校だけに限りますと、藤吉と皿垣だけなんですよね、まだ2つ。17、18、19、20、4カ年で2校なんです。ところが、残るは5つなんです。この進捗状況からいうならば、これは単純計算ですが、平成26年度までにはすべての非常に耐震診断の必要な、それ以上に危険性のある昭和45年以前の建物の改修が済まないということになってしまいます。

そういった意味で、この1年間のずれですね。骨格に含めるのか、新規の判断が必要だから云々と。それを6月の補正、新しい市長の判断でやると。判断必要ないんじゃないでしょうか、これは。ぜひともこういうのは執行部、市議会含めて、私はこういうのに異論を唱える人はいないと思います。そういった意味で、この骨格予算、今後の10年間の市としての事業の取り組みに必要な課題解決、少し希薄過ぎたのではないかなというふうに思いますが、答弁あるならしてください。ないなら結構です。また予算特別委員会でしっかりやらせていただきますから。

議長（龍 益男君）

ここで10分間休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時13分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告者の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）

議案第11号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について、1点伺いたいと思いますが、御案内のとおり、75歳の方は、これは理由のいかんを問わず後期高齢者医療保険に入ることが義務づけられておるわけでありましたが、65歳から74歳までの人で高額医療者は、できた当初は、その方で例えば、重度障害者といいますが、そういう方については、後期高齢者に入らんとできんよと、当初は義務づけられておったわけでありまして。その後、国の方針が変わりまして、今現在では、65歳から74歳までで治療費が多くかかっている人については、必ずしも後期高齢者の医療保険に入らなくてもいいと、選択制ということになっておるわけですが、この場合、単純に言いまして、後期高齢者に入っておったのが有利なのか、それとも、もとの国民健康保険に入っていた方がいいのか、その辺もしわかりましたら、わからなかったら後で結構でございますが、国が決めたものでございますから、どちらに入っとたら有利だ、どちらに入らなかつたら不利だとか、そういうことはないと思いますが、もしわかつたら教えていただければありがたい。なかつたら後で結構でございますから、よろしく願いいたします。

健康づくり課長（川口敬司君）

今、重度障害者の方が後期高齢者医療制度に入っておったほうが有利かどうかという御質問でありますけれども、今議員おっしゃるように、その方たちは任意加入ということになっております。福岡県においては、後期高齢者医療制度にその方たちが加入しなければ障害者医療の適用を受けられないということになっております。そういった意味で、病院に余計がかかってある方、治療を頻繁に受けてある方については、やはり後期高齢者医療制度に加入して障害者医療をあわせて受けたほうが、医療費が少なくて済むということでありまして。

ですから、昨年1月にその該当された方に対して、私どものほうから通知を差し上げて、入られるのか入られないのか、お決めいただきたいということで通知を出しました。そのときの問い合わせで、今議員御指摘のように、どちらのほうが有利なのかということも聞かれて、当然そのときには比較表も通知の中に入れておりましたけれども、なかなか市民の方はわかりにくいという面もありましたので、かなり問い合わせがありました。そこで私どものほうでお答えしたのは、先ほど言いましたように、後期高齢者医療制度に入らないと障害者医療を受けられないので、頻繁に病院に行っている方は入られたほうがいいですよ。あとは、今まで例えば扶養に入っていた方が、今度後期高齢者に入られると、保険料が当然発生します。ですから、その保険料と医療費の比較とか、そういったものを個人的にお話を聞いて、ある程度の試算をして、どちらにされますかということで、本人に選択をしていただ

いたということです。そのときに、全体で620名ぐらいの該当者がいらしたんですけれども、後期高齢者に入らないと言われた方が33名、制度が始まったときにいらっしやいました。

大体以上のような状況です。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございます。

最後になります。つまり、もう入っておったがよかばんもということに結論はなるわけですね。なぜならば、いろんな障害年金とか等々をもらえるときに、後期高齢者に入っておかないとだめですよということでしょう、わかりやすく言えば。じゃないですか。

健康づくり課長（川口敬司君）

先ほどちょっと説明不十分だったかもしれませんが、障害の程度が比較的軽い方で後期高齢に入られる資格がある方ですね。でも、日ごろほとんど病院に行くことはない、たまに風邪で行くぐらいという方は、例えば、息子さんの扶養に入ってあったりしたときに、保険料は全く払わなくていいわけですね。しかし、後期高齢に加入すると、そこで個人で保険料が発生しますので、その医療費と保険料を比較して、どちらが自分の負担が少ないのかというようなことを考えていただいて選択をしていただいたということであります。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまり、人それぞれによって違うということですね。その辺はひとつしっかり窓口のほうで、市民の皆さんが不利にならないようにですね。特に弱い方が来られるわけですから、その点重ねてよろしくお願い申し上げたいと思います。答弁は要りませんから。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第8号 平成21年度柳川市一般会計予算については、13名の委員をもって構成する予算審査特別委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は13名の委員構成による予算審査特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。矢ヶ部広巳議員、島添勝議員、梅崎昭彦議員、白谷義隆議員、伊藤法博議員、佐々木創主議員、荒巻英樹議員、吉田勝也議員、古賀澄雄議員、菅原英修議員、近藤末治議員、梅崎和弘議員、熊井三千代議員の以上13名を

指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催していただき、予算審査特別委員会の正副委員長の選出をお願いしておきます。

お諮りいたします。議案第9号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 平成21年度柳川市老人保健特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第11号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第12号 平成21年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第13号 平成21年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第15号 平成21年度柳川市水道事業会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第16号 柳川市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

議案第18号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について

議案第19号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合同規約の変更について

議案第20号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

議案第21号 花宗太田土木組合の共同処理する事務の変更及び花宗太田土木組合同規約の変更について

及び議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）

議案第22号についてお伺いをいたしますが、人権擁護委員候補者の推薦でございますが、通告によりますと、私の場合、定員増加補充か。としておりましたが、きのうおとといの市長の提案理由説明で、山田茂委員の補充ということがわかりましたので、そこで2つについてお伺いをいたしたいと思います。

現在、定員は10名となっておりますでございますが、この10名の内訳。例えば、先生OBが何名とか、行政区長さんのOBが何名とか、そういうのがどのようになっておるかということをお尋ねしたいと思います。

2つ目でございますが、任期満了になって補充をされる場合、前任者のそのようなOBの職種と申しますか、そういうのを参考にして選出されているのかどうかという、その2つについてよろしくお願ひいたします。

人事秘書課長（高田 厚君）

大変申しわけありません。はっきり言いまして、現在把握しておりません。手元に一応資料を持っておりますが、職種と申しますか、こういった経験があるかという、その区分については今いたしておりませんので、後で報告させてもらいたいと思います。

また、補充の際の職種の件でございますが、これにつきましては、適任者ということで、特に職種によって補充しておるわけではございません。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

今、把握をされていないということでございますので、よかったら、できる限り早目に、10名の一覧表、そして、どれどれのOBとか先生のOB、そういうことを書かれた一覧表を全議員に配付をしていただければありがたいわけでございますが、よろしゅうございましょうか。

人事秘書課長（高田 厚君）

これは個人情報に関係もありますので、ちょっとその辺を検討させていただいて、対応させていただきたいと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

ばかなことを言ったらいかんですよ。人権擁護委員ですよ、人権を守る人ですよ。どうしてできませんか。市長、答弁してください。

市長（石田宝蔵君）

確かに今おっしゃっているようなことで、前任の職業がどうだったのかこうだったのかというのは皆さんも関心のあることだと思いますけれども、人権擁護委員だからこそ、そういったものに余りこだわるといことは、私は逆におかしいんじゃないかなというふうに思います。何の必要があるのかと。

11番（矢ヶ部広巳君）

どこどこ経歴をずっと書いたのを書けということじゃないですよ。例えば、先生OBとか、元公民館長とか、そういうことを それぐらいは出せると思いますが、出せんですか。そんならこうして今提示されておるのは、これはマル秘ですか。

市長（石田宝蔵君）

その時その時に応じて、その当時の議会においての御承認がなされてきていると思います。これは質疑というよりも、私はそういったものが質疑の中で出されること自体がおかしいというふうに思うんですが。（「よかですかね」と呼ぶ者あり）

議長（龍 益男君）

3回終わっております。（「3回終わっとるばってん、それは市長、おかしいですよ。笑いますね、ほんなこて」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第19号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号 花宗太田土木組合の共同処理する事務の変更及び花宗太田土木組合同規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり加藤君代氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり加藤君代氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第23号 柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、6番島添勝議員の除斥を求めます。

〔島添 勝議員退場〕

議長（龍 益男君）

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり島添勝議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり島添勝議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで、島添勝議員の除斥を解きます。

〔島添 勝議員入場〕

議長（龍 益男君）

次に、議案第24号 柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、28番山田奉文議員の除斥を求めます。

〔山田奉文議員退場〕

議長（龍 益男君）

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり山田奉文議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり山田奉文議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで、山田奉文議員の除斥を解きます。

〔山田奉文議員入場〕

議長（龍 益男君）

次に、議案第25号 柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。
ここで、地方自治法第117条の規定により、20番吉田勝也議員の除斥を求めます。

〔吉田勝也議員退場〕

議長（龍 益男君）

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり吉田勝也議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり吉田勝也議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで、吉田勝也議員の除斥を解きます。

〔吉田勝也議員入場〕

議長（龍 益男君）

次に、議案第26号 柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。
ここで、地方自治法第117条の規定により、12番荒木憲議員の除斥を求めます。

〔荒木 憲議員退場〕

議長（龍 益男君）

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり荒木憲議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり荒木憲議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで、荒木憲議員の除斥を解きます。

〔荒木 憲議員入場〕

議長（龍 益男君）

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時44分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成21年3月2日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
12番	荒 木 憲	13番	伊 藤 法 博
14番		15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
18番	近 藤 末 治	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	龍 益 男

2.欠席議員

11番	矢ヶ部 広 巳	21番	大 橋 恭 三
-----	---------	-----	---------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	惠	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	均
人	事	高	田		郎
総	務	櫻	木	重	厚
企	画	樽	見	孝	信
財	政	石	橋	真	則
税	務	武	藤	義	剛
健	康	川	口	敬	治
福	祉	木	下	正	司
学	校	成	清	一	巳
建	設	横	山	英	廣
農	政	成	清	博	眞
水	路	安	藤	和	茂
商	工	江	崎	尚	彦
観	光	龍		泰	美
ま	ち	大	村	隆	子
づ	く				雄
り	課				
長					

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳
務	係	長						人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	26番 梅崎和弘	1. 新年度政府予算と柳川市政への影響・事業計画について (1) 地域雇用創出推進費(柳川市2億3,800万円) (2) 緊急雇用創出事業 (3) ふるさと雇用再生生活特別交付金 2. 介護保険について 3. 後期高齢者医療制度について 4. 生活保護申請について 5. 市民要望について (1) 固定資産税課税地目変更通知について	市長 " " " "
2	5番 梅崎昭彦	1. 消防団協力事業所表示制度の本市の取り組みについて 2. 観光客へのアピールについて	消防長 市長
3	18番 近藤未治	1. 市政一般 (1) 西鉄柳川駅(西口)の整備について (2) 政治倫理について	市長
4	1番 島添達也	1. 一般廃棄物焼却灰最終処分場について (1) 現状について (2) 活用策について	市長

午前10時1分 開議

議長(龍 益男君)

おはようございます。本日の出席議員26名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(龍 益男君)

日程1. 一般質問について。

一般質問の日程表をお手元に配付しておりますが、矢ヶ部議員より欠席の届け出及び一般質問の取り下げの報告がっております。したがって、第3順位以降を繰り上げて順次行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔、明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔、明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、26番梅崎和弘議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。26番、日本共産党の梅崎和弘でございます。通算63回目の一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目ですけれども、新年度政府予算と柳川市政への影響、事業計画についてであります。

予算編成に当たっては、市民の命と暮らし、雇用と中小企業を守るために、各自治体とも最大限の手だてをとることが大切であり、政府予算は自治体予算の編成に大きな影響を与えます。100年に一度と言われます深刻な経済危機のもとで、解雇によって職場も住まいもなくなった労働者や仕事の減少や資金繰りに苦しむ中小業者など、国民は悲痛な叫びを上げております。

今回の政府の補正予算案は、国民の苦しみや不安を打開するような実効ある対策を示さないうまま、相変わらずの大企業、大銀行、大資産家に対する大盤振る舞いであり、消費税増税を明示された予算であります。

そこで、第1点目ですけれども、柳川市におけるリストラの状況、失業者などについてどのように把握をされておられるのか、お尋ねいたします。

2点目、全国的に見ますと、市で臨時職員として採用されている自治体もありますけれども、柳川市としましてはどのようにお考えなのか、お尋ねします。

2点目でございます。介護保険について。

介護保険制度は、ことしの4月で制度開始から10年目を迎えます。介護サービスの総量はふえておりますけれども、社会保障切り捨ての構造改革のもとで、負担増や介護取り上げが進んでおります。家族介護の負担は重くなり、1年間に14万人の人が家族の介護などのために仕事をやめておられます。また、高い保険料、利用料を負担できずに、制度を利用できない低所得者も少なくないと言われております。

現在の介護保険は、利用者がふえたり労働条件を改善すれば、直ちに低所得者まで含めた保険料、利用料が連動して値上げされるという根本的な矛盾を抱えております。3年ごとに保険料は値上げされ、既に平均で月4千円以上の高額になっております。

第1点目ですけれども、ことしの4月、3年ぶりに保険料が改正されますけれども、柳川市の場合はどうなるのか、お尋ねいたします。

2点目としまして、グループ別の保険料が2005年に導入されましたが、今回、柳川市はCグループからBグループになり、保険料が827円高くなります。このことにつきましてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

3点目としましては、保険料滞納者の人数、給付停止はどうなっているのか。

4点目、2006年に始まりました地域包括の支援センターがありますけれども、このセンターの活動状況についてお尋ねいたします。

3点目、後期高齢者医療制度について。

後期高齢者医療制度は、ことしの4月で丸1年を迎えます。75歳以上の高齢者は、それまで加入をしておりました国保や健保を脱退させられて、後期高齢者だけの医療保険に組み入れられます。

現行制度との大きな違いの一つは、年金天引きがあります。年金額が15千円以上の人は、介護保険料とあわせて後期高齢者医療保険料を年金から天引きされるわけであります。また、現在、扶養家族として被用者保険に加入している人は、直接本人が保険料を支払うことはありませんでしたけれども、一人一人が保険料を払わなければなりません。家族に扶養されている低所得者の人も含めて、すべての後期高齢者から保険料を取り立てるものであります。

そこで、1点目ですけれども、柳川市における滞納者は何名ぐらいおられるのか。

2点目としまして、全国的に滞納者がふえております。1年以上滞納した人は保険証を取り上げることが決められておりますけれども、柳川市におきまして資格証明書の発行はどうなっているのか、お尋ねいたします。

4点目が、生活保護の申請についてであります。

昨年の暮れから年越し派遣村に集まった人たちの生活保護申請が適正に受理されたということで注目をされております。この生活保護行政がどうなっているかを調査しました全国一斉の生活保護110番によりますと、申請できなかった理由としまして、扶養義務者、つまり親とか子供、兄弟に援助してもらいなさいということが一番多いそうでございます。2点目が、65歳までは稼働年齢なので頑張って仕事を見つけなさい。3番が、持ち家を処分しなさい。4点目が、所持金や貯金などがなくなってから来なさい。5点目が、借金、サラ金などがあると受けられない。6点目が、生命保険を解約しなさいと言われておりますけれども、これらはいずれも申請拒否の理由にならないと言われておりますけれども、これらについて柳川市としましてはどのように対応されているのか、また、そのお考えはどうかお尋ねいたします。

5点目の市民要望につきましてですけれども、固定資産税課税地目変更の通知についてであります。

ことしは、3年に一度の固定資産税評価がえの年であります。ある市民の方は、自分の土地は農協関係者による減反調査のときも今まで減反面積、つまり農地として取り扱っていたので、あくまでも農地だと思っていたと。ところが、平成21年1月1日に向けての税務課によります現況調査により、宅地並み雑種地にするという通知が来た。いわゆる農地の場合の固定資産税は836円だが、宅地並み課税になると60倍の49,800円になるということです。

そこで、平成20年12月16日に課税地目変更通知の文書が来て、わずか2週間で宅地並み雑種地の決定通知ではなくて、もっと本人に対しまして早目に通知をすると、このような対応ができないのか。

以上お尋ねをしまして、第1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

商工振興課長（江崎尚美君）

おはようございます。商工振興課でございます。梅崎議員からの質問でございますけれども、雇用問題について2点御質問をいただいておりますので、お答えしたいと思います。

まず第1点目、柳川市におけるリストラの状況、失業者等の把握をしているかということでございますけれども、議員御指摘のように、現在の経済危機は世界規模でありまして、国内における雇用を取り巻く状況は大変厳しく、市内におきましても、特に輸出産業に関する事業所を初めとしまして、その影響を受けておられるところもでございます。

具体的にどこがどうだとかは、ここでは申し上げられませんが、雇用の面から申し上げますと、昨年より派遣社員など非正規社員の削減や解雇がっております。しかしながら、労働時間の短縮や有給休暇の取得など、懸命の企業努力によりまして、リストラを避け、雇用を守っている状況も見られます。

ある市内の大手の事業所は、正規社員については今のところ決まっていないが、これからの状況次第ではどうなるかわからないと。また、複数の事業所では、雇用調整助成金の活用も考えているということでもございました。一方では、三橋庁舎にあります職業相談室の利用者数、新規求職者ともに、昨年11月以降増加している状況でございます。

2点目、緊急雇用対策としての市の臨時職員の採用についてでございますけれども、今度の国における2次補正の中でも緊急雇用創出で、臨時職員雇用につきましても期限は限られておりますけれども、緊急雇用創出事業基金を活用することができます。

商工振興課は以上でございます。

人事秘書課長（高田 厚君）

人事秘書課のほうからお答えいたします。

確かに、派遣切り等によりまして職を失った人を臨時職員として短期間雇用して、その受け皿となっている自治体もあるわけでございますが、柳川市におきましては、先ほど答弁にもありましたように、その影響は比較的少ないようにも思われます。

今回の政府補正予算の関連といたしましては、質疑の中でもお答えがありましたように、臨時交付金支給事務のほうに臨時職員を3人、雇用を考えております。期間は、最長9カ月間ということで予定をいたしております。

以上です。

福祉課長（木下正巳君）

2点目の介護保険についてお答えをさせていただきます。

福岡県介護保険広域連合におきましては、本年4月から第4期の介護保険事業計画期間が始まりますのに伴いまして、平成21年度から介護保険料の見直しが行われます。そのため、柳川市の保険料についても当然見直しが行われるわけございまして、議員御指摘のとおり、現在Cグループが平成21年度からはBグループに属するということとなります。

このグループ分けにつきましては、平成18年度と平成19年度の給付事業、それと高齢者数から高齢者1人当たりの給付金を算出したしまして、その数字から広域連合を50といたしました偏差値を算出いたします。この偏差値が43以下であればCグループ、44から56がBグループ、それ以上がAグループに属することになっておりまして、柳川市の場合は第3期の偏差値が42になっており、Cグループに属してございましたけれども、第4期の偏差値が44ということになりまして、平成21年度からはBグループに属するということとなります。そのため、現在の保険料基準額3,873円が4,700円と827円値上がりするということとなります。

偏差値が上昇した要因といたしましては、高齢者1人当たりの給付の伸び率が広域連合全体で1.1%だったのに対しまして、本市の伸びが2.9%となったため高齢者への負担増加と、結果としてそういった結果になりました。第5期では、またCグループに戻ることができるよう、今後、介護予防教室の充実、あるいは申請の適正化指導を進める必要があると考えております。

次に、保険料の滞納者数でございますけれども、本年1月末時点で637人となっております。滞納者への給付制限の取り扱いにつきましては、被保険者が1年間滞納いたしました場合に、まず被保険者に弁明の機会を与えまして、それでも納付をしないという場合に、一たん被保険者が利用サービス費用の全額を自己負担し、その後、広域連合の支部へ償還払い申請を提出してもらい、サービス費用の9割の支払いを受けるというようなことになっております。また、保険給付率を減額するというケースもあるようでございます。

最後に、地域包括支援センターの活動状況についてお答えをいたします。

地域包括支援センターは、当初は新予防給付の要支援1、2に該当される人へのケアプラン作成に追われていたという状況でございますけれども、現在は徐々に本来の包括的支援事業が実施できるようになってきております。

具体的には、高齢者に対する介護予防、あるいは介護支援に対しての総合的な相談に応じたり、関連サービスを紹介いたします総合相談を実施しております。さらに、特定高齢者に介護予防プランを作成いたしましたり、介護状態になることを予防するための支援を行う介護予防ケアマネジメント事業、あるいは地域の高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるよう地域の関係機関との連携を図るとともに、支援困難事案への指導、助言を行う包括的、継続的ケアマネジメント支援事業などを推進しているものです。

次に、4点目の生活保護申請についてお答えをさせていただきたいと思っております。

生活保護申請ができなかった理由につきましては、先ほど6点ほど示しをされましたけれど

も、申請内容が詳細にわかりませんので、一概にお答えはできないと考えております。

生活保護法第4条におきまして、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われております。

また、2項に、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする規定していることもありまして、扶養義務者の援助、稼働能力の活用など、自立が可能な人にはその努力をしていただくよう、どの自治体でも説明をしているのではないかと考えております。

また、一定額以上の資産、あるいは所持金、預金、生命保険の解約返戻金がある場合などは、申請をされても却下になりますが、いずれの場合においても申請を受理しないということにはならないのではないかと考えております。

以上です。

健康づくり課長（川口敬司君）

後期高齢者医療制度についてお答えいたします。

1つ目の滞納者についてでありますけれども、後期高齢者医療の保険料につきましては、原則年金からの天引きということになっておりますけれども、保険料が年金額に対して一定割合を超える場合とか、保険料が途中で変更になった場合、あるいは年度途中で75歳に到達された方などにつきましては、納付書などで納めていただく普通徴収ということになります。

普通徴収の場合は、7月から3月までの9期で保険料を納めてもらうこととなります。21年の1月末で滞納者数につきましては、制度の周知不足等もありまして713名ということになっております。未納者の方につきましては毎月督促状等を送付しておりますけれども、2月に督促状のほかに催告状ということで通知を差し上げましたところ、多数の方が窓口に来庁されまして、職員のほうから具体的に制度の説明をした上で保険料を納付していただいております。このために、大体2月末で四百五、六十名ぐらいに減少しているんじゃないかというふうに考えております。また、あわせて口座振替による納付もお願いしましたところ、10名を超える方が口座振替による納付書を提出いただいております。

次に、資格者証の交付についてでありますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて資格者証を交付することになっておりますけれども、その資格者証を交付する理由としまして、原則1年以上保険料を滞納した場合に適用するということになっております。国の方針では、資格者証を交付するに当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない、悪質な方に限って適用するというふうな方針を出しております。

また、具体的な運用基準については、それぞれの広域連合のほうで設定するということになっておりますけれども、もう少し詳しい指針というのを今年度中に国のほうは出すことになっております。

福岡県の広域連合が保険証を現在出しておりますけれども、福岡県の保険証の有効期限というのは来年の7月までありますので、今年度中にですね、1年経過しますけれども、資格者証を交付することはないというふうに思っております。柳川市においては、きちんとそれぞれ個人の事情をお伺いした上で、資格者証を出すのか出さないのか決定したいというふうに考えております。

以上です。

税務課長（武藤義治君）

議員御質問の課税地目の変更通知の件につきましてお答えいたします。

税務課では固定資産評価が、平成21年度が3年に一度の評価がえの年に当たりますことから、税務行政の大原則でございます公平性の確保を図るため、市内全域の課税地目の調査を行ったところでございます。

この調査につきましては、昨年8月に着手し、9月に課税地目と現況地目が相違していると思われる箇所を拾い上げて、10月に係員が現地調査を行ってまいりました。その結果、現地調査で課税地目の相違が確認できたものにつきましては、その旨、随時所有者の皆様へ通知を行ったものでございますが、議員御指摘のとおり、一部の方に対しては、対応のための時間的余裕がなかったケースもあったかと思われまます。今後こういった調査に着手する際には、できるだけ早く通知できますよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。2回目の質問は、発言通告に従って行いたいと思います。

まず1点目ですけれども、新年度政府予算と柳川市政への影響、事業計画については、柳川市においてはリストラとか失業者数、この実態、数字がどうもまだ詳しく調査ができていないんじゃないかなと思います。何をするにも調査、いわゆる数字がやっぱり大事じゃないかと思っておりますので、今後もっと派遣者とか失業者、どのくらい柳川市はおられるのか、そういうことをはっきりつかむ必要があるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ調査をもっと詳しくしていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、臨時職員採用につきましては、今のところ3人だと言われておりますけれども、これは今回の予算編成にのっとっての採用でしょうか、ちょっと確認をお願いします。

人事秘書課長（高田 厚君）

失業の中でも答弁がありましたように、今回の補正予算の関係で措置しております。

26番（梅崎和弘君）

はい、どうも。わかりました。雇用の確保とか、中小企業の仕事につながる生活密着型事業のための予算としまして、1点目が、地域雇用創出推進としまして、柳川市へ238,000千円

を初めとしまして緊急雇用創出事業、それから、ふるさと雇用再生特別交付金がありますけれども、いわゆるこのような予算をどのような事業に使われようとしておられるのか、またその取り扱いはどうされるのか、ちょっとお尋ねいたします。

財政課長（石橋真剛君）

それでは、まず第1点目、梅崎議員からの御質問でございます地域雇用創出推進費について申し上げますと、この地域雇用創出推進費につきましては、現下の雇用情勢の悪化を受けて、地方公共団体が雇用創出につながる、地域の実態に応じた事業を実施することができるよう、平成21年度及び平成22年度の2カ年に限りまして普通交付税に算入されるものでありまして、その総額は21年度、22年度、それぞれ市町村分で2,500億円程度となっております。

また、この推進費につきましては人口、納税者1人当たりの課税対象所得や第1次産業の就業者比率等を加味して算定されるものでありまして、国からは、この推進費が算入される普通交付税が一般財源扱いであるため、強制ではないがという条件の中で、算入額の全額を一たん基金に積み立てて、その後活用する方法等をとってほしいというような説明もっております。

なお、議員が言われる本市の算入額238,000千円につきましては、あくまでも国が本年1月段階で試算した額でありまして、正式な算入額につきましては、普通交付税の算定期間でありまして本年7月ごろに確定をすることになると思います。

いずれにしましても、先ほど申しましたとおり、推進費の額の確定が本年7月ごろとなること、及び本市の場合、本年4月に市長選挙を控えておること。であるために、21年度予算が骨格予算となっておりますことから、今後、地域経済状況等を見きわめながら、どのような方法でどのような事業に活用していくかの検討を行うこととしております。

以上でございます。

商工振興課長（江崎尚美君）

2つの御質問ですね、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別給付金についてお答えしたいと思います。

国におきましては、再就職支援対策としまして地方公共団体による雇用機会の創出を目的に、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別交付金が第2次補正予算により成立したところでございます。これは、雇用創出を目的に国から支給された交付金を県が基金化し、県が独自に事業を行うとともに、市町村が行う事業に対しましては補助金が交付されるものであります。

福岡県では交付金をもとに、職を失った非正規雇用者や中高年齢者等の一時的なつなぎ就業の機会を提供する事業として福岡県緊急雇用創出事業、臨時特例基金事業を、また、安定的な雇用機会の創出を図り事業実施におきましても、継続的な雇用機会の創出を目指す事業

としまして福岡県ふるさと雇用再生特別基金事業を創設しました。

県でもこのほど具体的な事業計画が示されたところでございます、本市においても一時的な雇用機会の創出、あるいは新たな企業により継続的な雇用の創出となる事業に対しまして、この基金事業を活用すべく、現在各課と協議中でございます。いずれの事業につきましても、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、早急に事業計画を取りまとめ、速やかな事業着手を目指したいと考えております。

商工振興課は以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

私は、これらの予算に対しまして、どうも対応が遅いんじゃないかなと思っておりましたけれども、先ほど答弁があったように、4月に市長選挙があって、どうしても市の予算が骨格予算を組まざるを得ないと。このような問題があって、具体的な事業計画や取り扱いはこれからだということに理解をいたしました。今回の政府予算を有効に活用させ、市民の暮らしを守り、要求を実現するために、これまで以上の知恵と力を発揮してほしいということで要望をいたします。

2点目の介護保険についてでございますけれども、いわゆる2005年に導入されましたグループ保険料ですね。先ほども言いましたように、今まではCグループだったんですけれども、今度はBグループに上がったということですが、このグループ保険料は、ことしの3月で終了し、4月から廃止される方針だと、このように聞いておりますけれども、この件、今後どうなるのでしょうか、お尋ねいたします。

それから、平成18年に10億円、19年に10億円、20年に8億円、いわゆる合計28億円が介護保険準備金ということで黒字決算になっておりますけれども、このようなことを考えますと保険料の値上げは必要ないと思いますけれども、これにつきましてどうでしょうかということで、例えば、近隣の市町村、大川市とかみやま市の保険料はどうなっているのか、わかったら教えていただきたいと思っております。

以上です。

福祉課長（木下正巳君）

まず、グループ保険料についてでございますけれども、これは来年度以降も存続するというところで広域のほうからは話を聞いております。

それから、介護保険の準備金の関係ですけれども、これも介護保険のほうに確認をいたしました。介護給付費積立基金ということで平成19年度末17億強の金が残っていたと、19年度末につきましても基金積み立てができるだろうと、それを今回、全額使って保険料の引き下げに使いたいということを知っております。その影響として、約400円ほど保険料を抑えることができるのではないかとということで話を聞いております。

それから、近隣の保険料につきましてですけれども、これは一応確認をしてみましたけど、

まだ議会に通っていないので具体的な金額は、ちょっとまだ控えさせてほしいということでしたので、今のところ把握していないという状況でございます。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

Cグループに戻るため、介護予防教室や申請の適正化指導を進めるとありますけれども、これは具体的にどういうふうな予防教室をされるのか。私はやはり介護予防、予防することが本当に大事じゃないかなと思いますので、ここら辺、具体的な施策がありましたらお答えください。

福祉課長（木下正巳君）

来年度から特にこちらのほうで取り組みたいということで考えておりますのは、運動、栄養、それから口腔、この3つを、その取り組みをそれぞれ三橋、大和、柳川、各施設を使いながら、保健センターありますので、そういったところの施設を使いながら、ワンクールを6回ほど組みまして、高齢者の方に集まっていただいて、そこで介護予防教室を開いていくということで考えております。

26番（梅崎和弘君）

介護保険では4月実施予定の要介護認定が、新しい方式が取り入れられるということですが、それに伴いまして利用者から聞き取り調査をする際の判断基準が大きく変えられて、重度の寝たきり状態の人などが複数の調査項目で、いわゆる自立、介助なしと認定されることがわかったそうでございます。こういうことであれば認定の軽度化に拍車がかかり、利用者の生活に本当に深刻な打撃を与えるおそれがあると言われております。

この要介護認定は、介護保険サービスを利用するために必要なものであります。新方式になれば今まで以上に介護の取り上げ、そして保険あつての介護なしということになるんじゃないかと思っておりますけれども、このことにつきまして福岡県の介護保険広域連合の柳川支部長であります石田市長に御見解をお願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

梅崎議員からは、いつもこのような医療、福祉、保健の問題を取り上げていただいておりますけれども、やはり広域連合の中でも、こういった議会の中でも、しばし同関係の党の皆さん方からもよく質疑がございます。

今回の福岡県、保険あつての介護なしという梅崎議員の御指摘でございますけれども、やはり国の制度として、高齢化率が現在本市においても25.8%、約26%に迫る勢いでございます。ましてや、私どもが数年前、合併をいたしました平成17年、20%を若干超えていたものが現実問題としてこんなふうな状況になってきている。また、10年後には30%を超すんじゃないかという国の統計もあるわけございまして、こういったものを見ますときに、認定制度の見直しがどのように私どもにかかわってくるのか、具体的にまだその指標なり方向なり

説明は受けておりません。

ただただ暮らしをしやすい、また、お年寄りの方々にとっても、こういったものがあって老後に安心ができると、そんなものに私はならなきゃならないと思いますので、支部長としても、あるいは広域連合の一つの執行部としても、そういったものを担保できるように、最大限の努力をするようにということで執行部、事務局には、運営協議会の中ではそういったものを物申しているというのが事実でございます。そういったものを、議員の考え方なりを、しっかり私も伝えてまいりたいと思っております。

26番（梅崎和弘君）

これにつきましては、だれでもが安心して使えるような介護保険であるように、今後とも大いに頑張ってくださいと、このように思います。

それから、後期高齢者医療制度の件ですけれども、今滞納者が713名と、資格証明書の交付については今のところはやっていないということでございます。しかし、今後、後期高齢者人口の増加によりまして、2年ごとの保険料引き上げが避けられないんじゃないかなと思っております。こういうことになりましたと、将来は、いわゆる天井知らずの保険料額になることが予想されます。

野党4党が衆議院に提出しました後期高齢者医療制度廃止法案の審議が行われていると思えますけれども、国民の方はこの制度の廃止を圧倒的に求めているんじゃないか、このように思えますけれども、また続けてお願いしますけれども、後期高齢者医療、広域連合議会の議員であります市長の御見解をお願いいたします。

市長（石田宝藏君）

後期高齢者医療制度の問題については、発足当初から国民の皆さんの中でも大変な議論が起きました。また、マスコミ等での報道のとおり、さまざまな各界各層の意見等も出ておりました、名称そのものがまずおかしいんじゃないかとか、あるいは年金からの、いわゆる保険料の徴収の仕方、こういうものについてもさまざまな議論、物議を醸し出したこと、御案内のとおりでございます、私も、全国市長会の中でもこの部会に出席をさせていただきまして、年金からの差引きの問題、あるいは家族でですね、日本の制度の中では家族制度で家長たる者、あるいは子供たる息子さんや娘さん、こういった方々が国民健康保険的な制度の運用でいいんじゃないかと、こういうことも申し上げてきたところであります。

ただただ野党4党、こういった提言をなさっておりますので、現実問題としてですね、与党もそうだと思いますが、しっかり国民の皆さんの声を聞きながら、御案内のとおり、先行き不透明な政治状況の中でこの議論が活発に行われていると。もちろん自治体の長、あるいは自治体からそれぞれの議会からの声も届いておりますし、国民の皆さんの声も霞ヶ関には届いていると。こういったことで、私はよりよい知恵を出して、この名称なるものもそうですけれども、一定の是正措置はとられていっているというふうに思います。したがって、

野党4党の国の動きを十分私どもも見ることも大事ですけれども、しっかり地方の声も上げていかなきゃならない、このように思っております。そういった点では、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

26番（梅崎和弘君）

広域連合では住民の声が届きにくいとか、国や都道府県の指導権限が強過ぎるなどの問題点が指摘をされております。議員の選出や議会体制、いわゆる少数者専決であり、住民不在が一層ひどくなるんじゃないかなと、このように考えておるわけでございます。

運営主体は広域連合ですけれども、保険料の徴収、督促、保険証の受け渡し、受け付け、窓口業務など、住民と直接やりとりする業務の多くは市町村であります。いわゆる市の責任と役割が重要でありますので、今後ともよろしく対応をお願いしたいということで要望しておきます。

それから、生活保護の申請につきましてですけれども、私は今まで何人もの方と一緒に生活保護の申請に立ち会ってきたわけでありまして、全国の生活保護行政は、生活保護法を守らない運用を行っている自治体が多数を占めているということです。私もこの立ち会いによって、どうもこれはおかしいんじゃないかなと思うことが何回もあったわけでございます。

そういうことで1点目、生活保護法の19条の1項は、居住地のない者について、その現在地を所管する福祉事務所が生活保護の実施責任を負うことを定めております。いわゆる居住地のない人についてどのような対応をしておられるのか、お尋ねいたします。

私も前、居住地のない人がおられましたので、アパートを借りていろいろお世話したことがありますけれども、居住地がないからだめだということを言われた経験を持っておるわけでございます。

2点目は、住居のない者に対しても、生活保護費からアパートなどの敷金、家具、布団代、被服費を支給することができると、このようにあります。

3点目としましては、申請から原則として14日以内に決定しなければならないとしてありますけれども、住居も収入もなく、所持金もない人から保護申請があった場合は即日でも保護決定はできると、このようにあります。

それから、4点目としましては、働く能力があり、それを活用しようとしても働く場が得られない者は生活保護を利用することができると、このようにありますけれども、これにつきましてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

福祉課長（木下正巳君）

生活保護申請に伴います本市の取り扱いについて、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず1点目の、居住地がない人への対応についてでございますけれども、生活保護法第9条の規定で生活の実態がある場所、いわゆる現在地で申請を行うことは可能とされております。

す。ただ、申請を受け付けますが、あくまでも居どころを見つけて住まわなければ保護の開始にはならないということで、法定期間内に見つからない場合は申請は却下されるということになります。

それから、2点目についてでございますが、生活保護の実施要領では、安定した住居のない要保護者が住宅の確保に際し敷金等を必要とする場合、一定の条件はございますけれども、真に敷金等が必要であると認められるときには、家賃が基準額以下の場合に79,500円の範囲の支給を行っております。また、保護開始時に布団がない、あるいは全く使用にたえない場合については、布団類に17,900円、衣類に12,900円、それから家具、什器に39,700円の範囲で支給を行っております。

次に、即日でも保護が決定できるということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

生活保護法第25条の1項に、要保護者が急迫した場合には、速やかに職権をもって保護の種類などを決定し、開始しなければならないというふうに定めてありますので、緊急入院等が必要な場合などは即日決定をしております。

ただ、御質問の住居のない者については、先ほども答弁しましたような取り扱いをさせていただいております。

最後に、失業者やワーキングプアの関係でございますけれども、従来から保護の実施要領で稼働能力、いわゆる仕事をする能力の活動判断基準が示されております。単に稼働能力があることだけで保護を要しないと判断せずに、稼働能力の活用の有無を判断する必要があるとしております。つまり努力しても、求職活動を行っているにもかかわらず、地域の求人状況などの理由により就職に至らずに困窮している場合、これは当然申請は受け付けをしております。また、失業者やワーキングプアの人でももちろん保護申請はできますけれども、一定金額以上の手持ち金、あるいは収入などがある場合は申請されても却下になるということになっております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

今後も、この雇用情勢の急激な変化によりまして、失業を原因とする生活困窮者が急増すると思われるわけでありまして、こういうとき、相談窓口におかれましては、いわゆる相談者の生活への不安な気持ちに十分な配慮を持って臨み、いわゆる生活保護法を守り、相談者の申請権を抑するような対応をしないようお願いしまして、これは要望でございます。

それから、最後の市民要望につきましては、課税地目変更通知につきましては、今御答弁がありましたように、早目の対応をやりたいということでございますので、ぜひそのことをお願いしまして私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これもちまして梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時3分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に続き会議を開きます。

傍聴席にお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードか切りにお願いしておきます。

第2順位、5番梅崎昭彦議員の発言を許します。

5番（梅崎昭彦君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。5番梅崎昭彦でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。私自身、議員として議席をいただき、通算3回目の一般質問で登壇することになります。

今回は、通告いたしました市政の課題2項目についてお尋ねをいたします。答弁次第によりましては、2回目以降、自席から再質問をさせていただくことをお断りし、質問に入ります。

石田市長にとって、この3月議会はほぼ残す任期がない、1期目のおさめの議会であります。したがって、今回の質問は、将来の柳川に対する市長の思いの一端をお尋ねするものでございます。市長におかれては、この4年間、市民の幸せと市政の発展のため、大変な努力をいただきました。市長の昼夜をたがわん粉骨砕身の御努力に対し、市民の皆さんにかわり、まずもってねぎらいと感謝を申し上げるものであります。

さて、今回質問いたします1点目は、消防団協力事業所を表示する本市の取り組みについてであります。また、2点目は、市内観光振興策への考えについてお伺いするものでございます。

まず初めの、消防団協力事業所を表示する本市の取り組みについてお尋ねいたします。

近代国家の我が国において、大きな行政改革が行われたのは明治、昭和、そしてこの平成であります。私は議員として、いつも市民の立場に立ち、よいものはよい、悪いものは悪いの視点で評価し、市政をチェックすべきだと思っております。合併どきの市政の大きな課題は、掘割の水路の浄化環境改善を初め、旧柳川市内の中学校給食問題、県南女性センターの廃止、存続、大型公共事業の見直しや無駄な予算の見直しなどでした。

新市誕生の合併どきに協議会で検討されました行政改革改善の一つに、消防団の組織見直しもその一つでありました。石田市長のマニフェストの前段で、財布を守る、まちを守る、心を守ると3つの宣言をうたっております。このことは極めて大事なことであり、私の、

いや市民の、消防団員の関心事でもありました。合併後、消防の改革は着実に進み、組織のスリム化と一元化が行われていることは、当時、本市の消防団長として在職していた私もまことに喜ばしいことだと理解しております。

ところで、消防団は常備消防とともに、地域の消防、防災活動における車の両輪をなすものであり、他の職業を持ちながら地域住民の生命、身体、財産を守るという崇高な精神で活躍いただいています。私も微力ではありますが、38年間、消防団員として努めてまいりました。そういった関係もあり、消防団にかかわりのある消防団協力事業所表示制度について質問いたします。

我が国の消防は、昭和23年に自治体消防が発足し、60年がたちました。その間、消防施設や機器類などは整備され、きょうに至っています。当時、200万人いた消防団員でありましたが、現在、半分以下の90万人を下回るほどになっています。人員の減少について、有職者はそのとおり、大規模災害に対応できないと憂慮する見解であります。

国においては、憂慮される事態を打開するために、消防団員が入団しやすく、また、活動しやすい環境整備が必要であるとの考えから、消防団協力事業所表示制度の導入制度を創設すること、見解が示されました。市としてこのことをどのように把握し、導入についての取り組みをどう進めようとされているのか、見解をお伺いするものであります。

次に、市内観光の振興策についてお伺いをいたします。

さきの12月議会において、私は沖端船だまり岸辺の安全対策、欠けた柳の植林についてお伺いしました。当局におかれては、その後、関係機関や関係者などへの協議など迅速な対応をいただき、具体的に対策をとられていることに対し、関係者にかわりお礼を申し上げるものであります。ことしも2月11日からさげもんめぐりが始まり、市内はにぎわいを見せています。

1月25日付の新聞によると、柳川における川下り客は年間35万人、約10年間船頭をされていた方がこう言われています。「夏場は不純物が水面に浮き、水枯れどきは川底のごみが露出する、流れる。生活排水を見せまいと、必死に説明で客の目をそらさなければならない。掘割の水保全を置き去りにすれば観光地としてやっていけない」と言われました。柳川の観光は、川下り、御花、白秋生家が柱だと思います。

さげもん祭りにおいでになった方が、こう言われました。「今の若い人は、北原白秋を知らない人が多くなっていますね。柳川は活気がない。川下りコースやさげもんコース、白秋生家など、その場面にマッチした白秋先生の音楽を流されたらいかがですか」、柳川の観光振興を思っていただき、熱い思いのそんな言葉を聞きました。私も全く同感であり、観光施設、スポットにおいて音楽や歌を流すということは、いとも簡単に年じゅうできることであります。観光振興策として、この点をどのように受けとめていただくのか、前向きの答弁を期待し、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

消防長（竹下敏郎君）

本市における消防団協力事業所表示制度についてお尋ねでありますので、お答えいたしたいと思います。

現在、柳川市消防団の定数条例は729名でございます。これは合併特例による定数で、本年4月1日から条例定数は723名になる予定でございます。現在の消防団員数は713名でございますが、本市においても団員の職業はさまざまで、自営業、農業、漁業の方もおられますし、サラリーマン団員も多くおられます。

そこで本市においても、議員が指摘されておりますとおり、消防団員の加入促進と事業所等で勤務する消防団員が消防活動を行いやすくできるように、環境の整備をつくるために、協力事業所として地域防災に欠くことのできない消防団員を雇用し、消防団活動に協力していただいている事業所を市民の方に広く公表いたしまして、消防防災の充実強化に一層推進し、今後、図る計画でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

観光課長（龍 泰子君）

白秋を知らない人が多くなってきているので、観光施設、スポットなどで歌や音楽を流し、観光客にアピールしてみたいという御質問にお答えいたします。

梅崎議員の御指摘のとおり、若い人の中には白秋のことを「しろあき」と呼ぶような人がいるということを知ったことがあります。そんな人たちも白秋の童謡は聞いたことがあると思いますので、柳川で白秋の童謡を聞くことで、ああ、この曲も白秋だったんだなと認識いただけ、大変いいことだと思います。

現在は、観光案内所から外に向けて白秋の童謡を流しております。そしてまた、ひな祭り期間中は、ひな祭りにちなんだ音楽を流しております。白秋生家では、白秋の童謡をBGMとして使っており、ひな祭り期間中では市内のコーラスグループのミニコンサートが毎週末行われておりまして、そのとき白秋の童謡などを披露しております。

市内のある施設では、以前は白秋の童謡を流しておりましたけれども、近所から苦情がありまして、今は流していないところもあります。また、市内を巡回している福祉バス「べにばな号」が白秋の童謡を流しながら巡回しておりますが、うるさいという苦情もありますけれども、また逆に、音が小さくてバスの到着がわからないという苦情などもあります。

今日の観光客の多くは、柳川にいやし、安らぎを求めております。柳川を訪れる観光客は、自然や城下町風情の残る柳川の町並みにそれを求めております。白秋のアピールももちろん大切なことですが、静けさの中から聞こえる、水にさお差す音や風の音、鳥のさえずりなども、貴重な柳川の売りだと考えております。この柳川独特の風情を守りながら、白秋の童謡などを流すなら、特定の施設内や柳川駅周辺などが考えられると思いますので、関係団体などと一緒に調査研究してまいりたいと思います。

観光客へのアピールとしては、柳川の春の一大イベント、柳川ひな祭り「さげもんめぐり」が先月から行われております。今回の新規事業として、新外町の武家屋敷「十時邸」でひな祭り展示を行っておりますし、柳川のひな祭りをデザインした記念切手の販売なども行われております。ここ数年、柳川のひな祭りは定着してきたものの、マンネリ化しているとの声も聞かれます。ひな祭りに限らず、新規事業や新たな観光資源を探し出し、観光客にアピールしていきたいと考えております。貴重な御提言ありがとうございました。

5番（梅崎昭彦君）

先ほど消防長から答弁をいただきました。消防団協力事業所表示制度によって本市における推進計画があるということですが、施行時期や表示制度の具体的な内容説明をお願いいたします。

消防長（竹下敏郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

消防団協力事業所表示制度の施行期日は、本年4月1日を予定いたしております。

次に、協力事業所の公表対象事業所は、団員3名以上を雇用し、さらに、その団員が消防団員として任用された在職年数、これは3名の合計でございますけれども、7年以上在職している優良事業所を協力事業所として公表いたしたいと考えております。

なお、公表の方法でございますけれども、柳川市消防本部のホームページで公開するほか、事業所の玄関に全国統一の消防団協力事業所というステッカーを張る方法をとりたいと思っております。この制度をマスコミや広報紙等に掲載を行い広めていくことによって、より多くの事業所の方に消防団活動に対する理解と協力をいただくとともに、柳川市消防団の活性化につながるものと思われま。なお、現在のところ、管内では3ないし4事業所が該当すると思われま。

以上、よろしく願いいたします。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございました。消防団活動に協力をしている事業所が、消防団協力事業所表示証を事業所の玄関に掲示することによって、各事業所の貢献を広く社会にアピールし、そのことによって、市民の消防団活動に対する理解と今後の消防団員募集や充実強化に大いに期待されるものと思われま。よろしく願いします。この件に関する私の質問は終わります。

また、観光振興、アピールについても前向きな検討をよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。きょうはありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして梅崎昭彦議員の質問を終了いたします。

第3順位、18番近藤末治議員の発言を許します。

18番（近藤末治君）（登壇）

おはようございます。18番近藤でございます。議長の発言許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。順位的に4番目ということで、その準備をしております、ちょっと戸惑いましたけれども。

今回は、市政一般ということで2点ほどお伺いをしたいと思います。

まず1点目、西鉄柳川駅、これは西口でございますけれども、その整備についてお尋ねをいたします。

柳川といいますと、すぐに水郷柳川、川下り、北原白秋のふるさとと、全国的にも名の知れた市ではないかと思えます。また、ちょうど今は、さげもん祭りのイベントもあっておりまして、多くの観光客が町なかを散策されている姿をよく見受けます。まさしく、春の観光シーズン到来ではないでしょうか。

そのような、全国的にも知られた柳川の玄関口でもあります西鉄柳川駅西口の周辺につきましては、残念ながら、楽しみに来柳された観光客を迎える環境としては寂しいものではないでしょうか。といいますのも、電車からおりまして出口に行き、そのロータリーにはたくさん家族を送迎する自家用車が駐車しており、またタクシー等が並んでおります。その間を路線バスが運行しているというのが現状ではないでしょうか。

柳川駅東部につきましては、現在区画整理が進められ、同時に駅前広場も計画されているようでございますが、西口については、今申し上げたとおりの現状であります。合併以前には柳川警察署、西鉄、民間タクシー会社、そして行政からは柳川市、三橋町、大和町の各関係機関におきまして、整備についての話し合いが行われていたと思えます。その後、4年にもなろうとしておりますが、どのような動きが起きているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に2点目、政治倫理についてお伺いをいたします。

この件につきましては、先日、新聞等で報道された件でございます、いろいろ質問したい項目がございますので、これは自席から一問一答式でお尋ねをしたいと思います。そういうことでよろしく願いいたします。

以上で壇上からの質問は終わります。

まちづくり課長（大村隆雄君）

ただいまの近藤議員の西鉄柳川駅西口の車両混雑についてどのように考えているか、また、柳川の玄関口である柳川駅西口の整備についてどのように考えているかという御趣旨の質問についてお答えさせていただきます。

近藤議員の御指摘のとおり、柳川駅周辺は、柳川を訪れられた観光客の方々から、柳川のイメージとほど遠いということで、かけ離れているということで、そういうふうな玄関口であるという御意見が多く寄せられているところでございます。

また、朝夕の通勤、通学の時間帯は、送迎車等で駅周辺の交通の渋滞、混雑が常態化をし

て、それに駅にアクセスする道路ですね、歩道とかは非常に狭く、また段差がありまして、歩行者や車いす利用者等の通行に支障を来しているというところでございます。

このような顕在化している課題につきまして解決するために、近藤議員も御承知のとおり、平成16年に柳川警察署の交通課の呼びかけによりまして、行政、西鉄等での対策会議を行ってきたところでございますが、何分、抜本的な方策を講じなければ、なかなか問題解決に至らないという状況にあります。

昨年の10月に、市が進めております駅東部の土地区画整理事業に伴って、駅東口の開設を西鉄のほうに改めて依頼をしたところでございます。その中で西鉄は、駅周辺の目指すべき将来像を行政、市民、関係者とともに協議をしたいということで、それぞれの役割があるということ、それぞれが認識をいたしまして、その実現に向けて取り組んでいきたいというふうな意向が示されたところでございます。

したがって、現在、学識経験者、それとか商工会議所、商工会ですね、それとか観光協会、地元代表、NPO代表、また、国、県の行政機関や交通事業者等から成る駅前の周辺まちづくりワークショップを開催しながら、その中で一つの周辺の将来像を描いているところでございます。

それで、市では駅周辺の課題解決に向け事業展開をするために、来年の平成21年度から土地区画整理事業を含めます新たなまちづくり交付金事業の採択に向けまして、今現在、国と協議を進めているところでございます。交通の結節点であります柳川駅を中心とします駅周辺を、円滑な交通機能の確保と水郷柳川にふさわしい玄関口となるように、駅周辺整備に向けて事業を推進していく予定にしております。

以上が現在の駅周辺の取り組みの状況であります。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

それでは、ただいま柳川駅周辺まちづくりワークショップということで開催をして、将来像を描いているということございましたけれども、この中で学識経験者、それから地元代表、この方、特にどのような方がなされているのか。それから、今回まで何回ワークショップが行われているのか、お答えください。

まちづくり課長（大村隆雄君）

ワークショップの開催回数でございますが、今現在のところ3回ほど実施をいたしました。予定は一応5回ぐらいで、3月いっぱい一つの将来像を描きたいということで進められております。

それと、学識経験者でございますけど、九大の出口教授ほかもう1名の教授ですね、2名でございます。それと地元の代表といたしましては、先ほど申します商工会議所、商工会等の代表の方、それとかNPOの代表、それと観光協会、それと地元の区長さん等もその中に

入っていただいています。何分いろんな角度から御論議をいただきたいということで、一つは柳川の命とも言えます水の関係もですね、この駅広の周辺にきれいな水をいかに流していくかという分でそういうふうなこともありまして、その方々も入っていただいております。

以上でございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

3回ほど今やられておるといふことで、具体的に今課長お答えになったんですけれども、駅周辺に水を引き込むというような協議もなされているわけですかね。

まちづくり課長（大村隆雄君）

具体的には引き込むというところまでですね、引き込んだらどうだろうかというふうな御意見もあります。今現在の駅周辺の水路でございますけど、非常に水の浄化という分で、一つの課題ということでございます。それで、今の水路の中に、いかに水利の観光といいますか、その分も含めて、もっときれいな水が周辺を含めて、話し合いをしながら引き込んでいくことができないかというふうなことでございます、まずは。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

それから、お答えの中で平成21年度からまちづくり交付金で採択を進めているということですが、事業としてはどのようなのが該当しますか、それと交付率ですかね、何%ぐらいのいわゆる補助があるのか。

まちづくり課長（大村隆雄君）

交付率でございますけど、これは40%、国費を予定しております。

それで、今現在、まちづくり交付金事業が平成16年から外堀線地区を実施しております。これが平成20年度で完了いたします。それで新たにですね、引き続き駅周辺地区ということで予定しているわけございまして、その主な事業の内容といたしましては、さきのまちづくり交付金事業でも駅東部地区の土地区画整理事業をその中に組み入れて実施をしております。それも引き続きまして、区画整理事業も新たなまちづくり交付金事業の中に取り組んでいくということでございます。

それと、先ほどから御指摘がっておりますように、非常に駅のロータリーが交通混雑等があるということでございますので、駅広をその交通混雑解消とあわせて、いかに柳川市らしい雰囲気漂う駅広に改修をしていきたいということですね。

それと、東口の開設がなされれば、東と西の一体化というか、連携を図る できましたら自由通路等を設置して、一体的な利便性を図っていきたいということで考えています。

それと、駅から25メートルの道路が208までありますが、これにつきましても非常に歩道に段差があるということで、バリアフリー化も含めたところの整備をしていきたいなと。

それとまた、この周辺だけでなく、行く行くは京町商店街等に人の流れが行けるように、二ツ川川沿いに河川プロムナードみたいな遊歩道を設置して、人の流れを京町商店街通りのほうに誘導していきたいなというふうなことですね。

それと、できましたら電柱についても、非常に駅前等に立っておりますが、それが景観を阻害している分もごさいます。そういう分で地中化のソフト事業、余り費用がかからない方法で地中化ができればというふうに考えています。

以上が主な事業内容でございます。

18番（近藤未治君）

ありがとうございました。

今、私がお聞きしたかった電柱の電線キャブ化についても御答弁されたんですけれども、先日、全協の中で都市マスの概要版というのをいただきました。この中を見ますと、駅前が風格のある都市景観ということで掲げてあります。この風格のある都市景観というのは、どのようにお考えなのか。

それと、先ほど言われましたワークショップ、これとの関連ですね。ワークショップの中ではこういうふうにしたほうがいいんじゃないかと。ところが、都市マスの風格のある都市景観ではそぐわないんじゃないかという相違点が出ないかと思ってちょっとお尋ねしているんですが。よろしくをお願いします。

まちづくり課長（大村隆雄君）

風格のある都市景観ということで、非常に大きな命題というですかね、そういうとがありまして、なかなか一口で言えるものじゃないというふうに思います。

これはそれぞれ多様な価値観といえますか、そういう分があって一口では言えませんが、あえて言わせていただければ、柳川には柳川の豊かな自然があるんじゃないかと。そこにはぐくまれた歴史文化が、特に柳川の特徴でもあります掘割等があるんじゃないかなというふうに思います。これらの個性や特性を生かした、良好な景観づくりが今求められているんじゃないかなと思います。そのために景観計画を策定して、そこに景観を保存すべき地域を定めながら、建物の高さとか色とかデザインですね、そういうふうな一定のルールを決めるということですね。いわゆる市が目指しているのは、景観条例を制定しながら良好な景観を保全していくということをごさいます。

それと、ワークショップとの関係でございますけど、景観計画を平成21年度に策定をしていきたいということで考えておりますので、計画策定に当たりましては、また多くの市民の方々の御意見を求めていかなければならないというふうに思います。それで、別個にまた、その分についてのワークショップなり策定委員会を設置しながら景観策定につなげていくというところでございます。

以上でございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございます。

やっぱり観光客 私たちもよそに行って駅をおりて、まずその駅前を見て、そのまちなきれいなところとか重みのあるところを感じますので、この西鉄駅、いわゆる東部は区画整理でやられるし、一緒になって西口も整備をしっかりと考えてやっていただきたいと思います。

私の要望なんですけれども、先ほど梅崎議員からも質問されましたが、やっぱり柳川は白秋が生誕された地で、白秋の童謡がたくさんつくられております。そういう中でやっぱり、駅をおりたら白秋のメロディーが流れてくるとか、そういうのも考えられたらどうかなと思います。

以上で1点目については終わりたいと思います。

それから、2点目でございます。政治倫理についてお尋ねをします。

質問項目は壇上では言っておりませんので、1回目となりますかね。3点ほどお願いします。まず、指名委員会 恐らく今回問題になったのが、議員の二親等である業者さんが受注され、そして工事も完了されたということで新聞報道であったわけですが、この指名委員会の構成メンバーですね、それと指名委員会でどのような協議をされたのか、そして最終決定はだれがなされたのか、お尋ねをいたします。この落札された業者さんは、市内の業者でいいますと、どのランクになるのか、ランクづけがあると思うんですが、お尋ねをいたします。

副市長（大泉勝利君）

質問は2点だと思いますけれども、まず指名委員会でございますが、指名委員会の構成メンバーは、設計金額が10,000千円未満という案件でございますので、委員長が総務部長、副委員長は財政課長、委員として建設課長、水路課長、当該工事の担当課の課長というふうになっております。この委員会の結果を受けて副市長に決裁 私に決裁、そして市長に報告というふうな形で処理されております。

それから、落札の業者でございますが、A、B、Cと3つのランクがございますけれども、Cランクという業者でございます。

18番（近藤末治君）

そしたら、Cランクの業者さんは設計金額、いわゆる予定価格の金額ではどの金額まで入ることができますか。

副市長（大泉勝利君）

本件、土木一式工事でございますけれども、この工事の場合には設計金額が5,500千円以下ということになっております。

18番（近藤末治君）

この指名委員会の中で今回ありました、議員の二親等であったというのが後でわかったと。

この指名委員会の中でそのようなことは協議はなかったのでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

指名委員会の報告によりましたら、そういう配偶者等の意見というような、そういう検討はございませんでした。

18番（近藤末治君）

私も職員でありまして、この工事を請け負われた方は旧柳川市の市議でございました。そして、今の議員も旧三橋の議員でございます。その関係は、この中ではわからなかったということで今副市長お答えですが、実際に本当にそういうことは知らないんですかね。（発言する者あり）

それと、これは事前に入札参加資格審査、指名のお願いしますということを出されるんでしょう。時期は6月いっぱいか、ちょっと記憶しておりますけれども。このときにはわからないんでしょうか、お答えください。

副市長（大泉勝利君）

入札参加資格審査については、市で定めています柳川市建設工事請負業者資格審査等要綱に基づいて行っております。本件の場合、6月2日でございますけれども、審査申請書の受け付けを開始しておりまして、この審査を受け付ける書類の中には、議員御指摘の配偶者等の関係を示す書類はございません。

18番（近藤末治君）

通常、指名願ですね、その中には書かれていなかったから、何々議員と二親等とかなんとか書いていなかったからわからなかったと。ところが、その書類を審査するときに住所、氏名、これはわかるはずです。そのときになぜそこまでわからなかったのかなと、私は不思議なんですけれども。

それと副市長、新聞でコメントされておりますけれども、落札した業者は、いわゆる今の議員の親族になれる会社が辞退することを想定しておったようにコメントをされておりますが、辞退するようなことを想定する人をなぜ指名なさるのかちょっと不思議でありませんが、どんなのでしょうか。最初からあなたは市の仕事はできないんですよと、あなたが落札しても辞退せにゃいかんですよということを想定されているような御答弁ですが、このコメントに対してお願いします。

副市長（大泉勝利君）

実際契約できない会社を指名しているじゃないかという、こういう御指摘だと思いますけれども、政治倫理条例で定めている部分については、議員の二親等に該当する業者は、契約を辞退しなければならないということは、条例の第16条に触れてございます。しかしながら、入札参加資格審査の中には住所、それから家族構成等住所はございますが、家族構成等の部分はございません。それから、政治倫理条例とかかわりのあるようなものはありません

ので、判断のしようがないというのが実態でございます。（発言する者あり）

18番（近藤末治君）

今副市長からそういうことを言われるんですが、先ほども言ったように旧柳川市の議員をなさっておったんですよ。ですから、53名のときは一緒にこの議場におられたと思います。その兄弟であるというのは、書いてなかったから知らなかったとか、そういう御答弁をなさるのがちょっと私はおかしいと思います。住所もわかる、氏名もわかる。そしたら、以前市議をされておった方、そしてまた、今市議をされている方の弟さんだというのはわかるはずですよ。

それで、この業者さんはいつから指名願を出されておりましたか、何年度からですか。

副市長（大泉勝利君）

指名願が出ているのは、平成20年からでございます。

18番（近藤末治君）

そして、20年のときは、指名の参加は何回入られましたでしょうか、入札参加ですね。

副市長（大泉勝利君）

2月12日までの整理した資料によりますと、指名した回数は38回でございます。そのうち応札が18回、入札辞退が20回というふうになっております。

18番（近藤末治君）

いや、私がお尋ねしたのは、今落札された方の回数ですよ。38回も参加されておるですか。（「違うでしょう」と呼ぶ者あり）それは全部でしょう。

副市長（大泉勝利君）

指名回数は38回でございます。そのうち応札が18回、うち落札回数が3回でございます。

18番（近藤末治君）

それから、これはきょうの新聞で、審査会への調査請求権を持つ議長が調査の依頼を見送っているためということですが、この中で何か疑惑があればということですが、これは御本人さんも新聞では認めてあるということですよ。それはいかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

近藤議員からお尋ねの件ですけれども、この政治倫理条例。合併後、随分これできなかった。議員さん方からの発議による条例ですよ。（「私が委員長を務めました」と呼ぶ者あり）今そんな声も出ていますけれども、実際問題として市民の皆さんもお聞きになっていきますので、この辺は大事なところだと思います。

この政治倫理条例というのはモラル条例なんですよ、モラル。人の道（発言する者あり）このモラル条例ができたことによって、お互いに つい先般、島添副議長もおっしゃいましたが、こういった政治に疑惑を持たれるようなこと、みずからが律するという立場での政治倫理条例が議員さん方の提案によってできたんです。これは決して執行部の提案ではなか

ったわけです。こういった中身については、議会の議決を経て、そのまま条例としてでき上がったのが、つい先般の全協のとき申しあげました平成20年の4月1日、ちょうど昨年4月1日からこの条例が施行されてきているんです。

そういった中で、いわゆる先ほど指名は38回ですか、応札。入札を入れに来られたのが16回、そして落札をされたのが3回。この条例そのものが、いわゆる契約を辞退すると、辞退を前提としてつくっていないんですね、指名を前提にしてもつくっていないんですよ、この条例は。

よその全国の事例を見ますと、指名のときから既に宣誓をして、議員となられたときから、私が執行長として四役おりますけれども、四役になったときから誓約書をとっている自治体があるんですよ。そういったものが発生したときには、私はこういうことで責任をとりますと、市民の皆さんに明らかにするために。ところが、柳川の条例の中には残念ながら、契約だけを辞退するという文言をうたっているんです。ですから、指名をやる、応札をするまでは、これは何ら規制をされていない条例なんです。ですから、このことは真剣に私どもは審議しなきゃいけない。

そして、議員にあっては、議長にこの政治倫理条例の（「それは詭弁だ」「黙って」と呼ぶ者あり）いわゆる中身についての報告をする。そして、執行の四役については教育長、収入役、あるいは副市長が私にこの書類が上がってくる。それを政治倫理審査会にそのまま送付して審査をいただいて、その結論が、この審査については問題ありませんよと、報告書については問題ありません。こういう回答が（発言する者あり）ちょっと議長、とめてください。答弁しているんですから。

議長（龍 益男君）

静かにお願いします。

市長（石田宝藏君）続

ですから、そういうものをきっちりとやってきていない条例だということです。ですから、今回のやつについては政治倫理条例に基づいて 疑惑があると、確かに近藤議員おっしゃるように、はっきりしたものははっきりしているんですね、はっきりしているんですよ。ところが、最終的に政治倫理審査会というのをつくってやりますので、これについての一定の結論を、答申を出してもらわなくちゃいけない、政治倫理審査会としての結論を。これは明らかにシロだ、クロだということを出させる 出すのが政治倫理審査会の役割なんですよ。だから、その辺は御理解ください。

ですから、きょうの読売新聞、「違反議員の調査せず 柳川政治倫理条例 議題見送る議長に批判の声」と、こういう見出しです。（「市長の批判は」と呼ぶ者あり）いや、議員のですから議長しかいないですよ。（発言する者あり）議員の問題については議長にしかこれはないんです、条例では。（発言する者あり）ですから、正しく市民の皆さんも、今、傍聴

されている方も（発言する者あり）録画を中継なさってごらんになっている方も、このことをしっかり理解してもらわないと（「施行規則は執行がつくったんだよ」と呼ぶ者あり）こんなことをやっていいんでしょうか。

18番（近藤末治君）

今、市長からる説明がありましたけれども、今回の3月議会の冒頭に議員に対しまして、議員の辞職勧告を決議されました。それで、今市長の答弁では執行部には責任はないというような感じでしたけれども、本当にそれでいいわけですかね。そういう答弁でいいですね。

市長（石田宝蔵君）

執行部に責任がないとは一回も言っていませんよ。一言も言っていませんよ。執行部がそんな発言を勝手にされたら困ります。（発言する者あり）

18番（近藤末治君）

市長、私が聞いていますんで。いや、ちょっと私が質問をしておるんですけどね。やっぱり遵守というのは、決まりとか法律、道理などに従ってよく守るということですから、私たち議員もこの政治倫理をつくった以上、しっかり守っていきたいと思っております。そういうことで、私の質問をすべて終わります。

議長（龍 益男君）

これをもちまして近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時1分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、1番島添達也議員の発言を許します。

1番（島添達也君）（登壇）

こんにちは。議長より発言の許可がありましたので、一般質問を行います。

旧柳川市、三橋町、大和町の1市2町が合併して新柳川市が成立して、早くも丸4年が経過しております。石田市長にとりまして、1期4年の集大成とも言うべきこの議会で、あなたのこの間の施策を次のような形で総括せざるを得ないことは、柳川市民にとって極めて残念なことだと言わざるを得ません。私にとりまして遺憾極まりないことでございます。

ちょうど1年前の一般質問の際に申し上げたこととかなりの部分で重複しますが、この1年間のこともつけ加えて、私なりに検証し、分類したことを申し述べて、市民の皆様の参考に供したいと思っております。

第1分類、旧大和町で解決されないまま、新柳川市に持ち込まれている案件。

その 1、一般廃棄物最終処分場の件。

この施設は、大和町大坪338番地に、用地費まで含めて建設費総額474,482千円の費用をかけて、平成12年2月に完成し、焼却灰5年分の埋立容量を有しながら、丸9年経過する今日まで活用されることなく放置されております。この3年間は、山口県周南市に年間90,000千円をかけて焼却灰を搬送し、処分しております。

この件については、後ほど自席より市長の考え方などについて具体的にお尋ねいたします。

その 2、ピアス工場跡地の件。

この件については、この4年間、さまざまな角度から問題になっておりますので、詳細については申しませんが、ただ1点だけ申し上げます。

大和町で購入するときに、当時の石田町長と担当者が、地方自治法第234条の第2項に定める契約の適正な履行を確保するため、またはその受ける給付の完了の確認をするため、必要な監督、または検査をしなければならないとする職責を怠り、アスベストの使用された建物、産業廃棄物で汚染された土地、すなわち欠陥商品を購入してしまったので、市民のための公共用地として活用できないまま、塩漬け状態のままです。用地費540,000千円、アスベスト汚染土壌除去費用120,000千円から30,000千円と言われております。

第2分類、河野市政の継承を拒否、あるいは放置している案件。

その 1、観光都市景観整備事業。

河野前市長は、この事業の一環として、川の駅からさげもん館へと計画内容を変更しながら、合併元年の平成17年度に実現できるように国と折衝し、国庫補助の内定も受けておりました。石田市長は、県南女性センターの再活用にこだわったために、この事業は流れ、補助金は県南のある町の道の駅に回されたと聞いております。柳川ホテル跡地は、この施設のための駐車場用地として購入されたものでありますが、いまだに活用されずに放置されたままです。

その 2、三井炭鉱跡地の件。

この件は、地盤沈下に対する陳謝の意も含めて、三井鉱山が旧柳川市に格安で譲渡したものであります。温泉も湧出する広大な土地が、いまだに活用策の検討もなされないまま、放置されております。

その 3、ソーラーボート大会の件。

河野市長時代は、市が主催者となって開催されておりましたが、現在は観光協会が主体となって行われ、存続はしております。学生が主体であるため、そのときどきの経済効果は小さいかもしれませんが、社会人となってリピーターとして期待できるし、口コミによるPR効果も望めます。柳川の夏の風物詩として、観光資源としても期待できるのではないかと思います。

第3分類、合併協定を逸脱して提案された案件。

その1、個別合併浄化槽設置推進事業、PFI方式及び市町村直営方式による提案。

この事業に関しては、合併協定で、小型合併処理浄化槽設置補助については、大和町、三橋町の例によると指定されているにもかかわらず、石田市長は官から民への時代に逆行して、PFI方式、あるいは市町村直営方式を強行に提案いたしました。しかも、100千円そこそこで設置できるかのような、市民が錯覚を起こすような誇大宣伝を行って推進しようといいたしました。現行の個人設置方式でも年間300基ぐらいいは設置されております。時間はかかるかもしれないが、将来の市の財政負担や維持管理等の煩雑さ、また耐用年数を過ぎたときの補修改修に要する費用を考えれば、現行方式でやむを得ないとするのが妥当だと考えます。さらに、PFI方式や市町村直営方式には、隠された問題が多過ぎるように思います。

その2、地域振興基金の活用方法。

この件は、それぞれの地域で活用するとして、基金条例を策定し、地域振興協議会も設置してあります。三橋町地域振興協議会は平成18年、3つの課題について市に提案を行っております。にもかかわらず、1つも取り組まれることなしに、三橋町が新市に持ち込んだ1,830,000千円の三橋町地域振興基金は、既に3億円余りが取り崩され、15億円を割り込んでおります。

第4分類、マニフェスト公約にこだわり、強引に提案された案件。

マニフェスト公約といえども、議会の承認、市民の理解がない段階では、自分勝手な空論にすぎません。

その1、県南女性センターの再活用の件。

この件は、旧柳川市議会では廃止と決定され、福岡県としても解体の予算を組んでいたものです。

石田市長は前回の市長選挙のさなかに、同施設の温泉やカラオケ教室などを利用している人々から要望を受けて、突如としてマニフェストに加え、当選後、ごり押し的に提案してきたものであります。しかしながら、この件につきましては、県の副知事の仲介もあり、議会も妥協して、現在の形で決着しておりますので、これ以上の言及はいたしません。

第5分類、特定の人に便宜供与するために実施されたかのような、または、そのために提案された案件。

その1、筑紫町駐車場の件。

この件は、その周辺に市が所有する用地があるにもかかわらず、わざわざ個人の私有地を賃借し、市営駐車場として運営し、管理をその家族に委託して、なおかつ転貸まで容認しております。市営であるならば、管理者は公募すべきであると思います。

その2、道の駅候補用地の鑑定調査費の提案。

この件は、事前に議会に詳細に説明もしないで、さきの12月議会の補正予算で突如として提案されました。議会からの強い要求があって、提案するその日の朝の9時から全員協議会

で、ようやく、渋々と計画の概要を説明する始末でありました。しかも、その内容は、想定通行量にしても、施設のコンセプトにしても、宗像の道の駅のイミテーションであるとしか言えません。道の駅構想は、立地場所、施設の計画内容次第では、今後の柳川市の活性化に有効だとは思いますが、そのためには議会を初め、関係諸団体、農協、漁業組合、商工会議所、商工会、観光協会、商店街代表等々との入念な協議が必要だと思えます。しかも、この候補地については、地権者の一部かしれませんが、既に手付金を受け取っておるという話も聞きます。

第5分類、定義する適当な文言が見当たらないために、その他といたします。

その1、有印公文書偽造に関する職員処分の件。

この件は、市長公印を無断で使用して、柳川ホテル跡地購入に関する業務委託契約書を偽造したということで、関係職員10人が行政処分を受けております。公務員の法律遵守の精神からすれば、やってはならない事務処理かもしれません。それでは、なぜ公印管理の最高責任者である市長は処分されないでよろしいのでしょうか。

その2、暴力団追放条例の件。

この件については、いささか拙速な感はあったものの、事態の重大性、緊急性からいたし方のない提案であったと思われまして、我々議会も全員同意、賛成したものであります。しかしながら、条例の制定に当たっては、それを実行あるものにするための施行規則とセットで提案するのが行政の通例であると思えます。いまだに施行規則は示されておられません。しかも、この条例は、先進地の直方市の条例をほとんどそのまま借用して作成されております。直方市には無断で、インターネットから引き出して提案したということです。私は、直方市に対して礼を失すること甚だしいことだと思えます。

この後は、通告しておりました一般廃棄物最終処分場の件について、自席より一問一答形式にしてお尋ねいたします。

1番（島添達也君）続

この最終処分場の件について、確認のためにお尋ねいたします。

1つ、この施設の建設に要した費用は、用地費を含めて総額幾らでしょうか。

2つ、平成12年から平成20年度まで、処分に要した費用は幾らでしょうか。総額で結構です。

3つ、平成12年から平成20年度まで、この施設の維持管理に要した費用は総額幾らでしょうか。第2の処分費については、この9年間の総額を5でちょっと割ってみてください。

議長（龍 益男君）

市民部長。（「ちょっと私が先に。議長」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）島添議員の答えに答えてください。島添議員の答えですか。（発言する者あり）島添議員の答えにですか。（「そうです、議長」と呼ぶ者あり）島添議員に対しての答弁ですか。（「そうですよ」

と呼ぶ者あり) (発言する者あり) (「議長」「やっぱり議場は、議長の指揮に従って粛々と動くということが大事であります。したがって、当初市民部長を御指名いただいたわけですから、そこに御答弁をいただいて、その後、必要なときにまた認めていただければ、それで。何をあんな言っているんですか。だれですか、今言ったのは」「何ですか」「だれが言ったか、今。何で今そう、ちゃんと議場の整理について今言っているんです」「私はそんなら、あなたとここでやるような時間があるんですか」「だから、あなたは黙っておけばいいじゃないか」「あなたは言っているじゃないですか」「議長、議事進行」「はいどうぞ、お願いします」と呼ぶ者あり) (発言する者あり)

市民部長。(「市長、市長」「市民部長、きちんとせんかい」「何しよるか、おまえは」「何ですか、今の恫喝は」「何ち言いよるか、おまえは」「黙っときなさいて何ち言いよりますか、あなたは、議運の委員長が」)と呼ぶ者あり) 島添議員に対してのお答え、市民部長お願いします。(発言する者あり) (「あなたが言うべき問題じゃないじゃないですか」と呼ぶ者あり) 静かにお願いします。

市民部長(大坪正明君)

島添議員の御質問にお答えいたします。(発言する者あり)

大和干拓の(「答弁中です。静かにお願いします」と呼ぶ者あり) 最終処分場の建設費の総額でございますけれども、用地費を含めまして約474,480千円でございます。また、維持管理費でございますけれども、20年度決算で7,530千円程度を見込んでおりまして、設置した12年度から20年度までの見込みまでの9年間の総計で63,740千円となります。1年間の維持管理の平均額が7,080千円でございます。

続きまして、焼却灰の処分についてでございますけれども、20年度が84,000千円程度を見込んでおります。また、平成12年度から平成20年度の見込みまでの9年間の累計が604,000千円で、平均すると、1年間の処理費は約67,180千円となっております。

以上でございます。

1番(島添達也君)

そこで、市長にお尋ねいたします。ここで今市長に答弁を求めております。

この処分場の、今市民部長から説明があったような現状について、市長はどのようにお考えでしょうか。

市長(石田宝藏君)

議会のルールと言えばまた怒られましようが、市長の答弁、市長に求められている、補助員として同席して、ここに並んでいるわけですよ。本来は私がやらなきゃいけないんですけども、数字的なやつ、事務的なやつについては職員さん、補助員さんが答えるんですよ。(「お尋ねしてあっじゃないですか」と呼ぶ者あり)しかし、私は一方的に、先ほど副議長、7分類までやって、よくもこんなふうなこと、勝手に取りまとめていただいております。まあ、

すばらしく取りまとめであるというふうに言ったがいいかもしれません。第1分類から聞いておきますと、最終処分場の管理の問題、これは既にこの4年間の議会の中で、私が就任早々から質問をいただいて、この経過等についてはお答えをしてきた案件でございます。もちろん、このストックヤードの問題について、建設費についてもお尋ねがありました。また、ここであいまいなことを申し上げますと副議長にも失礼なことにもなりますので、大変な、慎重な答弁をしなければいけないと思っております。数字については、今、大坪市民部長から答弁がありました。チェックをしながらお答えをしないとイケませんので、その辺は勘弁いただきたい。

ただ、今お話がありました、この1点目から7分類までやられている、ピアス工場の件。これについても、当時の大和町議会で全会一致で採決をいただいて（「議長、そのことについては市長に答弁求めておりませんので」と呼ぶ者あり）いや、勝手なことをおっしゃるから。（「答弁を求めているのは最終処分場についてです」と呼ぶ者あり）大変すばらしい副議長ですから、市民の皆さんに、総括であるならば、私も説明しておかなきゃいけない。その責任があります。私はいつも言っていますけど、責任ある信頼ある市政、そのためには間違っていることは間違っていると、正しいことを伝えないと子供たちが笑いますよ、孫たちが笑いますよ。そんな市であってはいけません。文豪の白秋先生、檀先生、こんな先生を生んだまちですから、私はこれは恥ずかしくてなりません。

ピアスの問題については、住民の皆さんから、こういった金額の問題等も取り上げて、監督責任も取り上げて、住民訴訟が起きて、裁判で福岡地裁、福岡高裁、最高裁まで上告されましたが、つい先般、2月6日に取り下げられました。（「それはうそだろう」「取り下げられていない」「うそだ」と呼ぶ者あり）取り下げがあったことの通知がちゃんと届いております。それはよく承知しておいてください。（発言する者あり）取り下げであります。（「取り下げられていないですよ、当事者が言っています」と呼ぶ者あり）

はい、ちょっと、じゃ休憩とっていただいて。（「はい休憩」と呼ぶ者あり）

議長（龍 益男君）

暫時休憩をいたします。（「明らかにしておきたいと思います」と呼ぶ者あり）

午後1時26分 休憩

午後2時3分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の答弁を求めます。

市長（石田宝蔵君）

御答弁申し上げたいと思います。

今、文書を照会いたしまして、福岡高裁に、書記官等に問い合わせをいたしまして、その

中身がわかりました。ここにありますが文書は2つございます。1つが、なかなかわかりにくい中身になっておるといことでございますが、上告取り下げ書というのが1つあります。それから、上告受理申し立て通知書、上告は取り下げるけれども、この上告についての受理をしてくださいという申し立て通知書があるんです。この申し立て通知書については、まだ生きています。この上告受理申し立て通知書については、最高裁判所が受理するかしらないかという要素が残っているといことのようにございます。

以上。（「そしたら間違うとったといことですね」と呼ぶ者あり）いや、間違っていないです。間違っていないです。上告は取り下げである。（発言する者あり）いや、上告を取り下げると、ここにありますが。（発言する者あり）そういうことでございます。

1番（島添達也君）

私のほうからその辺について弁護士事務所に問い合わせたことで、補充といことか、こちら側の考え方を言わせていただきたいと思います。上告といのは、憲法違反とか、対象が非常に限られた問題について上告といことのようなことがあるんだと。それから一方、上告受理申し立て書は、範囲を広げて、単なる法律違反であっても上告を受理してもらえように現在それを申し立てしておるといことであって、訴訟を取り下げたわけではないと。訴訟はあくまでも係争中であるといことだそうです。

ちょっと市長の答弁では若干言葉足らななと思いますので、私のほうから追加説明させていただきます。

市長（石田宝蔵君）

続けて答弁させていただきますけれども、今、副議長からお話がありました、3点目の河野市政の観光都市、景観都市整備事業の川の駅、さげもん館の計画があったと。これについては柳川がやらななから、よそにその予算が行ったといことですけれども、そういうことは私どもは、検討した結果、皆さんにも議会にも、いわゆる施設をつくって、箱物をつくって、そこに維持管理の費用等が要るものについては、るる説明をして、議会にも十分説明してきたといことふうに思います。それから……

1番（島添達也君）

議長、私はそういった事柄について答弁は求めておりません。前段で私の見解を述べたままです。私が答弁を求めておるのは最終処分場の件についてであります。議長のほうでよろしく議事進行をお願いしたいと思います。

議長（龍 益男君）

市長、簡潔にお願いします。

市長（石田宝蔵君）

議長、ちょっと私からのお願いでございますけれども、やはりこういうものは市民の皆さんに非常に誤解を与えると、市政に対する信頼を失墜することになります。したがって、

おっしゃっていることについては、今のピアスの問題同様に、一つ一つ私も説明しておかなければ、これが公文として、議事録として、正式なものとして残っていきますので、これはやはり議員の発言、品位ある発言というふうなことで、（「議長」と呼ぶ者あり）お話を、つい先般もされている副議長ですから、ぜひその辺については私からも答弁をきちんとさせておいていただきたいと。

1番（島添達也君）

議長、質問権は議員に与えられた唯一の権利でありまして、その線に沿って議事進行をお願いしたいと思います。

私はそのようなことについて答弁は求めておりません。ですから、それについて反論があるとすれば、お得意のマスコミ等などを通じて反論されればいいし、また、広報もよくお使いでありますので、その辺で反論していただければいいかと思います。

この一般質問の時間は、私に与えられた時間であります。そのようなことで、議長において議事進行をよろしくお願いします。

議長（龍 益男君）

市長、ただいまのように簡潔にお願いします。

市長（石田宝藏君）

いや、それでしたら、最初からごみ処分場の問題だけ出されれば、私はそれにお答えします。それは副議長が、そういう7項目に分類を勝手にされて出されている問題ですから、私もそれは答えなきゃいけない、市民の皆さんに対する責任があります。ですから、最終処分場の問題だけ最初からいただくと、私はそれについてお答えはするわけです。

1番（島添達也君）

ですから、市長はこの最終処分場の現在の状態、9年間で建設費含めて、処分費、平均しますと10億円近い経費がかかっている、その実態、現在の状態についてどのようなお考えをお尋ねしておるところであります。

市長（石田宝藏君）

だから、それを説明する前に、7項目のことを副議長は市民の皆さんに説明されたんですよ。それを私はお答えしておかなくては、一方通行で勝手な解釈をしていらっしゃる市民の皆さんもいらっしゃいます。ですから、それを説明しておかなくちゃいけない。だから、三井炭鉱の跡地の温泉問題、これは柳川市議会で決まったんでしょうか、議決されているんでしょうか。温泉をどうするという事は決まっていたんでしょうか。私の市長の申し送り事項にはございませんでした。

議長（龍 益男君）

島添議員、7項目の中で順次質問をする考えですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、そういうことで市長御理解をお願いします。（「いやいや」と呼ぶ者あり）

1番（島添達也君）

いやいや、議長違いますよ。前段の、あれは質問事項ではないんですよ。私の分類、見解を述べておくことであって、（「それは違う、それは」と呼ぶ者あり）質問事項は最終処分場についてのみです。今の三井鉱山のことについての市長の反論と申しますか、私は決まっておるとか、決まってないとか言ってないんです。ただ、温泉も出る広大な土地が未活用のまま放置されておることが柳川市民にとって非常に残念なことだと申し上げておる。

市長（石田宝蔵君）

だから、これについても地盤沈下の問題とか、住民の皆さんの係争の問題とか、さまざままだ解決していない問題があるんですよ。一概にどうのこうのということを、私がまだ拙速に物申すことは慎重になっているという部分もあるということをも市民の皆さんに説明しておかなきゃなりません。

それから、ソーラーポート大会、これはふるさと創生資金1億円の一部を使って、毎年15,000千円使ってきている。そういうものを、市民の皆さんから寄せられた声は、イベントについては、やはり金の使い方についてはもう少し慎重になるべきではないかと。確かにおっしゃるように、高校生、中学生がリピーターになって、将来柳川に観光客を連れてきてくれる。これは確かに将来の投資効果としてあると、これは私も率直に理解をいたします。しかし、今の時点の財政の厳しい中では、やはり慎重に見直すべきではないかと。民間でやっていただけるものについては民間に移行するというような方向で、市の金の使い方でも慎重にやるべきじゃないか、こういうことを。そして、議会の議決をいただいて執行していると。決して私が独断でしているわけではないわけですね。

それから、個別浄化槽の問題、確かに水郷柳川、水再生、環境整備事業ということで、小泉総理のときに10カ年、5カ年をスパンとして、PFI方式、市町村型の浄化槽の問題を提案いたしました。これはマニフェストに掲げたということで、今副議長がおっしゃいましたように、個別型、大和の、三橋の例に倣うということで、個人型合併浄化槽についてはそのような取り扱いもありましたけれども、こういったうまいメニュー、市の財政に対しても、個人の負担にしても、市民の負担にしても大変ありがたい、本当に補助の率等、将来の財政等を考えてみても、これにまさるものはないということで、隣のみやま市も、高田町で取り入れられたものをそのまま瀬高、山川に広げられて、今取り組まれておる。これは地元のこういった不景気のときこそ、中小企業の経済浮揚策に大事なことだと私は思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それから、分類マニフェストの4、県南女性センターの再活用の問題。これは、カラオケ教室、あるいは舞踊だとか、さまざまな学習が行われておる生涯学習の場であります。しかし、ベニヤ板でまだ締め切られて使われない部分もある。これは市民の皆さんにとって、学習意欲が高まっている、特に高齢化社会の趣味だとか特技だとか、こういうものを学ぼうと

する方々が、何で市の中にある施設を使えないのか。私は、これは市民の皆さんにとって大変不幸なことだと、良識ある議会の皆さん方にそういうことを理解をいただいて、一緒になってひとつ活用できるように御配慮いただきたいと、こんなふうに思います。

それから、筑紫町観光駐車場、これについては観光計画、平成12年に柳川市でつくられているんです。従来から、この市議会の中でも、あの沖端の振興策、柳川の観光の振興策のために駐車場をつくれと、幾度となく一般質問、幾度となくそういった議員の皆さん方の提案が行われておる。これは実績として残っているわけです。ですから、私もつい昨日も、さげもんめぐりがスタートした沖端地区に回ってみましたけれども、車は長蛇の列、ガードマンさんがいらっやって、本当に苦情が来なくなった、写真も撮ってまいりました。やはりそういう整備ができたことによって、これから観光柳川の姿が変わっていく、こういうことも御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、道の駅、その日の当日、渋々、いきなり提案をしたと。地権者の方には手付をやっておると。こんな事実は一切ございません。担当部課長もそこに座っておりますから、所管委員会でもこれは調査していただいても結構です。こんなことがあってはならないんです。（「じゃ、手付は払っていないの」と呼ぶ者あり）それを換えようというのが、私の4年前からの一貫した姿勢でございます。（「手付なんか払ってないね」と呼ぶ者あり）はい、ありません。いらっやるなら連れてきてください。（「はい」と呼ぶ者あり）

それから、職員の有印公文書偽造の（「議長、ちょっと私は答弁求めとらんです」と呼ぶ者あり）おたくがおっしゃったからですよ。言われたから私はきちんと答弁しているんですよ。（「質問権に基づいて答弁をお願いします」と呼ぶ者あり）だから（発言する者あり）

議長（龍 益男君）

市長、簡潔にお願いして、質問に答えてください。

市長（石田宝藏君）続

聞かれていない部分については私は答えておりません。（「議長」と呼ぶ者あり）

8番（森田房儀君）

これは、やっぱり今発言者から求められたように、質問権に対する答弁をいただくことであって、これは市長の演説の場所じゃないんです。（「ないんです」と呼ぶ者あり）これだけは明確に区別をしておいてください。

市長（石田宝藏君）

副議長の演説の場所じゃないんですよ。（発言する者あり）言われているからですよ。

議長（龍 益男君）

市長、島添議員の質問にだけお答えください。

市長（石田宝藏君）

だから、大坪部長がお答えした処分場についてはそのとおりであります、7番目の有印

公文書偽造の問題、これは職員の、また後ほど質問があるようですから、そのときに答えさせていただきたいと思います。（発言する者あり）

1 番（島添達也君）

とにかく、最終処分場の現在のような状態、それについて市長としてどう考えておるのか、それをしっかりと答弁してください。

市長（石田宝藏君）

これについては、これまでも何回となく議会で答弁してきているとおりでございます。

1 番（島添達也君）

それでは、1 つは、ストックヤードという考え方を表明されました。ストックという意味をよくお考えの上、そういう表現をされたのでしょうか。

市長（石田宝藏君）

ストックということは、それを拡大解釈、狭義の解釈と広義の解釈もあろうかと思っておりますので、私はそれは当然解釈して答弁いたしております。

1 番（島添達也君）

ストックというのは、よく皆さんも災害のときに食料とか、あるいはラジオとか、そういうものをあらかじめ蓄えておく、あらかじめ備えておく、貯蔵、予備という意味がストックの原義であります。それはすぐ使えるということです。いざ、そのときになれば、いざ災難に遭ったときに、すぐに使えるために貯蔵、予備しておくという意味の言葉であります。現在、あの処分場はすぐには使えません。関係者の合意を取りつけなければ、すぐには使えません。ですから、ストックという表現はやめていただきたい。前回にもそういうことは申し上げております。

それから、前回も申し上げておりますということですが、市長の答弁を引用すると、「この施設の活用に向けて、関係者の同意を取りつけるために、新市の市長として当然やらなきゃならない。議会と一体となってやらなきゃならないというふうに思っております」と答弁いただいております。その後1年経過しております。そのような動きをされたのでしょうか。例えば、所管委員会と、あるいは地元議員と一体となった議会内の対策委員会をつくるとか、あるいは地元関係者に説明会を行うとか、その際に専門家の説明を受けて、風評被害とか心配する向きに説得していただくとか、そういう動きをされたのでしょうか。

市長（石田宝藏君）

これまでも議会で答弁をしまいいりました。副議長は三橋の議員でしたから、よく御理解いただいているかもしれませんが、旧大和の議員、理解いただいていると私は思いますよ。あの当時は一部事務組合、柳川市三橋町大和町消防厚生事業組合のクリーンセンター、最終処分場に、いわゆる風評被害や、ちょうどダイオキシンとか、さまざまなものが日本列島を駆けめぐっていた。漁連から、有明海に生ごみを埋めているあの地のものが流出を

したら大変なことになると、喫緊の事業だということで、厚生省の事業を受けて、（「それはもう済んどっちゃんね」と呼ぶ者あり）いやいや、だから申し上げておる。（「何て、それは。聞いとらん」と呼ぶ者あり）この施設ができ上がったときに、それぞれ議員さん方、現地調査をやっていただきました。（「議長」と呼ぶ者あり）特別委員会、いや、ちょっと答弁しておるでしょう。（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（龍 益男君）

簡潔にお願いします。

1番（島添達也君）

現在、柳川市ですよ。私が今、前回の市長の答弁は、新市の柳川市長として、当然やらなきゃならないと答弁しておるんですよ。大和町のことを聞いておるわけではないんですよ。

市長（石田宝藏君）

だから、そのときに特別委員会ができて、私は6カ月の2割の減給処分を受けました。だから、慎重になっているということで答弁申し上げておる。議会の皆さん方がやれということで、一緒になってやるということでありますならば、私はアクションを起こしますと、こう答弁してきております。（発言する者あり）

1番（島添達也君）

大和町で特別委員会が設置されて、減給処分を受けたとかなんとか、そんなことは尋ねてないんですよ。それはもう済んでおるでしょうが。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）あなたの前回の答弁は、この施設の活用に向けて、関係者の同意を取りつけるために、新市の市長として。新市は、まじめという意味じゃないですよ、新しい柳川市の市長としてという意味ですよ。大和町とか言っていないんでしょう、あなたも。あなた自身が言っていないんですよ。当然やらなきゃならないと。議会と一体となってやらなきゃならないというふうに思っておりますと明解に答えておるんですよ。そして、1年経過しておるんですよ。だから、その答弁に応じるような動き、議会に対する相談であるとか、地元関係者に合意を取りつけるような説明会とか、そういう動きはしたんですかと尋ねておるんですよ。

市長（石田宝藏君）

私はよく、副議長でありながら、ちょっと部分的なところばかりつままれておっしゃる。その前段があろうかと思えますよ。（「前向きに」と呼ぶ者あり）今いきなりおっしゃいましたから。いや、前向きに私はやるんですよ、やらなきゃいけない。やることは同じことです。私は同感ですよ。（発言する者あり）その前に、議会と議会の方々と一緒にあって、またやって、また処分されるということがあってはならないから、（「そうだ」と呼ぶ者あり）前段を私は申し上げていると思えます。その部分が消えております。ですから、議事録をよくごらんいただきたいなと思えます。

1番（島添達也君）

大和町で処分を受けたりしたから慎重にならざるを得ないというのは、竹井君の質問に答えてです。私の質問には、先ほど私が言ったように答弁していただいても、違うんですよ。だから、大和町の議員がどうのこうのって、今はみんな柳川市の議員ですよ、柳川市の議会ですよ。あなたは柳川市の市長ですよ。その中で考えてください、その中で考えます、やりますと言っとるんじゃないの。そしたら、議会に所管委員会通じてなり、この問題に対しての活用対策委員会とかそういうのを立ち上げるように相談、提案したってよかったわけでしょうが、この1年間あるんだから。なぜそれをやらなかったんだと私は言っているんですよ。

市長（石田宝藏君）

それをやらなかったて、私は前段に言っているでしょう、竹井議員の質問に。それも一連の流れなんですよ。だから、議会の皆さん方が本当に本気になってやれということで、一緒になって所管委員会の皆さんとやっていただくなら、いつでも私はアクションを起こしますよ。（発言する者あり）そういうことを理解いただかないと、はしごをかけられて、上らされて、すぐ外されるじゃたまりません。（発言する者あり）

1番（島添達也君）

これで私の質問を終わります。

議長（龍 益男君）

これをもちまして島添達也議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後2時24分 延会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成21年3月3日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
12番	荒 木 憲	13番	伊 藤 法 博
14番		15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
18番	近 藤 末 治	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	龍 益 男

2.欠席議員

11番	矢ヶ部 広 巳	21番	大 橋 恭 三
-----	---------	-----	---------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	恵	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	均
人	事	高	田		郎
総	務	櫻	木	重	厚
企	画	樽	見	孝	信
財	政	石	橋	真	則
税	務	武	藤	義	剛
健	康	川	口	敬	治
福	祉	木	下	正	司
学	校	成	清	一	巳
建	設	横	山	英	廣
農	政	成	清	博	眞
水	路	安	藤	和	茂
選	挙	金	縄	孝	彦
管	理				義
委	員				
会	事				
務	局				
長					

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳
務	係	長						人

5 . 議事日程

日程 (1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	25番 三小田 一 美	1 . 柳川ホテル問題について (1) 処分について 2 . 2月庁議での発言について (1) 意味と内容について 3 . 行政区長や行政関係委員について (1) 選挙のかかわりについて 4 . ピアス工場について (1) 約束の履行について 5 . 政治倫理条例違反について (1) 市のかかわりについて	市 長 " " 選管委員長 市 長 "
2	8番 森 田 房 儀	1 . 石田市政の検証について (1) ミラクルとファンダメンタルズ (2) 事務所開きにおける議員攻撃や「議会だより」は全部ウソの発言についての市長見解は？ (3) 政治倫理条例違反問題について (4) 告訴、告発と恐怖政治について (5) 事業計画の不透明性について (6) ピアス跡地損害賠償について	市 長
3	19番 太 田 武 文	1 . 市政一般 (1) 柳川ホテル問題について (2) 市長の公務と私用について (3) ピアス社跡地購入に伴う責任問題について	市 長
4	29番 河 村 好 浩	1 . 職員の処分について 2 . 政治倫理について 3 . 公職選挙法について	市 長 " 選管委員長 市 長

午前10時 開議

議長 (龍 益男君)

おはようございます。本日の出席議員26名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（龍 益男君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、25番三小田一美議員の発言を許します。

25番（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様おはようございます。25番の三小田です。議長のお許しを得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

本日の西日本新聞の有明版に、私の資産公開等の報告書の記載漏れが大きく報道されています。これについては条例作成の委員長として、まことにうっかりでありましたことを市民の皆さんに陳謝をいたしたいと思っております。このことにつきましては、きのう記者より指摘があり、最初は何のことかよくわかりませんでした。説明を受け、記載漏れを確認しましたので、きのう早速提出させていただきました。本当に御迷惑をおかけしました。

それで、まず、1つ目は柳川ホテル問題に関する職員の処分についてであります。この問題については、いかにも疑惑があるかのごとく装い、警察による捜査、書類の提出、被害届と、少しずつエスカレートしながら最終的な不起訴。要するに検察が事件として起訴するには至らないとの判断がなされたものであります。副市長の今までの議会答弁においては、市の信用は失墜させたとされていますが、信用の失墜がその前に起きた沖端漁協不正補助金問題がこの事件より大きいと言わざるを得ません。しかしながら、沖端漁協不正融資は被害届を出すことなく、漁協及び職員がその費用を補てんしたことで刑事事件としての告発もなされていません。今回の柳川ホテル事件は、柳川警察署刑事課係長の努力にもかかわらず、立件することはできませんでした。なぜなら市長が言っている疑惑は存在をしなかったわけでございます。強いて言えば、事務処理の手續、ささいな不備があり、それを県の監査前に修復しようとした職員の手續のミスというのが実態でありませんか。そのため、事が発生し、前任の島田副市長には報告をしていたのを放置し、警察の捜査が行われている、被害が生じているとして引き延ばし、不起訴処分が行われているにもかかわらず、議会の指摘があるまで放置をし、事件発生から3年余りの年月が経過しているにもかかわらず、服務委員会の結論と位置づけ、選挙の目前とした時期に処分をされております。自分の正当性を引き立たせるようなやり方は市長の一流のテクニックと言わざるを得ません。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、あなたは処分をしたとき、このことは早く忘れなさいと言われたそうでございますが、その真意はどのようなことでしょうか。御答弁をお願いいたします。

起訴もされていないのに新聞に氏名を公表され、家族や親族の皆さんともども被害者。犯人扱いをされた職員はどのような気持ちでその日を待ちわびていられたかと思いやられたこ

とがありますか。市長、副市長は答弁をお願いしたいと思います。いいですか。

それでは、市長は、大和町の町長時代に旅費を二重取りされ、特別委員会の追及により、着服をしたお金を返したので、刑事告訴を受けながらも損害を弁済したとして起訴猶予になられた経験をされていますが、今回の事件でだれが具体的な被害を受けたのでしょうか。いまだに年賀状に被害があったと書かれている方もあるようですが、具体的な被害があっていないから起訴猶予になったのでありませんか。御答弁をお願いいたします。

あなたの旅費問題のように、お金を返したら起訴猶予になったのとは大きく違っているのではありませんか。いかがでしょうか。市長の答弁をお願いいたします。

次に、市長は服務委員会の審査に基づき処分をしたと記者会見をされています。服務委員会のトップはどなたで、服務委員会のメンバーはどうなっていますか。また、どのような形で諮問が行われるのですか。そこでは最高責任者である市長の監督責任は審議されないのでしょうか。それとも、審議できないのでしょうか。または、審議したけれども、処分には値しないとの結論だったのでしょうか。服務委員会のトップの方の答弁をお願いいたします。

なぜこのいきさつが前副市長に報告されたときに、職員の処分が行われずに、選挙を目前にした今行われたのでしょうか。まさに市長のパフォーマンスではありませんか。

以上をもちまして、壇上よりの質問を終了し、あとの質問は答弁を受けた後、自席より行いますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

市長（石田宝藏君）

詳しい通告があっておりませんので、私どもも記憶の中でお答えをさせていただくということになるかと思います。

今、三小田議員から質問がありました。けさの西日本新聞の記事、これについては知らなかったということで、きょう報道されておりますけれども、自分のことをオーバーラップさせながら市長のこれまでの取り扱い方についてのお尋ねでございます。（発言する者あり）

まず、1点目の柳川ホテルの問題ですけれども、これを三小田議員のようなお話、お説で聞いておりますと、職員、だれだってかわいいんです。私も市政を預かる、7万3,000余の市民の方々から負託を受けて、間違いないような市のかじ取りをやっていくということは、これは当然のことです。時には厳しいこともありましようし、時には優しく褒めることもありましよう。信賞必罰。公務員には職務に専念する義務があります。服務を忠実に守る義務があります。公務員として住民のために公僕として働かなきゃならない。また、一部の奉仕者であってはならず、全体の奉仕者でなければなりません。これは言うまでもなく、すべての職員、ここに執行部の席におります全員がそのことを心してかからなければなりません。これは言うまでもないことであります。辞令をいただいた日から、公務員となった日から、そのことは頭から離すことはできないことであります。

先ほどの沖端の問題、お話になりました。これについても一定のけじめをつける。職員と

してあるまじき行為、県の監査が入って、そのことが間違いであったとするならば、これは当然、応分の処分をしなければなりません。決してその処分については私的感情を入れての処分であってはならないんです。一定の基準等のルールがありますので、そのルールに照らし合わせて処分はやられるものであります。もちろんいいことをした人については特別昇給なり、そういったものの賞も与えなきゃならないということで公務員法の中でもうたっているわけです。

議員が御指摘なさっていること、これは柳川ホテルの問題、市長の印を許可を得ずに使ったと。それは議員がおっしゃるように、県の指摘を受けて、遡及して、それをつくった。これはわからないでもありません。ですから、問題は故意だったのか、過失だったのか、その辺がやはり検察庁の判断にゆだねるわけであります。私も罪は憎んでも人は憎むことはいたしません。必ずや将来ある若い職員、将来のことを考えながら、それなりの処分はしなきゃならない。米沢藩の藩主上杉鷹山だって、馬謖を斬る思いで処分をしなきゃならない。そういうこともあるわけです。しかし、それは全体の組織としてのあり方、組織として間違った方向に導いてはならない、組織人として、公務員として誤ったときには、それを是正していく。このことはリーダーとして当然のことです。また、それがなければ、市民7万3,500余の方々の負託を受けてのかじ取りはできません。ですから、それについては応分の処分をしたと。決して選挙目当てだとか、そういうことは、そんな卑劣なことはやりません。諮問委員会に答申をいたしまして、その服務委員会の中で検討いただいて、適切なそういった社会的制裁を受けているとするならば、その不起訴という検察庁の処分を受けて、将来、職員に傷が残らないよう、そういった形での嚴重注意、訓告等1人ありましたけれども、10名の方の処分を最終的に諮問委員会で服務委員会で結論を出されたものを受けて、それぞれの職員にその処分を出したということであります。

それから、犯人扱いにしたということですが、これについての答弁。犯人扱い決してしていません。しかるべき事案をやる検証し、やはりやってはならないこと、市民の皆様の信用を失墜する、地方公務員法の中にありますけれども、信用失墜の禁止、秘密を守る、守秘義務の原則、また、職務に専念する義務、こういったものは当然課せられているわけでありまして、当たり前なことであるわけであります。

それから、私が旅費の二重取り。二重取りという言葉が私は何なのかなと思うんです。それは当時、三小田議員たちがつくられたことであって、私は二重取りした、自分が意図的に申請をしてしたことはありません。(「なぜ告発をすることに……」と呼ぶ者あり)だから、そういうものは事務的なものということで、繰り返しこれは。決してもっと前向きの議論をやっていただくなりいいんですけれども、(発言する者あり)議長、静止させてください。厳粛な議場ですよ。

議長(龍 益男君)

静粛にお願いします。

市長（石田宝藏君）

市民の皆さんよくごらんになってください。答弁をしているときに、私は質問されたことについてお答えをしているわけです。したがって、事務的なミスだとか、そういうものは神様でもない限り、あるでしょう。今、自分が冒頭におっしゃったこともそのことなんです。議会事務局が言ったようにやったという、けさの新聞記事、三小田議員書かれています。そういうこともなきにしもあらずなんです。（「それ要らんこっちゃろうもん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）私がお答えしているわけですね。お答えしているわけです。ですから、こういった問題についても、もっともっと前向きの、戻したから云々じゃないんです。そういったミスがあったならば、当然、そういった事務方の指摘を受けて、やはり修正をしなければならぬ。これは当たり前のことです。何も意図的にやったものでもないし、私が申請書を書いて、判を押して、そして、意図的に取ると。これは悪意の行為です。

それから、サービス委員会のメンバー、トップはだれだったのか、諮問はだれにしたのかという今お尋ねでした。これについては副市長がサービス委員会のトップでありますから、副市長からそのお答えをしていただきたいと思います。私どもは法のもとの平等ですから、仮にそれが市長であろうと、議員であろうと、法律、関係省令、政令、条例等にのっとって進めていくということは、市民の皆さんに信頼をいただく市政のあり方だと思っております。

以上です。

副市長（大泉勝利君）

三小田議員から質問を受けたことについてお答えいたします。

まず、柳川ホテルのことについて、手続のミスではないかという、こういう指摘でございますけれども、今回の事案の原因を考えると、単純なミスというよりは、担当職員が問題に気づいた後、それを組織的に解決することなく、個人的に解決を図ったという部分に問題があるというふうに思っております。書類の不備に気づいた時点で一部の職員に対して相談しているものの、結果的に組織的な解決をすることができなかった。この部分に対して、組織のたがが緩んでいたというようなことも考えられますし、このような事案が二度と起こらないように、公印管理については公印取り扱い要領を制定いたしまして、厳正化するとともに、決裁方法についても改善を図っているところでございます。

また、サービス委員会のことについての質問でございますけれども、サービス委員会は、柳川市職員サービス委員会規定の第3条に基づきまして、委員会は任命権者の諮問に応じ、職員の分限及び懲戒に関する事項を審議し、その意見を任命権者に答申するものとなるというふうになっております。本件のメンバーは、私のほかに総務部長、人事秘書課長、建設部長、それから、教育部長、それから、消防次長のメンバーになっております。この委員会で対象にする職員というのは、第2条に規定がありまして、柳川市職員の給与に関する条例第2条及び柳川市

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条に規定する職員というふうになっておりまして、これは地方公務員法の第3条に規定します一般職に属する職員が対象というふうになっております。

以上でございます。

25番（三小田一美君）

それでは、一問一答で質問をさせていただきます。

それでは、重ねてお尋ねしますが、市長の処分はないということでしょうか。12月の議会では、考えておりますと、そういう御答弁もっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副市長（大泉勝利君）

今のところ、市長等の処分は考えておりません。

25番（三小田一美君）

職員について、今回、記録に残らない処分ということですが、最高責任者にある市長がここまで問題を大きくしておきながら何の処分もないとなれば、処分された職員はもとより、すべての職員の士気にかかわり、処分が怖くて仕事ができない状況が生まれてくると思ひますが、いかがでしょうか。これは一番市長から、市長もみずから処分をし、職員と一心同体であることを証明すべきではありませんか。市長の答弁をお願ひしたいと思ひます。

市長（石田宝蔵君）

先ほどから繰り返し御答弁申し上げております。職員、傷がつかないように、将来には残さないように、そういったことでの最終的な判断を服務委員会に下していただいたということでもあります。でも、職員にとってはやはりこういったものがいつまでも尾を引くということになると、職員も仕事に対する熱意、意欲、こういうものも減退するでありましょうから、そういったものは早く忘れて職務に精励し、そして、市民の皆さんの信頼を回復することこそ、それが責任だというふうに申し上げておるところであります。

25番（三小田一美君）

よく答弁はようなされるですね。忘れなさいと、忘れられんでしょうもん。新聞にも載ってから。あなた責任はとると言っただけでありますが、この前の12月の議会に。

次に、市幹部が市政の問題について協議をされる2月の庁議の場で、12月31日、前議長宅で行われた後援会主催の忘年会に職員が参加をしていたと一部新聞で報道されていると発言されておりますが、どの社の何月何日付の新聞の報道でしょうか、市長。

市長（石田宝蔵君）

その問題を答弁する前に、大体どこからそんなのが入ってきているんでしょうか。どなたから、どういった形で。その根拠を教えてください、まず。

25番（三小田一美君）

どこから、どこでしょうかとは。私はちゃんと聞いとりますからですよ、だれにだれと言わんとですか。あんた、言ったことはちゃんときちんとしてくださいよ。

市長（石田宝蔵君）

私は職員の服務について2月の庁議でそういうことを申し上げました。その情報が、管理職と最高幹部の会議、そこで議員に流れているということは、その職員についても問題だろうと私思います。ただ、それはきちんとして伝えてなさいということを行っていますので、その問題は1月28日、読売新聞夕刊、こう書いてあります。50代の知人男性に選挙活動に非協力的だなどと因縁をつけてビール瓶でなぐり、額を7針縫うけがを負わせた疑い。忘年会には支持者や市職員など約70人のほか、知人の暴力団組長も出席していた。ここにあるんですよ。（「議長、おれはこれば聞きよっとじゃなかですよ。12月の31日、議長宅で行われた忘年会に参加した、一部新聞に報道されたと、そういうふうにあなたがおっしゃられたから、事実でない憶測の話は、いつもあなた言いますでしょうが、憶測はしないでください。いつも答弁されている市長の発言ですので、しっかりした裏づけに基づいて発言されていると思いますので、明確にお答えしていただきたい」と呼ぶ者あり）だから、今、裏づけの新聞を言っているじゃないですか。（発言する者あり）コピーやります。

議長（龍 益男君）

お座りください。（「議長、コピーやります」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

その裏づけの新聞、コピーやりますから。議長、ちょっと休憩をお願いします。（「休憩は要りません」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

私が質問しよるのは、12月31日の、庁議の場でのことをお尋ねしよるわけですよ。その答えを出していただければいいです。（「庁議の発言」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

だから、12月31日のことを報道している新聞がここにあるんですよ、夕刊で。それが根拠ですから、お渡ししましょうと申し上げているんですよ、皆さんに。何も根拠のないこと言っているんじゃないですよ。

25番（三小田一美君）

それでは、市長がそういうことをおっしゃられますので、新聞を確認したいと思いますので、暫時休憩をお願いしたいと思います。

議長（龍 益男君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時32分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

三小田議員の発言を許します。

25番（三小田一美君）

庁議の場で市長がこう言うのがちょっと私は考えにくいと思う。職員に対する脅し、また恫喝、私はそういうふうに思います。

それでは、次に行きたいと思いますが、それでは、そのことと関連しますが、なぜ職員が議員の後援会行事に出席をすることができないのですか。市長の御答弁をお願いしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

お答えをいたしたいと思いますが、職員は全体の奉仕者であるということですね。連日、マスコミ等で報道されておりますように、公務員にかかわる事件、事故が報道されない日はほとんどないんです。ましてや異常とも言えるような議員と職員の関係というのは、これはいかななものかなと。そのために私は市長に就任して（「簡潔でよかです。時間がございませんので」と呼ぶ者あり）口ききの、あるいは働きかけの政治倫理条例、議員さん方うたわれているんですよ。昨日の政治倫理条例の問題じゃないですけども。高らかに自分の身を律してやるということ。異常な接近というのは、やはりだれの目から見ても職員とあの議員はおかしいんじゃないのと（「おれは出席することができないのかお尋ねしよるわけですよ」と呼ぶ者あり）だから、答弁しているんですよ。（「中身の濃いあれは説明せんでもいいです」と呼ぶ者あり）そのことについての一定の身を律する、お互いに、こういった紳士的な、しかも、市民の皆さんから疑惑を持たれない、そういった関係でなければならないということをお私改革を唱えてきているんです。改善を唱えてきているんです。（「議長、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（龍 益男君）

市長、簡潔に答弁をお願いします。（「議長、いいです。わかりました。次、行きます」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

詳しく答弁をなされておりますので、よくわかります。市長は、石田宝藏後援会新春の集い、2月1日に料亭で開催をされておりますが、このときの案内は柳川市建設業会長の名前で出されております。柳川市建設業協会の会長は石田宝藏後援会でどのような役職にあられますか。また、後援会の県への届け出書はどのように記載をされておりますか。普通、このような会合は後援会長が御案内をされるものと思いますが、いかがでしょうか。もし、何の役職もない方が御案内をされているとなると、政治団体である後援会の届け出がうそということにもなりかねません。全く関係のない方が後援会の新春の集いを開催されるということになり、

政治団体として大きな問題であると思いますが、選挙管理委員会としてはどのようなお考えでしょうか、御答弁をお願いいたしたいと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）いや、選挙管理委員会をお願いします。

選挙管理委員会事務局長（金縄孝義君）

三小田議員の御質問にお答えします。

政治団体の届け出は県の所管でございますので、後で県の所管のほうにお尋ねしたいと思っております。

以上でございます。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。政治団体の届け出は県選管の所管でありますので、県選管に議会後、お尋ねしたいと思います。

後援会の代表や責任者でない方が勝手に後援会活動ができるとなれば、政治資金規正法や管理団体の届け出の法律は何の役目も果たさないことになると思います。

次に、市長にお尋ねしますが、前回、柳川市議会議員選挙の際は、各行政区長や関係委員さん方に選挙にかかわらないようにと通知が出されていると思いますが、どなたの名前で何回出されていますでしょうか。副市長、総務部長、お願いしたいと思います。どちらでも結構だと思いますので。

総務部長（山田政徳君）

記憶の範囲で申し上げますが、たしか市長名で1回出したであろうというふうに思います。

以上です。

25番（三小田一美君）

今回の市長選挙についても同じように出されるつもりですか。なぜなら、市長の後援会事務所開きの案内が行政区長や行政関係のお宅に後援会の名前で郵送されています。中には後援会の事務所開きの案内を直接市民に配布をされている区長や民生委員もおられます。前回、選挙のときは関係しないように区長のモラルが問われると言っておきながら、自分の選挙ではパンフレットを配布し、または、配布させることはモラルに反しないのでしょうか。これは市長にお尋ねしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

三小田議員も政治家、議員として何期お務めなさっているんでしょうか。（「それはもう要らんこっちゃんね。早う答えてください」と呼ぶ者あり）区長というのは特別職公務員です。民生委員もそうだと思います。この公職選挙法が禁じているのは、地位利用ですよ。だから、区長の肩書を外されて、また、区長の肩書あっても、そこにただ参加される、行かれるという、集まられるというだけだったら、何ら問題、規制するものはないと思います。（「配布されることは」と呼ぶ者あり）配布することもないでしょう、区長には。区長に届けると

いうことは当たり前のことですよ。（「区長、民生委員がこの案内に、事務所開きするときには御案内されている」と呼ぶ者あり）だから、その辺の立場ですよ。今も私のところにいっぱい入ってきていますよ、電話が。（「ああそうですか」と呼ぶ者あり）どここの地区の区長がこう回られる。だから、そこの方は区長という肩書で回られているのか、一個人の名前で回られているのか、その辺が問題ですよ。区長という地位を利用しての、いわゆる選挙活動、これをやられるということは、これ当然、抵触するんじゃないかなと私は思います。最終的には選挙管理委員会なり県警の判断ですけれども、何ら個人でやられることについては問題ない。したがって、（「もうよか。わかりました」と呼ぶ者あり）いやいや、ちょっと答弁しておかないと、誤解されてはいけません。（発言する者あり）だから、住民の皆さん方に区長という名前が入って通知文が行ったり、この人に投票頼むと、投票せよと、こういうことを出すことについては公職選挙法は禁じているんです。

25番（三小田一美君）

市長と私、見解の相違のごたんね。

それでは、次にピアスの化粧品の問題であります。市長は今までピアス化粧品と約束をしている、ピアスが責任を持ってやると言っているとの答弁を何回でも繰り返されてきましたが、12月の議会では、裁判をするために調査が必要、調査費を議会がつけないから裁判はできない、そう答弁をはぐらかされています。なぜピアス社と約束があるならば、その約束を実行させないのですか、市長。

市長は契約時点では建物に使用がされていたことはピアス社も私も知らなかったと答弁をされているが、特別委員会では瑕疵担保に該当するのじゃないかと指摘を受け、ピアス社の川島氏は持ち帰って検討しますと答えられています。以前は市長、以前、ピアス社に法的責任はないとも答えられていますよ。また、民法で瑕疵担保責任に基づき損害賠償はその事実を知ってから1年以内にしなければならぬと定められています。民法566条ですかね。そんなら、裁判もしてもだめということですよ。負けです、これは。私はピアス社はアスベストの存在を知っていたと思うので、詐欺、または視野に入れて対抗手段をとるべきでないかと再三私は指摘してきたわけですね。市長は全く取り組みもなされていません。このことが今日の状況を生み出しているわけですから、平成17年12月の議会、竹井議員の、これ何回でもあなたにも質問しよりますが、竹井議員の質問に対する答弁、問題が発生するならば、売り主であるピアス社の責任で撤去は実施していただく、ピアス社がやらなければ私が責任をとらなくちゃいけないわけですからと答弁。誠意持って実施していただくことが最も重要と思います。今まで再三約束をしている、約束があるとの答弁をされながら、一方ピアス社に責められた形跡は全くない。ということは、約束はされていない。だから、実行は迫れないのが本当のことじゃないですか。本当に約束があるならば、ピアス社がどうぞ裁判でも好きなようにしてくださいと、思いますか。そうでしょう、副市長。あなた、調停でも不調に終わ

ったと、そういうことをおっしゃられて、後、何の対応もしていない。市民をばかにしてある。

市長（石田宝蔵君）

三小田議員のこの質問については、本当に私は4年間、懇切丁寧にお答えをしてきたと思います。そして、それなりの手順をとって、この問題解決に図らなきゃいけないということ（「していないじゃないですか。だから、こう遅くなっとるわけでしょうもん」と呼ぶ者あり）再三議会で皆さんに説明してまいりました。約束をしている。確かにピアス社も誠意を持ってやるという約束です。しかし、それをやっていただかないから、今年の12月に裁判をやらなきゃいけない。話し合いでつくなら、裁判しなくていいんですね。（「裁判しても同じじゃないですかや、もう」と呼ぶ者あり）違うと言っているわけですよ。（発言する者あり）予算はつけていただけなかったでしょう。（「言ったじゃないですか、本会議の中で」と呼ぶ者あり）ちょっと黙っとかんですか、あなたは。一般質問に答えよつとに。（「それはおかしいよ」と呼ぶ者あり）一つ一つ答えをしていって、市民の皆さんにこういった汚染まみれのような土地、建物にしてはいけない、そんなイメージをつくり上げてはいけない。実際、話し合いにつくならば、話し合いでやるべきだと。これが大人の話だと。市長としても当然やらなきゃいけない。だから、さまざまな手は尽くしているんです。（「刑事告訴をすれば、お金要らんでしょうが」と呼ぶ者あり）いや、答弁できないですよ、これは。誠意を持ってやっているけれども、最終的に私も任期が間もなく迫りますので、12月の議会に予算をお願いして、裁判する予算、究極の話し合いができなかったとするならば、市民の皆さんに責任とれ、責任とれと私におっしゃいますから、それについては当然裁判という形で、司法の場でもって決着を図らなきゃいけないと、こう提案理由でも申し上げて理解を求めたところでございます。

25番（三小田一美君）

市長の答弁は、私もわからんでもなかばってん、もしも、予算も通り、裁判をする。裁判しても負けということはもう決まっとるじゃないですか。（「裁判官でばしあつこと」と呼ぶ者あり）いやいや、あなたちょっと黙って。もしも、（発言する者あり）その裁判をして負けた。そんなら、後の措置はどうしますか。ああ議会在承認したから、そんなら、よかなら除去費ば、撤去費ばくださいと。そのままずるずるべつたりで議会提案でしなはっでしょうもん。違いますか。540,000千円支払いしたときも、議会の承認要らんけん、そうすると、税金の免税もしてまろうと。明けてから3月に支払いしてよかつを、いっぱいいっばいに。31日やったですかね。そのときに支払いもしてある。ちょっともう時間がないからですね、ちょっと後でいきます。

副市長、調停が不調に終わったとき、ピアス社はそう言っているじゃないですか。どうぞ、裁判でも何でもしてくださいと、そういうふうにおっしゃられとつでしょうが、ピアス会社

は。もう堂々としてあるわけですよ、ピアス会社は。市長、してもない約束をいかにもしているかのごとく振る舞い、市民や議員をペテンにかけてきたと考える方が、あなたの行動を見ている限り、説明がつく。本当に約束があるならば、市の予算で調査や裁判を行う前に、市長個人としてピアス社に約束を実行させる申し立てを裁判を行い、実行を迫ったらいかがですか、市長。任期満了まで残される時間はわずかですよ。あすにも実行されたら、すべての議員は約束は本当だった、市長の言うことが正しかった、全幅の信頼寄せることになると思います。しかし、約束の実行をピアス社に求めないとすれば、やはり約束がうそだった、市長を信じた議員や市民は裏切られたという思いを強くするのじゃないですか。市長、答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

私は繰り返し答弁してきているんですが、何を市民の皆さんに損害与えているんですか。皆さん方でしょう。有効活用をしようという私は提案をしています。今でも買い手はあるんですよ、市民の皆さんから。（「そんなら必要なかったろうもん。おどんたちをだまして」と呼ぶ者あり）だから、（「そげんか無責任こと言いなはん」と呼ぶ者あり）へ理屈にへ理屈を重ねていただいているんです。実際問題として、市民の皆さんにこれがどこかに540,000千円の土地が行ってしまったとするならば、それは議員おっしゃるとおりですよ。土地はきちんとあるんです。（「使えないじゃないか」と呼ぶ者あり）それ使えないんじゃない。欲しいということ、売れるということは、自分が手に入れたいという方もいらっしゃるわけですから。それは一方的な言い方で、皆さん方がそんなことをかたくなにおっしゃっているんです。（「そういうとば勝手に裁判せん」と呼ぶ者あり）だから、そんな有効活用、市民のためにさせてくださいと私は言っているんですよ。（「申しわけなか」「何という答弁」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）だから、全然答弁できないですよ。太田議員、あなたは質問されるでしょう、この次に。そのときに言ってください。（「違うよ、この次は森田議員よ」と呼ぶ者あり）森田議員はこの次ですが。だから、そういうふうなものを前向きに柳川市のためになること、市民のためになることを私は考えてやっているんです。（「そうだ」「そうではない」と呼ぶ者あり）それを横車押して、横車押して（「そうではない」と呼ぶ者あり）何という情けない住民の皆さんの代表なのか。

25番（三小田一美君）

市長、あなたが答弁、そっくり返したい、僕は。副市長、国の行政を経験された優秀な農水省のトップの道を開けている大泉副市長という、そういう味方もいるわけですので、一日も早い約束実行をピアス社に求める考えはありませんか、市長の答弁をもう一回お願いしたいと思います。いや、もう副市長でよかですたいね。

副市長（大泉勝利君）

調停の中でも何回となくピアス社のほうには主張をしてまいりました。市としてですね。

このピアスの問題のことについては、市には全く説明のなかったことであり、アスベストが存在するということなどは考えてもいなかったと。だから、一切の責任はピアスで行うべきだということを主張しております。（「私もそう思います」と呼ぶ者あり）ただ、かなり厳しいところまでいろいろ要求するわけですが、最後はピアス社が市のほうに何とおっしゃるか、おやりなさいよと、こういうことでございます。そのとき私はどういうふうに感じたかと言いますと、アスベストの存在調査を何度か予算要求しております。それから、裁判についても何度か予算要求しておりますが、どうせ議会では了解が得られないだろうというふうな、そういうたかをくくったような態度ではなかったかなというふうに、今考えております。ということは、そういう市の態度が続く限りは、いわゆる議会と執行部がこうやって目的は同じような形をとりながらも、実際の手段のところでは違っているという状態は、ピアス社に対して益を与えているだけであって、市にとって不利益な状態じゃないか。この状態を早く解消して、やはり柳川市のためにピアスはやっぱりきちんと約束を守るなり、自分のところがまいた種を、いわゆるアスベストと土壤汚染というこの改善を図るように、ピアス社に対してプレッシャーをかけなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。そのためにもアスベストの調査なり、それから、裁判の準備なりというのは、最も有効で確実な手法ではないかというふうに思っております。

25番（三小田一美君）

あなた、この間、12月も質問したでしようが、調査ば施行して、あなたも調査したやないですか、解体費もあなた、40,000千円かね。それはちゃんと計算に入れて買われとつとでしよう。もうこうすりかえでこうこう言うのでけんですよ。市民ばだますと。解決早くしなさいち、私言いよつてでしようが。もう私は何回これは質問してきとつですか。私が間違えとんなら、いつでん告発してください、私ば、告訴か。間違えとんならですね、私が。よか、もう、言わんでよか。（発言する者あり）そんなら、どうぞ、言うてください。

副市長（大泉勝利君）

議員が主張している話は、田中真紀子ではありませんが、押されてスカートが踏まれているような状態ではないかというふうに受け取れます。解決に向かって真摯にいろんな調査をしながら、いろんな情報を収集して、解決策を図つてと提案をしているわけなんです、やんなさいよ、やんなさいよと言ってスカートが踏んづけているような、そんな印象に受け取れます。いかがでございましょう。

25番（三小田一美君）

あなたそれでも国の方ですか。びっくりします。そういう御答弁ばなされるち。今、私が説明したやないですか。ピアス社はいつでも裁判はオーケーですよと。もしも、予算ばつとつですよ、負けということはわかるとるじゃないですか、裁判は。（「わかっとならんでしよう」と呼ぶ者あり）何ち言いよつとか。黙つてとかんか。何でん知りばするごと。（「何で

あんたからそが言われんばかい」と呼ぶ者あり）横から注意ば（発言する者あり）

議長（龍 益男君）

私語を慎んでください。

25番（三小田一美君）

そうでしょうが。そんなら裁判をして、もしも、裁判で勝つならよかばってん、負けたなら、（発言する者あり）負けたなら市民の血税で払わんといかんとですよ。（発言する者あり）どうも済みません。そういうことなんですよ。もうちょっとしっかりしていただきたい。もうすぐお帰りになられるとでしょう、副市長も。それは責任持ってまだおってもらわんとでけん、解決するまで。それは私は要望します。

次に行きたいと思います。

今回、発覚いたしました政治倫理条例違反、市のかかわりではありますが、議会としては、議員辞職勧告決議案を柳志会の皆さんも含め、賛成多数で議決をしました。この件は私も反省せやんところがありましたので陳謝しております。これは議員の大多数が条例に違反していることを認める結果だと思えます。そこで、条例に違反しているとの結果が出た場合、市長は当該契約を締結はしてならないと市長の役割を定めています。これは違反をされた方よりもっとおれはひどいと思えますよ。施行をお願いした方が。今回、漫然と契約したことは、まさに市長の責任であり、契約書を決裁した関係者全員が議員立法である条例を踏みにじた結果であります。間違いございませんでしょうか、副市長。

副市長（大泉勝利君）

契約したのは事実でございますけれども、その倫理条例の部分と契約との関係については、倫理条例のところでは、疑惑が生じた場合に契約してはならないというようなことになっております。一方、競争入札の参加資格申請なり、それから、入札の制度からいたしますと、競争入札の参加資格制度の部分では、二親等以内の資格審査等の要件は要綱の中に含まれておりませんで、さらに倫理条例のところでは入札の制限や応札の制限までは規定されていないということでございます。ですから、執行部として倫理条例との調査についてとかと、こう言われても、全くかわっていない部分がございまして、その部分については議員の理解というのはちょっと違うのではないかというふうに思います。

25番（三小田一美君）

よく政治倫理条例の、そうですね、ずけずけとようおっしゃられる。それならちょっとお尋ねしますがね、関連会社等の報告書、政治倫理はちょっと間違えてしてある方、それは報告書は出してありますか。名前をちょっと言いませんが。私はきのう出しましたからですね。

副市長（大泉勝利君）

今の議員の質問はあれですか、政治倫理条例に基づいての報告書のことでしょうか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）それは調べてみないとわかりません。（「発覚した議員です

たい」と呼ぶ者あり)だれのことを(「発覚した議員」と呼ぶ者あり)それは報告書には記載はなかったのは事実でございます。(「出してあったわけですね」と呼ぶ者あり)報告書の提出ありますが、報告書の中には今回契約した会社の記載はございませんでした。

25番(三小田一美君)

市長は常々言っているように、責任感を持って仕事に取り組めば実態は生じていません。市長もわかるでしょう。あの会社の方も議員だったから、仕事関係もわかってあったと、私はそういうふうに理解して思っております。まして有能な官吏である、工事の契約などには最高の知識を持ってある副市長がいながら、このような事態が生じたことは、職員、また、市長の顔色をうかがいながら仕事している市役所の体制に大きな問題があると言えます。関係した職員、また、特に市長、管理責任は私は重大と思う。もう知ってあったからですね、この仕事してあつとは。市長自身、どのような処分をするのか、御答弁をお願いしたいと思います。もう端的によろしゅうございます。

市長(石田宝蔵君)

何かちんぷんかんぷんな話ですね。(「そうですか」と呼ぶ者あり)政治倫理条例、委員長つくられたんでしょう。(「どうして知ってありますか」と呼ぶ者あり)三小田委員長、きょうの新聞載ってましたよ。(「ああそうですか。あなたが言っとつとやなかですか」と呼ぶ者あり)委員長がおつくりになって、これは執行されてパーフェクトな条例かどうなのかということ。これは当時の特別(「そうですか。そういうお答えなら要りません」と呼ぶ者あり)委員長自身の問題だろうと(「議長、私の質問に対して、そういうお答え要りません」と呼ぶ者あり)だから、(「要りませんと言っとでしょう」と呼ぶ者あり)答弁、お尋ねになっているから答えなくちゃいけないですよ。(「あなたが言うのと私は全然違います。次、行きます」と呼ぶ者あり)あのですね、こんなふうな(発言する者あり)(「あなたは笑いよるばってん大変なこともありますよ」と呼ぶ者あり)私の責任ということをおっしゃっていますから、(「もういいです。時間がございません。お座りください」と呼ぶ者あり)そんな失礼な話じゃないですか。(「失礼な話じゃない、あなたも知っとしてしろうもん」と呼ぶ者あり)質問をされているから、親切にお答えをさせていただこうと思っているんですから。(「議長、要りません。時間がございませんから」と呼ぶ者あり)

25番(三小田一美君)

最後に、12月にも質問いたしました。私の一般質問でうそを言われておる。九州市町村首长交流会ということは全く存在をしない会議に公務と言って公用車を使用して参加されていますが、この会議は存在しないことが情報公開請求で明らかであります。しかし、この名称で旅費が請求をされ、支出をされている。この会議は九州青年町村会長という名前で、当時の若い町長さんや村長さんが集まって実施をされていましたが、合併を機に解散をされています。今回、久しぶりに酒でも飲みながらOB会をして旧交を温めようと計画をされておる。

最後の会長である鹿児島県の日置市長が発起人となり、鹿児島県町村会事務局がお世話をし、嬉野市内のホテルにおいて開催をされたものでございます。日置市長は嬉野市長とともにポケットマネーで参加されております。税金は取っておりません、公用車も。公用車も使用されていません。また、多くの旧町村長や現県会議員もポケットマネーで参加されています。きちんと証拠あります。それをあたかも公務のごとく偽り、新聞に発表し、出張命令簿への記載は明らかな公文書偽造の確信犯と言わざるを得ません。これは市の信用を失わせる行為で、公印偽造と全く同じであります。

議長にお願いしたいと思います。調査特別委員会の設置をお願いしたいと思います。

以上です。質問を終わります。

まだ8分あるなら、ちょっとお願いします。よろしゅうございますか。

議長（龍 益男君）

要望として承っておきます。

25番（三小田一美君）

また、傍聴されている報道の関係者の皆さん、市民の安心、安全も大事ですが、役所の税金が使われた方、重大な関心を払い、議員や市長の倫理観、約束の実行のあり方についても報道されるようお願い申し上げ、以上をもちまして一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時4分 休憩

午前11時16分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、8番森田房儀議員の発言を許します。

8番（森田房儀君）（登壇）

議長の命をいただきまして、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

人の批判というのは非常にやりやすいけれども、自分の批判については非常に受け入れがたい、これがやっぱり人間の常であろうと思うわけでありますが、私はそういった意味で、自分のいわゆる落ち度とか自分の至らなさとか、そういったものも十分考えた上でひとつ御答弁をいただくことをお願い申し上げておきたいと思います。いつかの特別委員会のようにばかばかしいと言って職責を逃げ帰るようなことだけは絶対なさないようお願いをいたしておきたいと思います。

まず最初に、ミラクルとファンダメンタルズ、これは辞書を引いてみますと、ミラクルと

というのは奇跡だと。ファンダメンタル、根本的に、基本的にということが書かれておりました。私は、1月20日に関連するドンパチを含めた流れというのは非常にミラクルであると、奇跡であつたろうというふうに思います。まず、キャセイ食品偽装問題、それから前議長の忘年会における傷害問題、そして1月20日の駅前におけるドンパチ、これは私も暴力を賛美するわけではありません。非常に大事なことではあります。しかしながら、少なくとも選挙を間近に控えた人から見ると、これは奇跡的なものであると。これを利用しない手はないというふうな考え方がこの中にあつたのではないかということ強く感じておるものであります。特に私は、暴追大会、その中にはやはり不純な動機というものが存在していたのではないだろうかということ強く感じております。ましてや私は、ファンダメンタルズ的なことを取り上げておりますが、これは基本的にはやっぱり信頼の収縮であると。信頼のいわゆる喪失であると。これは、今日の市長はどこからも信頼を喪失しておるということ私を言いたいわけです。

特に市職員の方々の、あるいはOBを含めていろいろ話を聞いてみますときに、もうこれじゃどうもこうもならんばんという声があちこちからわいてくることを考えますときに、やはりサブプライム問題、あるいはアメリカの経済危機というものが、何かというと金融対策に対する信頼の収縮であるのと同じように、やっぱり今日までの4年間の石田市長の市政に対する信頼が常にずっと収縮をしてきておる、そういう作用がここにあるのではないかということ私を心配する一人であります。

特に私は、そのことによって庁舎内のモチベーション、職員のモチベーションというのは非常に低下をしてきておる。そう何でんしょんなら大ごちなるばん。もう何でんせんが一番よかばん。しょんなら処分されるるばん、冒頭申し上げましたように、自分の批判が非常に受け入れにくいわけですね。だから、職員は処分しても、私は違いますよという形でのうのうとしていらっしゃる市長がここにおいでになる。やはり管理責任者として自分がみずからを処すると、その姿勢を持って職員に当たっていくということは為政者として一番大事なことでおると、私は考えておる一人であります。

特に、いわゆる選挙モードに12月から入ってまいりました。ところが、もういつの間にかうちの郵便受けには入り切らんごたる怪文書がいっぱい入っております。こういうものですよ。だから、本当の話が全部詰まっております。いいんです。〔発言取消〕

これはうちの諸藤哲男君のピラですけれども、これ全部どなたも名前は変わっておるだけで、全部一緒なんです。中島のほうに配られておるやつも昭代のほうに配られているやつもですよ。そして、その中には、いわゆる民間において告訴をされておつたものは2月6日に取り下げられましたと書いてある。ところが、現実には、きょうのニュースでは、最高裁第三小法廷において審議することになりましたと決定がされているわけですよ。この責任はだれがとるのかということなんですね。2月6日に取り下げられたと。

これには第三小法廷で審議することに決定いたしましたとなっておりますのに、こんなことが堂々と出されてきておる。だれがこれは出したとねと諸藤君にちょっと聞いたけれども、いやいやということであんまり返事はなかった。〔発言取消〕

（「議長、今……」と呼ぶ者あり）聞きなさい、ちょっと。これはあなたのあれだから、言っているだけです。（「個人名を出さん」「議長、済みません、個人名を出されておる……」と呼ぶ者あり）個人名があるから言っておるんですよ。（発言する者あり）言っているじゃない、あるじゃないですか。（「出す必要ない」と呼ぶ者あり）出しなさいよ。だから、そういうことは終わってから言いなさい。（発言する者あり）何をあんた言っている。あなたに言っているんじゃないよ。このばかたれが。

それから、やはりこの中にはほとんど議員の攻撃というものが内蔵されております。これにも、これにも、これにもですよ。こんなでたらめなものが選挙が近くなると、少なくとも私は石田市政、町政、市政合わせて14年ぐらのおつきあいをしてきておる。たんにこれが出てきます。そんなおかしな選挙が常に繰り返されてきておるといのは大変なことなんです。やはり常識ある者、そのことが柳川市政を救っていく第一の条件だと私は思っております。

特に私は申し上げたいのは、2月15日の事務所開きにおいて、いわゆる議員の誹謗中傷というもの、あるいは議会だよりは全部うそだと、そういう発言がなされております。そのときは石田市長もそこにおいでになった。浦議員が司会をされておったということを知っております。議会だよりが全部うそだという、久間女史が発言されたようでありますけれども、そんな失礼な話を市長もおいでになる。そして、議員も何人かおいでになった。やっぱりそこで中止をいただくか、あるいは訂正をいただくというのが普通少なくとも市長、あるいは議会人としては常識的な判断であろうと思うわけではありますが、そういったことはどうも一切あってないということでもあります。ましてや、選挙事務所の準備、いわゆる後援会事務所の開設準備にお集まりになった勝雄での話、あるいは勝島での話、そういったときも議員の個人名を挙げて言いたい放題に言っておられる。そういったものを考えるときに、果たしてこれは柳川市全体のことをお考えになった選挙前の作戦なんだろうかということをお心配いたしておるところであります。

特に私が思うんでありますが、事務所開きのときに中村公平委員長が演壇に立って演説をされたようであります。この方はいわゆる公平委員会の委員長であるわけですね。今、三小田議員から指摘があったように、職員の処分に関する問題等について本来は公平な立場で、これが妥当なのかどうかということをお審査をしていただいて、やっぱり執行部に対して意見を申し上げていただくそのための公平委員会、ところが、職員組合のほうでもこの方に言うてもしょうがないと。執行部とツーカーだから、これ言ったってどうしようもないというあきらめが半分あったのではないかと。その方が事務所開きの席で堂々と、しかも、もう言いた

い放題のことをおっしゃる。そんなことがあっていいのか。私は少なくとも特別公務員といえども、モラルとして絶対にそういうことはあってはならないと思うわけです。

特に私は思うんでありますが、この中村さんという方の奥さんかお母さんか知りませんが、筑紫町駐車場をまた市との契約をなさっている。そういったことはきょう三小田議員の問題が西日本新聞に堂々と大きく出されております。あれだけのスペースを使うと1,500千円から2,000千円ぐらいの宣伝費の要るばんという話も聞きましたけれども、そんな問題よりももっと大きな問題なんです、これは。選挙の論功行賞なのかと。この前やっぱり一生懸命頑張っておいでになったその論功行賞だったのかというふうに私は理解せざるを得ないわけでありまして。

また、社協会長もそうであります。この前の選挙のときには大きなタイを広げて候補者と一緒にいわゆる写真におさまっておいでになった。その方が急遽いつの間にか社協の会長おなりになっている。そんなことがあっていいのかと。公正公平な人事、適材適所の人事ということを常にいつもおっしゃっている市長が、そんな人事を繰り返しておいでになるというのは、これは少なくとも為政者、行政者としては不適格者であると言わざるを得ないと思うわけでありまして。

特に私は、政治倫理問題について三小田議員から御指摘がございましたが、この問題についても少し触れてまいりたいと思います。

実は、御承知のとおり24日、初日の日に大橋恭三議員がいわゆる議員提案による辞職勧告決議案を可決された。しかも大多数、1人の起立をしなかった人を除いて全部お立ちになったの可決でございました。ところが、どうも可決は可決だけでも、私は議員はやめませんよというようなうわさが流されておるようでございまして、それは本当なのかどうかは御本人が御出席をいただいて確かめをいたしたいというふうに思うわけでありましてけれども、そこいらどうもはっきりしないと。なぜならば、今議会を通過すると何とか人のうわさも七十五日ということをやめなくていいのではないかというお考えがあるのではないかというふうに思うわけでありまして。そこで、そういうふうに絶対多数で可決をされた、この決議案の処理について、首長として、市長としてどういうふうにお考えになっておるのか、その所見をまず伺いたいと思うのであります。

私は、大橋恭三議員、あるいは大橋茂樹前議員、昔からの友達であります。本来やっぱり古くからの友人でありますけれども、これはやっぱりどう考えてみても自分がつくった政治倫理条例を守らなかったという現在の時点で考えますときに忍びないけれども、やはりこれは自分でみずからにやっぱり線を引いていただいて辞職をいただくのが妥当なことであろうと私は理解をしておるところであります。少なくとも自分が議決した条例をみずから破ることだけは絶対に許されないというふうに考えておるところでございます。

ただ、話を聞きますと、地方自治法第92条の2、いわゆる大橋恭三議員が当該杭のおおは

しの監査役をされておる。92条の2はそういう役を少なくとも有限職員、あるいは取締役、あるいは監査役、そういったものをしている人は当該市町と契約行為を行ってはならないという項があります。監査役をやめるなら入札は入ってよかですよと、入札、応札権はありますよというようなことを執行部のどなたかこれを指導しているんですよ。これは当の本人から異議申し立てというふうな形で、こう言われたから、私も入札に参加いたしましたということをはっきりと申されております。だれがそういうでたらめなことをやったのか、だれがそういう指導をしたのかということをごひ明確にここでしていただきたいと思うのであります。

特に、なぜその政治倫理条例を施行された後にそういう大橋茂樹議員は、53人時代には柳川市の市会議員だった、そして大橋恭三議員もその当時同じ兄弟で議員だったんです。この2人の仲をわからんじやったということ自体がもうちゃんちゃらおかしい。何で言いわけばかりするのか。だれもがわかっていたはずだと。ところが、わからなかったからというようなことを副市長まで新聞に明確に出されております。

しかし、これ深く分析してみると、いわゆる政治倫理条例の施行規則というのは執行部がつくっているんですよ。政治倫理条例そのものを提案したのは議会です。しかし、それが議決されて施行するに当たっては、こういう施行規則をつくらないと実際には実施できないんだという、執行部から見てこういう形で施行していきたいということを執行部みずからがつくっているんですよ。だから、あなたたちがいわゆる政治倫理条例を出されたんですよと市長きのうおっしゃいました。当たり前のことです。しかし、議会で可決をされたなら、議会も執行部もこれは守らなきゃいかん。これは義務と責任が生じてきます。このことをただ単にあなたたちが決められたんですよ、あなたたちが提出したんですよ、そういう言い方で逃げる答弁をされるというのは、これはたまったもんじゃない。職員じゃなくして、議員すらこの市長にはついていけないというふうにしかならないのが今の私の気持ちであります。

ただ、私は、その裏に何かあっとじゃなかるうと。何があっちゃろうか。それは、わからんならよかやっかん。それは受けてみんかんも。92条にそういうことがあっとやっけんあなた、あれはどっちかというモラル条例やっけんう、受けなはらんかというような心の緩みがどっかにあって、選挙前ですから、選挙モードですから、そういった部分も含めて確信的にこういうものを発注されていたのではないかという疑問を抱いておるところであります。

私は、もしそうだとするなら、少なくとも大橋恭三議員、あるいは大橋茂樹前議員、柳川にとって大事な人材であると思っております。この2人の大事な人材をだれが抹殺したと思うんですか。だれかが意図的にやったのではないかという疑問すらわいてきます。すぐれた人材、いい人材を抹殺していくような行政があってはならないというふうに私は考えておるところでございます。

特に私が一番怖いのは、ある人にはいいんだと。しかし、ある人にはだめだというような、いわゆるえこひいき、不公平、論功行賞、そういったものが横行するような、そういう柳川の市政行政であってはならないというふうに思うわけでありませう。

私は、実は水の郷の売店を見ました。その中に 卵というものが売られております。西日本新聞の三小田議員のいわゆる失念による報告漏れ、これが何百万もするほどの広告に値する記事が書かれておりますが、私は、その中に「・発言取消・」とちゃんと書いてあるんですよ。これが水の郷で売られておる。それは法律的にはかかわりはないかもしれませんが、しかし、 養鶏場の卵があそこで売られておるということは、三小田議員の失念による無届けよりも、もっとひどい大きな確信犯的なモラル違反であるというふうに私は思っております。きょう卵を買ってきました。そこに机のところに置いてあります。そういうことは何で全く関係のない人が議員離職、勧告決議案という形でやられておって、そして堂々とそういう商売を市の施設の中でおやりになっている人は、大きな顔しておれば正しいんだということは言えるのかということをお私強く感じておるところであります。お笑いになっていますが、反省もしてくださいよ。（「それは一般質問ですか」と呼ぶ者あり）そうだよ。（「一般質問ですか」と呼ぶ者あり）いいえ、笑ってらっしゃるから、言っただけです。（「公共施設で個人名とか……」と呼ぶ者あり）笑ってらっしゃるから……（発言する者あり）

議長（龍 益男君）

各自私語は慎んでください。

8番（森田房儀君）

特に（「一般質問に……」「一般事務じゃやろうもん、公共施設は」「公共施設じゃなくて、あれは委託してあるけん」「公共施設じゃろうが」と呼ぶ者あり）静かにひとつ。事実を申し上げただけですから。

それで結局、ミラクルにおいても、裏取引はしない、事前の調整はとらないということが石田市長の一番大きな市政の目玉であるということをおっしゃいました。出張するにしても1人でいきますと。随行者は使いませんと。大変結構な話です。ところが、ある人から聞きますと、ほんとに市長さんな東京んにき彼女ばしもうとなのはるか、東京さん着くとすぐのうんなのはるですよと、これは冗談でしょうけれども、そういう話を聞くわけですね。（発言する者あり）いや、聞いた話ですからね。（「うわさ話は……」と呼ぶ者あり）発言中だから黙っておきなさい、あなたは。だから、そういうことがあってはやはり本当に1人で行くことが正しいのかどうかということをお私今言いたいわけですよ。（「ばれたら困る」と呼ぶ者あり）そういう部分もあるということです。（「発言は注意しなきゃ。個人攻撃、個人攻撃」と呼ぶ者あり）そうじゃないんです。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）行政のあり方についての指摘です。（「じゃ、そんなことを言われたらどう思いますか」と呼ぶ者あり）あなた黙っておきなさい。あなたに言っておるわけじゃないから。

それから、やはりこの文章そのものはどう考えてみても全部言いわけなんですよ、言いわけ。いえ、私は本来正しくやりたいと思っております。こう進めておきたいと思っておりますが、議会が反対するから何もできませんというようなことをずっと議員の意見も含め、市長の意見も含めて、いわゆる市長の流れはそういう流れなんです、全部。どうしようもないんです。だから、なぜそういうふうになられるのか、その心理がどうしても私は見えてこない、わからないというのが実情であります。

特に私は、少なくとも告発、告訴、このことによって市民も、あるいは職員も、あるいは議員も恐怖政治の中に引き込まれてしまいます。職員は御存じのとおりであります。議員は過去の歴史の中で私も告発されました。警察に3回呼ばれました。そして、検察に2回呼ばれました。あの刑事課の2階の小さな金網の張られた網の中でやられました。矢ヶ部議員もそうだったそうです。ところが、全部不起訴なんです。こげんかおかしなことばなし柳川市はしなはっでしょうかと、私を取り調べた人がそう言うんです。これは、いわゆる警察の問題ではないと。柳川市の行政の中身の問題なんだと。それをわざわざこちらに持ち込んでいただくのは困ったことなんですというのが大体警察の主張する考え方でありました。

私は、特に申し上げたいのは、職員や議員はまだよっぽどいいんです。だけれども、市民活動をしていらっしゃる皆さん方にまで告発という手法を使う。それこそ非常に善良な市民が、柳川これじゃもうしまいになるばん、柳川を何とかしたいということで頑張っておられる方に対して、言葉が少し悪かったというだけで名誉毀損で告発をされる。ましてやまた、それは警察も一緒になっていわゆる取り調べを行う、3回もですよ。そして、調べがあつておるその小さな網の張ってあつた部屋の前に、ここにおいでになる議員がぼつとおいでになった。そんなことがあつていいのか。これびっくりするじゃないですか。にこにこされておられる方がおりますが、大体心に何かあるのではないかというふうに思うわけであります。

特に、これは心情を訴えられておりますが、任意の取り調べは2007年の6月12日から数回にわたり柳川署で行われました。取り調べは小さな窓の1つあるだけの蒸し暑い部屋で2人の刑事から私の家族構成、学歴、身長、体重、その他もろもろ親兄弟の住所、氏名、学歴まで聞かれ、大変驚きました。それで、特に取り調べ2日目に、忘れられません。取り調べの最中に電話のコールが鳴り、突然刑事さんが席を立ち取調室のドアを大あけして出ていったドアの前に何々議員が取り調べされている私の様子を見ていかれました。少し飛ばしますが、その後、検察庁でも事情聴取を3回受け、2008年9月に不起訴になっていました。それを私が知ったのは3カ月後でした。これはどうなっておるのかということで議会で確かめて、副市長は、はい、10月15日だったかと思っておりますが、聞いてみましたら、不起訴でありますという報告をいただいたと記憶しておりますが、私が市長に刑事告訴されてから、よくほかの女性会員が、今度は私かななどと冗談まじりで話しましたら、私の落ち込みはひどく、私同様の一市民で、ただの主婦の会員を十二分に怖がらせ活動は鈍りました。現にその後、1枚の

会報も発行しておりません。精神的に非常に痛手をこうむって、いわゆる市民活動すらできない状況に追い込まれましたということを述べられております。こんなことが柳川市政の中であっていいのかと。ましてや全部市長がおやりになっているのは全部不起訴なんです。だから、そういったものを今後まだおやりになるのかどうか。私はもうおやめになったほうがいいと思いますけれども、そういった部分については、市長はどういうふうにお考えになっているのか。少なくとも市民の上に立つ、組織のトップに立つ人は本来頭いっちょくらい打っちゃられたっちゃじっとこらえていく、そういう忍耐がなくてはいかんと思うわけです。だから、議長は逆に打っちゃったけれども、おやめになった。市民に対してそれだけの恐怖感を抱かせる。市民に対してモチベーションの低下につながるような行動をずっとしてきている人が、のうのうとまだやり残した問題がありますので、もう1回選挙に立ちますと。私に言わせると、おやめになったほうがいいというふうに理解をしておりますが、そのところについてはひとつ市長の誠心誠意の御答弁をお願い申し上げておきたいと思います。

特に私が思いますのは、石田市長がお出しになる事業計画がずっと常に不透明であるということなんです。例えば、漁業団地の問題一つ考えてみましょう。これ非常に漁業団地としては前進的な考え方を取り入れたものであるというふうに私も理解をしております。ところが、議会にそういう提案をなされる前に地元の農業者、農地保有者のところに2,400千円で買うてやるばんもということで全部触れ回った。91戸か2戸かありますが、名義人は、ここは全体的には300を超している人たちに全部そういう触れ回った。それで、議会は何て言うたかと。その当時大体1,200千円ぐらい、反当は。ですから、2,400千円というのは倍やっかいと。そげんか高か土地を何で買わやんかという議会からの強い反発がありました。そこで、実は議会が反対するけん1,800千円で買うごとしますけんということが出された。そして、少なくとも10組、当初は50から100ぐらいの漁業者があそこに出ていくという計画のようでしたが、きょうもまだ5人と3人、今度4人おやりになれば大体12人ぐらいしかお入りにならない。金はどんどん要る、そういうことがあって、この人の計画はどこまでがほんなこつかという疑問が常にわいてまいります。

特に、ピアスの問題もそうであります。選挙前になるとすぐ何かをやるうでつしなはる。ピアスを購入するときも14年の12月6日から始まって15年には選挙がある。買いますよと言ってお買いになる。だれがどう決めたのかわかりませんが、いわゆるピアスともう一緒になって、私に言わせるとぐるになってお買いになった。それで、結果的には議長も1回ピアス本社に連れていかれたようですが、当時の議長ですが。ところが、2回目にまたついてきてくださいという要請がありましたから、議長、それは行かんほうがいいですよ。議長がまた行きよるなら、私じゃなかですよ、議長がそうやって勧められたですよというように言われて、全部議会に責任を転嫁されますよと。執行部だけで行かれたほうがいいじゃないですかという進言をしたことを覚えております。そして、議長は、いや、執

行部だけで行ってくれということで、1回だけ行かれて、後は行かれなかったということがありますけれども、これが大変な問題を生んでしまった。

でも本来、重要事項説明書、あるいは土地鑑定評価書、そういったものは前の議員さんたちから随分お話がありました。本来いわゆるピアス社がつくったものをうのみにされている。いや、これはおかしいと。540,000千円からの買い物をする以上は、やはり買うほうの大和町としては十分業者に頼んで再鑑定をしてもらわなきゃいかんということをごんごんに言っても、金が要るからいたしませんと。ピアスの鑑定は正しいと思いますということ一点張りで、全く議会の指摘についてはこたえられない。結果として、いわゆる今そういった問題を反省してみますときに、当時、いわゆる15年の1月1日付で不動産取引等に関する遵守事項というものが事務次官通達で出ておったんです。ところが、それをやらないで、いわゆるピアス社が鑑定をしているものは自分の都合のよかごと鑑定をしたということで独立鑑定評価書なんです。この独立鑑定評価書というのは第三者対抗権を有しないわけです。いわゆる株式をここで発行したり、あるいは借入れを起こしたり、あるいは物件取引をする、そのための鑑定評価書、これは第三者に対して対抗権もないということが明確に否定をされておる。だから、もし買ったり株式を発行したりする場合には、いわゆる相手と、あるいは今度の場合には大和町とピアス社と合同で話し合いの上でいろんな条件を完備した、これは法律的に所与の条件と言われておりますけれども、そういったものを十分話し合った上で、そして両方で鑑定評価書を作成すること、これが一番正しいやり方であって、そのほかのやり方ではだめだと遵守事項として出されておったにもかかわらず、これをおやりにならなかった。ここにいわゆるピアス問題の大きな出発点の間違ひがある。だから、私は誠心誠意やりよりもすよと言われるけれども、その出発点のところでも今の市長は間違ひを犯しておられる。これは市民に対しては背任行為である。ましてや議会から指摘をされてもそのことに応じなかったというのは、法律上言う不作為の行為なんです。そういうことを守りもしないで、時間だけ長引いて、やり残しておりますので、また市長選に出ます。おこがましいも甚だしいと言わざるを得ないというふうに思うわけでありまして、非常にいわゆるピアス問題についてはまだまだ時間のかかる問題を長引くような方向に動いていくのではないかとこの心配をいたしております。

浄化槽問題であります。これは100千円で1万基、10年間で据えてあげますよと。これは建前は立派です。ところが、この事業計画の後ろにはとてつもない暗闇が待っているような話はずっと続いてまいりました。まず一番最初に、いわゆる浄化槽設置業者、おども年間大体300ばかりしよっですと。ところが、PFI方式でやられると配給する1つのグループが決まって私どもははねらるっですと。そうすると、私どもは1万基あったっちゃ10年するなら100基ですと。43業者ぐらいいおるけん、それするとやっぱり1年間に二、三基しかされんですと。そんなら、私どもは商売あがったりですと。こげんかことば通してもらうなら私どもはどう

もされんですと。それで、うわさとしてですよ、うわさ話はするなとおっしゃる方がおいでになりますが、いわゆる資材業者はだれだれ、電気関係はだれだれ、あるいは設置業者は主としてどなたというような形で、もう議会に出るときにはそういうことまで決まった形のうわさがずっと出てきてしまっている。だから困る。そしたら、今度は市町村型に変えましょうと。市町村型でもPFIでも同じなんです。だから、そういうことは何回お出しになってもそれは無理だと。冒頭申し上げましたように、信頼の収縮がどんどんどんどん進んでいって、この人は信用されんばんと、危のうしてまともにでん聞かれんばんとという気持ちがいっぱいずっとはびこってきた中でそういうものが出されてきているから、非常に何をおやりになっても反対議員が反対するけん、でけんという言いわけにしかないわけでありませう。

同和対策については、もう特別委員会を設置して報告をしたとおりであります。柳川ホテル問題でも三小田議員から御指摘がありました。

特に私どもは今心配をしておったのは、いわゆる養護施設柳光園です。これは赤字がいっぱいある、50,000千円ぐらいあるということですから、それは民間委託もやむを得ないという考え方もございます。ただ、これが出てきたときには、特別養護老人ホームをやっているところじゃないと委託契約はできないという条件付きの提案がなされてきました。そんなばかげた話があるかと。大牟田のほうに吉野園というところに視察に行きました。いや、そういう制限はございませんと。そりゃ保育園のいわゆる社会福祉法人からでも入札に見えましたよと、それほど大牟田では門戸を広げて募集をされている。ところが、うちの場合には、社会福祉法人じゃないと、特別養護老人ホームじゃないとだめだからと。いわゆる特定一、二の業者に絞るとのことまで出てきている。そんなことを選挙前にそういうことをやらねちゃ困る。また何かをたくらんでおるなというしか我々は聞き取れないわけですね。だから、この問題についても非常に明るいああそうあるべきだという同意の気持ちがわいてこないということでもあります。したがって、道の駅の構想と同じであります。選挙前に走り込みで土地だけ早う鑑定して買っておきましょうと。選挙前けんあんた急ぎよととかんと言わざるを得ないわけですね。常にうわさがついて回る。何をおやりになっても必ずうわさが先に出て、議会に提案されるときには、あらっ、これはまたどげんなとかという心配をしなきゃならん問題がずっと出されてきております。私は、そういううわさがなぜ出るのかということが一番気になるところであります。

ある人から聞きました。私は、アクアタウンの工事の際にぜひ私にも仕事をさせてくださいということで福岡の本社にお願いに参りました。そしたら、社長いわく、いいえ、用地の埋め立てはどなた、建物はどなた、舗装はどなたということ柳川の市長さんからちゃんと言われておりますので、これを変更することはできませんというようなことを言われたと。そげんかことのあるかんと。民間企業のそういう事業にあんた、いかに権力が強いといえども市長がそういうふうな口出しをするということはないだろうと私は思いますよと。もうい

ちょっと確かめてみんのう。うんにゃ、どげん言うたっちゃ同じことですよというようなことをちょっと聞かされて、実はびっくりいたしておるところでございます。だが、もうそれは市長のいわゆる自主的な判断によってお決めにいただくことだろうと思いますが、私が思うのは、何で市の請負業者とあげん会食ばしなはっじゃろうかと。今さっきもそういうものは、地位利用をするようなことはできないから、職員にもそういう注意をしておりますとおっしゃった。ところが、この間のいわゆる1月23日に、焼き鳥の大庄屋ですか、あそこでいわゆる土建業者10人ばかりと2階で御会食をなさっている。そういう中で、内容は私にはわかりません。しかしながら、何で一般市民がいっぱいおる中でそういうことがあるのかということでもありますから、そういうことは私は絶対あってはならないというふうに思うわけがあります。

時間もないようでありますから、ピアス跡地の損害賠償責任についてであります。

今さっきも申し上げましたように、私は、これを買取るときに市長は234条の規定に基づく規定を守らない。守らなくてそのままその当時の総務課長と町長、それからピアス、そこで適当にずさんな契約を結びながら進めてきた。そして、本当のピアスの資産性、財産力というものについて全く熟知をしないままにピアスの言うがままの契約を進めてこられた、議会からも全く指摘をされたのにそれを守ろうとしない。あるいは（「議長、議長」と呼ぶ者あり）あなたちょっと待ってください。（「質問を簡潔にするように言ってくださいよ。時間が無いじゃないですか」「答弁する時間が」「おかしいじゃないですか、一般質問を制限するのは」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）ちょっと私に言わせてくださいよ。（「講演会じゃないんだから」と呼ぶ者あり）何と言ひよるか。おまえに言ひよるとじゃなかやっか。（発言する者あり）

議長（龍 益男君）

森田議員、あと8分ですから、答弁の時間もございませんので、簡潔にお願いします。

8番（森田房儀君）

はい。

そこで、私は思うんでありますが、やはりそういう決まりを全く守ってこなかった。それがゆえに4年も5年も引張ったピアス問題が今日までまだなお引きずっておるということにつながっておると思うんです。そこで、私は、どう考えてみてもやっぱり市民に対する不作為の行為、そういったものが問われなきゃならんと。その責任は私はやっておりますよとおっしゃるけれども、取引上の欠陥をそのまま見破らないままに契約の遂行を行って勝手にやってしまったがゆえに今日150,000千円から2億円ぐらい損害を与えるであろう損失を見なきゃならん状態になってしまったということでもありますから、そういった部分も十分考えながら今後の市政運営に努めていただくことを祈念いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

市長（石田宝蔵君）

議会の運営委員長たる森田議員が、あと6分しかないというところまでとうとうと一方的に述べられました。議長においても、これが果たして民主的な議会の運営の仕方なんでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）市民の皆さんにもこのような状態をよくごらんいただきたいと思います。一方的にそんなことをおっしゃる。市民の皆さんを扇動する、まさしくこのようなものが民主的といつもおっしゃる、議会の運営のかじをとられる委員長のおっしゃることなのか、私は残念でたまりません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

しかも、議長がおっしゃっているとおり、一般質問というのは行政一般、全般にかかわる問題です。選挙にかかわる問題について何分お話になったんでしょうか。私はこんなものが本当にレベルの高さ、低さを市民の皆さんはやはり見ていただきたいと、こんなふうに思います。前向きな議論ならばともかく、本当に議論らしき議論はない。（「それはあなたが……」と呼ぶ者あり）だから、私が出している後援会報がうんぬんだとか、某議員が出されるものがどうだとか、そういうものを一々こういった場に出されるのは、それは一つの政治活動であり後援会活動でありますから、何ら行政と関係はないものであります。まずは、1点目の答弁については、そのように申し上げておきたいと思います。

それから論功行賞、こういったものの施策があると、こういうものは一切ございません。

それから、大橋議員の2月24日、私はやめないと、そんなうわさによるとという話ですが、多数決の議決によるこの採決、市長はどう受けとめるかというお尋ねでございました。私としては、当然みずからがつくられた政治倫理条例、みずからがそれを遵守していく、これは当然のことである。しかし、最終的には本人がどのように身を処されるのか、このことは極めて大事なことだろうと思います。私がコメントする立場には、この件についてはございません。

それから、政治倫理審査会に期待するものというお尋ねですが、私は、これは昨日の西日本新聞で政治倫理審査会に対して開催を申された、こういうふうな新聞記事が報道されております。読売新聞、昨日。これは「違反議員の調査せず、依頼見送る議長に批判の声」という見出しです。だから、こういったものについては、議員については議長に（「そうならないよ、条例をよく読んで」「判断しちゃう困る」と呼ぶ者あり）ちょっと答弁しているじゃないですか。（「離れたことを言うから」「違うから言っているじゃない」と呼ぶ者あり）違う。そのことについては政治倫理審査会、それを議長が要請をしなきゃならない。当然私のほうにも来ること一緒でしょう。しかし、その要請が来ないことには要請はできないわけありますから、そのことをしっかり御理解をいただきたい、正しく御理解いただきたい、こんなふうに思います。（発言する者あり）

それから、（「すらごとばかり言いよったい。条例ば読んで」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）うそをおっしゃい……。 （発言する者あり）こんな……。 （発言する者あり）

議長（龍 益男君）

静粛に願います。

市長（石田宝蔵君）

発言をコントロールしてください。議場の整理をしてください。（「市長、町長の時代からずっとあなたはうそ言いよる」「議長、そしたら、今の条例について確認してください。みんな確認してください。条例がどうなっておるか」「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（龍 益男君）

市長、あと時間2分でございますので、簡潔に答弁をお願いします。（「2分だから答弁しようとしているじゃないですか。答弁しようとしても」と呼ぶ者あり）

皆さん静粛をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

公の……（発言する者あり）時間とめてください。（発言する者あり）時間とめてください。

8番（森田房儀君）

市長は市長の感覚で御答弁をいただいておりますが、（「そうですよ」と呼ぶ者あり）議会のことは議長じゃないとだめだと、そういう条例にはなっていないんですよ。そのことを確認してもらわないと、間違った説明では私どもも困るわけです。

市長（石田宝蔵君）

間違っていないですよ。議員にあっては議長に提出することになっているんです。それを政治倫理審査会に（「疑いがあるときです、それは」「それは報告、審査委員会の申し入れじゃない。よく読めよ」と呼ぶ者あり）副議長は調整するほうでしょう、あなたは。（発言する者あり）ちょっと、ちょっと、ちょっと、ちょっと。何ですか、もめかすための副議長ですか。（「あなたがうそ言いから言いよったい」と呼ぶ者あり）いえ、いえ、間違っていないです。（発言する者あり）それから、民間の……

議長（龍 益男君）

ここで暫時休憩いたします。

午後0時16分 休憩

午後0時28分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

政治倫理条例18条の件について、市長の答弁を求めます。

市長（石田宝蔵君）

この18条を皆さんごらんいただくとわかると思いますけれども、市長及び議長は、16条に違反している疑いがある場合は、または市民から調査請求があった場合、速やかに審査会に

調査を依頼しなければならないということですから、資産等の問題については、報告書は、議員にあっては議長に出しているわけです。だから、その審査会の要請は当然議会にあっては、この中抜きを申し上げましたので、そういうことになっているわけです。御理解いただきたい。

それからちょっと、時間が52分質問されて、私の答弁時間がほとんどありません。議長何分間かちょっと。

議長（龍 益男君）

市長、18条の件についてお答えください。

市長（石田宝蔵君）

今言ったじゃないですか。ほかのやつがあるんですよ。

8番（森田房儀君）

市長は随分御答弁をしたいそうでありますけれども、時間もかかりますので、これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、森田房儀議員の質問を終了いたします。（「議長、議長」「答弁させる」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

午後1時半まで休憩をいたします。

午後0時30分 休憩

午後1時31分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

16番（諸藤哲男君）

午前中の森田議員の一般質問の中に、私もここにチラシを持っておりますけど、私の政治活動の中で報告に が書かれておると、そういう質問がございました。私は事実に基づいてこれを出しておりますので、その辺の修正を、訂正のほうをよろしく願いしておきます。

議長（龍 益男君）

ただいま諸藤議員から森田議員の発言中、不相当と認められるということが提言されまして、議長においての発言の取り消しを命じられたいとの要求がありました。失礼しました。訂正の要求がありました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時32分 休憩

午後2時2分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま諸藤議員の発言に対して森田議員より発言があります。森田議員の発言を許します。

8番（森田房儀君）

私の先ほどの一般質問の中で、特に諸藤哲男君の政治報告の中で2月6日、いわゆる上告取り下げという括弧して書かれております部分について私は、発言は自由だけれども、はだめだという発言をいたしました。しかし、事実を確認してみますと、確かに2月6日、この時点で取り下げ通知は来ております。ただ、同時に　　もしもし、聞いておいてください。ですから、この「　　」という部分については私は取り下げをいたしたいと思います。ただ、事実関係としては同時差しかえということでございますので、上告自体が取り下げられていないということだけ確認をしてお願いを申し上げたいと思います。

議長（龍 益男君）

ただいま森田議員から本日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって発言を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認めます。よって、森田議員からの発言取り消しの申し出を承認することに決定しました。

森田議員の発言取り消しについては、議長において後刻、記録を調査して処置することになります。

13番（伊藤法博君）

さきの森田議員の一般質問の中で、〔発言取消〕

というような発言がありましたけれども、〔発言取消〕市の一般事務とは全く関係がございませんので、その発言の取り消しを求めたいと思います。（発言する者あり）（「その発言の取り消しはいたしません」と呼ぶ者あり）

全く市の一般事務と関係のない個人の営業活動を規制するというようなことは、ちょっとこういう場で発言されることはおかしいと思いますし、また道の駅等で市の直売所等ができたときにそういったことが不適切であれば、〔発言取消〕

その辺はやはり取り消しを求めたいと思います。

議長（龍 益男君）

ただいま伊藤議員から森田議員の発言中、不適當と認められるから、議長において発言の取り消しを命じられたいとの要求がありました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 7 分 休憩

午後 2 時 53 分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま伊藤議員の発言に対して森田議員より発言があります。森田議員の発言を許します。

8 番（森田房儀君）

私の発言の中で、またまた問題を生じましたけれども、ただ、流れとしては私は絶対それは間違いないと、両方からお互いにありますが、その中で、通例議会の発言の中で、A はだれだ、B はだれだというようなことであった部分について、その名前をやっぱり取り消していくというのが通例になっておりますので、「- 発言取消 -」という名前の部分について、「ある議員の」というふうに訂正方をお願い申し上げたいと思います。

議長（龍 益男君）

ただいま森田議員からの本日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、固有名詞を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認めます。森田議員の発言取り消しについては、議長において後刻記録を調査して処置することにします。

第 3 順位、19 番太田武文議員の発言を許します。

19 番（太田武文君）（登壇）

皆さんこんにちは。19 番太田でございます。議長のお許しを得ましたので、通告順に従い、一般質問させていただきます。市長におかれましては、任期中の最後の一般質問になりますので、簡潔、明瞭な御答弁をよろしくお願いいたします。

今回の質問は大きく 3 点であります。1 つ目は、柳川ホテルにおける職員の処分の問題であります。2 つ目は、市長としての公の仕事と私的な用事の区分であります。3 つ目は、ピアス跡地の購入に伴う市長としての責任についてであります。

今までにも多くの議員各位から質問があって、いつもしり切れトンボで、今まで明確な御回答をなされておりません。今回は、一刀両断で、だれが聞いてもわかる御答弁をお願い申し上げます。

それでは、質問に入ります。

柳川ホテル問題に対しては、今回行われた関係職員に対する処分についてお尋ねいたします。2 月の初めに、柳川ホテル問題に関して職員の処分がなされております。三小田議員と

重複することもあるかと思いますが、その点についてはよろしくお願いたします。

まず最初に、処分されたのは10名であるということで、三小田議員の質問で回答をしてあります。この処分内容はどのようなものだったでしょうか。その点についてお尋ねします。

また、その処分するに至った経過はどうなっているか、お尋ねいたします。

また、処分を言い渡されたときに、この処分については早く忘れてくださいと言った発言があったことも聞いておりますが、市長はどのような意味でこの処分について早く忘れてくださいと言われたのか、その真意は何なのかをお聞かせください。

次に、嬉野温泉で行われました九州市町村首長会については、前の議会での一般質問の際に「公用です」と答弁されております。これに間違いはございませんか。勘違いされていたというようなことはありませんか。

以上をもちまして、壇上からの質問は終わります。

なお、再質問は自席より質問いたしますので、議長のほうよりお取り計らいをよろしくお願いたします。

市長（石田宝蔵君）

この問題については、つい先般の12月の議会においてもお尋ねになりましたし、三小田議員のきょうの答弁でも申し上げてまいりましたけれども、繰り返してわかりやすく市民の皆さんにも説明をしたいと思えます。

まず、なぜこういった行政処分をしなければならなかったかというふうに申し上げますと、議員も御案内のとおり、合併をいたします平成17年、ちょうど4年前の3月に、旧柳川ホテル跡地の買収が合併の約10日前に行われているんです。私どもは当然、この買収の問題、市民の皆さんも御存じのとおりでありますけれども、このときに柳川市と柳川市土地開発公社との間で交わしておくべきだった業務委託契約書、この契約書がない、つくるのを忘れていたというようなことで、県の指摘を受けたと。そして、その指摘を受けたことで、平成17年の7月に契約書をつくった。つくったのはいいんですけれども、正規の手続をとらずにとったことが問題であったわけですね。しかも、正規の手続をとるためには、市長の公印をこれに使いますよという公印使用簿に記載をして、そして市長の印鑑を押すべきものが、そういった記載がなされずに市長の印鑑が無断で使われていたと、こういうことなんです。御案内のとおりですね。

ですから、こういう事案に対しては、やはりこの経過を、勝手に使われちゃ、こういうのが柳川でまかり通るとするならば、市の職員の中でまかり通るとするならば、これは重大な市民の皆さんに対する問題を惹起する、被害をいつ出すかわからない。こういうことで、やはりあれだけマスコミ等でも報道をされてきた問題でありますだけに、服務委員会に諮りまして、服務委員会は午前中、三小田議員のお尋ねに副市長がお答えされたとおりであります。そのメンバーで、どの程度の処分が適当なのか、こういうことで処分をやった。訓告1名、

厳重注意7名、注意2名と。御指摘のとおり10名の職員であります。事案に関する関連といまして、まず無断で押印した職員、判を押した職員、それから、不適切な公印の取り扱いについて相談を受けた職員、その適切な対応をしなかった職員、これらがあるわけでありますが、当時、監督の立場にあった職員等についての処分をやったということでもあります。

今回、10名に行いました処分は訓告、厳重注意、注意という行政処分、この3つの処分はどのようなものかということ念のため申し上げておきたいと思っております。今回の行政処分は、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分とは違います。懲戒処分ではございません。懲戒処分には、重いほうから免職、停職、減給、戒告の4種類がございます。この懲戒処分の中で最も軽い戒告処分にも至らないものでございまして、ただ、こういったものを黙認して放置しておくことはできないというようなことで、今後の行政を考えますときに好ましい措置をとるべきということでの矯正のための、矯正措置と言われるような上司からの注意を文書、または口頭で促したものでございます。ですから、法的な効果は何らもございません。職員の経歴にも何ら残るものではない。したがって、不服申し立ての対象にもならないと、このようなものでございます。ですから、御心配いただいておりますけれども、職員に早く元気を取り戻していただいて、7万3,000余の市民の皆さんのためにしっかり頑張っていたと、そんなことで早く忘れて、元気を出して市民のために気を取り直して頑張ってくれと、こういうことを申し上げたところでございます。

それから、嬉野温泉での、これもまたこんなふうなことばかりの質問で前向きの質問は一つも来ないですね。私は、これは昨年の12月議会、三小田議員から同じような質問を受けました。きょうの午前中もそんなことをおっしゃいました。もっと柳川が明るくなるようにプラスの質問ならいいんでしょうけれども、公用、私用、るる詳しく昨年の12月に副市長のほうから答弁いたしました。公務というのは、国、または地方公共団体の公共の福祉の増進に寄与するため、文書が来ているとか来ていないとか、これが公務だとか私用だとか、首長とかそういう立場になりますと、なかなかその尺度というのは難しゅうございます。

太田議員は、事務局を預られました鹿児島県の日置市、宮路市長までお電話されているんでしょう。調査されたんでしょう。まあ、太田議員かだれか知りませんよ。この柳川市の議員さん方からいろんなところに問い合わせがされているという話まで入ってきました。本当にすばらしい市ですねと褒めていただきました。ありがとうございます。でも、市民のためにしっかり私はやっておりますので、前回12月に申し上げたとおりでございます。

19番（太田武文君）

ただいまの回答、どうもありがとうございました。市長は簡単に、職員を処分して、元気を取り戻してくれと言ってありますけど、これは被害届で不起訴になっているわけですよ。そう職員は簡単にいかないわけですよ。そして、人を処分しながら、職員を処分しながら、10名の職員を処分してあるわけですよ。市長自身の処分はなかったと今聞きましたけど、私は

市長自身の処分はしなければならないと思いますが、その点については市長どうですか。

市長（石田宝蔵君）

太田議員も非常に頭脳明晰な方ですから、検察庁にもお尋ねになったんでしょう。事案が発生すると、これが事件性があるというものについては警察が捜査をするんです。そして、警察が捜査をして、取り調べをやって調書をつくって、検察庁に書類を送付するか送付しないか、これは署長の判断になるでしょう。そして、これは事件性があるとするならば、それは検察庁に送られるんです。不起訴には起訴猶予、不起訴処分、2通りある。そして、その中で起訴をして処分をするということは、検察庁の検察官に聞きますと、起訴をするということは重大な刑事処分を下すことになる。もちろん、刑務所に入れることになる、相当なところまでいかない不起訴にはならない。でもでも、こういった事案をやはり信頼の柳川市に、市民にあっては二度と繰り返してはならない。そんな職員の襟を正させる、規律を厳正にする、そんなことをやらないから変わらないんですよ。役所の姿勢も市民の皆さんから信頼を得るためにはそういった凛としたもの、行政というのは公平公正に全体の奉仕者としての仕事をやっている、決して疑念を持たれるようなことはやっていない、そういうことを律していくことが私の一面の責任でもあるわけなんです。そのことをやはり十二分に考える。これまでの既得権、あるいは口きき、そういったものをなくして、本当に柳川を変えなきゃいけないんです。だから、内部の改革、そういうものをきちんとルール化されているならば、今回のように無断で市長の印鑑が使われるようなことはないんです。

太田議員は、不起訴だからそんな処分をすることはおかしいとおっしゃるかもしれませんが、これは組織ですから、仲よしグループじゃないんです。市民の皆さんから血税を預かって、住みやすく、明るい豊かな、そういったまちをつくることが私どもの責任と義務なんです。それが何か、黙って判を押したのを認めると、目こぼしせろということであるなら、私はそんな市長は支えるわけにはいかないと、市民の皆さんの声はわんわんなっています。ですから、市民の皆さんのためになる役所でなければなりません。市役所というのはそんなところですよ。役に立つところなんですよ、字を見てください。

19番（太田武文君）

今答弁いただきましたけど、市長がやっていることはいいことをやっていることのように言われますけど、実際は被害届時も同じやったでしょう。市長が、最初は自分が届けたと、後から警察から言われた、届けたということで、最終的に不起訴になった事件ですよ、これは。ただいま市長が申し上げているのは、私は市民のために、職員をかばうためにというようなことばかり言ってありますけれども、実際自分がやってあるのは反対のことをやってあるでしょう。市長、どうですか、その辺については。

市長（石田宝蔵君）

反対のこととは何でしょうか。私は監督責任として、市民の皆さんからお預かりしている

もの、これが本当に起訴になっていたなら私は問題があると思いますよ。何が問題あるんですか。何も私はいいことをしていると言っていないよ。断腸の思いでしなきゃいけないわけですよ、職員を指導するのは。当たり前のことでしょう。税金をいただいている市民の皆さんに対して、当たり前だと私は思いますよ。あなたの考え方のほうが私はおかしいと、こんなふうにお答えしたいと思います。

19番（太田武文君）

今申しましたとおり、そしたら、またもとに戻るようになることですよ。被害届はだれが出したのですか。市長どうぞ、被害届、だれですか。

市長（石田宝蔵君）

被害は、捺印が無断でされているということですから、当然出していると思いますよ。これまで答弁されてきているでしょう。副市長、総務部長、されてきているでしょう。（「あなたでしょうもん」と呼ぶ者あり）あなたて、私ですよ、代表は。実行されているのはそちら、私は代表者として出しているという、何もそんなこと、はまらんわけじゃないわけですよ、よく考えてみてください、常識な範囲ですよ。

19番（太田武文君）

市長が被害届を出したということで、そして、出してからそれに進むために6カ月程度かかったでしょう。これは事件があつてから2年かかっているわけですよ。警察が開発公社に調べに来たり、そういうことかかっているのに、私は何も職員のためにそうしていないとか、市のためにしているとか、そして、そういうことでいろいろあつているところに市長は私は出していないと、警察から被害届を求められたために出したということであつたのでしょうか。今の答弁は、またすりかえてあるわけですよ。そして、最終的に不起訴になったら、今度は服務委員会にかけるとか、その点についてはどういうふうになっているのですか。すりかえないではっきりと答えてくださいよ。

市長（石田宝蔵君）

何もすりかえることはございませんよ。すりかえていることはございません。時系列的に説明しているだけです。それはもう勝手に太田議員が解釈されているだけです。

19番（太田武文君）

何が勝手ですか、どこが違うですか、私が言ったの。まず最初、市長が被害届を出したでしょう。2年たっているのを、2年後にあなたは被害届を出したわけですよ、いいですか。そして、実害は職員にあつていないことを被害届で出して、被害がなかった、その被害届はだれが出したかと議会でもめたなら、警察の大塚署長から言われたけん被害届出しましたち、そう言つてある、それは正しくないですか、あなたがそれは答弁しているわけですよ、議会の中で。あなたがうそをつくから、またもとに戻るやんようになるわけですよ。わかりますか。私は市長にお願いしたいんですよ、そうでしょう。何を言ひよつとですか、あなた答

えてください。それは間違っているですか、私んと。間違っていないですよ、市長どうぞ。

市長（石田宝蔵君）

何をうそを言っているんですか、私が。（「うそじゃないか」と呼ぶ者あり）うそを言っていることはありませんよ。また、勝手に一方的なことをおっしゃいますけど。（「一方的じゃないですよ」と呼ぶ者あり）だから、時系列的に副市長なり総務部長が説明してきているでしょう。（「そいけんそのとおりでしょう、私が言ったとおりでしょう」と呼ぶ者あり）だから、間違っていないでしょうもん。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）何も関係ないでしょう。

19番（太田武文君）

はい、ありがとうございます。間違っていないということやったら、繰り返しますけど、市長が2年前の被害を届けて、市長が警察に被害届を出して、そして、いろいろと問題があったら、私は出していないと、警察から求められて被害届を出したと、最終的には不起訴となっております。そのことについて、そういうことでしたので、次に進ませていただきます。

それでは、この件については、市長は10人の処分をしてあります。市長が被害届まで出されて信用を失墜したと言われた事件でもあります。であるならば、不起訴となった今、市長が被害届を出した責任、それに自分の管理監督下で起きた事件であるならば、まずもって市長の責任を明確にして、自分自身の処分をするべきではありませんか。市長、どうですか。

市長（石田宝蔵君）

太田議員の御指摘は、私はよく理解できないですよ。私は7万5,000の市を守るわけですから、当然被害届は出しているでしょう。それは調査するのは当たり前でしょう。せんほうがおかしかなかですか。（「私はすんなちは言っていないとですよ。市長の責任はということ」と呼ぶ者あり）いや、だから、どうしなくちゃいかなのですか。私はきちっと職員の皆さんを教育していくことが責任でしょう。（「監督不行き届き」と呼ぶ者あり）監督不行き届きとか、そういう話はまた別の次元の話ですよ。きちりとやり上げていくことですよ。それが私の責任のとり方ですよ。（発言する者あり）

19番（太田武文君）

自分のときに起こっているわけですよ、職員の有印公文書偽造は。それ自分がとるのが本当でしょうもん。職員は処分してあなたは、人には厳しく自分には優しくはいかんですよ、それは。どう思うですか、市長。

市長（石田宝蔵君）

私は人に春風、おのれに秋霜といつも思っていますよ。だから、その1つ事案そのものが、何で自分が甘いということですか。それは太田議員から、三小田議員から、森田議員から、たいげえやられてきておりますよ、私は。（「私がやられております」と呼ぶ者あり）あり

もしないようなことばかり羅列されて、一方的に。（「おれのほうまで振らんでよか」と呼ぶ者あり）いや、きょうの午前中のやつもそうですよ。全くないようなことは答弁もさせられないんですから。（「太田議員に答弁をしてください」と呼ぶ者あり）私はそういうことはおかしいと思うんですよ。これが本当に民主主義の議会のあり方でしょうか。幾ら言論の府といえども、言ったならばそれには答えをもらう、それをやっぱり公平にやっていくのが民主主義の議会のあり方じゃないですか。（「うそを言わんならよかやんね」と呼ぶ者あり）私はそう思いますよ。

19番（太田武文君）

私の意図することには答えられませんので、それでは、次に進ませていただきます。

被害届で不起訴となりましたけど、職員は内規で処分したと。自分は何も責任がないということになっていますけど、服務委員会についてお尋ねします。服務委員会の規程にある任命権者とはだれですか。副市長、お願いします、任命権者はだれなのか。

副市長（大泉勝利君）

服務委員会で規定している任命権者というのは市長でございます。

19番（太田武文君）

はい、ありがとうございます。

服務委員会の諮問はどのような形や内容で行われたか、副市長に答弁お願いいたします。

副市長（大泉勝利君）

服務委員会に諮問されたのは20年の4月9日ですけれども、職員の懲戒等についての諮問ということで、柳川市職員服務委員会規程第3条の規定により、職員の懲戒等に関して下記の事項について諮問します。旧柳川ホテル跡地買収に係る事務手続の瑕疵にかかわる職員の懲戒についてということで作業を受けております。

19番（太田武文君）

副市長にお尋ねいたします。

服務委員会への市長の諮問は白紙の状態で諮問されたのか、それとも処分を前提に諮問されたのか、お尋ねします。

副市長（大泉勝利君）

処分を前提というよりも事実関係を明らかにして検討してほしいという、こういう形でございます。

19番（太田武文君）

はい、ありがとうございます。ただいまの答弁じゃ私は納得いきませんが、納得のいく答えはいただけませんが、私はこれは処分を前提に諮問されていたように思います。なぜならば、処分を言った後に、市長は「この処分については早く忘れてください」と言われています。この処分については忘れてくださいと言うくらいだったなら処分する必要はなかった

のではないかと思います。それとも、職員や市民の人気を得るためのカムフラージュではないかとも思います。市長、どうですかね。

市長（石田宝蔵君）

本来なら、被害がなかったからよかったですよ。喜ばなくちゃいけない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）もし被害が起きとったらどうなるんですか。この職員は懲戒処分ですよ。（「せんでよかとばしとろうが」と呼ぶ者あり）懲戒処分。納得いかないと、むしろ議員ですから、執行部に対してはそういうことを本当は正さなくちゃいけないほうなんです。職員に寛大な措置をしたのが人気とりだとか、カムフラージュしたとか、そういうことをおっしゃいますが、そんなもんじゃないんです。組織を預かる長としては毅然とした、断腸の思いでやっておるんですよ。それをやるのが組織をきちんと正常に戻すことなんです。正常を維持していくことなんです。

だから、つい先般の、先ほど三小田議員から新聞の問題も出ました。職員が年末の大みそかの日に、それは庁議の中で私話しました。そういうことが、疑惑を持たれることがあってはならないんです。全体の奉仕者として職員らしく、信頼される、そんな職員になるためには、やはり反省すべきものは反省しなきゃいけない。ましてや、そういうことをやっていかないと柳川は変わりません。住みよくなりません。そのことを体を張ってやっているわけですよ、皆さんと一緒に。ですから、答弁が納得できない、答弁が納得いかないときもあるですよ、議員と見解違いますから。納得いくまであなたやんなさいということであるならば、納得いくような答弁はできません。考え方が違うんですよ、議員と私どもの立場が。

ですから、処分を前提に諮問されておる、それもあなたさんの思い込みでしょう、推測でしょう。きちんと今副市長が答弁したじゃないですか。事案について事実をきっちりと把握をして、それをどうしたものが適正な処分に値するのかなのか、被害はなかった、市には損害を与えていない、それだったら二度とこういうことを繰り返してはならないという寛大な処分をするのが当たり前でしょう。私はそうだと思います。ですから、納得いただけるような答弁は私はできません。

19番（太田武文君）

市長は、職員は責任があるが自分は責任はないと、監督責任者でということで私には市長の答弁は聞こえていますが、次に副市長にお尋ねしますが、諮問には市長の処分は含まれないということですが、では、だれがどのような形で市長の処分を決定するのですか。副市長、お願いします。

副市長（大泉勝利君）

午前中もお答えしましたとおり、服務委員会は一般職の職員についての処分でございます。市長等の特別職については別途検討する場が設けられる、そういうふうに考えております。

19番（太田武文君）

はい、ありがとうございました。別途ちは、ちょっと具体的によるしいですかね、副市長、済みませんけど、お願いします。

副市長（大泉勝利君）

それはいろいろ問題の案件等ありますから一概には言えませんけれども、それは本人が判断するなり、あるいは、こういった議会の場で言われて判断するなり、いろんな形態があるんじゃないかというふうに思います。

19番（太田武文君）

ありがとうございました。やはり副市長も本人が判断するようなことなりということでお答えをいただきました。

そこでお尋ねします。市長の責任を服務委員会も問う機関がないならば、市長自身のみずから責任をとるしかないわけですけど、再度市長にお聞きしますが、市長はどのような責任をとられるのか、市長の答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

これまでも答弁を繰り返してきておりますけれども、やはりきちっと市民の皆さんに信頼いただけるように職員の襟を正して、正規の手続をとって、そのようなことを指導していく、徹底させていく、このことも一つの責任のとり方であります。

それから、私は12月議会、このことについて心配をいただいた市民の皆さんにおわびを申し上げました、御心配をかけましたと。きょうも三小田議員、西日本新聞の報道のやつ、記載漏れの報道がございました。同じように、きょうは責任のとり方として、まずは陳謝なさいましたね。常に私はそのことをしっかり市民の皆さんに示していくことが大事だというふうなことで、12月議会には心配をかけたことのおわび、そしてまた、今回こういった形での指導を徹底していくという新たな誓いを申し上げる、このことが私としての責任のとり方だということで御理解いただきたいと思います。

19番（太田武文君）

今の答弁じゃ余り納得いきませんでしたけど、今回の事件を振り返ってみれば、柳川ホテルの跡地の売買に関し、いかにも問題があるかのごとく振る舞い、警察の捜査、警察の書類の提出を促し、捜査で何も出てこないことがわかり、被害届を出し、いかにも市に被害があったかのごとく装い、職員の事務手続の不備を大きく報道させました。また、検察が不起訴としたものをさらに処分するという一連の流れを見れば、今回は火のないところに無理に煙を立てるかの行為で、悪意に満ちた作為を感じます。市への不利益を防止したいという善意の行為をいかにも犯罪者のごとく罪人に仕立て上げる手法は、背筋が寒くなるものを覚えます。そうして、最高責任者としてのおのれの処分には触れず、自分は何のかかわりもないような発言に終結される市長のお姿は残念としか言いようがございません。マニフェストや日ごろの行動とは全くかけ離れた、倫理観のかけらも感じることがないことを指摘し、次の九

州市町村首長交流会についての質問に入ります。

9月16日にある議員が九州市町村首長会に請求されましたが、不存在通知が出されました。理由は、元九州青年町村長会OB会のことであり、資料は不存在であるということでした。改めて九州青年町村長会OB会の情報を開示したところ、案内状や資料（名簿については現在解散されている九州青年町村会のメンバー）をいただいております。案内状を読みます。「九州青年町村会OB会開催について。皆さん、お久しぶりです。さて、九州の町村も市町村合併のあらしの中で激減し、仲間の町村長も大変な苦勞をいたしました。一段落した今、しばらくぶりに皆で酒でも酌み交わしたいとOB会を企画いたしました。」、あと省略いたします。

お聞きのように、案内状には「九州青年町村会OB会」となっておりますが、有明新報のトップの動きや旅行命令書には「九州市町村首長交流会」と書きかえてありますが、市長、その理由を聞かせてください。

市長（石田宝蔵君）

九州青年首長OB会という組織はございませんので、そういったものはもう解散しているんです。

19番（太田武文君）

もう一度、繰り返しお答え願います。九州青年町村会OB会は解散しているということですか。市長、もう一度繰り返しお願いします。

市長（石田宝蔵君）

そのとおりです。

19番（太田武文君）

先般、市長は、近藤議員、矢ヶ部議員、三小田議員のこれまでの一般質問に対して、これは公務であると言い張られ、公用車を使用し、旅費も請求されておりますが、本当に公務に該当するものか、市長にお尋ねいたします。

市長（石田宝蔵君）

これは、太田議員、つい先般3名の方にもお答えいたしましたね。公務でございますよ。公務でなければ公用車に乗れません。旅費もいただきません。ただ、お酒が入るということで10千円の会費は自分のポケットから出しております。このことは答えていると思いますよ。

19番（太田武文君）

市長はですね、公務ということで聞きましたけど、そしたら、どうして書きかえられたのですか、OB会。「OB会」を「九州市町村首長会」ということで書きかえてありますが、その理由はどうしてですか。

市長（石田宝蔵君）

現職の首長の働きかけ、鹿児島県日置市の宮路市長の働きかけ、呼びかけによって情報交

換をやるうということでしたので、これは九州市町村青年OB会というのはないんだから、これは名称がおかしいということで指示をいたしました。

19番（太田武文君）

余り適当に答えていただくと困るですよ、こういう公の場で。あなたはOB会を九州市町村首長会ということで有明新報にも言っているんですよ。旅行命令書にもそう書いてあるんですよ、ないと。よその市町村ではそういうことは一つもないですよ、あなただけです。ほうち言って、本当ですよ、聞いてんですか。そういうことで、あなただけ公務と言ってありますけど、ほかの市長は公務じゃないと言ってあるわけですよ。書きかえてまでやってから。その点についてお願いします。

市長（石田宝蔵君）

それはよく調べてみたいと思います。それは太田議員が調べてあることであって、またこれは（「私も知っております」と呼ぶ者あり）全部調べさせてみたいと思います。

19番（太田武文君）

市長は自分が不利になると調べるとか、それで回答はいつも来ないわけですよ。ここで私は回答して、法律上の中でぴしゃっと回答してくださいよ。OB会をどうして九州市町村首長交流会と書いて。みやまも大川も行っていないわけですよ、出席されていないわけですよ。あなただけです。それで自分だけ後から調べてみますと言って、いつもこの手で行かれるでしょうが、あなたは。どうぞ市長、その点について。

市長（石田宝蔵君）

これは、昭和20年以後に生まれた首長さんが、現在首長としておる人たちが集まろうという会なんですよ。大川市長、みやま市長さんはそのころいらっしゃいません。（「首長会じゃない」と呼ぶ者あり）ありません。ですから、その辺をきちんと、メンバーとして入っていらっしゃらなかったんです、昔から。それは誤解のないようにお願いしますね。

それからもう一つ、議員は調べられなくても、うわさですぐやられますけど、私は答えるときはきっちりと、正しい情報を出さないと、またうそを言っているとか言われますからね。そうでしょう。調べてきちんと出しますよ。それは立場の違いです。議員は責任を問われませんけど、私はいつも責任を問われるんですよ、先ほどのように。だから調べさせていただいて、正しい情報を私はすべてにおいて発信をするということですよ。何人も議員、調査なさったんでしょう。もう私は恥ずかしくてたまりません。（「いや、こっちも恥ずかしか」と呼ぶ者あり）

19番（太田武文君）

いつも自分が不利になると恥ずかしい　　6カ月前に近藤議員も質問してあるわけですよ。そして、まだ調べとらんとですか、6カ月もなって。こういうことになったらあなたはまた調べて回答しますと。いつもその手でしょうが。そいけん、調べて回答するということは、

あなたはもう回答ができんということですよ、よその議員さんたちはそういうことで自分のとで行ってあると、私用でということ。6カ月前のことを調べてどうですか、市長、それは。もう次に進んでいいですけどね、あなたはそういうことばかりしか言われんわけですよ、自分が不利になったら。

ということは、よかですか、笑ってごまかしちゃだめですよ。ということは、あなたはOB会を九州市町村首長交流会ということで旅行命令書で公務で扱っているということは、見てもみますと、これは公文書偽造に該当するわけですよ、だれが言っても。頭ひねっても同じですよ。公文書偽造と思いますけど、あなたはどう思われますか。市長、どうぞ。

市長（石田宝蔵君）

公文書偽造だとかなんとか（「そうでしょうもん」と呼ぶ者あり）これは、じゃ公文書偽造の定義を教えてください。私は勉強していません。

19番（太田武文君）

市長が公文書偽造も知らないということで、これはおかしい。あなたは出張命令書には九州市町村首長交流会と書いてあるわけですたい。これ文書が来ているのは何かといいますと、文書が来ているのは、読みますと、九州青年町村会OB会ですよ。それを出張命令書には、結局、何というですかね、九州市町村交流会ということで違うことを書いたら公文書偽造でしょうもん、金を出すときは。金とか公用車を使うときは。案内文書が違うということやったら。そうじゃないですか、そういうことが公文書偽造ということですかたい。わかったですか。わからないならもう一回説明するですたい。

市長（石田宝蔵君）

それは太田議員の解釈ですよ。（「いやいや、みんなそう」と呼ぶ者あり）公文というのは、公務にかかわる文書、これは国、地方公共団体、どの法律もそうですけどね、第1条には「地方公共団体の福祉の増進に資することを目的とする」と書いてありますよ。それに関連するものはすべて公務なんですよ。しかも公文なんです。（「それは違う」と呼ぶ者あり）だから、太田議員の解釈と私の解釈、そう違っちゃいけないんですけども、太田議員はそんなことを拡大解釈されるのかなと。私の公文書、公務というのはそういうことなんですよ。ですから、文書があろうとなかろうと、市のためになることが公務なんです。ただ名称そのものが、何回も御指摘なさっても、これはもう私も耳にたこのできるような（発言する者あり）話のことを何回も聞いています。こんなですね、前向きの議論を、もっと柳川がよくなるための議論をしましょうよ。（「そうだ」「だれがそういうことをしよるか」と呼ぶ者あり）

19番（太田武文君）

回答がもうあいまいで、自分はこう思うとかですね。そしたら言いますよ、あなたはこの旅行命令書に九州青年町村会OB会とどうして書かなかったですか、ここに。これで来てお

るのに。有明新報のトップの動きとかは九州市町村首長交流会と書いて、今度、公費を使うときも九州市町村首長交流会と書いてですね。それで私は公文書偽造と言っているわけですか。監査とかなんとか見えることには、後からわかることについてはうそを書いたということは公文書偽造ですよ。東京に出張するのに北海道に出張したら公文書偽造ですたい、これは。そういうこともわからなくて、おかしいですよ。市長どうぞ。

市長（石田宝蔵君）

そういうものであるならば、既に存在しない団体ですからね、事務局にそのことをお話しして訂正したいと思います。よろしゅうございますか。訂正させていただきます。

19番（太田武文君）

事務局はどこに訂正するのですか。日置市とかもどこもそういうことを言ってあるですよ、インターネットも見てあるから。うちの市長だけ公費使って、公用車を使って行ってあるわけですか。それで、今になってから訂正するとかせんとか、おかしいじゃないですか、自分で責任を負わんなら。市長どうぞ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

だから、呼びかけ人となられました鹿児島県の市長会の事務局、日置市の人事秘書課にそれは訂正をするようにしましょうということですよ。今そういう団体はもうないんですから。（発言する者あり）太田議員は一方的におっしゃいますけれども、そういうことで訂正することにいたしますと。（発言する者あり）

19番（太田武文君）

訂正するというところで言うてありますけど、市長が日置市長に、人事秘書課長に言うてということで、私も日置市長のほうに電話して尋ねたところ、日置市長は公務でない。うちのほうは私ごととして処理していますということであるわけですよ、インターネットも見て。日置市長がそう言うてあるのに、あなただけまた訂正しますと、それはどういうこと、何を訂正するのですか。私用をまた公用に訂正するのですか。それはどういう意味か私はわかりませんので、内容についてもう一回、市長お願いします。

市長（石田宝蔵君）

太田議員にはどう説明していいのか、ちょっと私も理解に苦しむんです。私の受けとめ方は、柳川市のためになるということですから、公務という受けとめ方、それは宮路市長はそんなふうにしたかもしれません。職員さんも随行されていましたよ。だから、その辺の取り扱いはどうなっているのか、私も調査してから報告すると申し上げているでしょう。電話されたんでしょう、日置市に。（「もちろん」と呼ぶ者あり）何人かの方がされているんですよ。もう大変なお世話でございますね。市のものを、電話を使ったりしてもらったら逆にそれはおかしいですよ。（「使ってないです」と呼ぶ者あり）どこからされているのか、そういうことを逆に聞きたいですよ、私は。（発言する者あり）

ですから、そういうふうなものは、私は柳川市のためになるということの認識のもとに行ったということを繰り返して言っているでしょう。それは太田議員と見解が違うんですよ。そういうこともあり得るんです。文書が来ているから来っていないからと、中身があるから違うからと、それが柳川市のためになるなら柳川の市長として当たり前のことでしょう。（「判断が違う」と呼ぶ者あり）それは物差しが違う話であって、そういうことでございます。

19番（太田武文君）

市長は、こういうことで詰められると、柳川市から電話したとか、私は家から電話するわけです。これもそういうことが聞かれ、違う方向に進めようとされるわけですよ。本当でしょうもん、あなたが言ったでしょうが、市役所から電話したですか、家から電話したですか。そういうことを言っちゃだめですよ。幾ら話しても話は、もう市長が逃げ腰でありませぬ、結局。柳川市から電話したですか、請求しますよとか。この件については、私から最終的に取りまとめますと、今回の案内文書と旅行命令書には大きな錯誤があり、公文書偽造にも該当します。市長は職員の行為には厳重処罰で臨まれますが、自分の行為はそれ以上の倫理観をもって対処されるものと思います。ぜひ、日ごろの公約でありますガラス張りの市政で、今回の酒を酌み交わしたOB会についても皆様にわかりやすく御説明をお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

もう時間もありませんけど、次にピアスについて質問をいたします。この問題については、結果を整理させていただきますと、次のようなことになると考えます。

まず最初に、用地取得に至る動機の目的が不透明であると。2番目として、行政事務としての売買交渉の過程が不明瞭であり、売り主であるピアス社の一方的な都合に合わせるかのように進められていると。3つ目に、売買契約及び支払い等に関する事務処理が極めて不十分であると。4つ目に、財産の取得及び契約締結の必須条件である議会議決を求める提案の内容、その説明のあり方が極めて不的確であると。5つ目に、売買代金の支払い期日を3カ月も繰り上げて実行された297,000千円の支払いの理由が不明瞭である。このように問題が多い中で、高額の用地を取得するに至った市長の管理責任及び政治責任は極めて重大と思います。新柳川市となってから、ピアス社の工場内にアスベストが存在すること、敷地内に化粧品と思われるものが埋め立てて投棄されていることが明らかになっております。

その後、平成17年12月議会で竹井議員の質問に対して、市長は売り主であるピアス社の責任においてやっていただくと。問題が出た場合には、先方に申し入れてきっちりとその周りには処理させたいと答弁され、その後、平成18年3月の特別委員会でも、責任を持ってやりませぬ、やらなければ私が責任をとらなくちゃいけないわけでしょうと答弁されています。そして、1年半たって、平成19年12月、何の解決もなく、19年12月ピアス社に損害請求がされています。それに対し、ピアス社は債務不存在という調停を起こされ、不調に終わったことは市民の皆様も記憶は新しいかと思います。ピアス社は、私どもにはアスベストの除去や

不法投棄したものを掘り出す責任はありませんと、柳川市に対する債務責任はありませんので、どうぞ裁判をしてくださいと、市長が議会で説明されてきたこととは全く異なる対応をされていることから判断すれば、市長が議会や委員会で答弁されてきたことは、結果として市長の作り事としか言えません。市長はできなかったということの責任をどう考えてありますか。

最後になりましたけど、私は、市長が一般質問や特別委員会で答弁されたピアス社に責任を持ってやらせるという言葉を中心に信じ、後援会や支持者に説明をしまいましたが、4年間の間に解決できなかったことは非常に残念で悔しくてなりません。次の市長になられた方には、即刻要望して、解決していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問はちょうど時間となりましたので、終わりたいと思います。（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

議長（龍 益男君）

1分切りでしたが。（「もう時間がないですので、いいです」と呼ぶ者あり）

議長（龍 益男君）

答弁はどうしますか。（「答弁は要りません、時間がありませんので」「議長」と呼ぶ者あり）太田議員、答弁要りますか。（「もう要りませんので、時間がありませんので、迷惑かけますので」「議長」と呼ぶ者あり）

これもちまして、太田武文議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時56分 休憩

午後4時12分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

第4順位、29番河村好浩議員の発言を許します。

29番（河村好浩君）（登壇）

インターネットやモニター中継をごらんの皆様、そして議場の皆様、河村後援会の皆様、こんにちは。大変お待たせしました。29番河村でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたが、石田市政最後の一般質問ですので、4年間を振り返りながらの質問になろうかと思います。長時間にわたっておりますが、今しばらくお許しをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その前に、3名の議員がここに書いてあるんですけども、私たち3名の議員がきょう一般質問をするのをわかっていたかのように、高畑地区の区長さんあてに怪文書が届いております。ちょっと読ませていただきます。

先日の田中前議長の辞職勧告の決議案についての問題を書いてあります。決議案を否決したかのように書いてありますが、それは否決ではなく、自治法では、臨時議会だからあらかじめ付議された事件以外じゃないと追加日程に上げることができないから上程することを否決しただけであって、辞職勧告決議案を否決したことではございませんので、皆様の誤解のないようお願い申し上げます。

その中で、「田中議長の議員辞職勧告決議案を否決した多数派は、否決に回った理由を、議員辞職はみずからの問題とするが、責任追及の論点をすりかえたとしか言えない。それもそのはず、反対した荒木、三小田、太田、河村議員など多くの議員が、事件が起きた忘年会に参加しており、し尿処理、廃棄物処理の利権や議会の委員長などの名誉欲、料飲等の商売力に絡む集団であり、自分たちのグループを守るためのものでしかありません。また、この人たちは柳川市の発展のための政策審議は全くせず、市長に対して反対のための反対や、言葉じりの揚げ足取りだけに集中しております。この人たちは、今回の市長選挙では自分たちが自由にコントロールのできる人を応援している現状です」、こういった怪文書が、それも何ですかね、週刊実話の記事と一緒にくっつけられて送られてきております。

これを見ますと、市長を支持されている方が出されてあるんじゃないかなと思うんですけども、このような事実が全くございません。私は去年の忘年会に行っていないし、何というんですかね、匿名でこういったことをすることというのは、やはりネットで今子供たちや弱い者が匿名で誹謗中傷されて、自殺や、いろんなものに追い込まれております。そういった卑劣な手段をとるとというのは物すごく悲しくもあり、憤りを感じるわけでございます。私は、決して反対のための反対をしているわけではありません。理念を持って、しっかり市政のチェックをしているつもりでございます。

以上、この怪文書のことがあったもんですから、残念ながらこういったことが柳川市民の皆さんの中で行われているかと思うと非常に残念でなりません。

それでは、通告に従いまして一般質問をしていきたいと思っております。

季節は厳しい冬が終わり、春の訪れを感じさせておりますが、柳川市においてはいまだに厳しい冬を越せずに、足踏み状態と言わざるを得ません。4月に春が来るのか、それともこのままずっと冬のまま春が来ないのかを私は物すごく心配しております。ぜひ4月には春が来ることを祈っております。

さて、石田市長が大和町長時代、私が町議のころです。本当いろんなところから大和町の議会のことを聞いておりました。その当時、私は、町長がここにいらっしゃる議員さんたちからいじめられて、ああ、かわいそうやなと、本当に一生懸命、少し心配したところもあり

ます。しかし、いざ合併してみると、ところがどっこい、聞くのと見るのじゃ大違いで、どうやらいじめられているのは私たち議員のほうでした。中に入ってからこそわかる、外からは見えてこないことばかりでした。これじゃ柳川市民の皆さんが、私たち議員が市長をいじめているように見えても無理ないなと思っております。しかし、それでいいということにはならないわけです。市民の皆さんから私たちは負託を受けているからこそ、市政のチェック機能を果たさなければならぬと思っております。チェック機能が働かなくて倒産した市が夕張市じゃないでしょうか。市長の提案に何でも賛成した市議会、チェックをしなかった市議会の責任は私はかなり大きなものがあるんじゃないかなと思っております。

それでは、第1点目です。職員の処分についてであります。

次に2点目は、政治倫理について。

3点目が公職選挙法についてであります。

以上、3点を自席において一問一答にて質問していきたいと思っております。重複する質問もあろうかと思いますが、先ほど市長は前向きな質問や答弁をとおっしゃってございました。同じ質問でも、きょうとあしたでは朝令暮改される答弁ばかりだったので、どうかそういったことがないような答弁を、責任ある答弁をお願いしたいと思います。

それでは、自席からしたいと思います。

29番（河村好浩君）続

まず初めに、職員の処分についてであります。

きのうの答弁では10名の職員を処分したと言われましたが、先ほども太田議員が言われましたので、処分の内容とかはもうお聞きしませんけれども、部長以下どこまで処分をされたのかお尋ねいたします。

副市長（大泉勝利君）

質問は部長以下どこまでというふうな質問でございますけれども、この一件の公印を使用した部分にかかわっている職員、係長まででございますけれども、部長、課長、課長補佐、係長、こういった方々です。なお、この事案の関係者については、公印を管理する立場の人、それから、今回の業務委託契約書を起案する立場の人、さらに業務委託契約書を協議する立場の人というふうに、3つの形に分けられるということで考えております。

29番（河村好浩君）

ありがとうございます。

私は、処分された職員をかばうわけではありません。処分は当然だと思っております。しかし、1年数カ月たった処分ではなく、なぜその場ですぐ処分しなかったんですか。そうすれば被害届なんか出す必要なかったんじゃないですか。じゃ、旧大和町時代の同和補助金問題の担当職員は処分されましたか。市長にお尋ねします。

副市長（大泉勝利君）

この問題については、これまでの議会の中でも何度もお答えしておりますとおり、警察のほうから一切のこの取引についての事務手続、取引についての資料照会がありまして、その中で文書の不備というものが出てきて、疑われたというところから始まっております。その資料提供の中で、実は合併前の旧柳川市において、事務手続の上で業務委託契約書を作成すべきだったものが、その作成を忘れて合併後にそのことが判明して、業務委託契約書をさかのぼって作成する、その事務処理において適正な事務手続を得てなかったというところに、旧柳川市の市長の印を押印したという、こういう事実があったわけでございます。ですから、この部分について処理したものでございます。（「それはもう聞いております」と呼ぶ者あり）

29番（河村好浩君）

その話は何度も何度もお聞きしておりますのでわかっておりますよ。私が言いたいのは、警察の手に任せるんじゃなくて、その前に何で行政の処分をしなかったんかと言っているんです。自分の子供を差し出しておいて、何でしたんですかと言っているんです。処分は当たり前ですよ、そういったことを言っているんじゃないです。でも、同和補助金問題のとき、市長は、私は知らなかった、職員が勝手に町長に知らせずに4月1日付で補助金を出しているとおっしゃっていますよね。これこそ市長の論理でいけば被害届に値すると思いますが、いかがですか。

市長（石田宝藏君）

河村議員はどういうことをおっしゃりたいのか私はよくわかりません。わかりませんよ。

新年度4月1日、新しいものになっているなら、それは当然手続はとっているでしょう。何の被害届を出すんですか。今、副市長が申し上げましたとおり柳川ホテルの問題は、もろもろの疑惑の中で、こういったものが捜査の中で書類の不備を指摘されて出てきた問題だと説明しているでしょう。

29番（河村好浩君）

それは聞いております。私が言っているのは、わからないかな。要は、ちょっと待ってくださいね。そういったふうに話されるけん、わからなくなるですもんね。

同和問題は故意的に4月1日、普通補助金って4月1日に出ませんよ。書類を出して、私も公民館の活動をやっていましたんでわかりますけれども、活動報告ですね、次年度予算、予算書案ですね、事業報告、決算、すべて取りそろえて出すんですよ。4月1日を出すということはないじゃないですか。それも町長が知らなかったんでしょう。じゃ、今度の部長、どなたか知りませんが、今回の押印の件で部長を処分されていますよね。その方は知ってありましたか。現場にいたんですかね、協議されて勝手に押したときの現場にいましたか。

市長（石田宝藏君）

こういう問題について知っていたか、知っていなかったかということは当然問題になるかもしれませんが、刑事処分、行政処分、これは違うんですよ。太田議員も先ほど私は答弁しようと思いましたがね、刑事処分は警察の手、司直の手にゆだねられた処分、行政処分というのは行政の組織の内部における処分なんです。（「わかっております」と呼ぶ者あり）

29番（河村好浩君）

それは重々わかっております。ですから、行政内で起こったことでしょう。例えば、資料提供はいいじゃないですか、警察が求めているんだから出せば。でもその前に、行政のトップとして部下が何かへまをやったなら、おまえ何しよったつかち、なしけん勝手に押したつかち、それおかしゅうなかかちと言うのが当然でしょうもん。それをしないであって、被害届の不起訴が出てから処分をするというのがおかしいんじゃないかなと言っているんです。

市長（石田宝蔵君）

だから、刑事処分が司直の手によって捜査が進んでいるということで、その段階は私どもは承知しないわけですよ。だから、一定のそういう捜査が終わって、起訴になるのか不起訴になるのか、どれだけの刑事処分が下るのか、そういうのを見きわめて行政処分というのは下すんです。

29番（河村好浩君）

わかりました。言われているのはよくわかるんですが、先ほど私が言いましたように、同和問題の故意的に補助金、故意ですよ、故意的に補助金を出していることと、片や、先ほど市長の答弁は間違っていると思いますが、県からの指摘ではなく、県に提出する資料が不足していることに気づき、数名の職員と相談し、柳川市のために残務処理をしたことが、どちらがより重大かということを知っているんですよ。勝手に出したことのほうが悪いでしょう。市長の論理でいけば、町長のときにその方を処分しておかなければいけなかったんじゃないかと言っているんです。まあ、いいです。

部長は知らなかったとおっしゃっていますけれども、じゃ、知らなかった部長を処分されています。どういった理由でされていますか。

副市長（大泉勝利君）

知らなかったという部長は、今発言がありましたけれども、知らなかったという部長は、私たちが調べた限りでは、そうやって全く知らないというふうに否定されたのはなかったんじゃないかというふうに思っております。ただ、部長に科した部分については、監督者ということで厳重注意を行ったということでございます。

29番（河村好浩君）

監督責任を問うたということですね。じゃ、先ほど市長は、重複しますけれども公正公平にしなければならない、私はトップとしてそういった人たちを管理する責任がある。普通、いるんな会社、国会でもそうですよ。組織のトップは自分のミスじゃなくても責任をとらな

きゃならないわけですね。だから、いろんな権限を与えられているわけじゃないですか。市長にも人事権、予算編成権や、いろんな執行権、強い権限が与えられている。だからこそ、トップはいろんな責任を負わなきゃいけないんです。監督する責任とかじゃないと思いますよ。まあ、いいですたい。でも、宮崎では何ですか、東国原知事は自分がしたことがなくてもいろんなことを謝罪したり、給与カットやったかな、いろんなこともやっておられると思います。まあ、いいです。そういったふうに太田議員と同じような話になってきますんで、でも、先ほども市長も言われましたが、市長のモットーの中に、「他人に春風、自己に秋霜」とありますが、これミスプリントじゃないですか。「自己に春風、他人に秋霜」の間違いじゃないですかね。

次に2点目、政治倫理についてであります。

大橋議員については、開会初日に辞職勧告決議案が1名の議員を除いたほかのすべての議員の賛成で可決されたわけですが、私が思うには、執行、市長にも重大な責任があると思います。きのうの近藤議員の質問に、市長は執行部にも責任がないとは言っていないと言われておりますが、どんな責任でしょうか。

市長（石田宝藏君）

活字をよく見てください。間違いじゃないですかということをおっしゃっていますけれども、「他人に春風、自己に秋霜」と、これは組織の中でそういうことをやったからということでそんなことをおっしゃっているんですか。日ごろの生きざまですよ、誤解がないようにお願いします。子供たちに対する気持ち、障害者の皆さんに対する気持ち、青少年に接する気持ち、人間として、そのことでしょう。組織の中では、時には厳しく、時には優しく、当たり前のことです。それは勘違いないように。印刷ミスではございません。

それから、執行部に責任があるということは、これは当然、先ほどの太田議員、御指摘がありました。第16条ですか、違反した場合、当然市長が、あるいは議会、市長、または議長は疑惑を生じること、あるいは住民の皆さんから請求があった場合には、審査会に開催を請求しなければならない。こういうこともあるわけですから、当然執行部としても、議会がやらなければ私どもは執行者としてその開催をしなきゃならないかもしれません。そういうことですよ。

29番（河村好浩君）

ということは、要するに、例えば審査会を請求するとか、そういった処理的なものの責任ということですかね。そのことを聞いておかないと、私がちょっと過敏になっているのかもしれませんが、この間も討論の中でも言いましたけれども、市長はよく「男、石田宝藏、逃げも隠れもしない」と、ピアス問題もしっかり責任をやりと言いながら、何ですか、交渉する責任にかかわって、私たちが聞き間違えたのか何かわからないから、きちっとその辺を聞いておかないと、後で答弁の内容が変わるかもしれませんので、ちょっとお聞きしたと

ころでした。

ある情報誌では、行政と議員との癒着した、いわゆる市長派の議員だからということで、そういう関係が生み出したと言えるのではないかとありましたが、市長は決裁権者として、しっかりとその申請書のチェックをされたんですか。

市長（石田宝藏君）

ちょっと今のは質問の趣旨がよくわかりません。

29番（河村好浩君）

だから、指名願の処理を出すじゃないですか。市長のところまで回ってくるでしょう。回ってくるでしょうもん、回ってこないわけじゃないじゃないですか。

副市長（大泉勝利君）

入札資格審査の資料については、1社当たり大変膨大な資料になります。それを事務方のほうで文書の具備事項をチェックいたしまして、それを入札資格審査委員会のほうに上げて、そこで可否といいますか、チェックを受けて、その結果でもって市長に報告するという、こういう流れになっております。ですから、申請書自体を市長が逐一、例えば一般土木のA級からC級、およそ120社になりますけれども、そのほかにも県内、それから県外の業者も入札の参加登録をしますので、そういったものを含めると膨大な数になりますが、それらの資料を一件一件チェックするような、そういう流れにはなっておりません。

29番（河村好浩君）

でも市長の印鑑は押してあるんでしょう。

副市長（大泉勝利君）

だから、入札の参加資格者委員会の報告を市長が決裁をして認めているという、こういう流れでございます。

29番（河村好浩君）

じゃ、例えば副市長が何やったですか、委員長やったですかね、指名願の委員長やったですかね。まあ、いいですたいね。指名委員会の委員長ですよ。それで、副市長はきのうの答弁では、書類に記載されていない以上、執行者としてチェックができないとおっしゃいましたよね。言われましたですよ、副市長。

副市長（大泉勝利君）

河村議員は今回の事案について政治倫理条例の部分と、それから入札資格審査の制度の2つを一緒に考えている、あるいは取り違えて考えているのではないかというふうに思います。

私が申し上げたのは、昨日の質問では政治倫理条例に基づいた議員等の資産等の報告書、これについては、私ども執行部が審査をしたり、目を通したりというような立場にないということを使ったわけでございます。

29番（河村好浩君）

そういうことですね、わかりました。

それはそれでいいですよ。それはそれでいいんですが、私がこの一般質問を提出したときに、総務課長にわからなかったんですかと聞きましたよね。そしたら、その審査するときに書いてないからわかり得なかったとおっしゃいましたよね。どんな一般質問をするんですかと言ったら、何で大橋恭三さんと茂樹さんが兄弟でというのがわからなかったんですかと聞きましたよですね。どうですか。

総務課長（櫻木重信君）

河村議員とお話したときに、わからなかったと言ったのは、指名願を出されるときにそういうふうな記載チェック事項がないから、それはわからなかったということをお話しました。

29番（河村好浩君）

要するに、茂樹さんの書類に兄弟というのがわからなかったとおっしゃったんですね。参加資格の申請書に、そこは記載していらっしゃらなかったからわからなかったとおっしゃったんですね。

総務課長（櫻木重信君）

指名願のチェックの審査受け付けをするときには、そういうふうな記載をチェックすることにはなっておりませんので、わからなかったということです。

29番（河村好浩君）

おかしいですよ。私が確認して聞いたところによりますと、申請時に杭のおおはしさんに、大橋恭三議員が監査役をしているから、おりたら指名がありますよとおっしゃったのは課長じゃなかったんですか。

総務課長（櫻木重信君）

指名願の受け付けをするときには、議員の兼業禁止というところについてのチェックをいたしております。そこで、担当者がそういうふうな指摘をしたということでございまして、政治倫理条例との関連ではなくて、兼業禁止ということでそういうふうな御指摘をしたということです。（「それが政治倫理になろうもん」と呼ぶ者あり）

29番（河村好浩君）

その兼業禁止もそうですよ。でも兼業禁止のところでは伝えたかもしれませんが、2人が兄弟だったということは申請するときにもうわかっていたことじゃないですか。私が町会議員になったときに、職員からこういった政治倫理がありますよと、その当時、私、消防団の出初め式のときは、これは回しなんですけれども、うちの会場を使っていたことがあります。でも、私が議員になった途端に、やはりこういったことがありますんで、やめた方がいいんじゃないですかとおっしゃっていただいたんで、私はやめました。わかった時点で、何で許可をするんですか、上に上げるんですかね。その辺がちょっとわからんですね。

あと、副市長もわからなかったとおっしゃっていますが、発注も終わった後で、政治条例に違反しているから社長を第三者名義にしたらどうかと指示されておりますよね。

副市長（大泉勝利君）

そのような指示をした覚えは全くございません。

29番（河村好浩君）

御本人さんが言っているんですよ。杭のおおはしさんが。（「これは大変ぞ」と呼ぶ者あり）

副市長（大泉勝利君）

そのような事実があったとしたら、いつなのかお聞かせいただきたいというふうに思います。これは、既に発注をして契約をして、そのときの名義で既に議員との兄弟関係があるということが事実でございまして、その後、会社の名義変更をしても、さかのぼって決裁することはできませんので、そういったことはむしろ隠ぺい工作になる、そのようなことを提唱するわけがありません。なぜそういうふうな理解をされるのか理解に苦しみます。

29番（河村好浩君）

いや、わけがわかりませんって、こっちがわからんですよ。（「議長、大変重要な質問だから暫時休憩をとっていただいて確認をしていただきたいと思います」「議事進行」と呼ぶ者あり）ちょっとわからんごとなるけんやめてくれんね、質問がわからんごとなるけん、（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）どこまでいったかね、本当にもう。いや、こっちがわからんとですよ、まじで。本人から聞いていますからね。隠ぺい工作になるからやりませんち、それはわからんじゃなかですか、隠ぺい工作になるけんやらないとかは。隠ぺい工作のためにやったかもしれないわけでしょう。それは副市長のことだから私たちはわかりませんよ。でも、言ったのは事実だというふうにおっしゃっていますから、それはまた後日、私も当の本人じゃありませんので、しっかりと把握して、何ていうか、2人が公開の場で会われてもいいですたい、私はちょっとわかりません、聞いた話ですから。そういうふうにはおっしゃってあります。

また、公共事業ではいけない丸投げをやられているというのは知ってありますか。

副市長（大泉勝利君）

公共事業では丸投げをというのは禁止されています。これは一括下請という、こういう表現を使っております。

29番（河村好浩君）

じゃ、監督していないじゃないですか。丸投げされていますよ。

副市長（大泉勝利君）

この事件が発覚してから、丸投げの疑いがあるという話がありまして、監督をした職員にも調べさせましたけれども、伝票の納品だとか、あるいは労働者の職員だとか、こういった

ところは、すべてその伝票等は杭のおおはしになっているということで、丸投げされているという事実は確認できなかったという報告を受けております。

29番（河村好浩君）

まあよかですたい。そういったふうに 何ですか。（発言する者あり）聞いている話だから。（発言する者あり）聞いている話をしただけで、ちょっと黙っとかんか、もう。黙っとかんかもやん。

先ほどもある議員の話も、ちんぷんかんぷんな質問をされたら困るとかおっしゃっておりますが、こちらこそちんぷんかんぷんな答弁とかしてもらっても困るわけですね。市長のモットーの2番目に「言行一致、有言実行」とありますが、言行が一致していないんじゃないかなと思いますけどね。

それでは最後の質問になりますが、公職選挙法についてお尋ねいたします。

ことしの2月やったですかね、市長の新春の集いで、市の公共事業請負業者である建設業界でつくる協議会ですか、団体ですか、ちょっとわかりませんが、その団体の会長名、会長印までついた案内状を出して、多数の業者の方が集まった新春の集いに市長は出席されておりますが、これって公職選挙法に接触しませんかね。

市長（石田宝藏君）

何が公職選挙法に抵触するんですか、これは。（「案内状の中身」と呼ぶ者あり）後援会活動、あのときはですね、私もびっくりしました。その数日後に、議長と副議長と総務委員長と議会運営委員長が緊急の記者会見をすると。（「それは問題だ」と呼ぶ者あり）記者さんを招集されたんですよ。私はびっくりしましたね。そして、何か建設業の団体の代表者名で新春の集いの呼びかけがあったと、それが問題だと。（発言する者あり）何が問題でしょうか。何も問題になりませんよ。

29番（河村好浩君）

それは私が調べるわけではありませんで、公職選挙法にひっかかるのか、ひっかからんかは警察が調べることでしょうから、ただ私はお聞きしているだけであって、市長がならないというふうに思っただけのことでしょうからね。（「公職選挙法第」「黙っとけ、やかましい」と呼ぶ者あり）でも、先ほどの情報誌の中で、何というんですかね、ひっかからないにしても業者との癒着があるんじゃないかと書いてありましたけれども、いかがでしょうか。

市長（石田宝藏君）

癒着があるとかないとかですね、経済団体との交流というのは当然あるわけです。私がその団体にこういって集めてくださいとか、そういうお願いをした記憶もないし、勝手連の方たちですよ、私を支えていただいております方は。手弁当、腰弁当ですよ。今までの事業、例えば柳川市に災害が起きたとき、台風だとか、さまざまな冠水の大雨の被害がある、そう

いうときについても応援協定を結んでいます。そのためにも、私どもはそういった方々の団体との協力関係も行政としては当然あるわけですよ。何が癒着がありますか。特定の方と、ともかくそういうものがあるとするならば、これは問題です。（発言する者あり）しかし、全体的な団体として、皆さんが勝手に関係者の方が全体に呼びかけられて、お集まりいただいて参加をいただいたと、このことだけですよ。

29番（河村好浩君）

市長はないとおっしゃっていますけれども、普通、各種団体の会議に市長が出られるのもわかりますよ。当然、商業、工業、農業、漁業、いろんな団体に市長が出る場所があるでしょう。でも、公共事業を請け負う側の人間と現職の市長が後援会活動をしていることですよ。それはちょっと問題があるんじゃないかと思うけれども、市長はないとおっしゃっておる。でも、私はどうしても癒着をしているようにしか見えないんですけど、ちょっと待ってください、それは相違ですからしょうがないと思います。でも、癒着がないとしても、疑惑は持たれますよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）おかしかっちゃんかかち。

市長（石田宝蔵君）

そういったのが私は柳川がよくならないと思いますよ。経済活動、げすの何とかというのはありますけどね。この方たち、地域の経済、法人として活躍いただいているんですね。この問題についても自分たちが自発的に、私はその業界だけで集まっているんじゃないですよ。それだけ多くの方々が、不特定多数の方々が、業界の人たちと新春の集いをしたんじゃないですよ。たまたまその一部にその業界の方が入られておったということですよ。だから、そのとき新聞記者さんもびっくりして市長室に来られました。議会の4人の方が緊急記者会見すると、そして、ほかの方が聞かれているかと、聞かれているか聞かれていないかは知らんですよ。議会で行われるということは議長名で集まるというんです。（「いや、そうじゃない」と呼ぶ者あり）いや、違うですよ、企画課に（発言する者あり）記者にリークしてくださいということで、（「市長、市長、市長」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください、答弁しているじゃないですか、答弁。各マスコミに、マスコミを集めてくださいというようなことで議会から要請があっているんですよ。（「議会からじゃなくて私から」と呼ぶ者あり）はい、おたくですか。私が、だから、それは議会が記者会見するのでしたら、議会事務局にやらせなさいと後ほど指導しましたけど。だから、びっくりしました。それで記者さんが飛び込んできて、市長、あなたは業界と新春の集いをやられたと、先ほど記者会見で言われましたと、事実ですかと言う。私は知りませんよと。その中で、新春の集いを勝手にやられる有志の方々の中に、その代表の方もいらっしまったかもしれません。たまたまそういうことで呼びかけをされたということですから、何ら問題になることはない。会費もちゃんと取って（「当然のこと」と呼ぶ者あり）やっていることですから。無料でやった、例えばただで買収だとか響応をやったというなら別ですよ。（「いいですよ、はい、議長」と呼ぶ者あ

り)何が問題でしょうか。(発言する者あり)

29番(河村好浩君)

私が一般質問をしております。だから、だれがいけないかと、いけないと言ってるんじゃないんですよ。おかしいんじゃないかと、疑惑があるんじゃないかと言っているんです。私はですね。(「おかしくないですよ」「おかしいです」と呼ぶ者あり)私は疑惑があるんじゃないかと。それでまた市長は、いつの庁議かちょっとわかりませんが、職員は議員との会食は口きき等のおそれがあるから会食はしてはいけませんと言われておりますけれども、市長は建設業界の方と会食することはいいんですか。口ききがあるんじゃないですか。

市長(石田宝蔵君)

禁じていること、それは当然戒めておりますよ。職員に戒めております。庁議の中で申し上げております。ところが、社会通念上、常識を越すようなこと、これがあること自体が問題だということを言っているんですよ。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)それはよくわかっておいてください。部分的なところだけつままないでくださいね。

29番(河村好浩君)

部分的じゃないじゃないですか。何が部分的ですか。社会通念上、公共事業を発注する側の人間が、その業界の人と後援会活動をすることは余り好ましくないんじゃないですか、疑惑を持たれますよというふうに私は言っているんですよ。市長のモットーの中に、疑惑、不正、不祥事のない政治、また、政治信条の中にも癒着政治、私物化からの脱却、ガラス張りでクリーンなまちづくりとありますよ。でも、私は一生懸命言っている、ないです、ないですとおっしゃるから、これ以上聞いても、何か結局言い逃れじゃないけれども、わからないですよ、考えの相違かもしれませんけれども、いずれも信条やモットーにかけ離れた政治に何かがかかりしております。

もうこれ以上質問しても、質問することに値しないと思われまますので、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長(龍 益男君)

これをもちまして河村好浩議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(龍 益男君)

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時55分 延会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成21年3月4日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
12番	荒 木 憲	13番	伊 藤 法 博
14番		15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
18番	近 藤 末 治	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	龍 益 男

2.欠席議員

11番	矢ヶ部 広 巳	21番	大 橋 恭 三
-----	---------	-----	---------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	惠	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	均
人	事	高	田		郎
総	務	櫻	木	重	厚
企	画	樽	見	孝	信
財	政	石	橋	真	則
税	務	武	藤	義	剛
健	康	川	口	敬	治
福	祉	木	下	正	司
学	校	成	清	一	巳
建	設	横	山	英	廣
農	政	成	清	博	眞
水	路	安	藤	和	茂
子	育	高	崎	祐	彦
商	工	江	崎	尚	二
生	涯	龍		英	美
観	光	龍		泰	樹
水	産	中	村	敬	子
	振			二	郎
	興				
	課				
	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
					事	係	長	高
								巢
								雄
								三

5 . 議 事 日 程

日 程 (1) 一 般 質 問 に つ い て

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	4 番 熊 井 三 千 代	1 . こ ん に ち は 赤 ち ゃ ん 事 業 の 実 施 及 び そ の 後 の 取 り 組 み に つ い て 2 . 児 童 の 夏 休 み の 一 時 預 か り に つ い て 3 . 本 市 と し て 雇 用 促 進 住 宅 に 対 す る 今 後 の 取 り 組 み に つ い て	市 長 " "
2	2 番 古 賀 澄 雄	1 . 経 済 対 策 (1) 独 自 の 融 資 制 度 (2) プ レ ミ ア ム 商 品 券 の 発 行 (3) 地 域 活 性 化 ・ 生 活 対 策 臨 時 交 付 金 の 活 用 (藤 吉 校 区 コ ミ ュ ニ ティ 防 災 セ ン タ ー 建 設)	市 長
3	20 番 吉 田 勝 也	1 . ピ ア ス 跡 地 問 題 に つ い て (1) 調 停 の 内 容 (2) 裁 判 (3) 建 物 の 取 り 壊 し 2 . 指 定 管 理 者 制 度 に つ い て (1) 内 容 (2) 業 務 委 託 と の 違 い	副 市 長 課 長
4	7 番 白 谷 義 隆	1 . 政 治 倫 理 条 例 に つ い て (1) 審 査 会 の 役 割 に つ い て 2 . 首 長 の 管 理 責 任 に つ い て 3 . 懸 案 事 業 等 に 対 す る 今 後 の 対 応 に つ い て (1) 漁 業 団 地 に つ い て (2) ピ ア ス 跡 地 に つ い て	市 長 " "
5	9 番 荒 巻 英 樹	1 . 市 営 (筑 紫 町 ・ 白 秋) 駐 車 場 に つ い て 2 . 市 営 住 宅 に つ い て 3 . 過 去 の 質 問 の 推 進 状 況 に つ い て (1) 市 役 所 の 時 間 外 開 庁 (2) 檀 一 雄 さ ん の 遺 品 (3) チ ャ レ ン ジ デ ー 4 . 石 田 市 政 の 4 年 間 を 振 り 返 っ て	市 長 " " "

午前10時 開議

議長（龍 益男君）

おはようございます。本日の出席議員24名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（龍 益男君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、4番熊井三千代議員の発言を許します。

4番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんおはようございます。4番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次、質問させていただきます。

初めに、こんにち赤ちゃん事業の実施及びその後の取り組みについてお伺いいたします。

こんにち赤ちゃん事業の推進については、平成19年3月議会で一般質問させていただき、今回が2度目の質問となります。

同事業は、児童虐待の未然防止、母親の孤立化、育児不安を解消するため、地域の専門スタッフが生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関するアドバイスなどを行うものです。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会をつくることで、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保することが目的です。現在、新生児、乳児の母親は、出産時の疲労に加え、新たな育児負担で心身の変調を来しやすい不安定な時期にあります。しかし、少子化や核家族の進行により、周囲からの支援を受けることが困難な家庭が少なくないのが実情です。支援を受けられない母親は、育児不安を抱えながら子供の世話に追われるため、産後うつ発症、ひいては児童虐待にもつながることが指摘されています。こうした傾向は、全国の児童相談所に寄せられる児童虐待相談の増加からもうかがえます。2000年度は1万7,725件だった相談件数は、2005年度には2倍の3万4,472件と膨れ上がり、2007年には初めて4万件を超えております。中でも死亡事例は2004年度58人で、そのうち、ゼロ歳児の犠牲者は24人、月齢で見ると4カ月までが7割を占めています。この現状を踏まえて、厚労省は2007年度予算に同事業を盛り込み、母親の不安が緩和されれば虐待の危険性は相当低くなると見て、事業費の半分を国が負担することで実施を市町村に呼びかけました。しかし、市町村は実施義務はなく、都道府県ごとの取り組み状況にも大きな差が見えております。現在、実施している市町村は平均で58.2%にとどまっていますが、開始している市町村は予想以上に好評を得ております。

そこでお伺いいたします。本市では、現在、赤ちゃんの家庭訪問事業は実施されています

が、こんにちは赤ちゃん事業の取り組みについてお聞かせください。

次に2点目として、児童の夏休みの一時預かりについてお伺いいたします。

子供にとっては待ちに待った楽しい夏休み。しかし、親と一緒に喜んではいられません。子供たちが安全で充実した夏休みを過ごすにはどうしたらいいか、毎年頭を悩まされています。働く親たちにとっては、子供の居場所確保は切実な問題です。みんながみんな、親戚や実家、近所に頼れる人がいるとは限りません。頼みの綱は学童保育ですが、学童保育は小学1年生から3年生までが対象。利用が多い学童保育となれば、1、2年生が優先で、3年生は利用できない場所もあります。今のような社会状況の中、夏休みだからと仕事は休めません。何とかいい方法はないかとの声を市内のお母様方よりお聞きいたします。そこで、お伺いいたします。このような要望を聞かれておりますでしょうか。

最後に3点目、雇用促進住宅に関する今後の取り組みについてお伺いいたします。

雇用促進住宅とは、雇用保険事業の一つであった雇用福祉事業によって整備された勤労者向けの住宅です。当初は、エネルギー転換、石炭鉱閉山などで移転、転職を余儀なくされた方々の住居確保を目的に、1960年から国が建設を始めております。移転就職者用宿舎とも呼ばれていました。その後、移転、転職者のほか、職業の安定を図るために宿舎の確保を図ることが必要な勤労者も対象になり、資格要件が緩和されました。現在、全都道府県に1,532住宅、3,838棟、14万1,772戸が存在し、35万人が入居し、生活しておられます。しかし、9年前、特殊法人改革の一環で雇用促進事業団を解散し、新設した雇用・能力開発機構に業務を引き継がせたときに住宅事業からの撤退が決まり、できるだけ早期に廃止するように閣議決定されました。ただ、35万人が入居されているため、地方自治体に譲渡するか、できれば耐用年数が経過した後、廃止する方針でした。ところが、構造改革で民間に積極的に売却することになり、入居者を退去させる方向へ方針が一大転回しました。その後、平成19年12月24日、合理化計画によって、平成33年までに雇用促進住宅の譲渡等を完了させることとされました。これにより、地方公共団体及び民間への売却が進められ、現在は急ピッチで進んでおります。しかし、政府の方針とはいえ、住みなれた住居を追われる不安や怒りの声も各地で聞かれております。本市においても例外ではありません。市民が安心して住み続けられる環境整備を行うのは、行政の重要な責務ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。現在、柳川市には何棟、何戸の雇用促進住宅がありますでしょうか。また、入居戸数、入居人員など、現状をお聞かせください。

以上、1回目の質問は終わります。2回目からの質問につきましては自席より行いますので、よろしくお伺いいたします。

子育て支援課長（高崎祐二君）

おはようございます。1点目のこんにちは赤ちゃん事業、2点目の児童の夏休みの一時預かりにつきまして、子育て支援課のほうからお答えしたいと思います。

まず、1点目のこんにちは赤ちゃん事業の取り組みについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、こんにちは赤ちゃん事業の趣旨に対し、私どももその必要性を強く感じ、今議会に提案しております平成21年度当初予算に予算計上を行い、事業実施に向けての準備を行っているところであります。少しだけ虐待等に対する柳川市の現状を申し上げますと、虐待等に対する相談や通報を受けたのが平成19年度は37人で延べ52件ありました。これに対し、今年度1月23日現在でまとめています件数は65人で延べ166件となっています。実に件数では3倍以上の伸びを示しているところですが、このことは虐待等の通報場所に市町村が加えられたことがだんだんと認知されてきたことによるものと思われる。

相談種別で申し上げますと、166件中130件が養護相談になっておりますが、そのうちの通常虐待事例が98件、主に保護の怠慢、拒否、いわゆるネグレクトに関するものになっております。このような状況の中、現在の対応は問題の起きた後の対症療法になっているのは否めません。そこで、今回のこんにちは赤ちゃん事業を始めることで、育児に対する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供することで子供の健やかな育成を図ることは、予防という観点からも重要なことと考えているところであります。

次に、2点目の児童の夏休みの一時預かりに対する要望を聞いているかとお尋ねですが、確かに定員を超えて、やむなく3年生をお断りしている学童保育所が平成20年度で5カ所あります。そういうところからは、学童保育所で夏休みだけでも預かってもらえないかという要望が上がっているのは実際聞いております。しかしながら、空き教室等、施設の余裕がないと受け入れができませんので、なかなか難しい状況となっております。今後の課題ということでとらえているところであります。

以上です。

商工振興課長（江崎尚美君）

おはようございます。商工振興課でございます。

3点目の雇用促進住宅の件についてお答えします。

雇用促進住宅の経過については、今、議員が述べられたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

御質問の点ですけれども、現在、市内には3カ所がございます。旧柳川市の佃町の柳川宿舎と呼ばれておりますけれども、2棟2列で80戸、豊原の大和宿舎は2棟で59戸、高畑の三橋宿舎は2棟で80戸、合計6棟で219戸が運営をされております。

入居の状況につきましては、柳川がそのうち43戸入っておられまして、138人が生活をされております。大和が50戸入られておりまして、176人の方及び三橋が59戸で197人の方が生活をされているところでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

では、順次、細かく質問をさせていただきます。

最初に、こんにちは赤ちゃん事業についてでございますけれども、4月より開始していただく計画だということで本当に嬉しいことだと思います。これを全戸訪問を実現するためには、初めに事業の趣旨を市民の皆さんに広く周知することが必要だと思います。ほかの地域ではホームページなどで、もう簡単に受け入れやすいように空間を多くしたかわいらしい、こんにちは赤ちゃん事業を4月より開始しますなどの広告が載せられておりますけれども、そういうふうから早くから啓発が必要だと思います。本市の取り組みについてお伺いいたしますとともに、対象者への周知徹底の取り組みも含めてお聞かせください。

子育て支援課長（高崎祐二君）

先ほど1回目の御質問にお答えしましたように、今議会の予算審査を受けまして、採決をいただきますと、まずは市報とホームページによる広報を行いたいというふうに思っております。

また、実施対象者につきましては、毎月行っている母子手帳の交付時におきまして事前説明をするというのが1点です。また、出産後につきましては、乳幼児医療証等の交付時におきまして、事業内容を記したチラシなどの交付をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

それでは、本市で取り組まれる上での事業内容と、また専門スタッフには特に資格要件の義務はないんですけれども、どのような体制で運営されようと考えておられるのか。それと、今現在行われております赤ちゃんの家庭訪問事業との兼ね合いも含めてお聞かせください。

子育て支援課長（高崎祐二君）

まず1点目の事業内容につきましては、国のほうがガイドラインを示しております。4点ほど示しておりますところですが、まず1点目が育児に関する不安や悩みの聴取、相談、2点目が子育て支援に関する情報提供、3点目が乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、4点目が支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整ということでガイドラインを示しております。市のほうとしましても、この4点についての実施を考えているところであります。

それから、体制につきましては、第1子につきましては、今まで母子保健の観点から新生児の発育、栄養、生活環境など育児上必要な事項について助言を行っております新生児訪問、これにあわせて、先ほど申し上げました4つの項目について、今までのように市の保健師が訪問事業を継続するようにしているところであります。それ以外の第2子以降につま

しては助産師会への委託を考えているところで、先ほど申しました育児に関する不安や悩みの聴取、相談を実施するようにしているところであります。一応調査に行ってくださいまして、調査結果票を、緊急の場合を除き1カ月をめどに提出していただきまして、隣の健康係とうちの子育て支援課との合同会議を開催し、それへの対処方法を考えていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

4番(熊井三千代君)

ありがとうございました。

先に、助産師会への委託を考えておられるようですけれども、助産師会はこういう赤ちゃん事業の経験はある事務所でしょうか。

子育て支援課長(高崎祐二君)

もともとこんにちは赤ちゃん事業につきましては、助産師会から国のほうへの要望かれこれ上げてあるというふうに聞いておりますので、十分その内容については御存じかと思いません。

4番(熊井三千代君)

ありがとうございました。

事業の効果を上げるためには、訪問の質を一定に保つように努めることが非常に大事だと思います。そこでかなめとなるのが、訪問スタッフの質の向上のため研修が必要だと思うんですけれども、そういう研修の取り決めはされておりますでしょうか。技術面では助産師会に委託を考えておられるようですので、そのほかの質の向上としての研修を考えておられるのか、お聞かせください。

子育て支援課長(高崎祐二君)

先ほども申し上げましたように、一応今回の事業に関しましては、保健師、助産師の方たちでの訪問を考えておりますので、資質自体には問題はないというふうに考えております。ただ、やっぱり同じようなレベルでの対応、それから、この事業に対する趣旨の、いわゆる意思統一というものが必要だろうというふうに1点目は考えております。それに、特にこの事業に係る個人情報の管理方法、それから個人情報保護や守秘義務に関する研修につきましては、やっぱり必要かなというふうに考えているところであります。

以上です。

4番(熊井三千代君)

ありがとうございました。

内容に関しては考えておられるようすけれども、どうやってやっていくかというのはまだのようですので、そういうふうな研修方法も具体的にしっかりと組んでいただきたいと思えます。

本市で事業を開始することで、柳川市として特に効果を期待されている内容をお聞かせください。

子育て支援課長（高崎祐二君）

この事業につきましては、やっぱり支援を必要としている家庭の早期発見が最大の効果だと思っております。例えば、育児ノイローゼや育児ストレス、こういうものを早期に発見し、子育てに対する強い不安や孤立感、そういうものを解消することが一番の効果かなというふうに思っております。また、望まない妊娠や若年妊婦等に対する中期、長期的な支援を考えていけるものかなというふうに思っております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

事業をずっと進めていかれる上では、いろんな事例に会われると思うんですけども、例えば、訪問困難な家庭への対応とか地域との連携体制などについてのお考えをお聞かせください。

子育て支援課長（高崎祐二君）

議員がおっしゃるように、本当にいろいろな事例が出てくるものだろうというふうに思っております。事業開始後は、それこそ試行錯誤の連続だと思っております。先ほどの訪問困難な家庭への対応とかにつきましては、例えば、健康係で実施する4カ月児健診に、そういうものに引き継いでいく対応、それから地域との連携ということでは言われましたが、これにつきましては2月19日に子どもを守る地域ネットワーク、名称が要保護児童対策地域協議会というものを立ち上げております。そちらのほうで対応ができたというふうに思っております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

訪問をされた結果にいろいろ問題があって、再度ここは訪問したほうがいいんじゃないかという引き継ぎの支援が必要と判断された家庭に対してのケアとして、子育て経験者などによる育児とか家庭の援助、また保健師さんとかの有資格者による具体的な育児支援に関する技術的な支援や指導を実施している、今、育児支援家庭訪問事業というのもあるんですけども、これに対する対応のお考えをお聞かせください。

子育て支援課長（高崎祐二君）

こんにちは赤ちゃん事業につきましては、当然支援を必要とする家庭の発見だけで終わることはありません。この事業の一番大事なところは、やっぱりその後のフォローをどう考えていくかということにかかっているというふうに思っております。先ほど熊井議員言われ

ました、国が示しております育児支援家庭訪問事業にきっちりと乗れるかどうかはわかりませんが、支援体制を整えながら必要な助言や技術的支援を行っていきたいというふうに考えてはおります。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

こんにちは赤ちゃん事業と育児支援家庭訪問事業はセットで進められたほうが、より子育て支援について高い効果が得られると思います。現に福岡県内でも同事業が行われている市町村は、すべて育児支援家庭訪問事業とセットで行われておりますので、実施に向けて、ぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけども、先ほど課長のほうからお話があったように、事業名はついていないけれども、しっかりとしたフォロー体制で行っていくということをお聞きいたしましたので、事業の推進を進めていっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、とにかく安心して子育てのできる環境整備には、経済的な負担の軽減や施設の設備など、いろいろと行政も取り組んできていただいております。でも、限界があると思います。そこで、やはり子供に一番身近でかかわりを持つ母親、家族が育児に自信が持てることが最も大切だと思います。早い時期より、安心して相談したり、育児に関するアドバイスをしてくれる人がいれば、子育てへの自立心も培われますし、本事業の実施は親としての自覚を養う手助けになり、大変意義深いものであると思います。しかし、4カ月までに育児不安や悩みがなくなるわけではなく、段階的に親への支援、教育が必要であり、続けていくことで親自身も親としての成長が期待できると思います。そこで重要になってくるのが、支援する側の対応体制が重要になってくると思います。現在、担当課で行われておりますけれども、悩みも不安もいろんな方向から出てきますので、担当課の領域を超えた横の連携がなければ十分な情報提供はできないと思います。行政として、そういうふうな横の連携の必要性についてお聞かせください。

子育て支援課長（高崎祐二君）

私どもの子育て支援課の業務といいますのは、私ども1課だけで完結するような事業とは考えておりません。そこで、昨年10月に、一つ子供ということで大きくりにして、うちのほうの子育て支援課、それから福祉課、健康づくり課、学校教育課、生涯学習課の5課の係長クラスでこども問題懇談会ということで今まで3回ほど意見交換をいたしまして、支援を必要としている子供、それからその親御さんに対して、どのような支援ができるかについての検討を行っておるところであります。今後につきましても、二、三カ月に1回程度をめぐりに開催しまして、本当に子供という形で大きくりにしたところでの課題の共有、情報の共有とかを図りながら、今後の事業の基礎にしたいというふうに考えているところでもあります。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

先進的に前向きに取り組んでくださっているということをお聞きして、安心いたしました。一つの事例なんですけれども、東京のほうで、やっぱりこういうふうな悩みはすぐには解消できないし、両親の教育が必要だというところで、カナダで考案されたノーバディーズ・パーフェクトという、完璧な親なんていないのよというふうな講座をやっているところがあります。これは、進行役が話し合いの流れをつくって、市の担当者は親に対してこうあるべきと教えるのではなく、話し合う中で自分たちがこうしたらよいのではと気づくようにリードしていくというふうな、こういうふうな講座もあっておりますので、よりよい検討をしていただきたいと思います。子育て支援として大変重要な事業であり、開始していただくことで大変うれしく思っております。事業効果が見られるように、本当に慎重に取り組んでいただきたいと強く要望し、期待いたしております。本当にありがとうございました。

次に、夏休みの一時預かりについて質問させていただきます。

やっぱり声は聞いているけれども、なかなか対応が難しいというふうな御回答をいただきました。実際に悩んでいる方は本当に少なくありません。近くの市町村ではファミリー・サポート・センターを開設して対応する地域もあったり、また、ほかの県でも、いつでもふらっと立ち寄れる子供たちの居場所として児童館で対応されている地域もあります。本市としての御見解をお聞かせください。

子育て支援課長（高崎祐二君）

この問題につきましては、1回目の質問でお答えしましたように、大きな課題の一つということで考えているところであります。それから、現在、次世代育成支援後期行動計画を、平成22年度から実施する計画をつくるようになるわけですが、その計画作成のために、今現在、就学前児童の1,000世帯、それから就学児童1,000世帯、合計2,000世帯にアンケート調査を実施しておりますので、それらの結果を見ながら今後の育成支援の方向性とかというものを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

ちょっとしつこいようなんですけど、モデルケースとしてでも希望される方たちとの懇談を持っていただいて、皆さんとの協力を得ながら、1カ所でも前向きに検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

子育て支援課長（高崎祐二君）

先ほど申し上げましたアンケート調査の結果を見ながらというのが基本となると思います。しかしながら、一方で、私どもの所管であります保育所の定員削減といいますが幾つかの

園から提出されている状況もあります。少子化が進む中、保育所の存続についても私どもの大きな課題になっております。それで、空き教室等を含めた、こういう社会資源の活用というものも考えていかなければいけないかなというふうに思っておるところであります。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

児童の安心、安全な環境の整備ができるだけ早く整いますように進めていただきたいと要望いたします。ありがとうございました。

最後に、雇用促進住宅についてお伺いいたします。

現在の雇用促進住宅の柳川においての現状を聞かせていただきました。今現在、全国的に企業の経営難のあおりを受けて、非正規雇用労働者の方が解雇されて、非正規雇用住宅や寮から退去を余儀なくされている方が多くいらっしゃると。対策として、自治体は一時的に雇用促進住宅を提供しているというふうな情報も伺っておりますけれども、本市にはそういう方がおられますでしょうか。把握しておられる範囲で結構ですので、お聞かせください。

商工振興課長（江崎尚美君）

御質問の状況を申し上げます。

現在までのところ、市営及び県営、また雇用促進住宅にもそのような方が入っている、または提供しているというところはありません。また、要望もあっていないということでございます。ただ、雇用促進住宅におきましては、大和宿舎に3部屋、三橋宿舎に3部屋、柳川宿舎に1部屋、合計7部屋が用意されておるということでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

では、雇用促進住宅の管理運営を行っている雇用促進協会から市へはどのような譲渡とかいうふうな説明、市への説明がどのように行われていますでしょうか。

商工振興課長（江崎尚美君）

お答えしたいと思います。

国の方針等につきましては、さっき議員からおっしゃってもらっておりますけれども、その方針に基づきまして、平成19年8月ごろから譲渡に向けた方針決定の通知とか要請が本市にもあっております。また、昨年2月に雇用促進住宅廃止時期等についての通知があつておりまして、その内容につきましては、今年度末、平成20年度でございますけれども、までに自治体からの譲渡希望の回答がない場合、民間への譲渡に移り、それでもない場合は閣議決定に基づき廃止になるというものでございます。

なお、昨年7月時点で佃町の柳川宿舎だけが柳川市では平成23年度で廃止対象ということ

になっておりまして、大和宿舎、三橋宿舎につきましては、今回、廃止対象と今のところな
っておりませんが、本市にある3カ所すべての宿舎について譲渡に関しての市の方針
決定の要請があっているというところでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

今現在、入居しておられる方への質問はどのようにされていますでしょうか。また、入居
者の方からのいろんな声があると思うんですけども、そこら辺の内容をお聞かせください。

商工振興課長（江崎尚美君）

お答えいたします。

佃町にあります柳川宿舎についてのみでございますけれども、昨年11月に雇用・能力開発
機構から現入居者の方を対象に説明会が開催されております。その説明会の内容は、柳川市
が原形のまま譲渡を受けた場合、また、譲渡を受けず取り崩した場合の入居者に対する移転
補償などが説明されており、説明会の中では入居者の方から意見は特に出ていないというこ
とでございます。また、それ以前の去年の2月と10月に、入居者の方から存続の場合は現行
家賃の水準での存続を望む要望が市に出ているところでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

市への譲渡の説明があってから、柳川市はどのような計画で今まで進めてこられているの
か。また、最終的にはいつまでに判断をしようと思われているのか、お聞かせください。

商工振興課長（江崎尚美君）

今、あらゆるさまざまな情報を収集しておりまして、精力的に関係課で精査しております。
また、各地の状況を見ますと、あらゆるところからこちらの状況も尋ねる電話も入っている
ところがございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

いつごろまでに判断というところは、まだお答えできません。

商工振興課長（江崎尚美君）

失礼しました。先ほど申しましたけれども、向こうからの意向は、今年度、結局今月いっ
ぱいで意向を回答してほしいということでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

だから、柳川市としてはいつぐらいまでに回答を、結果を出そうと思っておられるのか。

商工振興課長（江崎尚美君）

失礼しました。今月いっぱいで回答を出すということでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

これまで平和に生活していた住民が退去を余儀なくされるというような問題はあってはいけませんし、近隣の地では買い上げを決めているところもあります。住宅確保とか市民の流出を避けるためには、本市も買い上げというふうな考えはおありになるのでしょうか。

商工振興課長（江崎尚美君）

買い上げる方向で検討しておるということでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

差し支えがなければ、譲渡の金額が国から説明されていると思うんですけども、公表できればお聞かせください。

商工振興課長（江崎尚美君）

今のところ正式な文書等の回答がございませんので、そういうことは正式には買い上げの意向をもらってからということになっておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

世界的な経済危機の中で、子育て中の若い夫婦とか、職を失って住居確保に苦労されている方とか、また、高齢者ひとり暮らしとか、高齢者世帯などの優先的な入居支援、また地域福祉教育施設として、今後、多様化する行政需要に対応するための施設としての転用など、お考えになっておりますでしょうか。

商工振興課長（江崎尚美君）

お答えします。

向こうからの提示の条件の中に、公的な住宅として原則10年間の用途指定ということがあっておりますので、仮に市が購入した場合、10年間は住宅として活用しなければならないということになります。また、その後の活用策については、また市で検討することになるということでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

ぜひ、さっき言いましたように、非常に困っている方も支援が必要な方もおりますので、

そこら辺を酌んでいただき、御検討をお願いしたいと思います。とにかく住みなれた地域で住み続けられるように、市民の住宅確保と人口の流出が防げるような計画を推進していただきますように要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時57分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番古賀澄雄議員の発言を許します。

2番（古賀澄雄君）（登壇）

皆さんおはようございます。

初めに、石田市長におかれましては、この4年間大変御苦労さまでございました。

ここで少し4年間を振り返ってみたいというふうに思います。それはどういうことかといえますと、きのうでしたか、こういったチラシが（実物を示す）各家庭に入っているんじゃないかと思えますけれども、柳川市長選に伴うローカルマニフェスト公開討論会と、こういうことで御案内のチラシが入っておりました。その中で、きょう振り返ることを考えまして、まずこのタイトルでございますけれども、「だっでんで“柳川”ばどげんかせやんばい」と、こういうタイトルが載っておりました。我々議員としても、この言葉を聞きまして、何かしら心に刺さるものを感じたわけでございます。やはり市民の皆さんが、我々議会並びに執行部に対する信頼というものが、私なりにこの言葉の中に、鋭いやりみみたいなものを感じたわけでございます。

今日まで石田市長と4年間おつき合いをさせていただきまして、さまざまな議論をしながら今日まで来ました。その中で、この裏にございます「次の柳川市長にこげんしてほしかと思うことはありますか」と、また「御意見がありましたら自由にお書きください」と、こういう欄があるわけです。これを見て、はて、私は次の市長に何を望もうかなと、実はきょう朝起きる間際、寝ながら考えたわけでございますけれども、先ほどちょっと走り書きをさせていただきましたけれども、その中で、市長のさまざまな提案が4年間であったわけでございますけれども、我々は是々非々ということで対応をしてきたつもりでございます。中には、反対をするようなこともございました。そういった経緯を振り返ってみますと、市長の提案について真っ向から反対とするような提案は、私自身にはなかったのではないかと、こういう実感をしておるところです。ただ、しかし、手を挙げられなかったという提案もあります。それはなぜなのかなと振り返ったところでございます。

私は、ある討論の中で、市長に対してお願いをしました。たとえ議会が反対したからといって、また議案が通らなかったからといって、決して議会が賛成しなかったからできなかったと、こういうことだけにはならないようにお願いしますと、こういうお願いをした経緯を思い出しました。やはり市長が言葉にされる「議会が反対したからできなかった」とか、そういう言葉というのは、私は市民が本当に聞きたい言葉なのかと、こういうことをかみしめたわけでございます。提案される上においても、やはり議会と執行部の信頼関係が深まっておれば、そこには何らかの開ける道はあったかというふうに感じるわけです。

そこで、この次の市長に対する御意見の中には、私の言葉としては、議会が反対したからできなかったとか、そういうことは次の市長には言ってほしくない、こういう書き方をしたい、という思いでございます。

4年間振り返って、私たちの態度というものが、そういったところであったということを確認していただきたいと、こういうふうに思います。

それでは、2番、公明党、古賀澄雄です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、順次質問いたします。

昨年12月議会での一般質問に引き続き、経済対策についてお伺いをいたします。

今や米国発の金融危機は、各国の実態経済を襲い、世界同時不況の様相は強まるばかりです。皆様御存じのように、内閣府は2月16日、2008年10月から12月期の国内総生産（GDP）速報値は前期比の実態成長率がマイナス12.7%と歴史的な下落幅を記録したと発表しました。世界で日本の景気悪化のスピードが突出している結果に、政府は戦後最大の経済危機と認識。さらに、今年1月から3月期も企業の生産が減少し、相当悪くなる見通しで、景気悪化のしわ寄せが大きい中小企業の不況が、さらに続くものと思われま。そのために、政府は2008年度第1次、第2次補正予算、09年度本予算税制改正と3段階にわたって総事業費規模75兆円の切れ目なき総合経済対策が打ち出されています。

ちょっと話は変わりますが、先日の一般質問で政府・与党の政策を批判されながらも、一方では緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別交付金と政府予算への本市の対応は遅いのではとの、こういった話はいかがなものかと思えます。

もとに戻りますけれども、政府が昨年実施した貸し渋り防止への緊急保証制度を利用した企業が、本市で300件に達したと聞きました。柳川商工会議所で扱ってある県の融資制度の利用も100件を超え、まだまだふえるものと考えます。

そこで、本市独自の新たな緊急保証制度の創設について、どのようになったのかお伺いをいたします。

次に、プレミアム商品券の発行について、お伺いいたします。

柳川の商工会議所並びに商工会は、本市長あてに定額給付金事業実施に伴う地域還流事業について、緊急要望が出されたとお聞きしています。

福岡県は、定額給付金の給付にあわせ県内市町村の地元商店街などで利用できるプレミアムつき商品券の発行を支援する交付金150,000千円を09年度予算に盛り込む方針を決めております。こういった動きは全国で起きております。本市は柳川藩札発行の実績があることから、近隣の自治体から問い合わせが殺到しているとも伺っています。そこで、本市の対応についていかがお考えか、お伺いをいたします。

次に、地域活性化生活対策臨時交付金についてお伺いをいたします。

この交付金は、20年10月30日に決定された第2次補正予算に計上された本市交付額352,421千円で、基本的には第1次補正予算に計上された地域活性化緊急安心実現総合対策交付金、本市交付額30,000千円と同様であるとされます。

そこで、この交付金の概要と活用について、また、災害時の避難場所として地域要望の高い藤吉校区コミュニティ防災センター建設は、この交付金事業になじむのか、お伺いをいたします。

以上で終わりますが、再質問については自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

商工振興課長（江崎尚美君）

第1点目、独自の融資制度についてお答えしたいと思います。

御存じのように、世界を襲った未曾有の経済危機に、世界中の国々が国を挙げてその対策に苦慮しているところは御存じのとおりであります。また、市内の事業所におきましても、この危機に直面して資金繰りなどで苦勞されておりますことは、昨年10月末からのセーフティーネット申請の件数にも如実にあらわれているところでございます。これは古賀議員もおっしゃった、市が認定したものは300件、柳川商工会議所が100件ということでございます。

そのような危機に対応するため、市としての対応策を求められておるところでございますけれども、本市におきましては、これを融資可能な資金枠の拡大及び利用者にとって、より活用しやすい融資制度の創設により対応したいと考えております。

すなわち、新年度予算における金融機関への預託金の増額とあわせて、市内事業者が零細な規模の事業所の多いことにかんがみまして、既存の小口融資資金制度にかえまして、事業者が利用しやすい新たな融資制度として小口零細企業資金を創設します。

この資金は、従業員20人以下の小規模な事業所を対象とし、融資枠を12,500千円までとするものです。つけ加えて申しますと、この20人以下というものはどこから来たかと申しますと、県内事業統計によりますと、個人を含めまして3,200を超える事業所がございまして、その93%がこれに当たるということでございますので、このような数字でございまして。

また、融資に際しましては、信用保証協会が全額保証し、あわせて信用保証料に関しましては完済後に市の補助制度がございまして、事業者にとっては利用しやすくなるというものでございます。

また、融資利率につきましても既存の中小企業振興基金よりも低利となりますよう、現在銀行協会と協議中でございます。

情勢は、まだまだ予断を許しませんけれども、今後とも状況を見ながら対処していくというものでございます。

融資資金につきましては以上で終わります。

続きまして、プレミアム商品券の発行について御回答したいと思います。

日本中に吹き荒れます不況のあらしの中、生活者に対する支援策として定額給付金の支給の準備が進められており、決まるような感じでございます。この定額給付金の支給にあわせて、疲弊した商店街への消費還流による活性化を図るべく、プレミアムつき商品券発行への動きが活発になっておるところでございます。

本市でも、つい先般、定額給付金支給に関連して柳川商工会議所及び大和、三橋両商工会によりプレミアム商品券発行によります地域還流事業の要望がございました。これはもう議員御指摘のとおりでございます。

本市におきましては、既に旧大和町では平成14年度から、旧三橋町では平成15年度から、旧柳川市におきましては平成16年度から経済の活性化を目的といたしまして、それぞれに実施されてきた経過があり、新市になってからは、平成18年度から現在のプレミアムつき商品券、いわゆる柳川藩札発行事業に取り組みられておりまして、市内消費の拡大や、市外への消費流出の防止に効果を上げていると判断しているところでございます。市としましては、今後、定額給付金は、だれもがどこでも均等かつ有効に活用されるよう支給の趣旨にのっとり取り扱わせていただき、このことを踏まえて商工団体と協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

財政課長（石橋真剛君）

次に、古賀議員の3点目の御質問でございます。

地域活性化生活対策臨時交付金におきます本市の事業の活用の内容をというお問い合わせでございますので、それにつきまして私のほうから御回答申し上げたいと思います。

まず、この臨時交付金につきましては、議員御存じのように、今議会の3月補正に計上を申し上げているところでございまして、その活用事業及びその概要につきまして申しますと、まず児童・生徒及び市民の安全・安心と防災強化、対策の面から、小・中学校におきます校舎等の耐震診断の委託料に1億円、三橋中学校グラウンドの改修事業に45,000千円、市道整備事業、これは3路線でございますけど、これに42,000千円、救急車1台、消防自動車3台の購入事業に62,500千円、観光振興の一環としての観光道路系の案内板、5カ所を計画してあるんですけど、その設置に18,000千円、これと平成21年度の単独事業に活用するためのまちづくり振興基金への積立金105,000千円でございます。

次に、藤吉校区から御要望がっております藤吉校区コミュニティ防災センターについては、今回の地域活性化生活対策臨時交付金の対象事業となり得るのかという御質問だと思います。正式に総務省とか県に聞いたものではございませんが、防災センターという面から判断しますと、今回の生活対策の中の市民の安全・安心及び防災強化対策の観点から、臨時交付金の対象事業としての可能性は高いと考えられます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

答弁大変ありがとうございました。

通告に従って再質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの独自の融資制度、この件については御説明をいただきまして、取り組みについては大変感謝をしておりますところでございます。これは、昨年の12月議会において一般質問をさせていただいた折に、執行部から利率の低減、新たな融資制度、また市長のほうからはこういった課題については喫緊に手を打ちたいと、こういう答弁がございましたので、今回確認をさせていただいたところでございます。

先ほどの新しい制度については説明を受けましたけれども、これは、いわゆる緊急経済対策という、この一貫した今の現状を踏まえての対策制度なのか、これはずっと続く制度なのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

商工振興課長（江崎尚美君）

これにつきましては規則でございますので、規則が続く限り存続するというところでございます。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

緊急対策という現状からこういったことが早期にできたということで、我が市の中小企業、零細の方々がやはり生き延びていくための、一つの市のメッセージではないかというふうに変に大変感謝をするところでございます。

少し内容について確認をさせていただきたいと思いますが、先ほど言われたように保証協会の保証、いわゆる今、責任共有制度ということがあってのこういった貸し渋りという問題が起きてきておるわけですが、それから保証率、まだはっきりした保証率、また融資の利率、そういったのも出ておりませんが、いつまでに決まるのか、おおよそどうなのか、そういったことですね。わかればお願いしたいと思うんですが。

また、セーフティーネット保証、国においてのこの緊急保証制度は、今は698業種ですが、今度は760まで拡大されるということですが、そこら辺のことと、非対象業種に対しては、この制度がどういうふうな扱いになるのか。細かいところですが、そこら辺あわせてお知らせいただいて、市民の皆さんにわかるようお願いしたいというふうに思います。

商工振興課長（江崎尚美君）

ただいま4点ほど御質問があったかと思えます。

まず第1点、保証協会の件ですけれども、これは全額、保証協会が保証するというところでございます。保証率につきましては、特にうちの融資制度を御利用いただく場合は、割引という形をとっておりますので、ここで何%ということは保証協会との交渉で決まることとございまして、これは今何%ということはいえないということとでございます。

また、金融機関の利子につきましても、率よりも、とにかく1%でも0.5%でも下げさせていただくというようなことで、今申しましたように交渉しておりまして、福岡銀行が窓口となっておりますけれども、きのうも交渉したところでございますけれども、我々は少しでもできるんじゃないかなということと期待をしておりますところでございます。

最後に、セーフティーネットの関係でございますけれども、今、御存じのように618から760ですかね、超えたということとございまして、そのとおりとございまして、ほとんど柳川市内のそれについてはカバーできるということとございまして、御存じのように、これには金融機関とか保険とか医療とかはできないということとございましてけれども、市の独自融資につきましては、その具体的な内容をお聞きして、市の独自融資、セーフティーネットとは別に独自融資は利用できる可能性があるかと思えます。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

答弁ありがとうございました。

非対象業種に対する対応というのは、今ほとんどカバーするというお話で、心配ないかとは思いますが、こういった相談というのは、これまであったのかということとございます。それから、先ほど枠の拡大、より活用しやすいようにということと、預託金の問題が出ておりますけれども、この件についてお願いをしたいと思えます。

商工振興課長（江崎尚美君）

2点ほど質問でございますけれども、まず1点目、カバーができないところがあるんじゃないか、それともそういう相談はあっておるかということとございましてけれども、今まで柳川市におきましては、認定ができないということは、今のところあっておりません。

それと、我々よりも周知が行き届いておりまして、結構御存じの方が多うございまして、事務も最初よりはスムーズになってきたかとは思えます。

続きまして、預託金ですけれども、御存じのように、今20年度では3億円預託金がございましてけれども、3倍保証ということで12億円までということとございましてけれども、12億円に、それが現在もう迫ってきております。そういうことで、今度の新年度の予算につきましては、1億円の増額、四四、十六、16億円までの増額をお願いしておりますところでございまして、それに、これを利用してある方の件数を申し上げますと、今で約320件を超しておるとい

うことでございます。ただ、そのデメリットもございまして、今申しましたように、うちが保証金を全額保証しておるわけでございますので、その辺も市の負担も多くなるということでございます。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。御苦労に対して敬意を表するとともに、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

市長のほうにも、ぜひこういふことに対する見解をお願ひしたいと思ひますけれども、先日、三橋庁舎内にあります職業相談所の産業雇用情報官、この方を訪ねてお話を伺ったところ、やはり管内での企業の閉鎖がふえているということと、求人相談も相談の件数が1月の前期比で30%ふえていると、それから雇用の件については、やはり企業の過剰感が高まって、なかなか職が決まらないと。これはきのうでしたか、有明新報で、その数字は出ておったようでございます。裏づけがされておったようでございます。

そこで、今年度末、金融繁忙期というか、大変忙しい時期に入っております。こういった中での貸し渋りと、こういったものも懸念をされるわけですが、十分な相談体制というのが心配ないのかどうなのか。この現状を市長どのように認識されているのか、お伺ひをしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

お答えを申し上げたいと思ひますが、その前に、古賀議員からは本当にこの4年間、私に対しての評価なり、そしてまた、御指導をいただきましたこと、お礼を申し上げておかなきゃならないと思ひます。そのことを申し上げて、今お尋ねになりました案件、特に中小企業のこういった百年に一度と言われるような構造不況の中の御心配でありますけれども、今、担当の江崎課長が答弁をいたしましたとおりに、柳川としてもこういった現状にあること、局面としては大変厳しい上にあるということは共通認識をいたしておりますし、市として、やはりこういった企業の救済施策については万全を期すようにという指示を出しているところでございます。

年末においても御用納め後の、いわゆる企業からの相談、また、この年度末、決算期を迎えますそれぞれの企業等の、会社等の決算についても、銀行等の貸し渋り、あつてはならないことではありますが、今、議員がお話しのとおりに、雇用情勢も企業の悪化、景気の悪化とともに非常に求人倍率がふえてきていると、何でもいから仕事をという、そんな声もまたにあることを十分に認識をいたしておりますので、その喫緊の対応については議員の皆様方もひとつ御理解をいただきたいと、市民の皆様とて同じような思いであろうかと思ひます。

そういった点での御配慮も私どもが提案いたします案件についても、さまざまな角度から精査をいたしまして、提案を申し上げている事案であるということをお願ひをいたひたい、

ひとつ御可決、御承認いただきたいと、こんなふうに思っております。

2番（古賀澄雄君）

答弁大変ありがとうございました。

それでは、次のプレミアム商品券の発行についてお願いをしたいと思います。

先ほどの答弁では、定額給付金の支給に合わせてというようなことだと思えますけれども、この事業については、まだ具体的には決まっていないと思えますけれども、例年どおりというようなことかと思えます。そこで、商工会議所並びに商工会のこの緊急要望書については、市としてどういう受けとめ方してあるのか、あればちょっとお聞きしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

今回の緊急の定額給付金の問題、昨日、国会も通過をしたということで、私どもは、その方向性なりが見えなかったということで、受け取る、受け取らないとか、そんな次元の話が随分マスコミ等でも報道をされております。これは、やはり等しく国民の皆さん方に緊急の手当てといたしますか、外国の事例も出しながら、ひとつ何かに使っていただこうと、景気が回復する一助になるようにということでの国の考え方でもありますし、その方向で私ども受けとめてきたわけですが、若干このダッチロールといたしますが、さまざまなぶれが起きて、この取り扱いが今日に至っていると、随分延びてきたものも事実としてあるわけでございます。

ただ、つい先般、商工会、商工会議所等から緊急の要望書の申し入れがございました。その中で、私どもが申し上げたのは、まず1点目は、時期的に恐らく5月にずれ込むくらいの時期になるだろうということが予想できるわけです。そうなってまいりますと、私どもも、今議員もおっしゃいましたように、選挙の問題が一つございました。4月、5月、この時期を過ぎますと、既に6月の定例議会が待っているわけでありまして。この中で、私が先般来商工会議所に申し上げておりますのは、この等しく国民の皆さん方が家族で温泉に行こうとか、おごちそうを食べようとか、さまざまな企画をされているということ、もちろん貯蓄に回される方もあるかもしれませんが、税金に回される方もあるかもしれません。そういった現金の支給ということが前提であるとするならば、国の考え方であるとするならば、それは尊重しなきゃならない。しかも、先ほど課長が答弁いたしましたように、平成14年に旧大和町で、平成15年で旧三橋町ですね、それから、平成18年からは、柳川では柳川のプレミアムつき商品券、いわゆる柳川藩札、これをやっているわけです。この助成については、平成18年からは新市となりましてからも約12,000千円程度の助成をやってきております。それは町内の商工会の振興策というようなことで、政策的には出してきているわけです。その上に今回よその市町村で話題になっておりますのは、ほとんどこれまでやったことのない自治体です。近隣の市町もそうなんです。ですから、この商品券が、私が言っております商店街、どの商店にも公平にこの商品券が使われるならまだ別です。ところが、テレビで報道されておしま

すとおりに、東北のある町では、この商品券を使ったところで3軒の店ぐらいしか使えないという報道がありました。柳川でもそうなんです。同じセブンイレブンというコンビニがありますね。ここも数カ所しか使えないんです。店が商工会議所とか商工会に登録をされている、会員になっていらっしゃる方は、この柳川藩札券は使えるんです。ところが、柳川藩札券は使えない店、こういうものもありますから、果たしてこれは、会長さん、会頭さん、専務さんにもお話し申し上げました。そういうものが等しくどの店でも使えるとするならば話はまた別ですけれども、この取り扱いについては、市役所で取り扱うのか、あるいは商工会議所、商工会でやるとするならば、柳川藩札券を使っている店しか使えないということになりますので、これは国の考え方には若干そぐわないという問題があるかと思えますと、こういう説明をしております。

したがって、先ほど言いましたように、既に柳川市ではやってきていること、それから皆さん方の思いは、いろんなものに使いたいという思いがあること、特定の商店、特定の店しかこれが潤わないとすると、これは市民の7万3,000人余の人にとっては公平じゃないということで、これまでどおり柳川は、今年度予算にも組ませていただいておりますから、当面プレミアム商品券、しかも私は選挙というものを控えておりますので、ここで出すと、またリップサービスをやったとか、いろんな面での問題が出てきますので、6月の議会で十二分に間に合うと、仮にそういうものがあってもですね。ですから、6月の定例議会で増額しなければならないとするならば、そこでやる可能性はあろうかとは思っています。

しかし、定額給付金は国の趣旨はそれぞれ世帯主にこれを配付しなさいと、つい先般からお尋ねにあつてはいるとおりに、そのような方向でひとつ検討させてくださいと、6月の議会で間に合わないことはございませんと、こういうふうな考え方としては申し上げているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

2番（古賀澄雄君）

答弁ありがとうございます。

骨格予算とか、そういう関連で非常に苦慮される部分はあろうかというふうに思います。

先ほど柳川は実績のあるところということでございますので、やはり我々柳川市としては、ただ単なるプレミアムつき商品券では有効活用にならないと、こういうことだというふうに思うんですね。私もそういったことで商工振興課の皆さんとも議論しながら、やはり中身の問題を考えなくちゃいけないんじゃないかと、こういうことで、これは新聞の記事ですけれども、商品券発行に大きな期待ということで、北海道の網走市長の大場さんという人の話ですけれども、網走市では、定額給付金の実施に合わせ、市プレミアム地域商品券を発行することを決めましたと、観光業や建築業が振るわない中、地域経済の活性化を図る最大のチャンスとして活用したいと考えていますと。具体的には、1千円券11枚を10千円で販売と。市の給付金総額6億円、ここは人口が4万人ですね。市の6億円に対し、2億円分を発行しま

すと、使用期限は6月末日の予定ですと。地元商店街の協力を得て、市内約700店舗で利用できるほか、市民からの要望が強い介護サービスや医療機関などでも使えるように検討していますと、商工関係者からの期待は大きく、商品券発行に協賛するセールなども積極的に展開され、地元で消費喚起につながるといいますと、こういう記事がありましたので、ちょっと紹介をしたわけですがけれども、ほかにも大阪市、和泉市とか鳥取市、こういったところでは20%増しの商品券ということで、非常に盛り上がるんじゃないかというふうに思っています。

本市としても、旧態依然では盛り上がらないということで、ぜひ本市の気持ちを商工会議所等々との協議の中でお願ひしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

この問題は先ほども申し上げましたとおりに、4月に選挙を控えておりますので、骨格予算ということで御理解をいただきたいと思ひます。前向きには検討いたしますけれども、そのことについては全く検討しないとか、そういうことではないということで御理解をいただきたいと思ひます。柳川の場合は1,180,000千円でございますから、国の趣旨等、あるいは市民の皆さんの声も私どもに伝わってくるでしょう。事務費は40,000千円かかるわけです。ですから、全体的に還元できるならば、これは、よしとしなければならないというのが大前提である、公平公正であるということをもう一度念頭に置いて、そして、どれが一番市民の皆さんが望まれていることなのか、そういうものをしっかり把握をしたいというふうに思ひます。

商工振興課長（江崎尚美君）

議員ですね、気持ちとはにかく、何とかこれを今まで以上に活用できないかということでございますので、市としましても実施主体は商工団体でございますけれども、議員が言われましたように、県からの150,000千円等々あるということでございますので、本市も商工団体と緊密に連絡をとりまして、その分が幾らになるのか、計算できるのかということとか、ほかに少しでも何らかの形で市の金額は11,700千円ということで、それを原資に何とかボリュームアップをできないかと、県の補助金ほかを使ってということで今検討中でございまして、具体的には、あす商工団体とそれに向けての会議をするようになっております。

また、言われた医療関係ですけれども、これにつきましては、実際に医療関係者の方も会員になっておられます。ただ、その登録業者には、まずそのうち登録をしないといけませんものですから、登録をお願いすると。登録業者が小売店で約360、大型店で6店舗ぐらいあったかと思ひますけれども、そこに登録をお願いするという形になりますけれども、その辺を私たちも意見を徴収しまして、いろんなところを聞いて、ただ、やはり医療機関とか福祉法人関係の方につきましては、やはり営利を追求していないということで、できないことはないけれども、その辺でという回答があったことを申し伝えます。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。

次に進ませていただきたいと思いますけれども、このプレミアム商品券等についても、やはりこの地域活性化生活対策臨時交付金、こういった交付金の活用というのも自治体では大いに活用してある自治体があります。そういったことも含めて、検討できないかということでも今回質問をしたところでもありますので、どうぞこの点については、もう質問を控えたいというふうに思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

この地域活性化生活対策臨時交付金、この活用については、先ほど説明をいただきました。小・中学校13の校舎等に耐震診断委託料1億円を計上して取り組むと、ほか消防署、建設課、まちづくり課、財政課、こういったことで予算がつけられておるところでございますけれども、この耐震診断の委託料についてでございますけれども、昨年6月一般質問で本市の耐震診断率は100%でございますと答弁をされています。それなのになぜ耐震診断をされるのか、こちら辺が疑問を持っておるところでございますので、執行部には答弁をお願いしたいと思います。

学校教育課長（成清一廣君）

古賀議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

まず、昨年の6月議会で100%という答弁をしているのではないかとということでございますが、これにつきましては、文部科学省の調査の中身といたしまして校舎の優先度調査、どこの学校から建てかえを始めるかという調査でございますが、この耐震診断の順番を決定するための優先度調査が終わっておれば、文部科学省への報告は100%終了ということによろしいですよということになっておりますので、耐震診断は100%終わっておりますという御回答をいたしております。

今まではどういうふうに行っていたかといいますと、その順番に基づきまして学校建てかえを行います際に耐力度調査をして、それから、耐震診断を行って設計をして学校を建てかえるという一連の流れになるわけでございますけれども、そういう形をとらないと、その耐震診断が補助対象事業に組み込めないということがございましたので、今までそういう形で実施をしたわけでございます。

今回は、その辺が若干変わっておりまして、今回、文部科学省より臨時交付金の用途についてという文書等が参っております。その中には、学校づくり交付金の交付を受けて実施する耐震化事業で、公立学校施設の耐震化推進のために臨時交付金の活用が可能な地方単独事業となっており、中身として耐震診断、耐震補強工事、アスベストなどの使用の有無の分析調査が対象とされております。

このようなことを受けまして、学校教育課といたしましては、中国・四川省等の学校の倒壊とかというような問題、地震によります非常に大きな災害、子供たちをそういった災害から守るという観点に立ちまして、安全・安心を確保するために、本来でございますと単独で行

います耐震診断は、市の単独費用ということになるわけでございますけど、今回、この交付金を活用させていただきますと、100%国の費用でこの診断ができるということでございますので、建てかえの予定をいたしておりません、昭和47年から56年の間に建てられた小学校10校23棟でございます。それから、中学校3校9棟を今回耐震診断をお願いするということでございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

答弁ありがとうございます。

6月の一般質問の答弁からひもといってみますと、私、なかなか理解できなかった部分があったもので、答弁をお願いしたわけですけれども、なかなか理解が難しいですね。ただ、やはり文部科学省が、この耐震診断の100%については、今回、耐震診断委託料を組んである56年以前の耐震診断、義務づけられた建物ということですから、それも100%に入っていると、こういう見解ではなかったかと私は認識しているわけですね。ですから、それよりも今答弁がありましたように、耐震化そのものにお金を費やしたほうが活用としてはいいんじゃないかと、こういうことで考えたところであるわけです。だから、耐震化に即着手をしていただきたいと、こういうことです。1億円あるわけですから、やはり優先度調査で優先度が決まっておれば、その部分に、一番口のところに当ててやったほうがいいんじゃないかということですよ。

だから、この耐震診断委託料1億円、地元に対しての還元というのがどれくらいあるのか、そういったこともお聞きしたいというふうに思うんですね。余り時間ありませんので、簡潔にお願いしたいと思いますけれども。

学校教育課長（成清一廣君）

今、古賀議員お尋ねの、もっと直接の耐震化工事等に当てたらどうかということですが、現在、昭和46年以前に建てました学校につきましては、建てかえの計画をしております。この部分については、建てかえ時に耐震診断をやるということになっております。それから、それ以降、昭和47年以降56年までの分については、耐震化工事をするということでございますので、その耐震化工事のとときにしか耐震診断はやらないということにいたしておりますので、直ちにこの耐震化工事に入るということは、今から耐震化診断をやって設計をして、それから工事という手順を踏むわけでございますので、なかなかこれが明許繰り越しで実施をなさいたいということでございますので、1年間の中でそういった作業はなかなか難しいという判断をいたしております。

それで、今回は調査のほうをすべて急ぐということで、調査が終わっておりますと、すぐ設計をして工事に入れるという状況ができるわけでございますので、今回はそういった準備をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、この工事で地元にとれくらいのお金が落ちるかということでございますけど、その辺はちょっと設計をやっております担当に詳しく聞かないとわからないわけですが、この耐震化診断を行います企業が、現在は柳川市内にはいらっしゃいません。技術的にこれができるという会社は、ほぼ福岡市とか、そういった中央のほうに集まっておりますし、これの診断を行った後に検査といたしますか、検査を行った後に診断の結果まで第3次検査といたしますか、そういうところまでやるというのが非常に限られた会社、団体しかそういったことができないという現状でございますので、今回、私どものほうでまとめて出すということになりますと、コア抜きと言いましてコンクリートの中身を取り出すとか、そういったことについては、地元の企業にお願いされる部分もあるかと思っておりますけど、基本的な部分は、そういった免許を持ってある耐震診断ができる会社かとられるというふうに考えております。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

答弁ありがとうございます。

耐震診断、耐震化というのがですね、今回、国における推進の、何といたしますか、緊急経済対策の一つの目玉でもあるわけでありまして。そういった中で、やはり緊急経済対策ということで、やはり地元がどれだけ潤うか、こういったことが念頭にあっての発想がこういったところに生まれてくるんじゃないかということでの質問でございます。今後、予想される追加の緊急経済対策、また21年度の補正、そういったことも耐震化の促進については、また予想されるところでもございます。

そこで、計画が進められておれば投入できると、こういったお話でありますので、どうか優先度調査等の経緯の中で、耐震化工事の着手にできるような計画をどうぞ進めていただきたいと、こういう思いでございます。

次に、藤吉校区コミュニティ防災センターの建設、これは高い確率でなじむと、こういうお話であったかと思っております。やはり地域要望が非常に高いものでございます。平成18年の11月21日受理された藤吉校区コミュニティ防災センター（仮称）建設要望書というのがございますけれども、中身はもう時間がないので読みませんが、三橋の審議会の皆さんが答申をされた内容でございます。これは第1番目の答申の中身でございます。やはり台風等があったときに、西鉄通りのビジネスホテルに緊急避難されて泊まれたこともあると、こういう例を挙げて緊急要望というか、要望を出されているところです。市民の各行政団体、議員を含めて、名前を連ねて要望を出しているところでございます。

こういったことについて、どういうふうにこの交付金活用を念頭に置いてされなかったのか、そこら辺をちょっとお願いしたいと思っております。

生涯学習課長（龍 英樹君）

先ほど古賀議員からの御質問ですけれども、藤吉校区のコミュニティセンター、防災センターを兼ねたですね、そういった建設の問題をお尋ねになっているかと思えます。

このコミュニティセンター建設問題につきましては、先ほど申されたように、藤吉校区からの建設の要望書が提出されております。また、中山校区からも公民館の建てかえに関する請願書が提出され、その請願書につきましては、議会においても審議の結果、採択というふうなことであります。

その採択の内容につきましては、全体的、総合的な建設基本方針を定めて実施すべきであるというふうな採択の内容でございました。また、先ほど古賀議員も言われましたように、地域審議会におきましても校区コミュニティセンター建設を強く要望するような意見がっております。

市といたしましても、これらを真摯に受けとめまして、小学校区を単位としましたコミュニティ形成の中核をなす拠点施設ということで、先ほど申されましたような防災機能を備えたようなコミュニティセンターの整備を検討いたしております。

現在、柳川市コミュニティセンター整備の基本方針を定めるために、担当のほうに基本方針、あるいは基本計画案を策定するよう指示をいたしております。間もなくその計画案というのが策定が終了するというふうな考えております。

今後は、市民の有識者で構成するような柳川市コミュニティセンター整備基本計画策定委員会を設置しまして、この策定委員会に基本計画案を諮問し、答申をいただきたいというふうな考えております。この策定委員会からの答申をいただいた後に、その答申内容を十分検討しまして柳川市コミュニティセンター整備を進めていきたいというふうな考えております。

それから、この生活対策臨時交付金の活用でございますけれども、財政課のほうから答弁がありましたように、十分活用できるというふうな、そういった答弁をいたしてありますけれども、これにつきましては、先ほど述べましたように、まだ計画案の段階でございますので、手を挙げるような、そういった段階に至っていないということで、今回については手を挙げていないということでございます。

今後またそのような交付金が参りましたならば、検討していきたいというふうな考えておりますので、よろしく願いいたします。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。計画案がやはり進むことが大事だという認識をしております。こういった交付金の活用が即時にできるようなことも念頭に置いて、どうかよろしくお願いしたいと思います。

最後に、市長にお伺いをしたいと思います。

市長、任期も間近となりまして大変お疲れのことだと思いますけれども、今言われたような、こういった緊急の防災センター、こういった地域要望、高いものがあります。市長のマ

ニフェストにぜひ入れて選挙戦に臨まれたらいかがかなというふうに、向こうの人にも言いたいなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

ありがたいことでございます。決して消極論の取り組み方は私はいたしません。あれも、どれも、これもということよりも、あれかこれかの選択をやらなきゃいけない。財政等も十分念頭に置いて、地域要望にはこたえてまいるような政策を進めてまいりたい。

ただ、選挙も控えておりますし、最後の骨格予算ということですから、その辺も十二分に、繰り返し申し上げておりますけれども、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

答弁ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、20番吉田勝也議員の発言を許します。

20番（吉田勝也君）（登壇）

こんにちは、20番吉田です。議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。その前に、昨日、河村議員のほうからありましたけど、この怪文書の件でございますけど、私は上程もされていない田中議長の議員辞職勧告決議案、否決したつもりはございません。そしてまた、上程に関しましては臨時議会ということで、私はその趣旨に賛成することはできませんでしたけど、ここに書いてあるように、反対したつもりもございません。このことは一般の方にもよく御理解をいただきたいというふうに思っております。

それでは、先日ある雑誌に、「地方自治体は二元権力である。市長と議員はともに有権者の直接選挙で選ばれ、市長と議会の2つの権力によって自治体が運営される」と書いてありました。その中で、柳川市政4つの問題点として、1つ、石田市長の議会軽視の姿勢、市長当選直後から、議会との話し合いはしないと公言し、議会でもその姿勢を貫いている。2つに、行政の継続性について市長の軽視ないしは無知、市長としての行政の決定について責任を感じていない。3つ目に、行政権力をバックに、みずからに都合のよい情報を流し、批判には告訴をもって対抗する権力主義的行政運営の問題、4つ目に、土木建設など旧来の手法

を用いた利益誘導の政治が顕著であると問題提起されてありました。皆さん方はこのことにつきまして、どのようにお考えになるでしょうか。

そこで、私は1つにピアス跡地問題について、2つ目に指定管理者制度について、市民会館、柳川温水プールについて質問したいと思います。

まず最初に、ピアス社との調停について、副市長のほうから詳細にお答えをお願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

吉田議員からお尋ねがございました。市長就任早々4年前から、私がこの市政についての評価といたしますか、そういったお話でございましたけれども、2大権力、ある雑誌ということですが、これは地方自治法の本旨、直接住民から選ばれた首長、また一方は、住民の代表であります議会、どちらについてもそれぞれの権限があるわけですけれども、お互いに健全な車の両輪のごとく機能していくということが大事なことであります。私もそのことは十二分に理解をしておるということでございます。何か偏った見方をされているようですけれども、決して議員がおっしゃったようなことは私はやってきておりませんし、申し上げてきておりません。

ピアス跡地の問題についても、これまで4年間、多くの議員の皆様方から御質疑をいただいてきた、そのことについては特別委員会もでき、しかも百条委員会、特別委員会でも調査権を持つ、この中でもるる説明をしまいできております。そのことを熟読いただければ、十二分に御理解いただけるんじゃないかなと思います。

副市長（大泉勝利君）

ピアス社との調停についての質問でございますので、それにお答えいたします。

調停が訴えられたのは平成19年12月25日付でございます。ピアス社が柳川簡易裁判所へ調停の申し立てを行ったことに始まっております。これを受けまして、第1回目が平成20年3月6日、第2回が4月15日、第3回が5月20日、第4回が7月14日、第5回が8月21日、第6回が10月9日と合計6回の調停を行っております。

調停の内容といたしましては、ピアス社の訴えというのは、アスベスト除去について双方ともその存在を知らなかったのに、市はピアス社に全額支払えということは承知できないというような主張でございました。これに対して本市は、アスベストの存在についてピアス社から一切の説明がなかった、ピアス社はアスベストの存在を知っていて売ったのではないか、ピアス社の負担で除去すべきである。土壤汚染についても誠意を持って、すべてピアス社の負担で対応すべきであるというような主張を行ってまいりました。

そのため、双方歩み寄りがないかを調停委員が努力を重ね、アスベスト除去については、その負担の軽減を図るため、アスベストの調査を実施する方向で、一たんは協議が進展しかけたましたが、調査費用の負担割合をめぐって合意に至りませんでした。

そして、第5回の調停のときに、ピアス社は、アスベスト除去負担割合は2分の1、これは譲れないというようなこと、それから2つ目が、ピアス社がよいと考える土壌改善を行う、3つ目、ピアス社由来の土壌汚染対象範囲は建物地部分のみとするという、こういうピアス社の調停条項案が示されました。

これに対して本市は、第6回の調停において、アスベスト除去については全額ピアス社が負担すること、2つ目として、ピアス社由来の土壌改善についても、範囲を限定せずにピアス社が責任を持って対応することという調停条項案を提示しましたけれども、結果としてピアス社との主張の溝が埋まらず、ピアス社から調停申し立ての取り下げが出されて、調停が終了したということになったものでございます。

20番（吉田勝也君）

さっきの4つのことにつきましては、これはある雑誌に書いてあったことで、私が言っているわけではありませんので、これをどう判断されるかは市長が言われたとおりかなというふうに思います。裁判の内容ですが、金額については双方どのように出したんですか。

副市長（大泉勝利君）

民事調停の費用については、本市は一切負担しておりません。すべてピアス社が負担しております。

20番（吉田勝也君）

そうじゃなくて、柳川市は瑕疵担保の責任があるというふうにお考えだろうと思うんですが、これを辞書で引いてみますと、主に売買の目的物に隠された瑕疵、欠陥があった場合には、買い主が追及し売り主の責任というふうに書いてあります。買い主は損害賠償の請求または契約の解除ということが書かれております。柳川市の場合は損害賠償の請求という形で調停の場に臨まれたんでしょうか。それから、柳川市がアスベスト除去費、それから汚染土壌の除去等についての費用はどれぐらいかかると算出されたのか。それから、ピアス社から示された金額については、どのような金額になっているのかお知らせください。

副市長（大泉勝利君）

詳しい金額のデータは、ちょっとすぐ手元で探せませんので、これまでも要求額についてはアスベストの除去費用、それから土壌改善すべき部分が判明している部分、これらをすべて含めてピアス社に要求しているところです。

20番（吉田勝也君）

全員協議会の中で、その金額については言われたんじゃないですか。

副市長（大泉勝利君）

その金額は全員協議会で示したとおりでございます。

20番（吉田勝也君）

だから、ピアス社が幾ら、柳川市は幾らなのか教えてください。

副市長（大泉勝利君）

ちょっと調べますので、時間をいただきたいと思います。休憩をさせていただきたいと思
います。

議長（龍 益男君）

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 11 分 休憩

午後 1 時 13 分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長の答弁を求めます。

副市長（大泉勝利君）

市が請求している金額は、アスベストの除去費用と、それから土壤改良工事費用、それか
ら、それに要した調査費用すべてを含みまして、およそ120,000千円ちょっとになるんじやな
いかというふうに思っております。これに対して、ピアス社のアスベスト除去の部分だけの
積算では127,000千円程度になっております。

20番（吉田勝也君）

この170,00千円の半分をピアス社が用意するという調停内容みたいですが、これはアスベ
スト除去費用だけですかね。

副市長（大泉勝利君）

今の170,000千円というのはどういうお金でしょうか。ちょっと承知していないんですが。

20番（吉田勝也君）

今、副市長のほうから、ピアス社が提示した127,000千円、アスベストの除去費用でしょう。
この半額をピアス社は持ってもいいという調停内容だったんじゃないですか。

副市長（大泉勝利君）

アスベストの除去については、ピアス社は折半ということですので、そういう意思表示だ
というふうに思います。

20番（吉田勝也君）

これにはピアスの土地を購入したとき、540,000千円ですかね、柳川市の土地開発公社が柳
川ホテル跡地を購入したのが120,000千円。これは土地開発公社が購入していますので、これ
は隠れ借金といいますか、財産じゃないわけですけど、前にもどなたか質問されたようで
すけど、ここにくいが残っていると。くいが残っているということになりますと、1本当たり500
千円と計算しますと、5,000千円費用がかかると。土地の値段は、引きますと115,000千円だ
ったという形になりますね。すると、柳川市が購入する場合には、そのくいの抜き賃、それ
から土地代、それに土地開発公社がそのまま持っておりますので、毎年500千円ずつぐらいの

利息がついていますから、3年たつと121,500千円ぐらいの値段で買い取らなきゃいけないと。そうしましたときに、ピアスの540,000千円の中には、建物を取り壊す費用等は含まれているんですかね、どうですか。

副市長（大泉勝利君）

契約当時、私、携わったわけではありませんけれども、もともと580,000千円の値がついていたと。それを解体費用として40,000千円値引きをして、540,000千円で取引されたというふうに伺っております。ですから、540,000千円の中には解体費用は含まれていないというふうに考えて差し支えないと思います。

20番（吉田勝也君）

ピアス社が大和町に進出してくるときに、ピアス社はどこからその土地を購入したんでしょうか。それで、幾らで購入しているんでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

私からお答えしたいと思いますが、記憶の範囲で御理解いただきたいと思います。正確な状況等は、ちょっと今突然のお尋ねでございますので、お答えできませんけれども、昭和46年ごろからこの話は起きていると。私どもが理解しているのは、昭和48年に農村工業導入法に基づく、この法律に基づいての企業誘致が図られたと。もちろん当時、大和町役場の担当は企画課でありまして、前議員でありました津村議員、こういった方々が企画課長をなさっているときに導入をされたというふうに聞いております。金額については、今のところ記憶いたしておりません。後ほど資料として差し上げたいと思います。

20番（吉田勝也君）

ピアス社は企業誘致でお招きになったと。そうする場合、行政としては固定資産税のある程度の減免措置、それから、土地を安くお譲りしたりということはあろうかと思えます。そこで、ピアス社としましては売却額から購入価格を引いた部分において、譲渡所得がかかるわけですね、短期、長期、何年間になるかわかりませんが。そのときに柳川市にピアス社が公共の土地として公共の団体に売却する場合に、固定資産税、この譲渡益を軽減したりする場合がありますが、柳川市は売却したときに、その譲渡益の優遇措置をとられたのかどうか。

副市長（大泉勝利君）

今手元に資料を持っておりませんので、今の質問にはちょっとお答えできません。

20番（吉田勝也君）

普通、売却するときは、そういうことは大体個人の場合もわかると思うんですけど、そして、売買につきましては不動産業者が入っているかと思いますが、その支払いは柳川市は幾ら支払い手数料を払っているんでしょうか。また、ピアスもその不動産業者にお払いになっていますかどうか。

市長（石田宝蔵君）

吉田議員からの通告が、そういうものの詳細についての申し出があるならば調べておったんですけれども、ちょっと休憩とらせていただいて、どんなことをお尋ねになるのか、過去の話でございますから、現時点ではですね、記憶をたどってもまた間違いということになれば、議員にも迷惑をかけますし、私どもとしても真意じゃございませんので、正確な数字が要とするならば、暫時休憩いただいて、どんなことをお尋ねなのか、差し支えなければ通告、教えてください。全くわかりません、私も。

議長（龍 益男君）

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 21 分 休憩

午後 1 時 34 分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長の答弁を求めます。

副市長（大泉勝利君）

吉田議員から、ピアス社との土地建物の取引に関して、不動産会社への支払い手数料という質問を受けております。今調べましたけれども、市のほうから、旧大和町ですけれども、支払いはないというふうに考えております。

20番（吉田勝也君）

大変貴重な時間をとらせて申しわけありません。別に打ち合わせにお見えになりませんので、時間をとらせて大変申しわけなく思っております。

先ほど副市長のほうから、柳川市の調停のときの除去費用等につきましては、120,000千円ぐらいという話で出ておりました。せんだって議会だよりの中に、ピアス社のアスベストの調査費が賛成反対で載っておりますが、ここに副市長が算出した金額は不十分であるというふうに書いてあるんですが、副市長はどういう積算で出されたんでしょうか。ちゃんとした金額じゃないんですかね。

副市長（大泉勝利君）

ちゃんとした金額だと私は思っております。その積算の方法ですけれども、ピアス社が所有している設計図面、この設計図面からアスベストを使用している疑いのあるものを全部拾い出しまして、その面積なり材料の体積、これから実勢の除去費用を掛けて算出した費用が、私が積算した費用でございます。

ただ、その中でピアス社の跡地の南側の建物が、たしか昭和58年の竣工だと思っておりますが、この58年の竣工のときに、その前の昭和55年からアスベストの施工の方法が制限されている部分がございます。この設計図ができたときと、それから施工されたときとで実際の材料が違う場合が想定されている。この辺がピアス社の積算と私がはじいた積算との差になってい

る可能性があるのではないかというふうに思っております。

したがって、実際にはこの設計図というのは出来型の図面ではありません。施工の予定の図面でございます。ですから、その辺の差が積算の違いになっている可能性が高いのではないかというふうに思っております。

20番（吉田勝也君）

私は副市長の算出された金額は、立派な金額だろうと思っております。何も問題になるところじゃないと思います。調停が不発に終わったところで裁判を起こすしかないだろうというふうに思っておるわけですが、私はやはり裁判をするときには、この金額で臨むべきだろうと。一回出した金額とは違う金額を出して裁判した場合は、非常に裁判官や弁護士等に関しても不利な印象を与えるんじゃないかなというふうに思っております。

この調停に柳川市のほうから何名の方が出られたのか、どういう方が出られたのか、教えていただけますか。

副市長（大泉勝利君）

柳川市からは私と、それから現在の財政課長と、それから高田、大和前庁舎長の3名で臨んでおります。

20番（吉田勝也君）

前庁舎長ですか、民間の方が行かれたというふうに言われましたが、これには弁護士は入れなかったんですか。

副市長（大泉勝利君）

当初、ピアス社のほうから訴えが起こされたときに、弁護士をつけるべく議会のほうにも事前に調整をさせていただいたことがございますが、その調停の中で、まだ調停じゃないかというふうな話と、落とし前をつけるという、こういうような話がございます、第1回目はちょっと様子を見ようかというふうなこともございましたけれども、必ずしも弁護士が必要なわけじゃないだろうというふうな、こういう話で弁護士をつけることは断念しております。

20番（吉田勝也君）

裁判になってくると、土地の売買契約の中に、現状有姿のままという部分が入っているようにお聞きいたしておりましたが、一方、ピアス社のほうは瑕疵担保の責任があると主張してありますか、主張していないですか。瑕疵担保につきまして、これは期限があるのかどうか。それで、お互いに知ってから、この瑕疵担保は何年まで有効なのかお答えください。

副市長（大泉勝利君）

瑕疵担保については契約から10年だというふうになっております。

20番（吉田勝也君）

先ほど瑕疵担保について申し上げましたが、柳川市の姿勢としては損害賠償という形で今

後もやられるのか、契約解除も頭に入れてやられるのか、そこら辺のお答えをお願いします。

副市長（大泉勝利君）

これは民事調停の中でも話題にしてきたことでございますけれども、これは市議会の中でも議員の何人かの方から、契約の前にアスベストの存在を実はピアス社は知っていたんじゃないかということが随分ありました。それは国土交通省の事務次官通達が契約の前に出されているという、こういう事実もございましたので、それを含めて損害賠償の請求を行っておりますが、相手との協議なり交渉次第によっては、契約の解除も含めてやらなきゃいけないではないかというふうに思っております。

20番（吉田勝也君）

ピアス社に売却した当時は企業誘致という目的があって、そのときに固定資産税の免除等あったかどうか、もう過去のことではわからないということですけど、今度、柳川市が買い入れた目的は何でしょう。

副市長（大泉勝利君）

昔の記録を見ますと、ピアス跡地の購入については3つほど目的を整理されているようでございます。第1点は地域雇用を守ること、それから、第2点が町の活性化の起爆剤として用地を確保する、3点目が将来の企業誘致の用地確保というようなことから、ピアス跡地の購入を図ったというふうになっております。

20番（吉田勝也君）

先ほど質問してお答えをいただいておりますが、譲渡所得ですね、税務課長いらっしゃるようですが、これに対して柳川市は買い入れたときに、ピアス社に譲渡所得の減免措置をとったのかどうかおわかりになりますか。

税務課長（武藤義治君）

今の御質問は、ピアス社が大和町に進出したときに、固定資産税についての減免措置があったかどうかという御質問でございますか。（「いいえ、逆です。ピアス社が売却したとき、公共団体に売却したときは、この譲渡益について」と呼ぶ者あり）失礼しました。ピアス社が大和町に売却したときに、ピアス社について何らかの減免措置があったかということでございますか。（「そうです」と呼ぶ者あり）済みません、それにつきましては、個人につきましては、今、吉田議員御指摘のとおり、公共用地については50,000千円の特別控除等がございます。ただし、ピアス社については法人でございますので、これは法人の企業会計の中で処理されていると思いますので、特別控除等があったかどうかについては、国税のほうでございますので、私のほうでは把握をしておりません。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

大和町で購入の際に、2回に分けて金額をお支払いになって、3月に払うべきものを12月

にお支払いになって、固定資産税の一部が免除されているようですが、企業を誘致する場合には固定資産税の免除、2年間とか3年間とか免除という話はよくお聞きするんですが、撤退する企業にこういう免除をするというのは、どういうことでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

このことについては、ちょっと議員誤解されているかもしれません。と申しますのが、ピアスを旧大和町時代に買おうとしたときに、合併の話なんか全くなかったんです。合併は後々に出てきた問題であって、これまでも繰り返されておりますように、平成14年12月、15年1月、こういったものの順番をずっとプロセスを経て、最終的に契約を締結して、議会の承認を全会一致でいただいたということですね。その中で、合併というものが突如として出てまいりまして、予期せぬ、1回目の支払いについては問題なかったんです。ところが、平成17年3月21日に合併をするということになったわけでしょう。ですから、平成16年の御用納めが12月のたしか27日か28日だったと思います。27日だったですかね。（「28日」と呼ぶ者あり）27日だと思います。ですから、そのときの会計担当者が旧大和と旧三橋、旧大和の担当者から、そういったものをやはり決算しなければいけないと、合併前に精査しなきゃいけないというふうなことで、その事務が早まったんです。ですから、意図的にやったことでもないし、正確性を期すために12月27日に、28日ですか、その精算を終えるということで、新しい年に入らないということですから、何も便宜供与だとかそういうものではないわけですね。固定資産税を減免したということでもないんです。きちんとした形での整理をしたと。だから、固定資産については1月1日現在で課税されますので、1月1日以降の税金は、固定資産税は取らないで、逆に賃貸契約を結ぶという形にしましたので、借地料を市が取るという形に変わったというだけでございます。これは繰り返し申し上げてきております。

20番（吉田勝也君）

この議会だよりの中のピアス跡地問題の中で、平成17年12月議会において石田市長は、「問題が発生したならば、売り主であるピアス社の責任においてやっていただく」と。また、平成18年3月の百条委員会では、石田市長は「責任を持ってやります。やらなければ、私が責任とらなくちゃいけないわけですから、そんないいかげんなことは言わないでくださいよ」と。それから、平成18年8月には「責任を持ってやります。石田宝蔵、逃げも隠れもいたしません。市民の皆さんに納得のいただける形で私の責任においてやってまいります」と。ところが、平成20年6月議会で、「私が申し上げているのは、市長の公称の責任と申しております」というふうに記載しております。

そこで、お伺いしたいんですが、ピアス社のアスベスト調査費の中で、市長はピアス社の社長と一度も会っておらず、まず、トップと交渉を行い、約束の履行を図るべきだというふうに書いてあります。私に言わせると、この問題はこういうふうになっているのか。トップとお話し合いになられたんでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

これまでこの問題については、るる御説明申し上げてきていることだと思います。吉田議員、今お話しされているのは、部分的にピックアップされている部分でございますから、私も大阪のほうにも行き、副市長も行き、その話はるるやってきております。だから、議会に対して、話し合いで決着がつかないから裁判をやらせてくださいということで、議会に裁判の費用をお願いしたところが通していただかなかった。頭脳明晰な吉田議員のことですから、十二分に御理解いただけると思います。この4年間、ピアス漬けの議会でございます。これまで何人の方にもそのような答弁を繰り返すばかりで。十二分に百条委員会でも、特別委員会設置をされて結論を出され、全協でも何度となく時間を費やした。（発言する者あり）何か悪者でもやっているような話ですけれども、私どもは理路整然と、ピアス社に対しても、言うべきものをきっちり言わなきゃいけない。ところが、何か裏であるがごとの話をこの議場でもなされました議員がいらっしゃいました。そんなことは一切ないんです。ただ、柳川のイメージを落としちゃいけない。跡地についても企業が安心してこれるようにと、そういうことを思いますときに、なるべく話し合いによる話し合いをすべきと思うんです。

ですから、最後の手段として、責任をとらなきゃいけない、私の責任でと申し上げておりますから、任期中に相手に対して裁判を申し立てて、事によっては、先ほど副市長が答弁いたしましたとおりに、契約の解除も念頭に置いて裁判をやらせてくださいと、こう申し上げてきたところが、裁判はせんでも話し合いで最後までやれと言う。話し合いでできないから裁判させてくださいと、こう申し上げておるのに御理解いただけない。（発言する者あり）したがって、そういうことでございます。

20番（吉田勝也君）

私は調停が失敗に終わった時点で当然裁判はやるべきだと思っております。私は別に反対はいたしておりません。裁判すべきですよ、当然。

そこで、取引の中で現状有姿という部分が弁護士と相談されて、法的にどんな対応を考えていらっしゃいますか。

市長（石田宝蔵君）

これは全協の中でも何度となく申し上げてきていると思うんです。行政実例、確かに議員さん方は、つい先般、三小田議員もおっしゃいました。負けることがわかっているならしませんよ、私も。市民の皆さんになりかわって、最近の行政実例を見てみると、買ったときに、こんなものはありませんといったものが中からざくざく出てきたと。その判例が次々に出されているんです。土壌汚染の問題だとか、水質汚染の問題だとか、そのことを考えて、最近の実例を見ますと、やはりこの問題はしっかりやらなきゃいけないと。私どもはそういった説明は十二分に受けないままに購入している。しかし、向こうは説明したと言っている。

その見解の相違が前提としてあるわけですね。そして、しかも、向こう様から調停の申し出があった。どうにか調停で決着つけたいと。しかし、議会の皆さん方はびた一文、市として出しちゃいかんというふうなことでしたね。（「違います」と呼ぶ者あり）いや、そういう質問したでしょう。（「ピアスからだまされとるけんね……」と呼ぶ者あり）

議長（龍 益男君）

静粛をお願いします。

市長（石田宝藏君）

ちょっと、私が答弁しているんですからね。（発言する者あり）

だから、そういうことで私どもは勝訴を勝ち取る。そのためにも市民の皆さんに、その説明責任を、コミュニティーリーダーとして、トップとしてやらなきゃいけないということでお願いをしているわけでございます。

この予算を通してもらわないことには、何で闘えということなのかよくわからん。（「調査費を否決した」と呼ぶ者あり）あなたは黙っとかんですか。（「うそつくけんたい。吉田君が言ったとおりじゃないか。調査費を否決したんであって、裁判を否決したんじゃないよ」と呼ぶ者あり）吉田議員にお答えしているんですね。（「正確に教えてください」と呼ぶ者あり）吉田議員、そういうことでございます。

20番（吉田勝也君）

私は裁判費用を認めないとか、一回も言ったこともございませぬし、（「言ったよ」と呼ぶ者あり）このアスベスト調査費というのは、もう先ほど副市長から立派な金額を出していただいているから、この調査費は要らないと言っているだけの話であって、私は今の市長の答弁で、しっかり裁判をやるということでございましたので、ぜひやっていただきたいというふうに思っております。

それから、このアスベストつきの建物が残っているわけですね。産業廃棄物の埋め立て等の問題がありますね。これを更地に戻さないと、後の土地の活用ができないかと思うんですよね。それで、私は早急に取り壊しをしていただきたいというふうに思っているわけですが、これを取り壊すということになると、裁判上何か問題があるのかどうか、お聞かせください。

副市長（大泉勝利君）

今後、裁判するとなると、その裁判の対象施設でございます。その対象施設を先にアスベストを除去して解体するという工法になると思いますけれども、それは裁判に対して、いろんな形で影響が出てくるのではないかというふうに思われます。

20番（吉田勝也君）

そしたら、裁判が終わらないと、今の建物は壊せないということですか。私が1つやはり心配するのは、風雨にさらされている建物にアスベストがあるということになると、地域住民の方に不安を与えますので、なるべく早い時期に裁判でも決着して、取り壊す方向で頑張

っていただきたいと思います。

次に、市民会館の指定管理者の件でございますが、さきの議会におきまして指定管理者が決定したわけですね。それで、私はこの施設に関して、指定管理者を置くということにつきましては、一般の民間の方がこれに携わることについてはちょっと疑問を持っております。これはやはり公的な施設でございますし、例えば、よその施設を研修に行きました場合に、例えば、柳川商工会議所や柳川、三橋、大和の団体、そういったところが入りまして、指定管理者料を話し合って、それに基づいて上がってきた利益についてもどう処分するかというふうに話し合いを単年度ごとにやっておるわけですね。今、これは小泉元総理大臣の官から民へという形で出てきた制度だろうと思うわけですね。簡単に申しますと、指定管理者料、入札の金額が22,890千円、それに営業収益がプラスされて、そこから人件費、それから経費等を差し引いた金額が利益として上がってくるわけですね。だから、この利益団体になりますと、指定管理者料は高いほうがいいし、利益も高いほうがいいと。でも、公的団体ですと、この利益を出す必要がありませんので、その分、指定管理者料を引き下げるといような形もできます。でも、柳川市の場合は単年度3年継続で、3年間この金額でやられるようですが、せんだっての平成21年度一般会計で、68,670千円の債務保証等か何か、勘違いか知りませんが、そういう問題が載っておったように感じますが、その点につきまして執行部の説明を、課長お願いします。

教育部長（佐藤健二君）

市民会館につきましては、今議員が仰せのように、指定管理料、平成21年度で申しますと、22,890千円ということで予算を組んでおります。これは指定管理料の上限ということで、その3年分ということで債務負担を組んでおりますので、協定に基づきまして、その上限の範囲内で経営状態を見まして決めていくというふうな取り決めになっております。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

3年継続して、単年度契約で3年間やるということで、前回の指定管理料は幾らでしたか。

教育部長（佐藤健二君）

平成19年度で申しますと、22,910,015円でございます。ちなみに、20年度が22,894,971円ということでございます。

20番（吉田勝也君）

ほとんど変わりませんが、この22,890千円はどのように積算されていきますか。

教育部長（佐藤健二君）

指定管理料の積算に当たりましては、当初3年前ですか、平成18年4月1日から現在の業者に指定管理をお願いしておるわけでございますけれども、そのときの管理料の算定につきましては、その前年度の実績を見まして、その15%カットということで指定管理料を設定

いたしております。そういうことでございます。

20番（吉田勝也君）

この指定管理者制度を導入する前の金額の15%カットということですね。この施設を管理する方は、指定管理者料と営業収益と入るわけですけど、前年度の営業収益はどれくらい入っていますか。

教育部長（佐藤健二君）

当初契約しましたとき、平成18年度4月からですけど、そのときの算定の基礎になりましたのが17年度でございます。そのときの会館運営経費が38,565,820円かかっております。それから使用料収入が12,672,530円かかっておりまして、差し引き運営コストといたしまして25,893,290円でございますので、18年度は23,294,650円という形での指定管理料を設定いたしております。

以上です。

20番（吉田勝也君）

この指定管理者料と合わせまして収益が12,000千円。普通、市民体育館等を考えますと、営業収入プラス人件費、経費、これが運営費、管理費というふうな形になりますよね。当然赤字になりますけどね。そうした場合に、この人件費が非常に大きな問題だろうと思うわけですね。この指定管理者は人件費はどれくらい見ているんですか。

教育部長（佐藤健二君）

これは19年度の業者からの実績報告に基づいて報告をさせていただきますと、人件費に関する事項ということで、合計額21,506,006円というふうになっております。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

それでは、今現在、市民体育館はどういうシステムでやられていますか。

教育部長（佐藤健二君）

体育館でございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）体育館は直営でございます。館長と、あそこにおります嘱託につきましては、市が直接雇用をいたしておりまして、収入等につきましても市の一般会計へ入っております。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

通常、柳川市役所を退職された方が3年、年金をもらう前までくらいお勤めになるわけですけど、大体給与にして月150千円くらいですよ。2,000千円いかないくらいですよ。3人雇っても6,000千円ですよ。先ほどお聞きしていると、指定管理者のほうは人件費が21,000千円、相当な高額ですよ。人件費を高く取らないと、これを抑えますと営業利益が出てしまうんですよ。なるだけ利益を出さないようにするためには、人件費をすると。そ

うすると、指定管理者料は高くなる。そういうところの見直し等はやられているんですか。

教育部長（佐藤健二君）

それでは、市民会館の先ほどの21,506,600円の内訳で申しますと、スタッフが9名おります。それと、その人件費の中に交通費、法定福利費、福利厚生費、事務所経費3,000千円が入っております。そういうことでございます。ただ、指定管理料を設定するに当たりましては、先ほど申しましたように、前年度の経営状態を見て決めます。なお、それでいて市民サービスの低下、不評を買っているようであれば、改善をしていただくということになると思いますけれども、現時点では指定管理者を導入いたしまして、過去1件、接遇の面でちょっとトラブルたことがございますけれども、それ以外はおおむね順調に、導入以前と同じような形でサービスを行っておりますので、その分についての経済的な効果は上がっているんじゃないかなと。また、サービスについても、皆さんから好評ということで私たちは理解をいたしておるところでございます。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

スタッフが9名いると。その前は3名ぐらいやったですかね、嘱託の方と柳川市の職員を退職された方と。指定管理者制度を導入したことによって、管理運営に相当金がかかり過ぎるような、むしろ、逆にこれ、維持する費用が安くて済むんじゃないかと、反対に高くなるような気がしてならないわけですが、この件につきましては、やはり毎年、指定管理者料金は考えると。そして、人件費等も考え、そして、その利益も考え、私の知っているところでは、利益が上がった分の半分は市のほうに返していますよ。そして、毎年この指定料金を考えています。そういった面も考え合わせまして、今後この施設についての運営を見直していったほしいというふうに思います。

時間が迫ったようですけど、次に、温水プールの指定管理者についてお伺いします。

これは市長のマニフェストにありまして、温水プールは残ったわけですが、そのときの署名活動で3万2,000のあれが集まって、4万人の利用客があるというふうに載っておりましたが、現実的にそのとおりでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

この温水プール、3万2,000人の署名というのは、これは吉田議員、過去にも温水プールの問題でお尋ねになりました。そのとおり、3万2,000人超の署名をいただき、年間、初年度は4万2,000人余の利用者がいらっしゃると、事実でございます。

20番（吉田勝也君）

指定管理料につきましては市民会館と一緒にしますので省かせていただいて、私は今の足湯のところには、道の駅さげもん館の構想があったかと思いますが、私が先ほど申しましたように、行政の継続性という形で、これには補助金も確定しておったようにお聞きしております

が、なぜあそこはさげもん館じゃなくて足湯になったんでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

合併をするときに、当然、吉田議員おっしゃっているとおり、私も首長として3期大和の町長を務めさせていただいておりますし、行政の継続性、これは十二分に私もわかっています。ただ、問題は、こういったものは継続をするということですがけれども、合併によって、あの当時マスコミ等でも随分、それぞれ旧市町が既得権みたいな計画を主張し合って、箱物をそのままつくろうと。しかし、柳川の財政力からいたしましても、財政力指数45ですね、経常経費も90を超している。ということは、極めて箱物、大型事業をやるときは慎重にやりましょうということの検討、私はマニフェストにも書いているんです。ですから、さげもん館というのをつくると。あのときの構想からしますと、数千万円の建物と、スタッフは3名ですね、そこに人を置く。それから地元の商店街は反対をしていると、こういう実態がございました。こういったものをつくるべきかつくらないか。それは議会の皆さん方にもお示しをいたしまして、黙ってしたわけじゃありません。つい先般も同じようなお尋ねがありました。議会の合意をいただいて、温水プール解体費兼で70,000千円ほど組んであった。その解体費があるならば、その費用で存続をさせてくださいと。温水プールに3万2,000人も署名が集まっているんですということで、さげもん館はその中に内蔵していいじゃないでしょうかと、こういった時代ですから。でも、2階もあいているんですよ、今も。使えないんですよ。これが本当に市民のための市政なのか。私はこれも議会との調整で副知事に入っていたきましたけれども。

ただ、今、足湯ができたのも、あれは市の金は一銭も出していない。宝くじ自治振興基金から70,000千円程度のお金を、この議会で御承認いただいて、宝くじ振興事業団から受け入れて、そして、つくらせていただいた。喜ばれていますよ。あそこに人を置いて、今一番高いのが吉田議員おっしゃるように人件費なんです。ですから、指定管理者も最少の予算で最大の効果を上げていく。ですから、直営がいいのか。直営の時代というのはそれぞれが知恵を出し合って、住民の皆さんに違った形で還元できるものがあるとするならば、それはやっていくというのが当たり前のこと。ですから、黙ってしたならば、行政の継続性は、私は裏切ったことになるかもしれません。しかし、住民の代表であります議会の皆さん方の御意見、御同意をいただいて、あのさげもん館が足湯にかわった。ただ、さげもん館は温泉プールの2階でも、1室を借りてやりましょうと提案をしましたがけれども、これは皆さん方、吉田議員も御承知のとおり、否決をされたということでございます。

20番（吉田勝也君）

この温水プールにつきましては、改修費用が16,000千円ほどかかったというふうにお聞きいたしておりますが、160,000千円、私は県からの職員の中の話で、ここにはアスベストが使用されておりますということをお聞きしたんですが、この改修費用の中でアスベストの除去

費用というのはあったんですか、ないですか。

教育部長（佐藤健二君）

改修費約160,000千円の中にアスベスト除去費というのは入っていなかったというふうに記憶いたしております。

20番（吉田勝也君）

そしたら、県の担当者が間違っただけで私たちに説明したということになるんでしょうかね。

教育部長（佐藤健二君）

私どもが説明を受けておりましたのは、県の建物についてはアスベスト調査はすべて済んでおるということで、プールについては入っていないですよということ報告を受けておりました。そういうことで、する前に調査いたしましたんですが、そのことは改修費の中にアスベスト除去費というのは、ちょっとなかったような気がします。記憶が定かじゃないですけども、そんなふうには思っております。

20番（吉田勝也君）

もう1点、時間がありませんので……

議長（龍 益男君）

最後の質問でお願いします。

20番（吉田勝也君）

プールにつきましては民間の業者もやっておりますよね。この中で水泳教室等とか、そういう営業活動はやられているのかどうか。こういうものをやっていくということになると、民間は建物を借りて運営しているわけですね。この温水プールは指定管理者料をもらって運営していますから、そういった面で、この水泳教室等の行事についてはどうされていますか。

教育部長（佐藤健二君）

基本的に指定管理者が営利事業といいますか、教室等をやる場合は、所管課と内容について打ち合わせをいたしまして、許可とまではいきませんが、協議してやっていただくことになっております。現在、19年度でいいますと、9コースぐらいの教室をやってあります。当然その受講料は指定管理者の収入になります。ただ、それでは、じゃあ、利益が出るばかりじゃないかというふうにおっしゃっておりますけれども、その場合、当時、県が管理しておりましたときには、年間維持費が約90,000千円から1億円かかっておまして、入が約7,000千円というようなことで、御存じのように、旧柳川市ではこれは受け切れないというようなことでございまして、それを新市になりまして受ける際に、何とか安くできないかということで、現在のような形を導入させていただいておるといふものでございます。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

もう時間がありませんので、これで私の一般質問は終わらせていただきます。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、吉田勝也議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時16分 休憩

午後 2 時29分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、7 番白谷義隆議員の発言を許します。

7 番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。本議会の一般質問も、私を含めてあと 2 名となりました。簡単に終わりたいと思いますので、執行部におかれましては簡単明瞭にお答えいただきますように、まず冒頭をお願いをしておきます。7 番白谷でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

本議会の初日、ある議員に対して、政治倫理条例に違反したとして議員辞職勧告が決議されました。これは柳川市政治倫理条例では議員の 2 親等以内の市発注工事の受注を禁じていますが、議員がこれに違反をしたというものです。しかし、新聞報道によれば、議員は政治倫理条例に違反していることは認めながらも、みずからの責任については政治倫理審査会の判断を仰ぎたいとコメントされております。また、一部の議員の中にも、審査会の結論を待つべきだと主張された方もおられます。政治倫理条例では「市長等は、この 2 親等以内の工事受注禁止規定に違反している疑いがある場合、あるいは市民から調査請求があった場合は、審査会に調査を依頼しなければならない。」としています。そこでお尋ねします。

審査会は、政治倫理条例に違反した場合、その違反者に対する処分や責任について何らかの判断をするのでしょうか。また、今回の事例のように、明らかに条例に違反し、契約も終わり工事も完了しているとき、審査会に調査の依頼はできるのでしょうか。市長の判断をお尋ねします。

なお、再質問については自席より行いますので、よろしく願います。また、後の質問事項についても自席より行いますので、あわせてお願いいたします。

市長（石田宝藏君）

この政治倫理条例違反の問題については、議員御指摘のとおり、初日の日から 4 人の議員がこの問題を取り上げられてまいりました。政治倫理条例違反、これは特に昨日答弁いたしましたように、三小田議員、当時、特別委員長として大変御苦労いただいて、一昨年制定をし、昨年の 4 月から施行されてきたものでございます。もちろん今おっしゃいました問題については、昨日も議論をいたしました。特に第 16 条に関する問題、第 18 条では「市長又は議長は、疑惑を持たれたとき又は市民の請求が行われたときには政治倫理審査会を開かなけれ

ばならない」と、こううたっているんです。つい先般来、物議を醸し出しておりますのは、議会のサイドからすると、これは明らかに違反しているということはもうわかっている、当の本人さんもこれは認められているわけですね。ですから、この問題については、政治倫理審査会はきっちりとした形、役所における外部に対しての説明責任を果たす意味からしても一定の結論を出していただく、もう疑惑の域は超えているわけですね。ですから、これは議会の議員の皆さんにあっては議長にお出しをしましょうというふうに条例はなっているんですね。議員にあっては議長にという資産報告等の内容の様式、規則等にもなっているわけですね。ですから、議長がこれについては招集をしてくださいと昨日もお願いをしたところです。ただ、問題は、こういうものがただ今回1つ惹起をしたのかということ、やはりほかにもありはしないか。昨日も新聞に載りましたよね、西日本新聞。きょうは毎日新聞に載っていました。（「何ばおまえ言いよっとかい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

議長（龍 益男君）

静かにお願いします。

市長（石田宝蔵君）

答弁していますから、答弁していますから。

だから、そういうものもひょっとして、良識ある議員ですけれども、漏れているものがありはしないかと、こんなふうなことも言えるわけです。ですから、そういったものが（「それはおれが新聞記者に言うたったい」と呼ぶ者あり）うっかり忘れられるというようなものがあってはいけませんので、そういったものもひとつもう一度政治倫理審査会で促していただこうと。

それから、先進事例として、全国にはこういったものを条例をつくるときに、議員みずからがこういった記載を間違っていた、あるいは記載していなかったというものについて、あらかじめ誓約書をとっておくという市町村もございます。近くでは、みやま市……（「ちょっと市長、質問だけに答えてください」と呼ぶ者あり）いやいや……（「質問だけに。私は2点に限って質問したんですから。それだけにしてください」と呼ぶ者あり）はい。

議長（龍 益男君）

市長、質問だけにしてください。

市長（石田宝蔵君）

だから、市の判断、これについては、請求は要らないということだろうと思うんですね、白谷議員は。もうわかっているから要らないと。要るということです。執行部としては、これはきちんと記録として、公文として残さなきゃいけない。だから、政治倫理審査会は開かなきゃいけないと、こういう判断をしております。（「済みません、あと1点」と呼ぶ者あり）違反した場合ですか。

7番（白谷義隆君）

違反者に対する処分や責任についての審査会の役割、審査会は判断をするのかどうかお聞きしましたよ。

市長（石田宝藏君）

判断は当然、審査会としての結論。明らかであるというのは議員さん方の認識なんですよ。最終的に審査会として違反しているということをきっちりと整理をしていただく、これを出していただくということで、審査会としての結論はきちんと出していただくということです。

7番（白谷義隆君）

いや、違いますよ。私がお聞きしたいのは、違反した議員に対して、審査会は処分や責任を判断するのですかと聞きよるんですよ。

市長（石田宝藏君）

それは条例の中には記載がございませんね、見当たりません。ですから、そのことについての裁量というのは審査会にはないと思います。

7番（白谷義隆君）

今の市長の答弁からいきますと、審査会では、その違反者に対しての処分や責任については何ら触れはしないというか、回答をできる立場にはないということによろしいんですね。

市長（石田宝藏君）

政治倫理審査会の設置というのは第8条に書いてありますね、第8条に。その文言をちょっと読まなきゃいけないでしょうか。（「いえいえ」と呼ぶ者あり）いいでしょう。だから、それは出すようになっていないんですよ、出すようになっていないんです。

7番（白谷義隆君）

要するに、判断はしないということですね。

それから、2点目の、明らかに違反している場合でも、それは議員のほうの判断だから、それは当然、審査会に請求をできるという判断ですが、であるならば、市長も実はこれは審査会に請求ができるわけですね。疑いですから、市長はさっき疑いと言われたんですからね。だとすると、市長も審査会に請求はできるんですね。市長はされないんですか、議長とか言われましたけど。市長も議長も同じ立場にあるわけですよ、審査会に請求するのは。市長としては請求はされないんですか。

市長（石田宝藏君）

基本的には昨日答弁いたしましたね。議員にあつては、議長様にお出ししなさいと、こう書いてあるんです、条例はですね。報告。そうでしょう。だから、議長様が、当然傘下にある議会の権限、代表権者としていらっしゃるわけですから、議会のことですから、それは権限として、条例の中に明文化してあるんです。だから、議長がやられていいんじゃないですかと私は言っているんですよ。

7番（白谷義隆君）

この2親等以内の兼業禁止には、これは別に議長に出せとは書いてないんですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）ですね。報告の場合は議長にとありますけど、このように、兼業禁止に抵触したとき、抵触する疑いがある場合は、市長も議長も出さなければならぬとなっているんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）当然、市長にも出す義務があるんですよ、疑いであれば。疑いがあるということであれば、市長は当然、審査会に調査請求をする責務があるわけですよ。ですから、市長としては出される予定はありますかと聞いています。

市長（石田宝蔵君）

それは議会が出さなければ私が出します、請求しますよ。議会のことですから、余り出しゃばっちゃいけませんので、いつも怒られますから。議会のことまで要らんこと言うなと言われますから。ですから、それは待っているわけですよ。

7番（白谷義隆君）

要するに、議長が出さなければ出されるということですね。はい、わかりました。

それでは、次に入りたいと思います。次に、首長の管理責任についてお尋ねします。

市役所は、市民の皆さんにサービスを提供するサービス業であるとよく言われます。そして、市民の皆さんの要望にこたえ、きめ細かな、よりよいサービスを実現するには、いかにいい人材を確保し、育てていくかが大きなかぎであると思います。そうした中、何よりも大切なのは、市長と職員の信頼関係だろうと思います。この信頼関係は、時には不可能を可能にしてしまうことさえあります。果たして、この柳川市において市長と職員の信頼関係は築かれているのでしょうか。

昨年、旧柳川ホテル跡地に係る業務委託契約書の作成において、事務処理に不備があったとして市長が警察に被害届を提出したことが判明し、その後、市職員が検察庁に書類送検され不起訴となった事件で、今回、その関係職員に対する市の処分が発表されました。処分は、その事務の担当者と、その上司の職員が対象となっていました。そこには当時の最高責任者である市長は含まれておりません。そこでお尋ねします。市長自身を処分されなかった理由をお聞かせください。また、昨日の答弁によれば、当時監督する立場にあった職員も処分したとのことでしたが、市長の監督責任はなかったのでしょうか、お尋ねします。

市長（石田宝蔵君）

白谷議員の気持ちもわからないではありませんが、何をもって市の職員と市長との信頼関係、どういった物差しでもってそれを測ればいいのでしょうか、教えてください。信頼関係、まずは。

7番（白谷義隆君）

信頼関係ですからね、お互いの心の結びつきだと思いますよ。そこにお互いに信頼し合うこと。私は組織の中において、仕事をする上では、これは一番重要なことだろうと。これは市長も当然わかってあると思いますよ。

市長（石田宝蔵君）

きのうもお答えをいたしました。河村議員にも答弁いたしました。一、石田宝蔵は「人に春風、己に秋霜」。しかし、組織の中においては、それは一定の組織として動いている。7万5,000市民の皆さんの福祉の増進のために働かなければならない。ましてや、関係する憲法、あるいは地方公務員法、こういったものを遵守する。監督責任者としては、当然そういったものも私どもは念頭に置いてやらなきゃいけない。仲よしグループとは違うんです、お友達同士とは違うんです。時としては優しく、時としては仲よしグループの関係もあるでしょう。でも、やはり一番問題なのは、人間関係における疑惑を生じてはならないこと。また、余りにも過度な、そういった近い関係ということは、やはり水もたまればよどんでいきます。流れがなければ、三尺下がっての清まる水もなくなります。こういうことを考えると、いつも身を律しながら組織のトップとしてかじ取りをやらなきゃいけない。職員さん、白谷議員も職員時代、それに係るものはやっぱり一番の人事だということにもつながってまいります。こうなりますと、やはり市民の皆さんの信頼を得る組織としてのトップとしては、公平公正、この姿勢を崩すわけにはいきません。ましてや、そういった信頼関係の物差しというのは、何をもって信頼関係と言うのか。

今回の場合は柳川ホテル、あれに関連いたします関係書類は必要とするものがなかった。その書類に必要な印鑑が無断で使われたと。これは昨日も言いましたように、たまたま被害がなかったからよかったものの、被害があったとするならば大変な、重大な市のイメージをダウンする……

議長（龍 益男君）

簡潔明瞭に、市長お願いします。

市長（石田宝蔵君）

はい。だから、そういったものについては、当然、昨日申しあげましたように、私は最高責任者として、監督責任者として職員を指導すること、また、服務委員会においては、一般職員の問題等でございますし、また、二度とこういうことを起こさせてはならない、繰り返してはならない、そういった指導を進めていくということが責任者として大事なことだということを申し上げたとおりであります。

7番（白谷義隆君）

私は処分をしたことを言っているんじゃないんですよ、別に。処分は処分で別にいいでしょう。ただ、最高責任者として、なぜ市長の処分がなされなかったかを聞いているんですよ。

市長（石田宝蔵君）

副市長から答弁をされたでしょう。お聞きになったじゃないですか。

7番（白谷義隆君）

副市長、答弁をお願いします。

副市長（大泉勝利君）

この件について私は服務委員会の委員長を承っておりますけれども、この服務委員会で対象になる職員というのは一般職に属する職員でございます。これはきのうもお話ししたとおりでございます。ですから、特別職の市長については、服務委員会の所掌事務の権限外になっております。また、この服務委員会で検討する中で、検討の中の一つとして、もともこの事件が発生したのは平成17年3月、売買契約のときにですね（「副市長、そういう話は聞いておりませんよ」と呼ぶ者あり）いや、もともと業務委託契約書をその時点で忘れずにつくっておけば、何ら問題にならなかった案件ではないかと。その当時のことは検討に値しないのかという、こういう検討をしております、そういうことも含めて、組織の中できちんとした意思の決定を諮らずに、正式な手続を得ずに公印を使ったということが罪であると、こういうことで再発防止のために処分する必要があるという、こういう結論でございます。

7番（白谷義隆君）

さっき私は市長の処分についてお尋ねしたわけで、別に職員の処分についてお尋ねしているわけじゃないですよ。そしたら、副市長が答えたと言われたから副市長にお聞きしたわけで。結局今、副市長が言われたように、服務規定は、市長に対しての権限はないんですよ。自治法そのものに首長に対する処分の規定がないわけですから、服務規定でできるはずがない。ただ、首長はトップとしてみずから身を処す、これがトップの態度でしょう。ですから、市長自身がなぜ自分を処分されなかったかを最初から聞いているわけですよ。

市長（石田宝藏君）

白谷議員はどんな処分をせろと言うんですか。私は市民の皆さんに御心配をかけましたとおわびをしましたよね。昨日言ったでしょう、心配をかけておわびを申し上げますと。それが陳謝の責任のとり方でしょう。どうせろと言うんですか、減給せろということですか。

7番（白谷義隆君）

おわびをされた。いつされたんですか。

市長（石田宝藏君）

12月議会でやらせていただいたでしょう。

7番（白谷義隆君）

きのう市長がそう言われました。ですから、私は議事録を見ましたよ。ところが、そういう記載は、私は発見することができませんでしたよ。ですね。ですからお聞きをしているわけで、処分のとり方は、それはいろいろあるでしょう。市長が言われるように、減給もあるでしょう、おわびもあるでしょう。それは市長がみずから判断すればいいことで、私はそのことについて市長の処分があっていないのではないかと聞いていますよ。

市長（石田宝藏君）

御心配をおかけいたしましたという、提案理由か私もちょっと記憶がありませんが、おわ

びを申し上げたつもりでございます。議事録はあると思いますので、記録として見たいと思います。

7番（白谷義隆君）

あのですね、もうこれは私は議事録を見てみまして言っているわけですね。ですから、そのことについて、やはり市長はどうしても（発言する者あり）いいです、先に行きます。

実は今、熊本県で公金の差しかえといますか、消耗品で備品を買ったことが取りざたされておりましてね。それは市長も御存じだろうと思いますよ。その蒲島県知事、実は最近就任されたわけですが、その方が職員を前にどう言われたと思いますか。職員を前に「このことはすべて私の責任です」と言われたんですよ。そして、続けて、職員の皆さんが消耗品を買うという備品を買われたのは、職員は、それを仕事するために必要だろうと思ってされたんでしょうと。ただ、備品を買うのには手続がやかましい、複雑であると、そういうことも背景にあったと聞いております。ですから、今後は備品購入の手続を変えたい、そういうふうな職員の皆さんに話をされたと聞いておりますよ。まず最初に、県知事は職員の皆さんに、すべての責任は私にありますと言われたんですよ。

私はいつかも、同和補助金の問題のときも、宮崎県知事を例に挙げて言いましたけどね。やはり市長には、そうしたトップとしての責任の自覚というのをもう少しは持っていただかないと、すべて職員だけを何か悪者にしてしまっ、自分はいつも後に引いて、そういったことが見受けられてなりません。そのことだけ言って終わりたいと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）いいですよ、市長。ああ、ならどうぞ教えてください。

市長（石田宝蔵君）

白谷議員の発言を聞いていますと、一方的に何か悪者になっているとか、そういう話ですけど、悪いことをしなければ問題ないわけですよ。すべて公共団体にかかわるものについて職務を忠実にやっておれば、そんなことは起きないんです。チェックを怠ったり。ただ、私も職員については、責任は私が全部とりますよと、責任は私がとるよと言っていますよ。しかし、問題は、その行為そのものがどういうことなのかと中身を吟味しないと、一概に耳ざわりのいいようなことは言えません。したがって、行動の規範、そういったものが法律的に逸していないのかどうか、その辺が大事だと。これは理解してください。

7番（白谷義隆君）

私は職員がしたことを肯定しよるつもりはありませんよ。ただ、よそのトップのそういった行動を例に挙げながら、トップとはそのようなものではないかなということをも例として挙げただけです。

最後になりますけど、懸案事項に対する今後の対応についてということで書いております。

漁業団地及びピアス跡地の今後の対応についてお尋ねします。

まず、漁業団地についてですが、この漁業団地整備事業は、ノリの協業化を目的として総

額50億円をかけ、平成16年度から平成26年度までに、50戸の入植者と、そのための施設整備を行うものですが、現在までの入植者戸数と施設整備の状況をお尋ねします。

また、今後の施設整備と入植者の予定はどうなっているのか、あわせて教えてください。

水産振興課長（中村敬二郎君）

水産振興課でございます。ただいまの、今までの入植者数をお尋ねでございますけれども、現在の入植者数は3協業体の12名が入植しております。

現在の施設の整備でございますけれども、今年度までに盛り土工事を終わりにして、造成工事のほうは完了する予定でございます。

今後の整備の内容についてでございますけれども、これからの残事業につきましては、21年度に排水処理施設及び網置き場の整備を予定しております。さらに、23年度までに基盤整備であります道路の整備、物揚げ場の整備を終わる予定でございます。そして、協業施設につきましては、26年度までに10戸、50人の計画でございます。

以上です。

7番（白谷義隆君）

26年度までの50戸は予定でしょう。今後の状況はわかっていないんですか。例えば、来年、再来年はどうなるとかはないんですか。

水産振興課長（中村敬二郎君）

漁業団地の入植者の計画でございますけれども、入植者につきましては、協業体だけでございまして、資材も入植者の中に入るかと考えております。資材につきましては、コンボース、ノリ支柱でございますけれども、これは来年度の4月、つまり来月から予定をしております。現在188名の漁家の方が希望されて資材を搬入される予定でございます。

7番（白谷義隆君）

入植者戸数は漁業団地に、加工団地に入られる方でしょう。もともと漁業団地は加工団地を目的に整備されたんじゃないんですか。当初の申請にはそういうふう書いてありますよ。何でそこに資材置き場の話が入ってくるんですか。私はそれは聞いていませんよ。

水産振興課長（中村敬二郎君）

加工施設でございますけれども、加工施設の面積が約2.4ヘクタールほどございます。漁業団地が全体で約12ヘクタールほどございまして、公共施設であります道路用地を省きました面積が約8.8ヘクタールほどございます。そのうちの2.4ヘクタールが加工場の敷地ございまして、現在3棟建っております。以後の予定につきましては、21年度につきましては現在の受付をいたしておりません。

以上です。

7番（白谷義隆君）

21年度を受付していないとはどういうことですか。希望者があっても受付しないというこ

とですか。

市長（石田宝蔵君）

ちょっと説明がわかりにくいようですから、私が説明したいと思います。

今言いましたように、この漁業団地は、16年度から26年度までの、16年4月から27年3月までの事業ということですよ。ノリ乾燥施設については、平成19年度に2棟、21年度 来年度ですね、来年度に2棟の予定だったんです。ところが、希望者が、早くしてくれという方がいらっしやいまして、この協業推進検討委員会、漁連のほうにありますけれども、そちらで検討いただいて、1つを前倒ししたということで、21年度については、これからということになります。前倒しをした形で平成20年度に1棟ができたということなんです。御理解いただけただしょうか。大体1年度に2棟ずつつくっているという計画でございます。

7番（白谷義隆君）

1年度に2棟ずつ 隔年ですか。そうすると、19年度からと言われましたよね。19、21、23、25年度ですよ。そうすると4年ですよ。そうすると、8棟しかできませんよ、今の話でいけば。違うんじゃないですか。

産業経済部長（田島稔大君）

私のほうからちょっとまた答弁させていただきます。

当初、御存じかと思いますが、事業計画は18年度からということで、隔年に2棟ずつということで、乾燥施設の分、協業体の分は当初計画を立てておりました。その当時の18年度の分が、スタートが19年度に諸般の事情でずれ込んだということで、今のところ最初の基本的な計画はまだ変更はしてありませんが、19、21、23年度というふうなところで進もうというふうな計画で今実施をしているというところでございます。

先ほど市長から話がありましたように、19から21、23年度というふうに進んでいく予定でございますが、21年度をどうしても1棟は早くつくりたいという希望者がございまして、1年前倒ししてつくったということでございます。

この協業化推進も柳川市だけのことでございまして、福岡県の有明海沿岸、大牟田から大川までございますが、その中で協業化推進をしております。有明海沿岸の調整もとりながら、県と協議をしながら進んでいるというふうなところでございます。

以上です。

7番（白谷義隆君）

私が言いたいのは、今12戸と説明がありましたね。今、加工団地は。（発言する者あり）12戸やったでしょう、今入っているのが。

ですから、私が心配しているのは、これは26年度までの事業なんですね。ですから、26年度までに、当初の目的である50戸を達成できるのかどうかを心配しているんですよ。今のまま見ていけば、どうしても26年度までに50戸は厳しいんじゃないかということをお願いい

ですよ。ですから、そのために今のうちに何かの手だてを打たないと、このまま入植者が確保できなくなるんじゃないかという心配をしているわけですよ。前倒しと言われたけど、後の予定はまだないわけでしょう、どなたが入ってくるという予定は。ですから、今のうちに何かの手だてをすべきじゃないですかと、そのことを私は言いたいわけで。

市長（石田宝藏君）

今、私は計画は順調に進んでいっていると、こういうふうに思います。大変御心配いただいて気持ちはわかりますけど、沖端川沿いも、つい先般、私も浜武漁協に参りまして要望を受けておりました。沖端漁協も受けておりました。ですから、こちらについても、私は計画どおりほぼいくんじゃないかなと。（発言するものあり）はははじゃないじゃないですか、私が答えているわけですから。だから、私は計画はスムーズにしているというふうに思います。

7番（白谷義隆君）

後で聞こうと思っておりましたが、今、市長が言われましたね。詳しくは知りませんが、よそでもそういった要望があるように聞いておりました。そのためにも、市長は大和の分は計画どおりにいってあると言われるんですけど、私が見聞き、考えた範囲ではなかなか難しいんじゃないかと。ですから、ここはやはり手だてを市として、何か話に聞けば、入植者については漁業組合に何とかというような話もあるようですけど。そうじゃなくて、市においても何らかの手だてを打ちながら、早くここについて50戸を確保する。もちろんさっきの説明でありますように、施設整備は23年度ですかね。ですから、どうしても26年度までにはやはり全部入れるようにしていただかないと、後の要望はあっても、市長はやりますと言われるけど、大和が埋まらなければ、なかなか踏み切れないでしょう。先発がうまくいかなければ、なかなかできないじゃないですか、市長がどげん約束されても。ですから、その手だてを今のうちからしておくべきじゃないかと。市長は計画どおりと言われるけど、私はなかなか厳しいんじゃないかなという判断をしておるんですよ。ですから、市も今のうちからちゃんとした手だてを打つべきじゃないかと、そのことを申し上げているわけですよ。

市長（石田宝藏君）

お言葉でございますし、その手だてがありましたならば、知恵をいただきたいと思います。

7番（白谷義隆君）

それは確かに議会も関係ありませんよと言うつもりは毛頭ありませんけど、まず執行のほうでやはりその手だてを打ち出しながら、こういうふうに考えておりますよと、議会でも何かありませんと言われるのが筋じゃないかと思えますけどね。これは今後の取り組みを期待しながらこれで終わりたいと思えますけど、部長、何かありますか、いいですか。

それでは、最後になりますけど、ピアス跡地についてお尋ねします。

これは再三、今議会でも質問されております。私も幾度となく質問しております。ピアス

という言葉だけで、ちょっと市長の顔がゆがめられたような気がしますけどね。これは先ほど言いましたように、先ほども吉田議員からありましたし、きのう、おとといとありますので、通告では長々と文章を書いておりますが、もうありましたので、簡単に1点だけお尋ねをしたいと思います。

ピアスの今後の対応については、先ほども言いましたように、12月議会で市長の考えはお聞きをしております。ただ、どうしても納得できないことがありましたし、また、このことは、4月の市長改選後の指針にもかかわってくるかもしれないと思いついて、再度、嫌なことではありましようけど、お尋ねをしたいと思います。

市長は再三にわたり、ピアスのアスベスト除去はピアスがするようになっていっていると議会や特別委員会で答弁されてきたことは皆様御承知のとおりであります。そして、12月議会において、アスベスト除去についてはピアスがするように約束をしていたが、ピアスが約束を守らないので、損害賠償請求訴訟の裁判を起こしたいと言われました。そのときもお尋ねしましたが、今までのピアスの対応や市の対応を考えた場合、アスベスト除去について本当に約束があったのかなという疑問を実は私は感じております。いつごろ、ピアスのだれとどのような約束をされたのかを教えていただきたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

これは、これまでお答えは何度もしてきているとおりでございます。

7番（白谷義隆君）

済みません、申しわけありませんが、よろしかったら再度お答えできますでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

ちょっと間違えますと後でまた痛い目に遭いますので、これまでお答えしてきたとおりでございます。

7番（白谷義隆君）

そしたら、ちょっと市長からお答えをいただけないので、私のほうで議事録等を見ながら、わかったところだけちょっと申し上げます。

17年12月の一般質問において、市長はこう発言をされております。「アスベスト問題については、問題が発生するならば売り主であるピアスの責任においてやっていただくということにいたしております」という発言がされておりますが、だとすると、17年の12月にあったわけですから、市長が約束があったと言われるのは、当然17年の12月以前にされたということでしょうかね。

市長（石田宝蔵君）

これまで述べてきているとおりでございます。

7番（白谷義隆君）

市長、もう少しまじめに答えてくださいよ。まじめに答えてくださいよ。私はちゃんと

いよるでしょうが。（発言する者あり）いや、約束をされたかどうかですよ。いつ約束されましたかというのは、私は1回も聞いておりませんよ。今回が初めてですよ。何でそういうことをされるんですか。私は前回まで聞いてきた。ところが、市長の発言とかを聞いてきよれば、ピアスと約束があったあったと市長は再三言われるけど、どうもピアスの対応等ば考えてきた場合に、果たして本当にピアスとの約束があったのかどうか、私は疑問に思っているんですよ。ですから、その疑問についてお答えくださいよ。それが市長の仕事でしょう。それを言いました、言いました。ちゃんとまじめに答えてくださいよ。

市長（石田宝藏君）

そんなことを100回言ったって 白谷議員がおっしゃっているでしょう、裁判はだめだと。12月議会であなはだめだとおっしゃったじゃないですか。アスベストの除去の予算もだめだと、予備費に回せということで否決されたでしょう。だから、そういうことをここでどんなことを言ったって、裁判をやらせてくださいと言っているわけですよ。先ほどの吉田議員はオーケーだと、やっていいよと。話し合いでつかないから、そういうことも明らかにしますよと言っているわけです。ここで言ったところでどうしますか。

7番（白谷義隆君）

私はですね、言ったでしょう。損害賠償裁判をすれば、先ほども副市長が言われましたね。建物にも土地にも 土地はその前に言われたんですね、市長が。手をつけられないんですね。そしたら、何年かかるかわからない裁判をして、それであれば540,000千円をかけた土地が10年、20年使われないかもしれないじゃないですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ですから、そのためにも、一刻も早く活用できるようにするためには、やはり市長が約束があったということを再三言われているわけですから、そしたら、約束を守ってくれというのが先じゃないですかと言いよるんですよ。

ですから、どうも話を聞いていれば、本当に約束はあったんだろうかという疑問を私は持っているんですよ。ですから、約束をした根拠を市長は示すべきでしょう。いつごろ、だれとどういった約束をしたということは、それは言うべきじゃないんですか。私はそう言いよるわけですから。（発言する者あり）それ答えてくださいよ。

私は、これについては、いつも聞きよるわけじゃなかですよ。今まではいろいろ聞いてきました。土地の問題、アスベストの問題。ですから、後の利用を考えた場合に、やはり話し合いが一番じゃないですかと私は提言しましたよ。ところが、市長とは見解の相違で、それはできませんでした。そしたら、やっぱり話を聞いていれば、そういうふうに本当にあったんだろうかという疑問を持っているわけですから。それについては、市長が当然答えていただかなければ、いつごろぐらい、ピアスのだれと、どういう約束をされたのか。それは言っていたいただかなければ、今後の対応に響くでしょう。

例えば、今度4月に市長選挙があるわけですよ。もし、万が一市長がかわられたときに、

これは大きな問題でしょう、次の受け継がれる人は。約束があったかなかったかというのは全然違うでしょう、やり方として。ピアスから、いや、そんな約束はしたことがありませんよと言われたらどうするんですか。そしたら、当時の約束当事者として、これは明らかにしていたかかないと。そいけん、さっき言ったでしょう。今後の改選後の指針にも影響すると言ったじゃないですか。ですから、ここはちゃんと正確に教えてくださいよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝藏君）

あなたは、白谷議員は、これが問題だということで、とうとうおっしゃいますけど、一体全体、大体どういうふうはこのピアスの跡地をやれということなんですか、目的は。（発言する者あり）おっしゃってきていることは、私が考えていることは、市民の皆さんに迷惑をかけちゃいけないということが基本的に前提としてあるわけです。さまざまな事案等を念頭に置きながら交渉をしてきていると。もちろん、直接ピアス社に電話をされて調査されている方、議員もたくさんいらっしゃいます。さまざまなアクションが起きています。私がここで発言することによって、次なるアクションが次々に起きているんです。しかも、住民の皆さんと裁判をやられている団体の方々とも、議員とも話し合いや勉強会が行われている。これは次々と皆さん方の発言の中で明らかになってきているんです。（「だからどうなんだ」と呼ぶ者あり）

一番大事なことは、この工場跡地を有効に活用して、そして、柳川市のためになるような、そういうことを考えることが、議員も私も同じような立場じゃないでしょうか。（「すりかえ」と呼ぶ者あり）何でそんなことを。そのときはそのときで……

7番（白谷義隆君）

確かにピアスの跡地をどうするかは大きな問題でしょう。ただ、市長が約束をしてきたと言われたわけですから、それについて約束の内容を聞いて、何で悪いんですか。言われたんでしょうもん、約束をしてきたと、再三。ですから、内容を聞いて、なぜできないんですかと言いますよ。内容は初めてですよ、恐らく。ここで出とらんち思います、今まで。少なくとも、私が議員になった後は。それで、いつだれとどういう約束をされたのですかと聞いているわけですから、それはお答えいただいてもいいと思いますよ。

市長（石田宝藏君）

それは白谷議員の考え方であって、見解が違います。

7番（白谷義隆君）

私は議員ですから、市長に対して質問権はあるんじゃないですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）中に市民の皆さんも、市長は約束した約束したと言わっしゃるばってん、ただ、トップ交渉もあっていない。なら、ちゃんと約束を守れち、そういう申し入れも余りされていないようだとすれば、本当に約束はあったんだろうかと、単純な疑問があると思いますよ。で

すから、それを私が聞くことがなぜできないのか、私は不思議でなりません。

市長（石田宝蔵君）

聞くことを拒んでおりませんよ、質問どうぞされて結構です。それについて、お答えは差し控えさせていただきますということを申し上げているんですよ。（発言する者あり）

7番（白谷義隆君）

私は市長と禅問答をしているわけじゃないんですよ。何でこのことについてお答えにならないのか。1回もというか、今までだれも聞いていないんですよ。もちろん答えてあるはずありませんけど。であれば、やはり市長が言われるけど、本当に約束はあったんだろうかと、ひょっとしたらなかったんじゃないだろうかと、そういう疑惑を持たれますよ。いいですか、それでも。裁判と約束の内容はどこに関係があるんですか。

市長（石田宝蔵君）

話し合いでつかないからということで、12月議会でも説明したでしょう。そういうものはあるんですけどね。それを明らかにしなくちゃいけないでしょう。

7番（白谷義隆君）

同じことの繰り返しですよ。約束を守らないから裁判をする、当たり前でしょう。ただ、その前提になっている約束そのものがあったんですかと聞いているんですよ。その前提となる約束そのものがあったんですかと聞いているんですよ。

市長（石田宝蔵君）

これまで繰り返してきているとおりでございますと申し上げているんです。

7番（白谷義隆君）

繰り返しと言われても、私は1回もこのことを聞いたことはありませんよ。市長も言われたことない。皆さんありますか、約束の内容ないでしょう、だれといつされたか。（発言する者あり）知っていますか、だれか。（発言する者あり）皆さん知ってあるか、皆さんに聞きよるとですよ。（「一般質問ですよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）どうもないようですね。

恐らくあればですね、あったあったと言われる方が、市長に聞いてと言われるから、なかったんでしょうね。もうこれ以上聞いても同じことでしょうけど。ただ、市長は説明責任を全く果たしておられませんよ。市長には説明責任がありますからね。そのことはちゃんと守っていただかなければ。基本でしょう。

市長（石田宝蔵君）

説明責任があることは私も重々わかっていますよ、認識していますよ。説明責任がなければ、市長なんて務められません。ただ、問題は今後の展開だとか、さまざまなものを考えておかなければいけません。ですから、立場が違うということで御理解いただきたいと思いません。

7番（白谷義隆君）

説明責任があることは認められましたが、その責任は果たされないようでありますので、これ以上言っても仕方がありませんので、私の質問はこれで終わりたいと思います。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時24分 休憩

午後3時37分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、9番荒巻英樹議員の発言を許します。

9番（荒巻英樹君）（登壇）

議場内の皆さん、こんにちは。また、ライブ中継や録画配信をごらんいただいている皆さん、こんにちは。9番荒巻英樹でございます。いましばらくおつき合いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

ここで質問に入ります前に、石田市長に一言お祝いを申し上げたいと思います。

少し遅くなりましたが、石田市長、59歳の誕生日おめでとうございます。2月20日のお生まれということですが、市長はミスタープロ野球こと長嶋茂雄さんと誕生日が同じということで、大変うらやましく思っている限りでございます。余談ですが、私はおとといが誕生日でして、ちなみに45歳となりました。

また、質問に入ります前に、皆さんにお伝えしたいことがございます。以前、矢ヶ部議員から自宅あてに幾度となく嫌がらせ、おどしの電話があったとの話がございましたけれども、私にも残念ながら同様の電話がありましたので、簡単に御報告をさせていただきます。

それは1月31日、臨時議会翌日の午前11時過ぎのことでした。当日は、地元公民館の役員さん方と地域の課題等について話をしていたんですけれども、家内からメールがありまして、自宅に非通知で「議員さんいらっしゃいますか」という電話があり、「出かけております」と答えたらガチャッと切られたという内容でした。メールを受けてからほどなく、私の携帯電話に着信がございまして、非通知でしたので一瞬ためらいましたが、出ましたところ、「けさの新聞は見たか。どうして議員辞職勧告案の上程に賛成しなかったのか」というようなこととございました。私は、「失礼ですが」ということでお名前をお伺いしようとしたのですが、「市民です」というお答えでした。再度私がもう一度「失礼ですが」とお名前を伺おうとしましたけれども、「市民です」としかお答えなく、その後、「おまえは次の選挙で落とすぞ」という捨てぜりふの後に、ガチャンと切られてしまいました。いわゆる言葉の暴力を受けたところとございました。非通知の発信のため、電話番号は表示されませんでしたけれども、

これは警察の協力があれば電話番号は調べることができるということなので、安心しているところでございます。

それから、暗い話題ばかりの昨今ですけれども、久しぶりに明るい話題がございました。御存じのとおり、映画「おくりびと」のアカデミー賞受賞ではないでしょうか。私も大変感動したところです。ここは映画の内容を評価する場ではありませんけれども、私が申し上げたいのは、撮影の部隊となった山形県酒田市には、これから多くの多くの観光客が訪れるであろうということです。二、三日前のニュースでもありましたけれども、旅行代理店のスタッフが現地のフィルムロケーションを訪ねまして、ロケ地ツアーの下見等を行っていらっしゃいました。今後、地域の活性化に多大な貢献を果たすことでしょうか。ぜひ本市にも、さらなるロケ地の誘致のためにフィルムロケーションの設立を改めて要望したいと思っております。

そして、我々市議会議員と市長は政治家でありまして、市民の利益を最優先するのが課せられた仕事であります。市民の生活向上のため、最少の経費で最大の効果をもたらすために汗をかき、限られた財源のもと、最適な政策を選択しなければならないわけです。その選択を間違えれば破綻を迎えるかもしれません。愛する柳川市がそのような状況にならないよう責任を負うのが議会と市長であります。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして4項目について質問をさせていただきます。

1項目めは、市営筑紫町観光駐車場と白秋観光駐車場についてであります。

筑紫町観光駐車場はオープンして2年4カ月、白秋観光駐車場は1年近くが経過しています。官から民への流れの中で、市営としての整備が本当に必要だったのか疑問な点がありますけれども、観光客の増加にどれくらい貢献しているのか、執行部の見解をお伺いしたいと思います。

2項目めは、市営住宅の方向性についてお伺いいたします。

1点目、本市では市営住宅ストック総合活用計画のもと、新規の建設よりも既存住宅の有効活用を優先する方針とお聞きしています。その中で、老朽化している本町団地と鳥の水団地が間もなく建てかえの時期に来ているとお聞きしていますが、現在の進捗状況をお尋ねします。

2点目、市内に3カ所ある雇用促進住宅についてお伺いします。

雇用促進住宅の成り立ちから現在までの推移及び本市での現状につきましては、けさの熊井議員の質問等に詳しくありましたので、私は今後の活用方法等について、提案及び質問を自席より行わせていただきます。

3項目めは、過去の質問に関する進捗状況についてお伺いします。具体的には3点についてですが、質問の趣旨等につきましては以前述べておりますので、ここではその後の進捗状

況について伺いたいと思います。

1 点目、市役所の時間外開庁について。

2 点目、直木賞作家である故檀一雄さんの遺品の受け入れについて。

3 点目、チャレンジデーのPRについて。

4 項目めは、石田市政の4年間についてお伺いします。

石田市長の就任から間もなく4年を迎えるわけですが、私の場合、前半は一市民として遠い距離から、そして、後半は一議員として間近に接してきました。自治体の首長はもちろん政治家であるわけですが、現在の市長には、さらには経営者、そして外交官としての役割も必要なわけであります。そのことを踏まえて、この4年間の総括をお聞かせください。わずかな時間で言い尽くすのは難しいことですが、簡潔にお願いいたします。

以上、執行部からの前向きな答弁を期待しまして、壇上からの質問を終わります。

観光課長（龍 泰子君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

まず、筑紫町観光駐車場、白秋観光駐車場のオープンからの利用状況を御説明申し上げます。

議員御承知のように、筑紫町観光駐車場は平成18年11月からオープンしております。利用状況は、土曜日、日曜日、祝日のみの有料利用台数ですけれども、平成18年度が11月から3月まで5カ月間で、バス、乗用車合わせまして2,231台の利用となっております。平成19年度は整備工事のため一時閉鎖いたしましたけれども、2,555台の利用となっております。平成20年度は1月末までで1,348台となっております。

次に、白秋観光駐車場ですが、平成20年4月にオープンいたしまして、乗用車のみの利用ですけれども、1月末までの10カ月間で、有料での利用が1,715台となっております。

両駐車場とも、特に5月や11月の観光シーズン、それから、2月、3月にかけてのひな祭りさげもんめぐり期間中は多くの観光客の方々に利用されているようでございます。白秋観光駐車場は、ひな祭りさげもんめぐりの期間は今回初めてでございますけれども、多くの観光客の方に利用されるだろうと思っております。

続きまして、観光客の柳川市への入り込み客数でございますけれども、あくまでも推計ですけれども、平成17年が120万3,000人、平成18年が125万5,000人、平成19年が121万8,000人、平成20年度については、現在調査中でございます。

これらの駐車場を整備したことにより、観光シーズンやひな祭り期間中での沖端周辺部や晴天浜武線での交通混雑は緩和されております。また、観光客の方々からの市への駐車場関係の苦情も減っているところでございます。また、今年度予算及び3月補正でお願いしております、国の第2次補正予算で設置予定の観光案内サインを208号線沿い及び有明海沿岸道路沿いに整備いたす予定でございます。この中には駐車場の案内も計画しておりますので、利

用率が上がるものと思われます。このようなことから、観光客の皆様においていただけるような条件整備を図ったということで考えております。

以上でございます。

建設課長（横山英眞君）

荒巻議員御質問の2項目め、市営住宅の方向性についてお答えいたします。

1点目の本町団地と鳥の水団地の建てかえについての現在の進捗状況でございますが、議員御承知のとおり、本市では平成19年3月に、市関係各課と県の住宅課で構成いたします策定委員会におきまして、柳川市営住宅ストック総合計画を作成いたしております。この住宅ストック計画は、国の住宅政策の基本的方向づけのもとに、次々に新たな住宅を建設するのではなく、今の住宅を整備改善して維持管理していくというものでございます。

この計画では、最終年度である平成27年度における市営住宅管理の目標戸数を、現況戸数とほぼ同じ560戸程度と設定いたしております。その中で、今お尋ねの本町、鳥の水団地につきましては、本町団地24戸が築53年、鳥の水団地37戸が築42年を経過し、老朽化をいたしております。住宅ストック総合計画では、平成27年度までに非現地での建てかえとして、別の場所に市営住宅の建設用地を確保して建てかえる予定となっております。しかし、平成21年度から22年度にかけて、仮称中山団地の建てかえ50戸を計画しております。市の財政的な事情も含めたところで、今後具体的に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

人事秘書課長（高田 厚君）

それでは、3点目の過去の質問の進捗状況についての1番目、市役所の時間外開庁についてでございます。

これは平成19年9月議会の一般質問で、市民の行政サービスの向上、充実の一環として、平日の時間外延長と土日の開庁が必要ではないかと考えるという御質問でございました。この件につきまして御回答を申し上げたいと思います。

まず、議員御承知かと思いますが、県内各市の開庁時間延長の状況を申し上げますと、政令市を含みます県内28市の中で、平日の時間外延長を行っている市は9市であります。週に1回、曜日を決めまして、時差出勤で午後7時までというところが多いようでございます。また、土日の開庁につきましては、28市の中で試行も含めまして13市が行っておりまして、住所移動が多い繁忙期である3月の最終の週と4月の第1週の日曜日をあけているという形が多いようでございます。

御質問の前の一般質問後の進捗状況についてでございますが、結論から申し上げますと、こういたしますという結論にはまだ至っておりません。前回の答弁でもお答えしておりましたが、まず、庁舎内に設置をしております自動交付機の利用率を高める取り組みを行ってきているところでございまして、印鑑登録の際には必ずカードを発行いたしますし、また、市

民課や市民サービス課に来庁された方には随時その普及促進を行っておりまして、昨年9月1日号の市報の中にも、市民カード普及のために1ページを使いましてPRを行ってきたところでございます。

そういった取り組みの結果、自動交付機の利用状況は、平成19年度で住民票、印鑑証明合わせまして8,119件となっております。総発行数6万6,534件の12.2%を占めておる状況でございます。ちなみに、平成18年度は総発行数が7万8,311件のうち、自動交付機によりますところは7,010件の8.9%でございましたので、件数で1,109件、3.3%伸びているという状況でございます。

そのうちの平日の時間外、土日の自動交付機の利用状況はどうかと申し上げますと、若干伸びてはおりますが、余り変わらないという状況でございます。市民カードの発行枚数や自動交付機の利用数は伸びておりますが、時間外に来る人は余り変わらないという状況のようでございます。

一方、先進地と申しますか、既に時間延長や土日開庁をしているところではどうかと申し上げますと、あけていてもお客さんが来ないために窓口を縮小する。あるいは、時差出勤することによって職員が少なくなる午前中の時間帯の待ち時間が長くなったり、あるいはまた、それを解消いたしますために午前中に時間外をするというようなことになっているといういろいろの面が出てきております。限られた少ない人員の中でいかに効率的、経済的に行っていくかという面で、いろいろと問題も明らかになってきているようでございます。これからますます職員数も少なくなる中で、効果的に行政運営をしていかなければならないということでございますので、その辺をよく見きわめていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

教育長（上村好生君）

檀一雄さんの遺品について、それから、チャレンジデーについて、その2つにお答えを申し上げます。

昨年の3月議会におきまして、檀一雄の遺品を持つことによって観光資源のビッグチャンスになると思うと、どうかと、そのような熱意を込めて御質問なされたというように記憶をしているところでございます。それに対しまして市長が答弁をされまして、東京都練馬区との関係や所蔵権といいますか、所有権、あるいは相続権の問題等がありますので、関係者と十分協議して、合意を得た上で進めていく必要があります、そのような旨の答弁がされたところでございます。その後、昨年6月になりまして、練馬区のほうから担当課に対しまして、檀太郎氏が練馬区に正式に書斎の移築を依頼されまして、そのような連絡があったところでございます。また、練馬区におきましても、移築整備に取りかかったとの報告をいただいたところでございます。

柳川市といたしましては、檀家あるいは練馬区に対しまして、3月の議会でお答えしましたように、副市長、それから蒲池部長等が東京まで行っていただきまして、檀太郎さん、また、練馬区の担当者等にお会いになりまして話をされたということでございます。檀さんが住んでおられます練馬区としましては、何としても檀一雄に関する遺品といいますか、それを残したい。実は、練馬区では藤沢周平という小説家の遺品等があったわけですが、それを全部故郷に持っていかれたということで、何としてでも練馬区に残したい、そういう強い熱意がありました。また、檀家におきまして、家庭の事情等もあるように思われました。柳川市に檀一雄氏の遺品を、書斎が持ってこられればそれが一番いいわけではありますが、遺品を持ってくる、あるいは書斎を持ってくる、そういうふうなことがかなわなかったということでございます。

しかしながら、檀一雄氏は柳川市にとりまして大変縁の深い大切な方でございます。本人も柳川は私のふるさとですと、そのように言っておられたということでございますので、今後とも檀一雄顕彰会と連携を図りながら、機会あるごとに檀さんを顕彰してまいりたいと思うところでございます。

それから、チャレンジデーにつきましてどのように動いているかということですが、これも昨年の6月議会におきまして、荒巻議員からチャレンジデーに関する積極的な御発言をいただいたところでございます。

チャレンジデーと申しますのは、もう御存じだと思いますが、毎年5月の最終水曜日に世界じゅうで実施されております住民参加型のスポーツイベントでございまして、午前零時から午後9時までの間に15分以上継続してスポーツ、運動した住民の参加率を競い合う、そのようなものでございます。そして、人口規模がほぼ同じ自治体、あるいは同じ地域で競争しようというものでございます。昨年度は、北海道から沖縄県に至ります全国109カ所で120万人が参加されたというふうにお聞きしております。

議員御承知のとおり、柳川市におきましては東宮永校区の東宮永わんぱくスポーツクラブが平成17年度から4回続けて参加されてございまして、小学生の異学年交流などを目的とし、また、市民の健康づくりやコミュニティづくりの一環として取り組まれているのでございます。大変素晴らしいことを東宮永地域ではなされていると、そのように評価をしているところでございます。

また先日、全市的な取り組みを推進するために、笹川スポーツ財団の専務に来ていただきまして説明を受けました。全市で取り組んでいきます場合、組織づくり、あるいは広報活動、運営ボランティア、そういう募集等々、かなりの人間、マンパワーが必要であるというふう感じたところでございます。また、資金等も必要であると思いました。クリアすべき課題が多い、そのような認識を持ったところでございます。したがって、本市といたしましては、現段階におきましてはPR活動を積極的に行いまして、チャレンジデーを地域の活性

化、あるいは健康づくりのために地域ごとに自発的に取り組んでいただく、そのような推進を図っていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

市長（石田宝蔵君）

荒巻議員のお尋ねについてお答えをいたしたいと思えます。

市長は政治家であり、経営者であり、外交官でもあると。この4年間を振り返って総括を聞かせてほしいということではありますが、4年間のことを語りますれば本当に長くなるだろうと思います。一口に申し上げますと、やはり均衡ある市勢の発展を願い、そしてまたマニフェストに掲げましたこと、第1次総合計画の策定等について、行動計画をやはり具体的にアクションを進めていること。さらには、最少の予算で最大の効果を上げていく。特に経営者的な感覚、従来の管理型の行政から、いわゆる経営者的な発想を持つての改革、そのためには、まずは職員の改革だということに取り組んできた4年であったというふうに振り返っております。

一つ一つ課題は山積をしながらも、解決はさせていただいた。これも多くの市民の皆さん方のお力添えのおかげだと、御協力と御理解のおかげだと、このように思っているところがあります。それぞれ尺度は違いますけれども、毎年、マニフェストに掲げたものを検証いただき、もちろん、これについては手前みそのな職員のそれぞれのセクションでの評価でありまして、プラン・ドゥ・シー・チェック、このことを繰り返しながら進めてきた4年間であったろうと思います。

いずれにいたしましても、私が掲げました3つの守るもの宣言、財布を守る。市の財布。そしてまた、まちを守る。安全・安心のまちづくり。そして、心を守るという、この3つのものについては勇猛果敢に私も取り組ませていただいた、そういった印象でございます。ただただやろうとしても、まだまだ道半ばのものがございます。市民の皆さんから寄せられるお手紙、あるいはメール、さまざまな電話、こういうものを拝見いたしますときに、道遠く日暮るるの感じもしないわけではありませんが、もっともっと勇敢に、政治家として、あるいは経営者として、外交官として、さらに磨きをかけ、マンパワーを発揮していかなきゃならないと思っております。

ネットワークとフットワーク、これもしっかりございますので、そういった私の持っている資源をフルに発揮した4年間であったろうというふうに思います。何せ、つい先般来、一般質問の中でおしかりを受けておりますけれども、もっともっと議会の皆さん方と十二分な話し合いをしながら、車の両輪のごとく進めていくなれば、本当に柳川にとっては展望の開ける、そんなポテンシャルを持った柳川だというふうに評価しております。

そういったことで、もしも個別の説明が必要とあらば、そのことについては本当に多くの時間をいただかなきゃなりませんが、総括的に申し上げますと、そのようなことだという

ことで御理解いただきたいと思っております。

9番（荒巻英樹君）

それでは、質問に従って再質問を行わせていただきます。

それで、観光課長のほうからは駐車場の利用状況をお知らせいただきましたけれども、今までの年間のトータルといたしますか、そういう形で御説明をいただいております。もちろん、白秋観光駐車場はこの2月、3月が一番多いであろうということですから、まだいろいろと判断するにはちょっと時間がかかるかと思うんですけれども、ただ、気になるのが水天宮がいまい、路上駐車が目にするかと思っておりますけれども、同地は県道でありますので、なかなか市単独でできない部分は多いと思うんですが、やはり観光客の安全確保、それから、市営白秋観光駐車場の利用促進のためにも何らかの対策が必要ではないかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

観光課長（龍 泰子君）

沖端かいわいの観光客への駐車場の利用促進の対策はという御質問ですけれども、議員指摘のように、沖端水天宮界隈は買い物やATMなどのために路上駐車される方が少なからずいらっしゃいます。幸い大きな事故などは起きておりませんが、御提言であります駐車場の利用促進の対策は、できることから行っていきたいと考えております。

駐車場の利用促進のための対策として、現在実施済みのものであれば、白秋生家隣の土産店の東壁面に駐車場案内看板を設置いたしました。また、水郷柳川パンフレットに市営駐車場を記載しております。さらに、お客様にいつでも手渡しできる駐車場案内カードを沖端商店会、それから観光案内所に配布をいたしました。特に土用のうしの日など、車が集中することが予想される日に向けて、沖端かいわいの食事どころ、それから観光案内所に駐車場案内のチラシを作成し、配布しております。今後は現在実施済みの対策の調査を行い、より効果的に利用促進ができますよう、沖端商店会など関係団体に御協力いただくようお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

そういった積み重ねが必要だと思いますけれども、例えば、見た目がどうか分かりませんが、やはり今、車がよくとめられている水際といたしますか、そちらにはカラーコーンみたいなものを置くとか、あと沖端の商店街のほうに御相談をというお話でしたけれども、例えばですけれども、利用に応じて補助を出す。千円以上買われたところには100円、2千円以上は200円、3千円以上は300円、利用料が300円ですから、上限はもちろん300円になると思いますけれども、そういったのも一つの方法として考えられるかと思っておりますので、そういったことも含めて、ぜひ商店街のほうとも御相談いただきたいと思っております。

それから、筑紫町のほうなんですけれども、年間の利用率はいただきましたけれども、こ

れに関して、逆に料金等に関して、ちょっと皆さんにも確認しておきたいんですけども、実際これが18年度、19年度で整備に関して、これは2つ合わせてほとんどが筑紫町のほうが大きいんですけど、78,000千円かかっているんですね。今現在の年間の利用状況を見ますと、土地の借り上げ代として月に68千円の12カ月で816千円、それから、駐車場料金の収受で事務所経費として月20千円掛け12カ月の240千円、それで平成19年度、年度としては一番新しい数字になりますけれども、人件費が1日当たり5,900円をなぜか土地の持ち主の方に委託されておりますけれども、681,300円。合わせて維持費として1,687,300円を19年度に支払われております。逆に駐車場の収入ですが、平成19年度通しまして810,700円。ですから、差し引き876,600円の赤字ということになっております。ですから、もちろん観光客の方がお見えいただいて、たくさん消費いただければよろしいんですけども、ちょっとこの点では、まだまだそれを補う数字には至っていないということを私は実感しております。

昨年の3月議会でも申し上げましたが、その後に白秋観光駐車場がオープンすれば、筑紫町駐車場の利用がふえることはないということを申し上げましたけれども、1年後、結果として数字もはっきり出ているわけでございます。ですから、私としては実際に年間で、先ほど言いましたように人件費が1日5,900円、これは土、日、祝日だけですけれども、5,900円。事務所の家賃で日にちで割ったら月2千円。ですから、土地の借り上げ代はそれを日割りするというわけにはいかないでしょうけど、7,900円ないしが圧倒的なんですね。年間の8割。要は2割ぐらいしかその元が取れていないものですから、今後はぜひともそういった採算が合わない、具体的には先ほど駐車場の利用が多いとおっしゃいました5月と11月の観光シーズン、それから、2月、3月のひな祭り以外は、やはりこれは駐車場を無料化して、そういった無駄な支出をなくすような形でぜひ御検討いただきたいと思っております。これに関しては、今後、次の6月議会、次の定例議会は6月議会になりますが、ぜひ何らかの提案をいただきたいと思っておりますし、そういったことがなければ、私のこちらのほうもいろいろ考えてみたいと思っております。

それで、市長にちょっとお尋ねしますけれども、先日の市長の後援会事務所開きのときに、元柳川市観光協会事務局長の中村裕彦さんという方が応援演説をされたそうですが、この方はこの筑紫町駐車場の土地、この方とこの方のお母さんの土地だということをお聞きしていますし、さらには本市の公平委員長を務めてある方も中村裕彦さんということですが、市長の応援演説をされた中村裕彦さんという方は、この公平委員長の中村さんでよろしいのでしょうか。

市長（石田宝藏君）

この方は、そうです。そのとおりですが。

9番（荒巻英樹君）

このことについて、多くの市民の方から非難の声が上がっているわけなんですけれども、

そういった公平委員長の方が市長の応援演説をされるというところに関しまして、市長の御見解をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

この方についても、地位の利用とか、そういうものはないと思いますよ。

9番（荒巻英樹君）

個人の活動だから問題ないという、きのうの三小田議員への区長さんの活動に対するコメントと同じということで理解してよろしいでしょうか。 ありがとうございます。

ただ、やはりきのうの三小田議員の質問の部分でちょっと私、答弁がなされていなかったように思いますけれども、やはり区長さん、市長の見解では個人としては問題ないだろうということをおっしゃいましたけれども、逆に話を受けたほうは、だれだれさんというんじゃなくて、だれだれ区長ということで受けるかと思しますので、やはり何らかの制限といたしますか、必要じゃないかなと思っているところでございます。

それから、もう1点市長にお尋ねします。

ちょっと細かい数字を言いましたので、市長も控えができていないかもしれませんけれども、要は筑紫町観光駐車場で去年、19年度少なくとも876,600円の赤字だったということをおっしゃいましたけれども、先ほども市長、市民の財布を守るということもおっしゃいましたけれども、今のままだと、これをそのまま続ければ、市民の財布は守らずに、中村家の財布を守っていることになるんですけれども、その点では市長いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

ちょっとお答えしますけれどもね、広義の解釈、狭義の解釈、荒巻議員、気持ちはわかりますよ。しかし、これは1年、2年、3年、継続的なものを眺めて統計を出さなくちゃわかりません。まだ周知されていない部分もかなりございます。また、社会的な資本、アクセスも随分変わってまいりました。それから、一年じゅう通して、果たして観光地はすべてのところがにぎわっているんでしょうか。観光の旅行者にもお勤めになった荒巻議員、賢明な方ですから、1つは、道路交通法が変わりました。私が市長に就任したとき、柳川には二度と来ないよと、道路交通法、警察から切符を切られたと、そんな苦情もたくさん来ました。それから、過去の議会を眺めてみましても、地元の椛島議員と駐車場を一日も早く、この前も私は何度となくお会いしましたけれども、本当によかったと言って喜ばれました。

また、荒巻議員もごらんになったと思いますけれども、平成12年3月、この柳川市の観光基本計画、このですね、教えますよ。69ページ、「駐車場」と書いてあるんですね。「現在、柳川地域へ観光に訪れる最も一般的な交通手段は自家用車となっておりますが、市内中心部にはまとまった台数を収容できる駐車スペースが無いため、路上駐車も多く見られます。今お話しのとおりです。また、市内の駐車場のほとんどが民間の施設に依存しているため、今後は公的な施設の整備が必要です。整備の位置については、柳川市観光の中心となってい

る御花や沖端地区から徒歩で移動できる距離であることが条件となる」、こんなことはしちやいけないんですか。また、駐車場だけをとらえることではなくて、そこにおいでになったお客様が、リピーターが沖端かいわい、御花、白秋生家、戸島邸、こういうものをお回りになってお土産屋にお金を落とされる。あるいは食堂、飲食店等、そこで飲食される。こういうことの試算もしなけりゃ、この876,600円、財布は私は満たってきていると思いますよ。

9番（荒巻英樹君）

駐車場は要らないとは言っていないですね。要は、お客さんがいないときは無料にして、要らない人件費なんかは省いたらどうですかと言っているわけなんで、そのことを履き違えてあるかと思しますので、いいです。もう次に行きます。

それでは、大きい2項目めの市営住宅なんですけれども、本町団地と鳥の水団地を統合して別の場所に建てたいということなんですけれども、私としては、これが何億円もする事業になるかと思えますけれども、できればやはり民間の施設が今どれだけあるか、細かいデータを持っていませんけれども、民間のそういった住宅を活用するということを検討していただきたいと思っているんですが、その点いかがでしょうか。

建設課長（横山英眞君）

民間住宅の有効活用についてということでございます。

まず、公営住宅の目的でございますけれども、地方公共団体が建設、買い取り、または借上げを行い、低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸しすることにより、国民の安定と社会福祉の増進に寄与するということになってございます。もともと公営住宅は、震災による住宅難の解消を第一の目的に全国的に進められております。また、高度成長期には勤労世帯の受け皿として大量に建設されております。その後、地方公共団体の直接建設による供給方式から、新たに民間住宅の借上げや買い取りなど、民間住宅や既存ストックの有効活用を通じて公営住宅を供給することが可能となっております。

ただいまの御質問でございますが、民間住宅の有効活用を検討したらどうかということでございます。この制度を利用し民間住宅を借上げ、または買い取ることによる市営住宅とする方法もございます。ただし、民間住宅を公営住宅として活用するとなれば、床面積、間取り、外壁等の建物の基準に加えまして、道路幅員、児童遊園地、集会所等、その附帯施設についても公営住宅等整備基準に適合するものでなければ、借上げや買い取りができないということになってございます。

ちなみに、県内にこのような民間住宅を借上げている例があるかどうかということ进行调查いたしましたところ、今のところ福岡市以外においては、その他の市町村にはないという状況でございました。当市におきましても、このような形での民間住宅の有効活用は厳しいものではないかというふうに思われます。しかし、荒巻議員の御指摘のとおり、市の財政負担を少しでも削減するとの観点からすれば、住宅政策においても今後の検討課題とは考えら

れるというふうに思います。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。いろんなクリアしなきゃいけない条件はあると思いますけれども、先ほど答弁がありましたように、現実、福岡市にはあるということですので、検討を要望したいと思います。ちなみに、これはあくまでも単純なシミュレーションですけれども、やはり一括して8億円、9億円、もちろんこのうちに国庫補助がかなりあるとは思いますが、やはり一度にかかるよりは、仮に月40千円の家賃で20千円の補助を行ったとしてシミュレーションをとりますと、1年で20千円掛け12カ月の60世帯で14,400千円、10年で144,000千円ということになりますので、やはり厳しい昨今の状況ですから、そういったことも今後のために検討いただきたいと思います。

次の項目に移らせていただきます。

雇用促進住宅なんですけれども、概要に関しましては先ほど言いましたように、きょう熊井議員のときにお話しいただきましたけれども、やはり一番大切なのは現在お住まいの方の負担をなくし、そして、柳川市からの人口の流出を防ぐことだと思いますけれども、1つお尋ねしますけれども、今、本市の市営住宅はペットは禁止と聞いていますけど、どうですか。

建設課長（横山英眞君）

柳川市の住宅管理条例には、ペットの持ち込み禁止を明確にはうたってございません。ただ、第25条に迷惑行為の禁止ということで、「入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない」という部分に該当するかと思われます。そういうことで、現在、何軒かおられます。私どもも本人さんに強く指導しながらしているところでございます。あとはやはり、まだ今のところ入居者のマナー、モラルに任せているところでございます。何軒かは手放していただいたところもございます。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

そこで、執行部のほうには考えていただきたいんですけども、逆にペットを飼える住宅を整備する。これに関しましては、以前、ペットが飼える住宅のマンションの広告が市の広報紙に載ったということで、私、この場で異論を唱えさせていただきましたけれども、ペットが飼える市営住宅というか、とにかく団地を整備すればおのずと、ですから、それ以外のところははっきりとお断りができるということになるかと思っておりますので、そういった形、もしくは仮称わんわん団地ですね。もしくは多子家庭向け、仮称子たくさん団地、それから、けさ熊井議員からこんにちは赤ちゃんの施策とかありましたけれども、こんにちは赤ちゃん住宅、これは御存じだと思いますけれども、静岡県蒲原町、今、合併して静岡市になっていますが、実際そういった施策もやっていたらいいと思いますので、そういったことも今後の

検討に含めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、3項目めに移りますけれども、時間外開庁につきましては、やはり自動交付機の利用促進ですね、これは私も同じ意見でございます。ちなみに、本市では柳川庁舎、三橋庁舎、大和庁舎に設置されておりますけれども、福岡県の福津市 旧福岡町と津屋崎町が合併したところですが、そこは実は福津市の本庁舎には自動交付機は置いてありません。本市でいいます水の郷に該当する施設に自動交付機が設置してありまして、詳しくその利用状況を確認したわけじゃないんですけれども、そういったことも検討の一つに入れていただければと思っております。

それから、檀一雄さんの遺品の件ですけれども、教育長のほうから練馬区の熱い熱意ということで御答弁いただきましたけれども、そういった途中の経緯は私わかりませんが、事実、練馬区の現平成21年の定例議会、多分2月議会だと思いますけれども に実際、練馬区のほうで提案をされておりました。4,410千円を文化、スポーツ、故檀一雄氏の書斎保存など文化芸術資産を活用する。区にゆかりのある直木賞作家故檀一雄氏の書斎を解体し、公開に向けて整理、保存しますということで、具体的に練馬区さんは石神井の道路拡幅ということで、私も調べさせていただきました。結論が出ておりましたので、非常に残念なんですけれども、やはりこのようなチャンスはなかなかないかと思っておりますけれども、練馬区を上回る熱意が本市になかったということで非常に残念なんですけれども、この件に関しましては、ちょっと残念ですけれども、事実は事実として受けとめたいと思っております。

ただ、観光に関しましては、別途、オノ・ヨーコさんのおじいさんの実家のところに観光の看板がないということで、観光大使の原さんのほうも常々おっしゃっておりますので、私もぜひオノ・ヨーコさんの祖父の実家のところには観光看板を設置していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、チャレンジデーに関しましては、笹川スポーツ財団の専務に説明を受けたということですが、そして、市全体よりもまず先に地域ごとの参加を推進していきたいということを御答弁いただきましたが、できれば笹川財団、主催するほうですけれども のお話も大切かと思っておりますが、現在実施している自治体、近隣でしたら大川市さん、筑後市さん、現実なさっていますので、できれば先方の御担当の方にお話を聞いていただいて、もちろん御苦労は大変だということは重々承知しておりますが、ぜひとも最終的には全市での取り組みができるようお願いしたいと思います。

それから、市長、最後の4項目めで4年間を簡単にまとめていただいて、ありがとうございました。それで、実際にももちろん4年間を、私、2年数カ月をこの時間で、残りの時間、1時間かけても実際できない話なんでしょうけれども、その中で幾らか、若干個別の話になりますけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

危機管理についてお尋ねしたいと思いますけれども、「広報やながわ」3月1日号で、市

長は1月20日の発砲事件のことをお書きになっておりまして、あの暴力追放大会に関連する分なんですけれども、ちょっと残念だったのが、午後11時過ぎに記者からの電話で知ったということを述べられておりますけれども、ちょっとその辺で、本市のそういった緊急の連絡網がどうなっているのかをお聞かせください。

消防長（竹下敏郎君）

発砲事件は別として、柳川地方に災害があったり、大事故があったりと、そういった場合は通信司令室から当然市のトップである市長のほうに報告する、また、緊急の場合には県の応援協定を利用してするということでございますけれども、今回の発砲事件についてはそれに当たらないということで、私のほうからは市長のほうに連絡はしなかったということでございます。

通常の災害の場合は、そういうふうな危機管理は持っております。この事件は当たらなかったということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ちょっと残念なんですけれども、やはりこういったこと、時間が市長が何時に知ったかというのは、私はこれで問うあれはありませんけれども、やはり新聞記者からの電話で知ったというのは非常に残念なことだということをここで指摘させていただきたいと思えますし、今後はそのようなことのないように、やはりもっと密な連絡体系を図っていただきたいと思えます。

それから、次、産業経済部長にお尋ねします。

先週金曜日ですね、大和干拓の公民館で開催されました漁業団地説明会なんですけれども、もちろんこれは公務で石田市長も御参加の分ですけれども、これの簡単な内容をちょっとお聞かせください。

産業経済部長（田島稔大君）

先週になりますか、27日ですね、今度4月から、今漁期の終わったところでノリの支柱を漁業団地の中に搬入するというふうな計画をしておりますので、搬入の前に地元の行政区、大和干拓の行政区の皆さんにお話をしに行つたと、ただそれだけでございます。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。これは有明新報にも掲載がございましたし、本市のホームページにも漁業団地地元説明会ということございましたので、実は隣にいらっしゃる藤丸議員とともに、議員活動の一環として漁業団地のことが気になりましたので、お邪魔させていただきました。

実際ですね、先ほども出ていましたけれども、新規入居の話ではないだろうし、もしかし

たら排水に関する説明なのかなとも思いながら会場へ行ったわけなんですけれども、先ほど部長から答弁がありましたように資材置き場の話だから云々というようなことで、地元の方からお引き取りくださいということでございました。地元の方々と争うのは私どもの本意ではありませんし、先ほど御説明がありましたように市の業務でありますし、市長は当日は遅い時間でありながら、公用車を使わずに御自分で運転して、わざわざ公用車を使わずにお見えいただきましたけれども、そういった形で市の事業である話で、そういったお引き取りくださいということだったのは残念だったんですが、もっと残念だったのは、私は市長が地元の方を説得してくださるんじゃないかなとも思いながら席を立ったんですが、残念ながら市長はそういった説得をいただけませんでした。ちょっとそこら辺、市長の御見解をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

そのとおり、産業経済部長が申し上げましたとおりに、資材が、いわゆる漁業団地に支柱を置く、その車の順路、こういうものの説明でございますので、逆に無用の方がお見えになっていると混乱を起こしかねないというようなことでの地元の方の配慮であったんじゃないかなと思います。したがって、何ら意図はございませんし、私が説得するようなことでもなかったと思います。

9番（荒巻英樹君）

済みません、無用の方ということに関しましては、私は非常に憤りを感じております。（発言する者あり）無用の方と。（「無用の混乱」と呼ぶ者あり）いいです、いいです。

それでは、市長にお尋ねします。

昨年の11月だったと思います。太宰府の初代太宰府 太宰府町から市に昭和五十六、七年ごろなっていたと思うんですけれども、初代の太宰府市長がお亡くなりになられたときに、現太宰府市長がその方のことを、太宰府の父だったというコメントを述べられておりました。市長、この話ですけど、市長も20年後か30年後か、そういうときを迎えられるわけなんです、そのときにその20年後、30年後の柳川市長からどんな言葉、初代石田市長は柳川の何々だったというようなことですね、どういうコメントがあると思われませんか。

議長（龍 益男君）

荒巻議員、最後の質問です。

9番（荒巻英樹君）

議長、済みません。これは他人のことなんで難しいと思うんですけれども、逆に市長は、じゃあ将来の市長に、石田市長はこうだったと、どう言ってほしいか、それをお尋ねして、最後の質問にします。

市長（石田宝蔵君）

あの方は苦労人だったねと、苦労されたねということを言われるでしょう。

議長（龍 益男君）

荒巻議員、終わりました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時39分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成21年3月16日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
12番	荒 木 憲	13番	伊 藤 法 博
14番		15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
18番	近 藤 末 治	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	龍 益 男

2.欠席議員

11番	矢ヶ部 広 巳	21番	大 橋 恭 三
-----	---------	-----	---------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	惠	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	均
人	事	高	田		郎
総	務	櫻	木	重	厚
企	画	樽	見	孝	信
財	政	石	橋	真	則
税	務	武	藤	義	剛
健	康	川	口	敬	治
福	祉	木	下	正	司
学	校	成	清	一	巳
建	設	横	山	英	廣
農	政	成	清	博	眞
水	路	安	藤	和	茂
	課	長			彦

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

5. 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 各委員長報告について

1．総務委員長報告について

議案第4号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第13号 平成21年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

2．建設委員長報告について

議案第7号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第14号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計予算について

議案第15号 平成21年度柳川市水道事業会計予算について

議案第17号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

3．教育民生委員長報告について

議案第5号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第6号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第9号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第10号 平成21年度柳川市老人保健特別会計予算について

議案第11号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第12号 平成21年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第18号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について

請願第18号 古畳の焼却処分の合理化についての請願書

請願第19号 介護保険料の徴収方法等に関する請願書

4．予算審査特別委員長報告について

議案第8号 平成21年度柳川市一般会計予算について

日程（3） 議案第28号 介護保険料の徴収方法等に関する意見書について

日程（4） 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

午前10時 開議

議長（龍 益男君）

おはようございます。本日の出席議員26名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程１．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。

平成21年第２回柳川市議会定例会最終日の日程等について、３月13日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その報告を申し上げます。

日程２が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程３が、議員提出の議案第28号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程４が、閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託申し出についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げます。

終わります。

議長（龍 益男君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２ 各委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程２．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務副委員長（島添 勝君）（登壇）

おはようございます。矢ヶ部委員長が欠席されておりますので、かわりまして、総務委員会の審査結果を御報告いたします。

２月26日の本会議において当委員会に付託を受けた議案２件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第4号 原案可決

本案は、平成20年度柳川市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

補正前の予算額「267億7,733万円」に「12億9,103万4千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「280億6,836万4千円」としようとするものであります。

審査の過程において、国の第2次補正に伴う定額給付金の給付開始時期とプレミアム商品券事業補助金との関係や後期高齢者医療療養給付費負担金の増額理由、観光・道路案内板整備工事にかかる設置箇所、一般廃棄物処理施設建設及び整備基金繰入金の減額理由等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第13号 原案可決

本案は、平成21年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は、歳入歳出ともに「5千円」の科目開設の予算となっております。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。

議長（龍 益男君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（三小田一美君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

2月26日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては、記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4 結果

(1) 議案第7号 原案可決

本案は、平成20年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第14号 原案可決

本案は、平成21年度柳川市下水道事業特別会計予算についてであります。

執行部よりの詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第15号 原案可決

本案は、平成21年度柳川市水道事業会計予算についてであります。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(4) 議案第17号 原案可決

本案は、市道路線の認定、変更認定及び廃止についてであります。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上をもちまして、建設常任委員会の報告を終わります。

議長(龍 益男君)

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長(太田武文君)(登壇)

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、教育民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

2月24日の本会議において当委員会に付託を受けた請願2件、並びに2月26日の本会議において当委員会に付託を受けた議案7件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第5号 原案可決

本案は、平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(2) 議案第6号 原案可決

本案は、平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案につきましては、介護用品の貸出について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(3) 議案第9号 原案可決

本案は、平成21年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。本案につきましては、繰越金や基金の状況、また国保税の滞納等について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(4) 議案第10号 原案可決

本案は、平成21年度柳川市老人保健特別会計予算についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(5) 議案第11号 原案可決

本案は、平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案につきましては、福祉協会負担金や制度見直しの状況について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(6) 議案第12号 原案可決

本案は、平成21年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。本案につきましては、不納欠損等について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(7) 議案第18号 原案可決

本案は、柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(8) 請願第18号 採択

本件は、古畳の焼却処分の合理化についての請願であります。本件につきましては、

近隣並びに本市における古置焼却の現況について、執行部より詳細な説明を受けました。

当委員会としましては、審査の結果、賛成多数で採択と決定致しました。

(9) 請願第19号 採択

本件は、介護保険料の徴収方法等に関する請願書であります。

当委員会としましては、審査の結果、全員異議なく採択と決定致しました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会副委員長（島添 勝君）（登壇）

議長の命を受けましたので、予算委員長報告をいたします。矢ヶ部委員長が欠席されていきますので、かわりまして、予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

2月26日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第8号 原案可決

本案は、平成21年度柳川市一般会計予算についてであります。

予算規模としましては、歳入歳出ともに「249億3,000万円」とし、前年度と比較して額にして9億3,800万円の減、率にして3.6パーセントの減となっております。

平成21年度の予算は、本年4月が市長の改選時期に当たるため、骨格予算で編成し、経常経費の計上を基本とし、新規の施策は次期市長の政策的判断に委ねることが望ましいとされ、予算計上を控えることを原則としています。

骨格予算に計上していない新規事業予算等については、肉付け予算として今後補正予算に計上されていくことになるとおられます。

予算の内容の特徴としては、総務費では、生活安全対策費、選挙費、農林業センサス費等の指定統計費、民生費では、こんにちは赤ちゃん事業等の児童福祉総務費、衛生費では、小型合併処理浄化槽設置事業補助金、塵芥処理費、産業振興関係では、中小企業者等経営安定資金融資預託金、漁業団地の整備費、土木費では、生活基盤道路の整備、区画整理事

業や密集住宅市街地の整備、教育費では、理数教育振興費、外国語教師派遣委託料等に要する経費の計上であります。

当委員会は、3日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、市税関係で、市民税の減額要因、保育料滞納分の徴収率向上のための対策、地域振興基金活用に当たっての考え方等について活発な質疑がありました。

歳出審査では、新設された暴追相談員の役割、生活保護の適用状況と実態調査、クリーンセンター焼却炉の維持補修と今後の整備計画、い業振興費、水路・遊歩道の清掃費、漁業団地整備事業の浄化施設整備の取り組み、起業誘致アドバイザーの効果、清掃ボランティア等について活発な質疑がありました。

総括質疑では、各種団体等補助金の公益性・妥当性などの精査の実施状況、市民協働政策等について質疑がありました。

また、小学校校舎の耐震工事、改修工事については、平成26年度まで適用される合併特例債を積極的に活用し完了されたいとの意見がありました。

当委員会といたしましては、審査の結果、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（龍 益男君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を、各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第4号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

10番藤丸富男議員から反対討論の通告がっておりますので、藤丸議員の発言を許します。

10番（藤丸富男君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、補正予算（第4号）につきまして反対討論を行います。

平成20年度柳川市一般会計補正予算（第4号）、19款・諸収入、4項・雑入、3目・雑入の産炭地域活性化基金助成金、それに関する歳出、使われ方につきまして疑義があります。

平成20年度予算では、59,400千円が道路改良に充当、残り126,600千円は21年度から23年度まで、全額旧大和町3路線の道路整備事業に充当される計画となっております。

この助成金は、国の産炭地域振興臨時措置法の失効に伴い、今後の5年間、産炭地域に残された課題に取り組んでいくための助成金であります。

助成金の金額につきましては、新聞等の報道にもありましたように、福岡県の基金85億円のうち、5,675,000千円が県内25市町村に交付されております。柳川市、大和町への配付は、実際は186,000千円となっております。最高額、大牟田市1,266,000千円、最低額、東峰村3,300千円などです。交付金の、これはマスコミですけれども、県の方針を見て、この基金は市町村に直接配付するものではなく、県産炭地域振興センターの事業主体により、企業誘致や市町村独自の振興プロジェクトなどの各自治体の事業への助成金として交付されているのであります。

平成19年8月30日、県より交付された金額の通知の後、平成19年10月18日に柳川市水の郷で行われました青年会議所「市長と本音で語ろうマニフェスト会」という題目で行われたわけなんですけれども、市長の答弁は次のようでした。

まず、農業、漁業、水産業、商工業、子育てといろいろありまして、冒頭に格差の問題、自主財源の問題、そして、地方交付税交付金の配分など、全国知事会市長会といろいろ本当に詳しく説明していただきました。東京都の石原知事の件につきましてもお話をされております。

次に、司会者より、ベンチャー企業について何件ぐらい相談がっておりますかという問いに対しまして、担当部長だったと思いますけれども、企業を起こしたという話は今のところまだということでありました。

続いて、この件につきまして市長より、旧産炭地臨時措置法が切れまして、福岡県の基金が85億円あるんですよ。その配分がつい先般マスコミに公表されました。これは旧産炭地といいますと、臨時措置法で言う第6条の市町村、6条といいますと、条件に当てはまるが、県南では大牟田と高田と大和町、柳川の中でも大和町は該当するんですよ。これはベンチャー企業として、ノリの関連企業として、水産業の関連、農業の関連、こういったものが発起されますと、12億円だったかな、寄附ですからということ、大和には配分金が来ていますと、枠だけあります。ですから、こういったものを使っていたきたい、これはことしからの制度で、手を挙げてくださいと。基金を取り崩してやるということは、ですから、県の考え方としては、当該ベンチャー企業を立ち上げてやった場合、50,000千円が1年間で研究がですね、ですから、そういったものをぜひやっていただきたいと思います。大和の地内でやられる方には、柳川市民であればだれでも結構でございますが、とにかく大和の地でやられる

方につきましては、そういった研究費の支援策があります。でも条件があります。大学産学、連携してやらねばならない条件でありますけれども、ぜひとも機会を逃さずやっていただきたいと思っておりますと、こういう内容でございました。私も県の内容と市長の説明は全く同じだと思ひまして、感心をした次第であります。

したがいまして、今回の補正予算、この事業概要を考えますとき、私は青年会議所の皆さん、多くの来場された市民の方に説明されたことが全く考慮されず、無視した今回の事業計画と私は思っております。青年会議所にお聞きしましても、この件で相互間の具体的な話は行えなかったということであり、また、執行部担当に聞いても、「私は会場に行っておりません」と言っております。言いつ放し、聞きつ放しでは会議開催の意味がなく、麻生総理大臣の言葉をかりれば「いかななものかな」という思いであります。

常日ごろ、柳川市では、報・連・相の重要性を強調される中で、少なくとも関係職員に今回のマニフェストの検証の件について、質疑なり、お聞きするなりしておくべき重要なこの法案だったと私は思っております。

柳川市では、20年4月1日、機構改革により産業活性化推進室を独立して設置した意義を私は強く感じておりました。頑張っておられる姿は今、3月定期監査ですけれども、今後、青年会議所の皆さん、市民の皆さん、より深刻な不況が迫る中、相談に来庁されたとき、財源を含めてどのような対応ができるのか、疑われます。市役所は市民に対するサービス業と言えます。そのとき、その場限りの発言、言葉で受けねらうことは市民を惑わすこととなります。惑わすことで言葉の詐欺と思われるかもしれません。私は今日まで首長を含め、執行部の方々には何のこだわりも持っておりません。一般的に言葉、発言には一貫性が必要であり、責任があります。私も含め、人間だれしも言えることではなからうかと感じております。

ですから、市長は発言に責任を持ち、柳川市民の皆さんの願いなり、要望をお聞きいただいた上で助成金の検討をやっていただきたかったし、この活性化助成金の本来の趣旨を十分にさせていただき、21年度以降分については骨格予算ということでもありますので、ぜひ再検討していただくことをお願いし、この4号補正については反対いたします。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

ほかに討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 平成21年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の報告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第7号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第14号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号 平成21年度柳川市水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 平成21年度柳川市老人保健特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第12号 平成21年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第18号 古畳の焼却処分の合理化についての請願書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択と決定いたしました。

お諮りいたします。請願第19号 介護保険料の徴収方法等に関する請願書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択と決定いたしました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第 8 号 平成21年度柳川市一般会計予算について討論を行います。

26番梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

26番梅崎和弘です。議案第 8 号 柳川市一般会計予算についての反対討論を行います。

今回の予算は、4月に行われます市長選挙のため、骨格予算となっております。

そこで、新規事業などの予算は入っておりません。住民のために必要な予算は大いに賛成であることをまず表明しておきます。しかし、各項目の中にはどうしても納得できない点が大きく分けて2点ほどあります。

第1点目は、同和問題の関連する予算でございます。2002年3月に同和対策特別措置法が失効しておりまして、同和行政の法的根拠がなくなっております。同和関係の平成21年度当初予算によりますと、人件費、人権同和対策室3名、同和教育推進室3名、人件費が39,582千円、総務費、同和団体の補助金が4,680千円、それから、民生費の中に人権同和対策費がありますけれども、この中に29,590千円、これは21年度のみ繰出金10,378千円の増が入っております。民生費としまして、保育所入所などに283千円、衛生費としまして、同和地区出産助成が210千円、教育費が同和地区女子入学進学奨励費補助金などを入れまして9,240千円、それからまた、教育費、人権同和教育費としまして16,596千円、合計しますと100,181千円と、このようになっております。

高知県では、2002年度に同和関係予算を廃止しておりまして、長野県は2004年3月に同和教育を終結しております。また、旧南光町では、25年前に同和行政を廃止して、一般施策に回し、同和教育をやめ、自由で民主的な公民活動を活発にしております。同和事業を廃止してこそ、国民的融和で差別を解消することができると、私はこのように思っております。

また、福岡県も、基本的にはこの同和予算を廃止しております。市長には、いわゆる予算

編成権があるわけでございます。同和事業を早急に廃止して、一般行政に移行すべきである、私はこのように思っております。

第2点は、本市の基幹産業であります農業関係の予算について、今100年に一度と言われる大不況の時代です。こういう時代におきまして、いわゆる農業関係への仕事につく人たちがふえております。昨日もテレビで放映しておりましたけれども、農業関係の仕事につきたいと、こういう人たちがふえているということでございますので、いわゆる新規就農者の予算、支援に対する予算、こういうものがぜひ必要じゃないかと思えます。

今、減反面積が4割を超えております。今回、転策作物としまして、ブロッコリーからツボミナ、ソラマメなどが検討されておりますけれども、予算措置はたったの800千円であります。同和関係の予算と比べますと、100分の1以下でございます。かつて、昭代地区はい草が盛んで、天皇賞を受けたことがあります。いわゆる、い草にかわるような転策作物の検討が必要であり、思い切った発想の転換、予算措置をすべきであると、このように思います。

ほかにもいろいろありますけれども、住民の福祉の増進を図るという自治体本来の役割を發揮できるような予算の使い方、いわゆる行政の効率的運営と住民サービスの充実を両立させることが必要だと思っております。

以上でございます。

議長（龍 益男君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

ほかに討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

実は市長の任期も迫っておりますので、理由は旅費の問題であります。公金の詐欺または背任にもつながる事件でありますので、再確認をお願いするものでありますので、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（龍 益男君）

三小田議員の旅費の問題の緊急質問であります。

ただいま三小田議員から旅費の問題についてということで同意が求められましたので、緊急質問をしたいとの意向、同意が求められましたので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時40分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

三小田議員より提出された九州市町村首長交流会への出張についての緊急質問についての取り扱いを議会運営委員会で協議されましたので、委員長より報告をお願いします。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

ただいま議長から御指名をいただきました。議運を開催いたしまして、非常に長い時間費やしましたことにつきましては、深くおわびを申し上げたいと思います。

緊急質問のやり方については、いわゆる緊急であるのかどうかということと、それから、万やむを得ない事情があるかということと、それから3点目には、議員全体の議会として総意がどういうふうに決定をするのかということの3点について、非常にけんけんがくがく論議を尽くしていただきましたが、結論が出てまいりません。どうしてもいろんな形での見方、考え方がございましたが、ただしかし、過去の一般質問の中で3人の方については公務であるのか、私用であるのかという部分については、市長の答弁としては公務であるという答弁がなされております。

しかしながら、では、いわゆる九州青年町村会OB会、このことが、なぜ九州市町村首長交流会という名称に変わったのかということについては、全く市長の答弁がなされていないという点で、やはり今後、選挙を前にして、この次の議会、「たら」「れば」の話でありますけれども、もうお出にならないのかもしれないという観点からして、この問題について明確に答えをいただくのは今回に限るのではないかということから、この問題につきまして、ひとつ三小田議員から緊急の質問をいただくということで、一応議運としてはお考えをまとめていただいたわけではありますが、これは最終的には皆さん方の議会としての総意をこの場で議長からお諮りをいただき、その結果に基づいて結論を出していただくようお願いを申し上げます。

非常にわかりにくい、しかも明確な答えを出せなかった議運として、深くおわびを申し上げまして、皆さん方をお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（龍 益男君）

三小田議員の九州市町村首長交流会への出張についての緊急質問の件を議題として採決します。（「議長」と呼ぶ者あり）

22番（藤丸正勝君）

今の議会運営委員長の答弁に対して、やはりまず最初、1点目ですね、緊急動議が出されよったわけですね。その緊急質問に対しての議会運営というのは全くなしてないと。議会運営上、これが本当の議会かというようなルールにのっとった議会運営というのは、我々はこの本会議場で議員には何の動議、賛成、これをまずとっていないと。その最初から間違っておるわけですよ。まずそれが1つですね。

それから、議会運営委員会を開かれたということで、これは緊急質問に当たるかどうかという問題でございます。

緊急質問というのは、以前、この本会議場でも、どういうことがこの緊急質問に当たるかという趣旨説明がありました。だから、その緊急質問というのは、本当に一般質問の中のことが緊急質問に提案されて、それを質疑、議論されることか。これは本当にこれがされるかということでございます。私に言わせると、これは時間の無駄でございます。

それから、議会運営委員の中で、やむを得ないとか、そういう結論でこの議場に持ってきては困るわけですよ。そうじゃないですか。それは動議が成立したかしないかもわからん議会運営委員会の中で、やむを得ずにこの本会議場でそういう答弁を議会運営委員長がされるということ、これは全くのルール違反、議会無視でございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それから、議会の総意というのは、それはやはり我々市民の皆さんから負託された以上は、議員同じ議題に対して、賛成、反対の意見は皆さんそれぞれあると思うんですよ。でも、議会運営委員会で話ができないから、議会の本会議で総意をとというような趣旨でございます。それが本当の議会運営委員かということを私は強く言いたいんですよ。これが本当の柳川市議会の議会運営ですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）議長、あなたもやっぱりもう少しはっきりとその辺の運営はしてもらいたいと思います。これが本当に議会の運営ですか。緊急質問ですか。私は事務局にお尋ねします。緊急質問というのはどういうふうな趣旨ですか。教えてください。

議長（龍 益男君）

ここで暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後0時4分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

三小田議員の九州市町村首長交流会への出張についての緊急質問の件を議題として、採決します。

三小田議員の九州市町村首長交流会への出張についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程3として、日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成少数であります。日程の順序を変更し、直ちに発言することは否決されました。

日程第3 議案第28号

議長（龍 益男君）

日程3 議案第28号 介護保険料の徴収方法等に関する意見書についてを上程いたします。議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

19番（太田武文君）（登壇）

19番太田でございます。議案第28号 介護保険料の徴収方法等に関する意見書について提案理由の説明を申し上げます。

近年、公的年金より税金や社会保険料が天引きされるようになっております。しかしながら、高齢者にとって貴重な収入源である年金は、全額本人に支払われるべきです。

そこで、政府に対して、介護保険料の徴収方法について特別徴収と口座振替との選択制にすること、また、所得税、国保税、住民税も同じく選択制にすること、そうして、後期高齢者医療制度の見直しを求め、意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午後0時9分 休憩

午後0時9分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第28号 介護保険料の徴収方法等に関する意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（龍 益男君）

日程4 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について、お手元に配付いたしております申出書のとおり所管事項調査を平成22年3月末日まで付託されたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出のとおり所管事項調査を平成22年3月末日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり所管事項調査を平成22年3月末日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

これをもちまして、平成21年第2回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午後0時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 龍 益 男

柳川市議会議員 伊 藤 法 博

柳川市議会議員 樽 見 哲 也